

民間放送史

中部日本放送編

はしがき

東京大学・新聞研究所長

城戸又一

民間放送の電波が日本ではじめて発射されてから、まだ十年にはならない。しかし、民間放送会社設立の気運がうごきはじめたのは、ほとんど終戦と同時であった。そのころから数えればもう十五年になる。民間放送史が一冊の本にまとめられても早すぎるというところか、早く手をつけないと草創期のことはわからなくなる。資料は散逸し、人は変つてゆく。幸いにして今ならば遅すぎるということはない。

だれかが手をつけるべきしごとであった。そのことには多くの人が気づいていたであろう。が、実際に放送関係の現場にいる人たちは、過去をかえりみる暇はない。それよりも、その日その日の問題を処理し、明日のことを考えるのにいそがしい。常に未来を志向し、過去は念頭にないのがマス・コミ人の習性である。それが長所ではあるが、短所になることもある。中部日本放送と「CBCレポート」編集部が、そこに目を向けて、民間放送史をまとめあげたことは、ひとつの大きな功績であった。

あらためていうまでもなく、民間放送が出現したことは、日本の放送史にとって画期的な出来事であった。NHKの独占は破られた。はじめ、企業としての成立さえあやぶまれた商業放送は、実際に開局してみると、もっとも樂觀的な予想をしていた人もおどろくほどの盛況を呈した。短日月の間に、大発展をとげ、テレビ開始とともに、事業はますます拡大されて行った。

世人が民間放送の出現を歓迎したことが、この事実のなかによく現われている。放送は変化に富んだものとなり、意見の多様性が反映され、文化の大衆化と普及に大きな役割を果たしてきたことを、卒直にみとめなければならぬ。しかし、年を重ねるにしたがって、その欠陥が現われてきたことも、すべての人がみとめるところである。視聴率の競争からくる番組の低俗化、意見の画一化、あらゆる商業主義など、商業放送としての避けがたい病弊が、マス・メディアとしての社会的責任と背反するような形で、起ってきた。

常に将来へ向つての可能性を探求することは、むしろ大切である。

その点については、マス・コミ人に関するかぎり、あまり心配はいらない。そうすることが習性であり、むしろそうせざるをえないのがマス・コミ人であるからだ。

しかし、それとおなじように大切なことは、ここで、今までに歩んできた道をふりかえってみることである。はじめに考えた方向とちがった道に迷いこんでいはいはしないか、理想が現実との妥協の中でゆがめられていはいはしないか。ひたむきに前へ前へと進んできた民間放送は、このへんで一息入れて、静かに考えてみてもいいだろう。今は、そういう時期になっているように見える。ともかく、放送は、公共放送であれ、商業放送であれ、日本の文化の問題に直接的な責任を負っている。

この本は、そういう意味での反省の役にも立つものであつてもらいたいと思う。放送史研究上の重要な資料として役立つことはつけ加えるまでもない。

一九五九年十一月

目次

はしがき

1

第一篇 電波解放をめざして——敗戦から電波三法の成立まで

1

はじめに

1

第一章 民間放送計画の胎動

2

第二章 「フリー・ラジオ」の理念の出発点

23

第三章 占領政策の固い壁——一度は流産に終わった胎動期

35

第四章 GHQの政策転換——臨時法令審議委員会のかくれた功績

47

第五章 にぎりつぶされた「第一次放送法案」

55

第六章	電波解放ついに成る——第七国会で電波三法成立	65
第二篇	はげしい免許獲得競争——二十六年の第一次予備免許まで	77
第七章	雪だるま的に広がった民放申請	77
第八章	混乱する初免許の方針	96
第九章	第一次予備免許十六社に決定	106
第十章	民間放送連盟の誕生	121
第三篇	開局第一声	131
第十一章	民放の番組アイデアはどうして生れたか	131
第十二章	処女電波発射さる——二十六年（一九五二年）九月一日——	147
第十三章	第二、第三陣は朝日放送とラジオ九州	159
第十四章	ラジオ東京開局す	163

第十五章	ローカル局建設の辛酸・異色な生いたちの文化放送	171
第四篇	草創期の民間放送	179
第十六章	草創期の編成と営業をめぐる諸問題	179
第十七章	スポンサーの態勢と電波料問題	184
第十八章	民放の編成理念が育ち行く過程	192
第五篇	民放ラジオの展開期	202
第十九章	地方局ラッシュとデフレの到来	202
第二十章	ネットワーク問題の動向——複雑な系列化——	209
第二十一章	不況下の民放に漂った危機意識	229
第六篇	テレビ時代への序幕	235
第二十二章	正力構想の発表とNHKの対抗	236

第二十三章 電波監理委員会をもみつぶしたテレビ免許の激論 246

第二十四章 はげしい開局のトップ争い 253

第七篇 民放ラジオの成熟期 259

第二十五章 経営好転と編成の変貌 259

第二十六章 番組批判と民放規制論 266

第二十七章 民放ラジオ成功の諸原因 271

第八篇 民放テレビの定着と地方普及 278

第二十八章 ラジオ東京テレビの開局 278

第二十九章 大阪と名古屋のテレビ開局 282

むすび——民放事業の体質が変りはじめた 287

民間放送年表

289

あとがき

313

第一篇 電波解放をめざして——敗戦から電波三法の成立まで

はじめに

民間放送の処女電波は、昭和二十六年（一九五一年）九月一日、名古屋と大阪から発射された。この日から日本の放送文化三十年の歩みを支配しつづけて来た「電波の政府専掌」と「単一独占の放送事業」の二原則は、事実によって打ち破られた。「商業放送」という、まったく新しい社会的性格を備えたジャーナリズムが、はじめて戦後、こうして日本にも登場することとなった。

しかし、この民間放送誕生までの道程は、けっして平坦なものではなかった。敗戦直後に始まったパイオニアたちの努力は、予期しない障害にぶつかり、何回となく挫折しながら、六年間を過ごした。そして最初のコールサインが発せられてからも、困難はいろいろの分野で新たに待ちうけていた。昭和二十八年（一九五三年）以降、深刻な不況にあえぎながらつづけたテレビジョン開拓などは、その最たるものであった。

ときには絶望的な時期すらあった。こんにち、民間放送界の豊かな開花を前にして、あるいは想像に苦しむ人があるかも知れない。だが乗り越えられた困難の大いさとともに、その克服のために費消された情熱がまことに並々ならぬものだったことは、日本文化のためにも、一度は記録されねばなるまい。

民放前史——準備期はさらに、敗戦直後から電波三法制定までの電波解放の努力と、以後第一次免許を経て主要各社の開局にいたる免許獲得の争いとの二つに分けられる。

第一章 民間放送計画の胎動

敗戦の秋から一斉にスタート

ポツダム宣言受諾の「玉音放送」⁽¹⁾が、JOAK（日本放送協会・東京放送局）から全国放送と海外向け短波放送を通じて、世界に流れた。この時刻、全国民の耳はラジオ受信機の前に集まった。敗戦という日本人にとつてはじめての異様な体験と同時に、「電波」の印象が深く民衆の脳裡に刻みつけられた瞬間であった。

この日、昭和二十年（一九四五年）八月十五日を境に、日本人の生活は激変し、言論界・文化界も矢つぎばやに出されるGHQ（マッカーサー司令部）の指令覚書の前に、目まぐるしい再編成の渦にまき込まれて行ったが、その混乱の中から、「フリー・ラジオ」——民間放送のイメージが浮かび上ってきたのは、意外に早かった。

パイオニアは、まず大阪に、ついで東京と名古屋に、この敗戦の年の秋から冬にかけて、前後してほとんど同時に現われる。

大阪では、関西財界の名門の一つ、寺田合名の当主である寺田甚吉氏を中心として、元日本放送協会職員の岩崎愛二氏、寺田合名理事の川勝伝氏らが参画して、九月の下旬、はやくも「新放送会社創立事務所」の看板が北久太郎町⁽³⁾の寺田合名ビルに掲げられた。九月下旬といえば、ミズーリ艦上での正式降伏調印⁽⁴⁾が終わったばかり、新時代を告げる思想犯の釈放もまだ始まらず、三木清が獄死⁽⁵⁾したという悲しいニュースが伝わった頃のこと。言論の世界の右往左往さえまだ始まっていない虚脱の時期であった。戦災を免れた寺田ビルに、こうして一点の灯がともったものの、窓から見える付近一帯は一面の廃墟であった。

この寺田プランと別個に、大阪毎日新聞の本田親男編集局長（現毎日新聞会長）、高橋信三編集総務（現毎日放

送専務) 浅井良任出版局長らが放送事業へのイメージネーションを燃やしており、この両者がこの年十二月に合流して、大阪での「新日本放送株式会社」の出願となった。

東京では同じ時期に三つの動きがあげられる。

元NHK技術部長だった伊藤豊氏を中心とした「民間放送開始準備会」(のちに国民放送協会と改称)は元名古屋新聞の大宮伍三郎氏(日本新聞販売協組会長だったが逝去)を代表として教文館ビル⁶に看板を上げ、同じく二十年(一九四五年)十一月一日に放送事業設立申請を逓信院に出している。

また亀井貫一郎氏が代表し、早稲田の山本忠興博士を技術顧問とする「常民生活科学技術協会」も十一月十七日に放送を出願している。亀井氏は安部磯雄⁷・山本宣治⁸らと同じ第一回普選初当選の代議士として知られている。

十二月一日になると東京商工経済会(商工会議所が戦時中改編されたもの)を背景として、同会と全国商工経済会の理事長船田中氏⁹(現衆議院議員)が中心となって「民衆放送株式会社」が名乗りを上げた。これには、当時の日本電報通信社、いまの電通の上田積三社長、吉田秀雄常務(現社長)、日本電気佐伯長生社長たちが首脳部におり、新日本と呼応して、当時東京ではもつとも有力だった。

名古屋では、時の名古屋商工経済会会頭三輪常次郎氏(現NHK経営委員)を発起人総代として、中部日本新聞杉山虎之助社長、同社小島源作連絡部長(現中部日本放送専務)たちが、十二月二十五日第一回発起人会を開き、翌二十一年(一九四六年)一月二十二日「中部日本放送株式会社」設立申請書を逓信省に出した。

こういった人々が、この民間放送前史中その胎動期ともいべき期間に主役を演じた人々だった。

- (1) **ポツダム宣言** 一九四五年七月二六日ドイツのポツダムにおいて、米・英・中華民国・ソ連が日本に対して発した共同宣言。戦争終結、日本の降伏条件、戦後の対日処理方針をさだめたもの。
- (2) **寺田合名** 明治・大正・昭和期に関西で活躍した寺田財閥を構成する一会社
- (3) **北久太郎町** 大阪市中央区南船場中央大通の南側の地区。現在の久太郎町。
- (4) **降伏調印** 一九四五年九月二日、アメリカ海軍戦艦「スーリ Missouri」号艦上で行われた降伏文書の調印式。すべての連合国高官が参加した。アメリカからは、ニミッツ海軍元帥、連合軍最高司令官マッカーサーが参加し、日本側全権代表団は、政府全権重光葵他が参加し、調印した。
- (5) **三木清** 一八九七〜一九四五。京大卒。ドイツに留学してハイデッガーの影響を受け、帰国後法政大学教授となる。はじめ人間学的立場からマルクス主義哲学を研究したが、後に西田哲学に接近する。第二次大戦末期、反戦容疑で逮捕され、一九四五年九月二六日獄死。主著に、「パスカルにおける人間の研究」「唯物史観と現在の意義」「哲学ノート」「構想力の論理」などがある。岩波書店から『三木清著作集』が刊行されている。
- (6) **教文館** 東京銀座にあるキリスト教出版社。
- (7) **安部磯雄** 一八六五〜一九四九。同志社大学卒業。アメリカ留学後、同志社・早稲田大学教授を歴任。社会運動家・政治家。キリスト教社会主義者。野球の振興にも貢献。
- (8) **山本宣治** 一八八九〜一九二九。山宣。生物学者・社会運動家。東大卒。産児制限運動から無産運動にはいり、一九二八年、最初の普通選挙に労働党から出て当選。治安維持法改悪に反対し、右翼により刺殺される。「恋愛革命」「産児調節論」など。
- (9) **船田中** 一八九五〜一九七九。作新学院の創始者船田兵吾の長男として生まれる。東大卒。内務省に入省。一九三〇年第一七回衆議院議員総選挙に立候補し当選。以後当選十五回。立憲政友会所属し、一九四〇年大政翼賛会政策局内政部長になる。一九四五年、公職追放。一九五一年追放解除され、翌一九五二年衆議院議員に当選。

パイオニアの役を担った人々

これら各地の計画は、どんな動機と状況の下で生まれたのだろうか。

パイオニアの役を担った人々の着想の出発点は、次の三つのタイプに大別することができる。その第一は、新聞社の中で早くから電波の機能に注目し、敗戦後の新聞事業の脱皮新生の方向をラジオに求めた人々である。

大阪毎日新聞のばあい、本田親男、高橋信三氏らの最初の考えは、新聞社の屋上にアンテナと小スタジオを立て、五百ワット程度の送信機で市内にニュース・サービスをしようというもので、いわば号外や貼り出し、メガホン・カーの延長として、その代りに電波を使おうとしたものだった。だが高橋氏が責任者となって調査をはじめると、民営放送が免許されるには、堂々とNHKに対抗できる別個の放送会社が必要だということになった。本田氏は「毎日には奥村信太郎社長当時から新奇の事業に飛びつく意欲が強く、昭和十一年（一九三六年）頃アメリカでテレビ実験放送が始まったと聞いた奥村社長が、ラジオはもうJOAKがやってるから、テレビはうちが最初にものにしよ うじゃないか」と私にいったことがある。私も英国皇帝の載冠式に渡欧したとき、BBCとドイツ・ライヒス放送のテレビ実験を見て驚異を感じ、同時に、独占放送のため国家意識があまりに強すぎることを痛感した」と語っている。

名古屋の計画を推進した小島源作氏は、中部日本新聞の新聞無線、機報面の開拓に早くから尽力しており、終戦直後には、軍が退蔵していた通信機器の新聞界への払い下げに九州その他を飛び廻っていたが、その用件でGHQ^②の民間通信局（CCS）に出入りしているうちに民間放送開設の可能性をキャッチしたものだ。

また、のちにラジオ九州を設立した当時毎日新聞論説副主筆の金子秀三氏も、大戦中フィリピン派遣軍に委嘱されて現地の新聞雑誌の発行を管理していた際、軍の厳重な報道統制にもかかわらず、住民は隠しているラジオで、イタリア降伏（一九四三年）など戦況を筒ぬけに知っていたという経験からラジオの威力を痛感し、戦後すぐ前記の毎日新聞のラジオ対策に参画したという。

第二にあげられるのは、かつて日本放送協会に関係し、戦時中軍と官僚の重圧下に、いつわりの「大本営発表」⁽³⁾を強いられた苦い体験から、「フリー・ラジオ」への情熱を燃やした人々である。寺田プランをまとめた岩崎愛二氏は、戦時中、協会から派遣されて軍が接收した上海租界内の英・米系放送局の管理運営に当たった人。外人局員をそのまま引き継ぎ、コマースヤル放送も残して内地とは毛色の変った多彩闊達な放送を十九年（一九四四年）末まで行ってきた体験を持っていた。氏は帰国後、大日本芸能会関西支部の常務理事となり、関西支部長だった寺田氏と知り合った。また東京の伊藤豊氏は戦前日本放送協会の技術部長としてNHK全国中継網の伸長に苦心してきたヴェテランである。これらの人々にとっては、NHKが戦後、さらに一転してGHQの厳重な統制下に「真相はこうだ」⁽⁵⁾など一連の進駐軍翼賛番組を放送し始めたことも、苦々しく感じられた。

第三のタイプの人々は、企業家として、あるいは文化事業家としていち早く「商業放送」の未来に注目した人々である。かつて青年社長として南海電鉄の近代化に成功し、阪神間の家柄の出でありながら、早くから企業家としての実力が注目されていた寺田甚吉氏（当時大阪商工経済会副会頭、近鉄会長）がそれであり、東京の船田中氏、電通の上田、吉田両氏もその代表的な人々であった。

註

(1) 英国皇帝の戴冠式 一九三七年五月十二日に行われた英国国王ジョージ六世の戴冠式。ジョージ六世は吃音者であり、演説が不得手であったが、言語聴覚士の努力によって吃音を克服することができた。映画「英国王のスピーチ」はこのジョージ六世と言語聴覚士ライオネル・ローグを主人公としたもの。

(2) GHQ General Headquarters. 一般に「総司令部」の意味だが、ここでは、日本を占領した連合国軍総司令部を指す。初代最高司令官はマッカーサー。占領政策を推進し、戦後改革を行った。GHQの下部組織にはCCSほか多数あった。

(3) 大本営発表 戦時、天皇に直属する最高の統帥機関である大本営の陸軍部及び海軍部が発表する戦況などに関する発表。当

初はほぼ現実通りの発表を行っていたが、ミッドウェー海戦の頃から損害矮小化発表が目立ちはじめ、不適切な言い換えが行われるようになり、敗戦直前には勝敗が正反対の発表すら恒常的に行った。

(4) 上海租界 一八四二年の南京条約により開港した上海に設定された租界(外国人居留地)。

(5) 真相はこうだ アジア太平洋戦争敗戦後、GHQの占領政策の一環として昭和二十年(一九四五年)一月九日より十回にわたり放送された番組。満洲事変から敗戦に至るまで軍国主義者や国民を裏切った人々を糾弾する内容。

逋信院内にも一種の“民放”構想

だが、こういった人々の卓抜な着想が、具体的な申請の形をとるにいたるまでには、もう一つ政府周辺の注目すべき動きがあずかっていた。それは、戦時中、周知のように情報局・大本営の完全な統制下にあった日本放送協会が、とうていそのままの形では存続が許されまいと見て、ときの逋信院幹部が試みた一つの思惑であった。

事実、進駐の日から、NHKの全施設は覚書で接收され、進駐軍放送に必要な機能を除いた残りを、協会が借り受けて利用している形式になっていた。当時朝日新聞・毎日新聞・読売新聞の三紙を解体分断する案さえGHQにある、と伝えられた位で、GHQの一部には、協会の独占を解体し、複数の放送に競争さすべきだという見解があった。降伏翌々月の十月二日のこと、当時総辞職直前の東久邇内閣の国務相だった近衛文麿^②とかねて親しかった寺田甚吉氏は、近衛から「閣議でも民間放送を認める方針をとっている」との情報を受けた。近衛文麿は戦時中から名目上日本放送協会の名誉職である総裁のポストにいた。

この“東久邇閣議決定”なるものの記録は残っていない。だが関係者の語るところでは、ほぼ次のようなものであった。

当時、逋信院は松前重義^③総裁(現衆議院議員)、新谷寅三郎次長(現参議院議員)、宮本吉夫電波局長(現自民党事

務局長)の時代。松前氏は日満ケーブルを生んだ技術畑出身で、戦時中は軍と意見衝突し一兵卒としてシンガポールに飛ばされていた。新谷氏も管理畑で、放送行政には電務・経理系官僚と違った肌合を持っていた。この三氏はGHQが必ずや、電話民営化、NHK改革などを命令して来るものと見こみ、先手を打って九月二十日頃から、日本放送事業の再編成のため、新たに民営放送会社一社を建てて、放送協会と併立させる案を作った。それは(1)一勢力に偏しないよう文化人、新聞、映画、送・受信機メーカーその他各界を網羅する。(2)聴取料は従来どおり協会に与え、協会は技術面では新会社に便宜を与える。新会社は広告放送を実施、その番組制作費にあてる、となっており、(3)さしあたり協会の第二放送を新会社に提供することとして、この点はNHK大橋八郎会長の了解まで得た。

松前氏の表現によれば、協会は「上から下へ」の、新会社は「下から上へ」民意反映のラジオだといっているのであったこの案は九月下旬に院議決定し、東久邇閣議の了解を得た。

三氏はこの案をたずさえて網島毅電波課長、佐藤泰一郎NHK国際部長とともにCIE(民間情報教育局)のダイク代将を訪ねた。GHQではすぐ会議を開き、その席へ呼ばれ「どこの国の放送を参考としたか」「新会社は一部の資本家に偏する恐れはないか」など鋭い語調の質問が浴びせられた。ダイクはその場で「ファイイン・プランである。一週間後に返事する」と言明したが、しかしその返事はいくらか催促しても来なかった。

逋信院側は、民間側からの申請を求めて、これをどう処理すべきかGHQの具体的な意向を確かめる材料にしようと考えた。この閣議決定の主旨は、十月中旬新聞に報道されたが、その筆者は逋信院内部だったと伝えられている。また松前、新谷両氏は船田中氏と会い、経済界を一本にして新放送会社を申請してはどうかと勧めた。各地の出願は、多かれ少なかれ、この空気をキャッチして、急速に具体化したわけである。

放送事業の根本的改革への最初のイニシアチブが、こうして占領軍の側からでなく、日本自身の側からなされた

ことは、敗戦後ほとんどが上から与えられた他の分野での改革と対比して注目に値しよう。

ところが、通信院プランにたいするGHQの最初の反応は冷やややかだった。いちどは「ファイン・プランだ」と言明したCIEのダイク代将も、公式の回答をいっこうに示す気配がなく、松前氏らの再三の催促のあげく、所管がCCS（民間通信局）に変わったという返事。そのCCSでは、「研究中」という回答のまま、GHQはもっぱら後に述べるようにNHKにたいして嚴重な番組統制を強化する処置だけを次々と打っていった。

ただわずかに、進駐直後、プレスコードとやらんで占領当局が指令したラジオコード（「日本に与うる放送遵則」二〇・九・二二）が(1)ニュース (2)慰安番組 (3)情報及び教養番組、について嚴密に事実には則すこと、宣伝的脚色をしてはならぬこと、連合国に対し破壊的、侮辱的な批判を禁ずることなどを規定したそのあとに、(4)広告番組の一項目を設け、

「商社会社が広告の目的の爲めラジオを使用する場合は……上述の方針に嚴に合致すること」

と付言してあつただけが、民放の申請者たちを勇気づける手がかりとなつた。かれらは、不安と期待に駆られながら、一面では対GHQ工作に、また他面、技術資材面の打開に奔走せねばならなかつたのである。

註

- (1) **進駐軍放送** 日本に進駐していた米軍人向けの放送。今のFENの前身。当時NHKの第一、第二放送に対して「第三」放送とよばれた。NHKのコールサインが「J」ではじまるのに対して進駐軍放送はアメリカと同じく「W」からはじまつた。
- (2) **近衛文麿** 一八九一〜一九四五。貴族院議員、内閣総理大臣、外務大臣、拓務大臣、司法大臣、国務大臣などを歴任した。一九四五年八月一日に第二次世界大戦の停戦が発効すると、鈴木貫太郎政権を引き継いで内閣総理大臣となつた東久邇稔彦に請われて副総理格の無任所国務大臣として東久邇宮内閣に入閣し、イギリスやアメリカを中心とした連合国による日本占領が開始された後の一〇月四日に、近衛は連合国軍総司令官ダグラス・マッカーサーを訪ね、持論の軍部赤化論を説いた。そ

れは、「開戦時には天皇を中心とした封建勢力や財閥はブレイキの役割を果たした」というものであった。一九四五年二月六日に、GHQからの逮捕命令が伝えられ、A級戦犯として極東国際軍事裁判で裁かれることが最終的に決定した。巢鴨拘置所に出頭を命じられた最終期限日の二月一六日未明に、青酸カリを服毒して自殺した。

(3) 松前重義 一九〇一〜一九九一。日本の官僚・政治家・科学者・教育者・工学博士。東海大学創立者。社会党衆議院議員。内村鑑三に師事した。日ソ交流を進めた。官僚時代に無装荷ケーブル等の画期的な発明をし、日本の通信技術の進歩に大きく貢献したのは有名。戦後、逓信院総裁に就任するが公職追放で辞職。

(4) CIE Civil Information & Educational Section GHQの一部門で教育改革などを担当。

大阪の「新日本放送」計画

各地の計画の経過と内容を具体的にみてみよう。

大阪の寺田事務所では、近衛情報に力を得、寺田、岩崎両氏らは、十月中に後に述べるような「想定される今後の日本放送事業計画」「新設せんとする放送会社の計画案」の二文書を練り上げ、十一月二日にGHQに提出した。寺田氏は当面GHQの意向打診に全力を注ぎ、たまたま芦屋の寺田邸がCIECに接收された縁で東京CIEC本部の幹部のスパングラー氏が好意的に中に立った。

一方、大阪毎日新聞の本田、高橋氏らも、計画が当初の新聞社の付帯事業的なものから進んで、NHKに対抗する別会社に拡大するにつれ、資金もインフレ前の金で五千万円近く要することがわかってきた。それは大阪・東京・門司の各毎日新聞本社の屋上に放送所を置く構想だったが、当時の毎日新聞の資本金一千五百万円にくらべ、途方もない巨額であった。毎日新聞側も、そのため財界との提携を真剣に考えるようになり、十二月十一日、大阪「灘万」⁽¹⁾で寺田、岩崎、川勝、本田、高橋の五氏の会合となった。この日から両者は合流し、広く大阪財界に呼びかけることが決まった。敗戦後の言論機関が、いったいどうなるか。それよりもお互い一人一人の明日が知れないよう

な、復員と疎開帰りでゴツタがえす街の中を、未知の事業への共鳴者を探して奔走が始められた。さすがの大阪商人も、このつかみどこのないプランにほとんどソッポを向いたという。「空気を売ろうというんですか」という返事であった。宝塚のレビューを阪神市内に放送するプランを練っていたという小林一三氏^②さえ、「商業放送などでもダメだ」と言下にいい切った。小林氏は国鉄分割^{はらひんぎ}払下民営論の急先鋒だったが、民間放送についても最後まで、「受信料を分配させるべきだ」と主張している。

ただ少数ながら熱心な支持者がいた。住友総理事だった故古田俊之助氏は無条件で賛成し、ついに開局まで六年間、資材購入その他全面的な援助を惜しまなかったという。

そして翌二十一年（一九四六年）五月二十二日、新日本放送（NJB）の第一回発起人会で決まった発起人は寺田甚吉、大建産業伊藤忠兵衛、本田親男、松下電機社長松下幸之助、大阪商工経済会会頭関桂三、大丸社長里見純吉、岩崎愛二、の顔ぶれであった。当時また大阪商船では戦時中活躍して遊休化していた海運無線施設とスタッフで放送事業を計画していたが、これもNJB（新日本放送）に合流し、後から岡田永太郎社長が近鉄の種田虎雄社長とともに加わった。このメンバーと毎日新聞の顔とで、賛成人や番組企画審議委員には杉道助、^③滝川幸辰、恒藤恭氏^④ら財界人、文化人をズラリと並べることができて、大阪の商業放送申請は、朝日新聞が乗り出してくる二十四年（一九四九年）ごろまで、NJB（新日本放送）一本にまとまり、もつとも有力だった。

註

① 灘万 大阪の老舗日本料理店。

② 小林一三 一八七三～一九五七。阪急電鉄や宝塚歌劇団をはじめとする阪急東宝グループの創業者。第二次近衛内閣の商工大臣、貴族院勅選議員、幣原内閣で国務大臣、初代戦災復興院総裁を歴任したが、戦後公職追放となった。

- (3) 滝川幸辰 一八九一〜一九六二。法学者。専門は刑法。京都帝国大学教授。京都大学総長。現在の日本の刑法学の基礎を築いたが、当時の左翼的・マルクス主義的な思想を背景にした刑法理論のため、その反国家的な思想が危険思想とみなされ、一九三三年に京都帝国大学で発生した思想弾圧事件「滝川事件」を引き起こすきっかけとなった。
- (4) 恒藤恭 法哲学者。芥川龍之介の親友、滝川事件で京都帝国大学法学部を辞任した教官の一人としても知られる。

興味深い二つの文書

大阪のNJB（新日本放送）計画のうち、とくに興味深いのは、岩崎愛二氏の手になった前記の二文書である。これは初期の民放計画の中でも、最初に成文化されたものだが、各地の記録がほとんど散逸している現在では、一番まとまってもおろし、当時の雰囲気と考え方がよく示されている。やや長くなるが、要点を紹介してみよう。

前者「想定される今後の日本放送事業計画」は、まず

「終戦と共に捲起つた有史以来の大嵐の中に、ラジオもまた急角度の大転換を余儀なくされつつある。しかし、単に軍歌を民謡に変え、軍人の叱咤を自由主義者の漫談に変えることだけが、ラジオの転換ではない。…（中略）：放送協会自体には思想も主義も、些細な問題についての意見すら持たせず、国家の意志、国家の一挙手一投足を忠実に無批判に反映せしめる機関としてのみ放送協会を存在せしめる。その代り、協会に対し事業の独占経営権を与える。これが今日までの日本のラジオ放送の実態であった。……」

とまえおきして、今後の日本放送事業形態が発達すべき主要点を次のように提言している。

- 「①政府機関的形態を脱却、その性格を抛棄する。
 ②公益法人組織を解体し完全なる民営会社とする。
 ③一企業体の独占事業とせず、二以上の企業体をして本事業に当らしめるか、さしむき差向対立する二大会社の競争

経営とする。(放送の進歩発展のためにも、聴取上のバラエティよりするも競争する二つの力は必ず存在せしめねばならぬ。)(備考) 右二大会社の一には現在の社団法人日本放送協会が現組織を解体し新放送会社を創立再出発するものと想定する。

④聴取料徴収制を廃する。但し国庫の歳入を補助するの必要より国家として受信機税を徴収することは一案として考えられる。

⑤二大放送会社の経営上の財源は、将来は広告放送より生ずる収入を以て之に充てるが、戦後日本の事業復興力等に鑑みるも当分之以に依存し難いものと認めらるるを以て差向次さむぎの方法を採る。

一、政府は向う十年間受信機の製造及販売権を右両会社に二元的に占有せしめる(但し右両会社と特約する中小メーカーの製造は許可せられる。又海外より輸入せられる受信機の販売もこの両会社を經由せしめるものとする)

二、広告放送を実施する

三、附帯事業を活発に起す

⑥全国七ブロックの大電力放送制を採る。

右により現在の地方小局の大部分を廃し、受信感度不良地区の受信については優秀なる受信機を以て補うことを第一とし次いで少数の純リレー局の設置を以て第二補助とする。

(備考) 別に七ブロック大電力放送と地方との関係を“二放送網”と“地方チェーン・ステーション”との関係として研究することも必要である。この場合地方チェーンはそれぞれ地方独自の機関として自立することができ、Aの会社とBの会社の放送事項を選択中継することによって立派に放送機能を發揮し又放送使命を果

すことになる。この形態は我国放送事業の将来にかかる問題として保留されてよい」
次にこの二大会社の一つに当たる新会社の構想として、後者「新設せんとする放送会社の計画案」の中で、左のような骨子を盛っている。

(1)まず東京、大阪に十キロ局、(2)二次として名古屋、福岡。三次に残り広島、仙台、札幌に各十キロ局。(3)強力な企画審議委員制。(4)受信機メーカー・芸能団体・新聞社を会社の三大基盤にする。(5)アナウンサーのスター・システム。(6)第一次計画ではNHK東西両放送会館の第一スタジオ及び主・副調整室と東京大阪両送信所とを共用する。



敗戦の秋九月、ここに全国で初めて「新放送会社事務所」の看板がかかげられた……大阪・北久太郎町の寺田ビル（現在）

これは、徒手空拳の一事務所で起草された小文書ではあるが、単なるペーパー・プランやアメリカ商業放送の青写真のひき写しとは片づけられないものだった。完全な民間会社化、複数競争制の導入、企画審議会制の採用、三大基盤の把握（メーカー、芸能界、新聞社）、アナウンサーのスター・システム……など一つ一つの項目の行間に、日本放送協会の過去の現実にたいする熱情的な批判と、日本独特の放送企業発展の予測とがにじみでている点で、ユニークな文書といえよう。またここでいわれているような、“民主的な第二の全国放送網”を作り、初期のあいだは、受信機の販売権専有、NHKの施設の借用、その他の保護奨励策をまっけて、広告面の経済力が回復する日に備えよ

うという考え方は、次に述べる各地の初期の計画に共通する一つの特徴であった。

寺田事務所では、右の二文書に続いて、十一月の末に「起業目論見書」^{もくろみ}「収支明細書」などを次のように整えている。

▽資本金二千万円。うち初年度二五〇万円の払込を起業費にあてる。

▽本社は大阪とし、さしあたりJ O A KとB Kの送信所・第一スタジオ・調整室を借用して、東京、大阪で放送開始。その後次の年次計画で全国七ブロックの大電力放送を実施する。

〈一次〉名古屋、福岡に十キロ局。〈二次〉広島、仙台、札幌に十キロ局。〈三次〉東京、大阪で十キロ第二次放送。〈四次〉一〇〇キロないし一五〇キロの大電力放送開始。

▽年間収支は三八四万余円。広告収入は月一〇万円——年一二〇万円。付帯事業収入は受信機の製造販売一二〇万円、レコード製造販売一二万、出版一三〇万。(広告収入31%、付帯事業18%)

支出は人件費一〇一万(職員平均月給五〇〇円)、放送施設(東西)借用料一二万、中継費二八万、出演報酬三六万、企画費一一万。その他、計三六〇万円で、利益金二四万余円(配当一割)。

ここでは東京・大阪の二社二局制で月収十万円を予定している。その内訳として、コマーシャル・プロにどんな内容を予想していたかを示す次の「広告放送明細書」も、新事業への苦心の秘策をしのばせていて興味が深い。(注「」内は一件単価。大阪は東京の七掛となっている)

「第一類(ローカル)」

甲、娯楽案内 A東京1日20件〔五十円〕月三万円。B大阪1日20件〔三十五円〕月二万二千元
乙、死亡広告 A東京月50件〔百円〕月五千元。B大阪 月50件〔七十五円〕月三千五百円

丙、よろず案内（競売、人探し、転居通知、求人、求職、求品等） A 東京1日20件〔二十円〕月一万二千元。

B 大阪1日20件〔十四円〕月八千四百円

第二类（全国中継）

甲、ブック・レビュー（週二回二十分間宛） A 特定人の批評人紹介（謝礼は広告主負担）月10件〔二百円〕

月二千元。 B 乙、書名・発行所名・定価を示すに止むるもの月50件〔三十円〕月千五百円

一般商品広告

A 演芸、音楽等を広告主より提供するもの (1) 大形式（レビュー等）月5件〔二百円〕月千元。(2) 中小形

式（講談等）月5件〔百円〕月五百円。 B 右を会社にて負担するもの (1) 大形式月5件〔二千元〕月一万

円。(2) 中形式月10件〔七百元〕月七千元。(3) 小形式月15件〔三百円〕月四千五百円

第三類

甲、特殊案内（会社の調査に依る商店案内にして人気放送員の興味ある報告）毎日十分（内二件広告料徴収）

A 東京月60件〔五十円〕月三千元。 B 大阪月60件〔三十五円〕月二千百円

乙、放送回覧板（団体のための告知板）月5回25件 A 東京〔三十円〕月七百五十円。 B 大阪〔二十五円〕

六百二十五円

丙、予告編（映画、演劇、音楽会、職業スポーツ、レコード等の五分単位の部分的宣伝放送） A 東京月5件

〔五百円〕月二千五百円。 B 大阪月5件〔三百五十円〕月千七百五十円

第四類 臨時広告（寄付募集の為の講演、放送公開状、会合行事及職業スポーツの中継放送等）

A 全国中継、月2件〔三百円〕月六百円。 B 東京ローカル月2件〔二百円〕月四百円。 C 大阪ローカル月

これを起案した岩崎愛二氏の、前にのべた上海でのコマースシャル放送の経験と、新聞広告からの連想とが、このプランを生んだものと想像されるが、「放送回覧板」「放送員」という呼び名にも戦争直後の雰囲気がかがわれ、アナウンサーの個性を引き出そうとしたアイデアなども注目してよいだろう。

この起業目論見書^{もくろみ}は、大阪毎日新聞の計画と合流したのち、大阪財界からの発起人をまじえて検討された上で、会社設立・放送許可申請書に定款と新起業目論見書^{もくろみ}が添えられ、二十一年（一九四六年）の九月十日になつて一松定吉通信相に正式に提出された。この間に、放送計画、予算編成の大筋はほとんど変化していないが、十カ月のあいだの状況の推移を反映して、資本金二千万円、初年度払込五百万円と、それぞれ倍にふえている。これは人件費が年間二百二万円に倍加したためで、その結果広告収入を、年二百四十万円に見込んでツジツマを合わせている。

一方、このあとの方の申請書では、聴取料をとらない立前^{たてまえ}がさらにはつきりうたわれ、受信機製造販売の優先権という考え方は後退した。NHKの既存施設の利用という線も、たまたま戦時中JOBK（NHK・大阪放送局）が千里放送所の被爆に備えて、藤井寺、四条畷の二カ所に十キロ送信機を一式ずつ予備配置していたのを発見したため、そのどちらかを借用または譲りうけるといふ線に代って、全体として、「自主的な商業放送」という色彩を強く打ち出すようになった。

東京では「民衆放送」「国民放送」

東京での「民衆放送」計画は逋信院松前^{重義}総裁らと東京商工経済会の藤山愛一郎^①会頭、船田中理事長らの接触

の中で生まれたが、東京という位置が、かえって「行政上の可能性」をたえず直接に意識させる結果ともなり、氣勢はなかなか大阪以上には上らなかつた。

実務面は、船田中、吉田秀雄両氏を中心に、東京商工経済会の職員だった高橋省三（現国際見本市事務局）、三藤正（中労委事務局を経て現成城大講師）、渡辺良吉（前岩波書店営業部長）の各氏や、現ラジオ東京テレビ技術局長の吉田稔氏らが事務局を担当し、はじめ商工会内、のち丸の内中央亭に陣取っていた。一時「日本ラジオ放送株式会社」とも仮称していたが、その最初の「設立趣意書案」には

「今や我々は思想鎖国主義の鉄鎖から完全に解放された。斯かくて『ラジオ』聴取に就ても長・中・短波の別なく、又国の内外を問わず、自由に之を聴取し得る機会を与えられたのみならず更に久しく独占事業であった国内ラジオ放送事業も一般民間に開放せらるるの機会に逢会したのである。ここに於て純民間経営の放送機関を作り一方国内ラジオ放送を豊富にし、他方優秀なる海外放送を中継することにより国民に多種多様の放送を自由に選択聴取するの機会を与え……近い機会に於ては『テレビジョン』『超短波』の放送をも実施し、耳目双方より叙上の目的を一層徹底せしめることを期す……」

とあって、短波の併用、テレビへの着目などが異色を示している。事業の概要は次のようなものだった。

▽資本金一千万円。初年度払込五百万円。

▽本社を東京とし、まず東京、大阪で各十キロ二台の短波、十キロ一台の中波で同時放送を行い、次いで名古屋、福岡、札幌で各十キロ中波放送を行う。

▽聴取料は取らず一般放送と併せて広告放送を実施するほか、受信機の販売修理、家庭用電気器具の販売、出版事業等を付帯事業とする。

だが東京でも、力の結集はなかなか難かしかつた。新しいものへの独特の意欲を持つ船田中、ラジオの広告媒体効果を終始見抜いていた上田磧三、吉田秀雄の強力コンビをもってしても、商業放送は面白いことは無類だが、文字どおり「空をつかむ話」としか聞かれなかった。それでも藤山会頭以下商工経済会の幹部、松竹大谷竹次郎、大映菊池寛、東宝渋沢秀雄、三越岩瀬英一郎の各氏をはじめ白木屋、ビクター、コロンビア、東芝、日本電気、丸見屋、大日本ビールなど芸能、電機、百貨店、化粧品・食料品など百五十の発起人を並べることができたが、新聞関係は日本経済新聞の小汀利得氏一人にすぎなかった。実際の金はなかなか集まらずその名の示すように、株を受信者に分けて大衆資金でやるのだ、という苦肉の策も出た。

十人内外の中心メンバーが最初の発起人会を開こうとした二十年（二九四五年）の暮のある雪の日、会場の赤坂「常盤家」へ急ぐ船田氏の中古自動車^{かんしん}が、勧進回りの酷使に耐えかねてエンコ。事務局のスタッフが会合に遅れるといて泣き出さんばかりの一幕もあった。初期民放計画の危機感を示す一つの情景であった。

年を越えるころになるとインフレも激しくなり、資本計画も二十一年（一九四六年）三月には二千万、秋には三千万円と膨張していった。はじめ松前総裁の線でJOAKの第二放送設備を利用しようとした構想も実現性が乏しくなったので、吉田秀雄氏らは千葉県船橋郊外に建設されたまま終戦となった海軍送信所の払下げ工作に乗り出した。一方日本電気が軍の注文で北京の北支（華北）放送用として製作したまま遊んでいた中波の百キロ送信機を三百五十万円で買う手配を打った。本社は赤坂溜池に焼け残ったフロリダ・ダンスホールを予定し、スタジオは戦時中風船爆弾の袋^③はりに使われて荒れ果てていた日劇の四・五階を使い、下は一新してラジオ・シアターに生まれ変らせるプラン……これだけで当時五、六百万の資金が必要だった。創立事務所の出費は船田中、電通、東芝、東宝が五万円ずつ出し合い、無くなるとまた五万円ずつ出し集める……といったヤリクリをして来たものの、いよいよ巨額の

資金を調達するとなると、その成否は一に認可の見通しにかかってきた。

伊藤豊氏たちの国民放送協会は、小電力多数局主義を構想し中央局一キロを十、地方局五百ワット〜百ワット四十四、ブースター局四十七の計百一局。ほかにラジオ工場四カ所、サービス・ステーション百二十五カ所等を四カ年計画で全国にはりめぐらそうというものだった。総経費は二十一年（一九四六年）当時で一億九千万円と試算された。この膨大な経費をまかなうため、広告放送もやるが、聴取料を協会と分配する方式を考えていた。

前述のようにNHK全国中継線の伸張に苦心してきた伊藤氏の豊富な技術的経験がもられている点に、この案の特色があった。

これらを一概に「夢」と片づけることはできまい。占領軍のNHK処理方針の雲行きいかんによつては、昨日の夢が、明日の現実になるのが当時の社会であった。

GHQや通信院に日参するかたわら、ある日、伊藤氏は横須賀久里浜の倉庫に、海軍の莫大な通信器材があると聞き、かけつけてみると、三十余の倉庫に各種真空管をはじめ、建設資材に至るあらゆる通信器材がギッシリとつまっていた。まさに垂涎^{すいぜん}の品物だった。正門にはMP^④が物々しく警備していて誰も入れなかったが、どういう仕組みか、すぐ横の通用門に回ると、ブローカー風の一団がトラックで手当り次第どこかへ運び去っていた。冬の最中で、その連中は、ケースやカバーを燃やして暖をとり、真空管の山の上を長靴でバリバリ踏み歩いていた。飛び立つ思いの貴重な資材がこの有様なのをみた伊藤氏が、思わず長嘆息したというのももつともであろう。

「常民科学協会」というのは、局の名称も未定で、活発な動きはなかったが、関東各県の農業会の後援で、関東へ農村向け放送を実施しようという計画で、送信所は川越の旧陸軍施設をあて込み、スタジオは日本放送協会のものを借りるというもの。聴取料なしで広告と寄付によるとのことだったが、これは間もなく立ち消えとなった。

- (1) 藤山愛一郎 一八九七〜一九八五。藤山コンツェルン後継者。一九四一年商工会議所会頭就任。戦後、公職追放になるが、一九五〇年追放解除。一九五七年岸内閣に民間人として外務大臣に就任し、日米安保条約改定に取り組んだ。
- (2) 小浜利得 一八八九〜一九七二。中外商業新報(後の日本経済新聞)記者として入社、その後編集長をへて、敗戦直前日本経済新聞社と改称した同社社長に就任。戦後公職追放されるが、一九五〇年に解除。その後国家公安委員長に就任。TBSテレビの「時事放談」のレギュラーを務めた。
- (3) 風船爆弾 アジア太平洋戦争において日本陸軍が秘密裡に開発した、紙で出来た気球に爆弾を搭載した兵器。当時は、「気球爆弾」と呼ばれた。
- (4) MP military police. アメリカ陸軍の憲兵。

名古屋では「中部日本放送」が

名古屋での計画のスタートは、敗戦直後中部日本新聞の連絡部長として新聞無線の用務でCCSに行つた小島源作氏が、そこで民放の可能性を耳にはさんだときから始まつた。急いで帰名した小島氏は、中部日本新聞社内を説き廻り、「新聞自体がラジオの機能を探り入れねば将来かならず他社におくれをとる」ことを訴えたが、杉山社長を除けば耳を傾ける者は少なかった。結局、「他社が手を着けると困るから、一応申込んで」という程度で、申請することに決まつた。ゲタを預けられた小島部長は、現中部日本新聞相談役野村浩司氏を伴つて、まず名古屋経済界の代表格だった名古屋商工会議所会頭の三輪常次郎氏を訪ねた。酒をたしなまない三輪氏のために、二人は名古屋駅裏のヤミ市でオハギを買い、それを料理屋で食べながら談じ込むという草創の雰囲気であつた。三輪氏は快諾したものの、他の発起人にはまだなり手がない。「金をドブに捨てて人はあつても、空に抛り出す人はいませんよ」といわれたのも、この当時のことだつた。二、三年たつときわめて活発な動きを示し、ついに民放第一声を発

する名誉を担った名古屋ではあるが、敗戦直後には、まだこのような空気であった。だが三輪氏を代表として二十一年（一九四六年）一月末、ときの一松通信相（すでに通信院から省に昇格していた）に提出された中部日本放送株式会社、「設立趣意書」は

「民主主義の徹底と民主主義文化の建設に力強い支柱となつて大きな働きをなすものは新聞とラジオである。しかるに新聞が純然たる民営事業として現にその効果的作用を十分發揮して日本国民のポツダム宣言履行と平和と人類福祉の上に絶えざる貢献をなしつつあるに反し、半官独占事業たる放送事業が今なお、旧態依然たる実情にあつて文化機関として社会の求むるものとははるかに遠い所にある。ラジオは、新聞に比し民心の把握力と思想的滲透力が感覺的により多面的で広汎なる伝播力^{でんぱ}を有し、これを効果的に活用するにおいては、日本民主化の上におよぼす影響は新聞と相俟^{あいま}つて絶大な力を發揮することあきらからず、これには放送事業の独占的経営を避けて民営に移し根本的に民主化された二以上の放送企業が拮抗^{きつこう}、全力をつくして相競い、たゆまず切磋琢磨^{せつさたくま}することが絶対的条件とされ、その実現があつてこそはじめて放送事業の民主的發展とその目的の效果的發揮が期せられるのである。

当会社は、ここに新会社発足の意義を見出し、従つて聴取料は一切無料とし、しかも安価にして優秀な受信機を普及の上世界平和と文化の香り高き日本国家建設に寄与する所のプログラムを豊富に提供すべく積極的に努力せんとするものである。

しかして具体的には放送によつて

- 一、平和的な世界観、社会観、国家観にたつての自由、公正、進歩的な報道と解説
- 一、道義の昂揚と人類の福祉増進

一、国民生活に快適な慰安提供

右の実践に主眼をおきこのために必要とする一切の事業を積極的に実施せんとするものである。「と謳い、初期民放の合言葉だった『フリー・ラジオ』の理念と同時にラジオ固有の伝達機能や複数企業化の意義をハッキリと意識したものであった。最初の計画は資本金一千万円、空中線電力は一キロワットである。

以上、各地の申請者は、はじめのうち全く別個に運動を進めていたが、『新会社一社』という松前プランも伝えられたため、とくに東京の民衆放送と大阪の新日本放送の間では、二十一年（一九四六年）三月ごろから連絡が取られ、日本電気佐伯長生氏の仲介などを通じて提携の交渉が裏面で重ねられていたが、いずれも、まず免許をとった上で対等合併しようという線に進んでいたのが実状であった。

第二章 「フリー・ラジオ」の理念の出発点

敗戦の年の秋から翌年にかけてGHQないし逓信院に提出された民間放送の申請は、ほぼこういつた姿であった。いずれもアイデアを強くうたった簡単な文書で、ある意味でペーパー・プランであった。各社が実際に株式募集に入り、器材、施設の購入交渉を始め詳細なタイム・セールスの検討に入るのは、次の時期——二十四年（一九四九年）以降のことである。それまでの数年間、パイオニアたちの莫大なエネルギーは、占領政策への働きかけと、そのための支持者の獲得に費やされた。これまでに紹介した資料が示すように、この胎動期の『民放』のイメージは、アメリカ流の完全な広告媒体としての商業放送という性格は、まだかすかであり、むしろ(1)新聞社が兼営すべき速報サービスないし販売政策上の事業。(2)NHKの改革ないしその解体に備えての受入体制。(3)戦時中のNHKの盲従、無思想性、固苦しさにたいする批判に出發したフリー・ラジオ、魅力的なラジオへの要求——等々から芽ばえたも

のということができよう。

なぜそうなったのか、この点は、戦前遠く大正末期にさかのぼって、ごく短期間、閃いた民間放送「前々史」をもふり返ってみる必要がある。

戦前の民放史と官・民の対立

世界最初のラジオ放送局は周知のとおりアメリカ・ウェスチングハウス電気会社がピッツバークに開局した「DKA」局で一九二〇年（大正九年）十月、歴史的なコールサインを送った。

日本の公衆無線電話——ラジオ——の実験は大正十一年（一九二二年）ごろから活発となり、熱心な個人の研究者として、浜地常康、本堂平八郎氏らが許可を受けて実験放送を試みたのをはじめ、各新聞社が博覧会場、百貨店などで、特許を受けて「大衆啓発」のためラジオ放送をした。同年二月、東京日日新聞〔現・毎日新聞〕が、社屋と工業クラブの間で初の実験放送を行い、同年三月、上野公園の平和記念博覧会に向けて東京朝日新聞も社屋から放送した。

一方、大阪では大阪毎日新聞が大正十三年（一九二四年）、国会選挙の速報をラジオで流し、受信機を市内盛り場各所に配置した。翌十四年（一九二五年）大阪朝日も高島屋百貨店の屋上へ二十日間の連続テスト放送を試みている。また大正十二年（一九二三年）頃発明家苦米地貢氏^①が全国を実験講演してまわったが、これは、当時新愛知新聞〔現・中部日本新聞〕の東京支局長であり、戦後信越放送を設立した勝田重太郎氏の後援によるものだった。新愛知新聞はそのとき、県会議事堂と愛知第一師範学校〔現・愛知学芸大学〕などとの間でラジオ実験を公開している。

アメリカのラジオの開拓が、通信機メーカーの手でなされたのと対照的に、日本でのそれは主にアマチュア研究者と新聞社とによってなされたのだった。

こうして放送無線電話事業の出願は山積し、翌十二年（一九一三年）には東京一八、大阪二四、名古屋三に達していたという。これをみた通信省内に官営、民営両論が対立したが、ついに十二月「放送用私設無線電話規則」^②が制定された。これによれば、ラジオ事業は一応民営が認められたが、かたわら官営もあり得るとし、民営体の官への接收も可能だった。だがこの規則の根拠は、放送の予想さえなかつた大正四年（一九一五年）の無線電信法であつて、放送事業運営は一切通信大臣限りの行政措置で処理できたのである。

そして時の通信相犬養毅^③は、これら出願者間のはげしい競争とトラブルをみて、さし当り東京・大阪・名古屋に各一局のみ許可し、その一局はその土地の有力者、新聞・通信社、無線機器メーカーなどに合同経営させるものとし、公益社団法人とすると決定した。一大臣の任意の判断でことが決められた。

社団法人東京放送局（大正十三年（一九二四年））、

同大阪・名古屋放送局（いずれも大正十四年（一九二五年））は、こうして生まれた。

東京放送局設立の時、同局の評議会は出資金二千元以上の社からなる総会から三十六社選出された。この評議会メンバーのなかには、萬朝報^{よつすちようほう}、読売新聞、国民新聞、東京朝日新聞、報知新聞、東京毎日新聞、中外商業新聞、東京日日新聞、都新聞、時事新報の各社および電通（日本電報通信社）、帝国通信が加わっていた。つまり評議会の三分の一が報道関係でしめられた。大阪、名古屋についても事情は同様だった。

政府はさらに行政措置として人事、運営にたいして免許取消権をもって干渉し、番組を事前検閲し、「政治に関する講演論議」は禁止した。ニュースは参加した新聞・通信社が交代で提供した。こうしてJ O A Kの試験電波は大正十四年（一九二五年）三月一日に発射されたが、ラジオにたいする世人の関心は強く、その時の受信契約者九百余、それが七月十二日、本放送開始の日には三万五千に達していた。

しかし政府は、このラジオに高まった関心の強さを見て、さらに翌大正十五年（一九二六年・昭和元年）四月、三局の解散と「社団法人日本放送協会」への統合を説示する。三局の役員たちは無理に統合させられた新聞その他地元代表の出資者であったから、当然強い反発が安達謙三通信相に向けられた。とくに日本放送協会設立総会で、役員が通信相一任の指名として発表されたとき、そのメンバーたるや常務理事の全員を本部支部とも通信官僚出身者が占めていたため、ついに東京放送局では八月十八日強硬な反対声明書を発表する騒ぎとなった。

この声明書は当夜のニュースとして当番の電通から愛宕山に届けられ、通信当局に検閲に回された。当局は削除を命令、これが問題となつて、とうとうその夜八時半、国民新聞担当の臨時ニュースとして、オン・エアされてしまった。通信省は、国家管理という最後の切札を出し、ついに八月二十日、三局は涙を吞んで解散、⁴将来断じて官憲の圧迫をしりぞけ、協会を守る⁵”という決議を残している。

これが日本放送協会の成立の事情だった。つまりNHKの法的基礎と生い立ちは、ある意味で民間放送といつてよいのだが、その後二十年間の国家の歩みが、大臣の行政処分権を底に忍ばせつつ、官営放送にひとしい性格を形づくってきたものだった。

三局統合後もしばらくの間、東京・大阪・名古屋はそれぞれ独自に番組を編成していた。しかし、昭和三年（一九二八年）の今上天皇（昭和天皇）即位の御大典を契機に全国中継線が整備されて以来、共同編成が次第にさかんになり、満州事変直後、昭和九年（一九三四年）の協会改組によって中央集権化が完成した。そして、太平洋戦争開戦の夜、内閣情報局の放送課長がマイクに向つて「国民の皆さん、ラジオの前にお集り下さい」と呼びかけ、今後政府は放送を通じて国の進むべき道と国民のこれに処する態度を指示する、と半ば命令的に強調したのを境として、⁶ラジオの自由⁷は完全に国家の狂瀾の中に呑みこまれてしまったのであった。

ラジオが、その機能上、国家機構と結びつき中央集権化しやすいことは、常々指摘されるところだが、日本のラジオの戦前の歩みも、また放送事業からの民間色一掃とローカリテイ圧殺の歴史であったといっても、けっしていい過ぎではなかった。しかも協会の独占性そのものが、この間終始、法律事項でなく、行政裁量として存在し続けたのであった。

戦後の民放のパイオニアたちは、この「前々史」になんらかの形で携わって来た人たちでもあった。寺田合名会社の先代寺田甚与茂氏は、大正十四年（一九二五年）、大阪での数多くの放送局申請者が社団法人大阪放送局に統合させられた時の一人であり、この統合をめぐる官民対立の空気は、寺田甚吉氏自身よく記憶しているという。また本田親男氏は毎日新聞の持株の後継人として、三輪常次郎氏も吉田秀雄氏もいずれもこの大正末期の出資者として、今でもNHKの無料受信票を持っている人々だ。これらの人々が、敗戦直後の激動期に、いちはやく、採算を二の次として、まずフリー・ラジオの事業に没頭したのは、けっして偶然ではなかったものといえよう。

註

(1) 苦米地貢 日本において無線普及に貢献した黎明期の研究者・普及運動家。一九二二年、小型送信機を携帯して全国各地の学校等を巡歴、実験講演会を開催。衆立無線研究所を主宰。研究生の養成および、中等学校の物理教師と連携して学生生徒の無線知識の培養に努めた。『大無線学集粹』など著書多数。

(2) 放送用私設無線電話規則 「放送用私設無線電話規則」は左の通り。

◎通信省令第九十八号

放送用私設無線電話規則左の通定む。

大正十二年十二月二十日

通信大臣 犬養 毅

第一條 時事音楽其の他の事項を放送し又は之を聴取する為施設する私設無線電話は本令の定むる所に依る。

第二條 放送を目的とする私設無線電話（以下単に放送無線電話と称す）を施設せんとする者は願書に左の各号の書類を添付し逋信大臣に提出すべし。

- 一 起業目論見書
- 二 工事設計書
- 三 工事費概算書
- 四 収支概算書及説明書

逋信大臣に於て必要と認むるときは前項以外の書類又は図面の呈出を命ずることあるべし。

第三條 起業目論見書には左の事項を記載すべし。

- 一 施設の目的
- 二 施設者名
- 三 事務所所在地
- 四 放送区域 行政区画に依り表示すべし（海面は放送地点よりの距離に依るべし）
- 五 放送事項
- 六 放送時刻 放送事項に依り区画すべし。

工事設計書には左の事項を記載し第一号及第二号に付ては別に図面を以て之を表示すべし。

- 一 機器装置場所
- 二 装置方式
- 三 機器の種類
- 四 電柱の構造及高さ
- 五 通常通達距離 昼夜に区別すべし
- 六 落成期限

第四條 放送無線電話の通常通達距離は左の二種とす。

- 一 長距離用 百六十「キロメートル」以内

二 短距離用 三十「キロメートル」以内
 第五條 放送無線電話の機器及其の装置は特に指定する場合を除くの外左の各号に適合することを要す。

一 電波は純粹なる持続波にして音波に従い良好に変調せらるること
 二 受話音明瞭にして雑音を伴わざること

三 長距離用は三百六十乃至三百八十五「メートル」、短距離用は二百十五乃至二百三十五「メートル」の電波を放射すること

四 電力は入力に依り測定し、長距離用は一・五「キロワット」以内、短距離用は二百五十「ワット」以内たること

五 送話器装置室の構造は外部よりの音響を防遏し且音波の反射を生ぜず放送に適すること

六 空中線の固有電波長は二百五十「メートル」以内たること

七 空中線は之を固定し風の為動揺して電波長を変することなく且其の装置は人畜又は物件に危害を及ぼす虞なきこと

八 接地を使用する場合は専用のものを設備すること

第六條 放送無線電話施設者（以下単に放送施設者と称す）は左の場合に於ては理由を具し通信大臣の許可を受くべし。

一 起業目論見書に掲ぐる放送区域、放送事項及放送時刻又は工事設計書記載の事項を変更せんとするとき

二 施設を廃止し又は其の使用を中止せんとするとき

第七條 通信大臣に於て放送無線電話を許可したるときは左の各号の事項を告示す。其の異動を生じたる場合其の事項に付亦同じ。

- 一 施設者名
- 二 機器装置場所
- 三 呼出符号
- 四 呼出名称
- 五 通常通達距離
- 六 使用電波長

七 放送時刻

八 放送事項

九 放送区域

第八條 放送無線電話の使用を開始せんとするときは其の期日七日前迄に逋信大臣に届出づべし。

第九條 放送施設者は左の事項を遵守すべし。

- 一 各放送の開始及終了の際当該放送無線電話の呼出名称を放送すること
- 二 公衆通信又は軍事通信を取扱ふ無線電信又は無線電話により放送の中止を求められたるときは直に之に従ふこと

第十條 放送施設者は特に定むる場合を除くの外左の區別に従い放送施設特許料を納むべし。

- 一 長距離用 一 會計年度毎に 五百円
- 二 短距離用 同 三百円

前項の料金は当該會計年度分は許可の日より二十日以内に次年度以降の分は毎會計年度開始前十五日以内に所轄逋信局長の指定する電話官署に之を納むべし。

第一項の料金は左の各号の一に該当する場合に限り請求に依り之を還付す。

- 一 電話官署の過失に依り徴収したる過納又は誤納の分
- 二 当該會計年度開始前に施設を廢止したる場合に於ける其の年度分

前項に依る還付請求は其の納付の月より五月以内に当該電話官署に之を為すべし。

第十一條 放送施設者第十三條に依る私設無線電話施設者より聴取料金を受けんとするときは予め其の額を定め逋信大臣の認可を受くべし。

第十二條 放送施設者は日誌を設備し左の各号の事項を記載すべし。

- 一 放送開始終了の時刻
- 二 放送事項
- 三 機器の状況
- 四 聴取者の異動

五 放送従事者及服務時間

六 私設無線電信規則第二十七條及第三十三條第二号乃至第四号に該当する事実並其の措置状況

七 前各号の外後日参考となるべき事項

前項の日誌は其の使用終了の翌月より起算し十五月間之を保存することを要す。

第十三條 放送事項の聴取を目的とする私設無線電話（以下単に聴取無線電話と稱す）を施設せんとする者は願書に左の事項

を記載したる書類並相手放送施設者の承諾書を添付し所轄通信局長に提出すべし。

一 施設の目的

二 機器設置場所 府県郡市区町村字番地（何方又は何建物何号室等）船舶なるときは其名称

三 工事設計 機器種類装置方式、電柱（檣）の高さ

四 相手放送無線電話

五 機器装置場所が船舶なるときは其の種類、総噸數、所有者、航路及定繫港（内地に於ける主なる碇泊港を定繫港とすべし）

六 落成期限

第十四條 聴取無線電話の機器及其の装置は左の各号に適合することを要す。但し特に通信大臣の許可を受けたる場合に限り

第一号に依らざることを得。

一 受信機は電気試験所の型式試験に依り其の型式の証明を受けたるものなること

二 空中線の固有電波長は百五十「メートル」以内なること

三 二百乃至二百五十「メートル」又は三百五十乃至四百「メートル」若は上記二種の電波長に限り受信し得る装置なること

四 空中線に振動を生ぜざる接続を有すること

五 空中線は電燈、電信、電話等の線路に接近せざること

六 接地用金属管は瓦斯管の如き引火の虞あるものを使用せざること

第十五條 第十三條第一号乃至第四号の事項を変更せしむとするときは事由を具し所轄通信局長の許可を受くべし。但し第四

号に関しては相手放送施設者の承諾書を添付すべし。

第十三條第五号又は第六号の事項を変更したるときは速に其の旨を所轄通信局長に届出すべし。

前二項に依り許可を受け又は届出を為したる事項は遅滞なく相手放送施設者に之を通知すべし。

第十六條 聴取無線電話の装置は相手放送無線電話に付定められたる所と異なる電波長に変更することを得ず。

第十七條 聴取無線電話施設者(以下単に聴取施設者と称す)は一会計年度毎に聴取施設特許料二円を納むべし。第十條第二項乃至第四項の規定は前項の料金に關し之を準用す。

第十八條 聴取無線電話を廃止したるときは廃止後五日以内に其の旨を所轄通信局長に届出て同時に許可書及検定證書を返納すべし。

第十九條 私設無線電信規則第三條、第八條、第九條、第十一條乃至第十三條、第十八條、第二十條第一号、第二十二條乃至

第三十一條、第三十三條、第三十五條、第三十六條及第三十八條の規定は本令に依る私設無線電話に之を準用す。但し私設無線電話規則第八條、第九條、第十二條及第三十三條中通信大臣とあるは聴取無線電話に關しては之を所轄通信局長とす。

附 則

本令は公布の日より之を施行す。

(3) 犬養毅 一八五五〜一九三二。号は木堂。文部大臣、通信大臣、内閣総理大臣、外務大臣、内務大臣などを歴任。一九三二年五月一日、いわゆる「五・一五事件」で暗殺された。

(4) 常務理事 一九二六年八月六日、東京・名古屋・大阪放送局は改組され新たに「社団法人・日本放送協会」が設立された。通信省から天下りした常任理事八人は以下の通り。本部二人、関東支部二人、関西支部二人、東海支部二人。

(5) 愛宕山 東京都港区にある標高二五・七メートルの「山」。頂上までの石段は有名で、丸亀藩士・曲垣平九郎が馬でこの石段を駆け上り、山上にある梅の枝を取って徳川家光に献上した故事で有名。当時日本放送協会がこの山頂にあった。

戦後の解放感と娯楽への期待

戦後のパイオニアたちの意欲をかりたてたもう一つの要素は、「娯楽」の面で、従来の放送協会のラジオのイメージとは全然ちがった魅力で、聴取者を引きつけられる番組が、かならずできる」という自信であったといえよう。

当時、まだ「娯楽番組」とはいわず、「慰安番組」「情操番組」など天降り臭の残った用語を使っていたが、各社とも放送員（アナウンサー）のスター・システム、宝塚や映画界とのタイアップ、ラジオシアター兼営など、それぞれ工夫をこらしている。

二十年（二九四五年）の暮ごろからこの民間放送計画はポツポツ新聞の紙面に顔を出してきた。「聴取料なしでける——資金は一般から募集——民間放送局の構想」（二〇・一一・六、東京朝日新聞）、「面白くたのしい放送を無料にかせる日本ラジオ放送株式会社（仮称）」（二〇・二一・一、日本新聞報）、「PBC、こちらは民衆放送局でございます」とコール・サインも新しく風かおる五月に、民間人ばかりの放送会社が発足する——」（二一・三・二七、時事新報）、「大阪に新日本放送会社（仮称）——ニュースは本社と特約」（二一・五・二七、大阪毎日新聞）……といったキャッチフレーズが見出しや書き出しにしきりと使われていた。

二十一年（一九四六年）三月二十七日の時事新報の記事の中では、民衆放送発起人玉崎宇三郎氏の談として

「朝起きてラジオをかけると軽快な音楽や楽しい漫才などがきこえてくれば、足取りも軽く出勤できます。思い切って明るい番組を提供したいものです、日本の出版物に支払われる広告料が一年に約一億円ですから、その一割が放送を使っても会社の採算はとれます、……新聞社の編輯室にマイクを据えつけて、一番新しいニュースを放送してもよい……」

という抱負が紹介されている。

NHKの最初の警戒信号

この時期、二三の新聞がこういった紹介を試みた以外、まだ世間一般——聴取者の側からの反響が出るまでに至っ

ていなかった。むしろ反響はまずNHKの方から示されている。

二十年（二九四五年）十一月一日付日本新聞報（現在の新聞協会の前身である新聞連盟の会報）には、「新放送会社の正体——官僚と一部の結託——『聴取料なし』がくせ者」という見出しで次のような「日本放送協会某氏の談」を掲載している。

「正式の話としてはきいていないが、しかし私共にはその裏の裏まで判っている、実体は松前博士ら官僚と東芝など一部事業会社が結託してやっつてる全くの官製放送会社だ、そして船田氏あたりが表面に現れて活躍しているという訳であるから恐らく急速に実現することになるだろう、しかし送信の簡単な短波放送はすぐにも始められるが現在の受信機では駄目だ。だからといって中波送信設備はいかに急いでも一年や二年はかかる。そこで東芝が中心でオールウェーブ受信機を目下製作中で、こうして短波が普及するまでは私共放送協会の第二放送の設備を使おうという訳である、そしてその代償として『君たちの方は聴取料を徴収できるよう政府で庇護しよう』というのである。そのくせ新聞などには聴取者に料金不払を教えるような宣伝をやっている。つまり両方に恩を売る極めてずるいやり方である、……私共の今回の協会民主化運動を『あれはゼスチュア』だと悪声を放っているそうだが、私共はそんな余裕はない。先の出方によつては一切のカラクリを暴露して断然闘争も辞さぬ考えである。私共は現在ある放送局を先ず根本的に民間経営に改組してから紳士的に提携して行くというのであって、設備の貸与なども決して拒むものではない」

これがNHKの、民間放送という毛色のちがったものになりたいという警戒信号のハシリであった。新しいものになりたい、古いものが示す一般的な傾向ともいえるだろう。NHKが民間放送の出現に際して示す屈折した心理は、後述する機会があるが、これはもつとも早い時期に示された態度の一つであった。

第三章 占領政策の固い壁——一度は流産に終った胎動期

いうまでもなく占領直後の当時の国内は、直接の軍政こそかろうじて免れたものの、一切の行政は、直接間接、GHQのオーダーないしサジェクションなしには何事も実施できなかつた。こと民放計画に関しても、逋信院は一応、戦前からの「無線電信法」にもとづいて申請を受け付けたが、GHQのサインなしには一歩も進まず書類はGHQに回されたままであつた。

放送関係占領行政の便宜主義

とくに「放送」については、CIE（民間情報教育局）が本部を放送会館に置いたほど、放送が占領政策遂行上の重要手段視されており、NHKの番組編成には、ダイク代将、ロッス大尉といった担当官が厳格をきわめた検閲と直接指導を行つていた。

進駐後GHQのマスコミ対策は、まずプレスコード（二〇・九・一九）、ラジオコード（二〇・九・二二）を發して検閲の規準を指示、次いで「政府から新聞を分離する件」（九・二四）、「新聞言論の自由に関する追加措置」（九・二七）、「新聞映画通信に対する一切の制限法令を撤廢の件」（九・二九）などを矢つぎばやに指令して、新聞、映画、郵便、電信、電話、通信にたいする一切の政府の統制、特権を停止させ、ニュース提供の独占を禁止した。その結果、新聞公社、同盟通信、日本出版会、映画公社、大日本興行協会などは解散して、それぞれ新聞連盟、共同・時事両通信、出版協会、映連などに変つた。

ところが「ラジオ」に関するかぎり、右の指令によつて、戦時中情報局がラジオに無制限に干渉する根拠となつていた私設無線電話認可の付帯条件、公益法人認可の付帯条件などは大部分無効となつたものの、放送協会の組織

自体にたいする処置はまだ未決定のままに残されたのである。

しかも電波については、軍事無線がまず大半の有効周波数を優占的に握り、NHKの能力も進駐軍放送になかばあてられていたため、GHQ部内でも、参謀部をはじめCCS（民間通信局）、CIS（外謀局）など各セクションが政策決定に介入するばかりでなく、司令部のスタッフ内部でも、職業軍人、自由主義者のシビリアンの幹部、比較的下級係官に多かつたニューディーラー急進派など入りまじって、放送政策は長い間混沌としていた。

ここへ先手を打とうとした松前、新谷、宮本氏らの通信院構想は、前記のとおり暗黙のまま握りつぶされる気配が濃厚だった。それへの回答に代ってGHQからまず与えられたのは二十年（一九四五年）十二月十一日付の「日本放送協会の再組織に関する覚書」である。その大要は「放送事業は現状どおり協会の独占とするが、①その管理運用の面で政府の統制を排し、②国民を基盤としたオートノミーとしての公共性を確立する。③国民各階層を代表する委員会を選定して、それが会長候補の選定、事業一般についての会長と理事会への助言、放送倫理規範の立案進言、協会再組織についての検討などを行う」ということで、これに加えて「これは民間放送を考慮しないとの意志表示と解すべきである」との口答説明があった。

このメモによってNHKの中に生まれたのが「放送委員会」である。これは松前総裁が、苦心の末銚衡せんこうした五十人の候補者リストをGHQに持参すると、受取っただけで「あなたは帰ってよろしい」といわれたと伝えられている。そしてリストはほとんど赤鉛筆で消されて返されてきた。追加して再提出するとまた消されて、結局決まった最初の顔ぶれは、川勝堅一、富永能雄（実業）、近藤康男（農業）、浜田成徳、渡辺寧（技術）、堀経夫（財政）、岩波茂雄、馬場恒吾（言論）、大村英之助、土方与志（映画）、滝川幸辰（学界）、荒畑寒村、^①島上善五郎（労働）、加藤静枝、^②宮本百合子（婦人）、瓜生忠夫、^③旗ゆう子（青年）——このうち通信院がはじめから推していたのは、浜田、

岩波、馬場の三人だけだった。あとの大半は急進的な人々で占められ、それも「松岡駒吉はダメで徳田球一ならよい」という当時の係官の指導ぶりであった。こんにちからは、想像もつかない激動的な空気であった。

この放送委員会は高野岩三郎氏をNHK会長に選び、協会の機構改革や、複数プロダクション制をとって競争意欲を入れようとするプランの立案など、一時熱心な論議は交したが、数カ月たたぬうちに産みの親のGHQの風向きがガラリと変わり、高野氏自身放送委員会を相手としなくなって、のちの放送ストをキッカケとして馬場氏ら保守派は欠席、真二つに割れて有名無実となった。十二月十一日付覚書は、公文書の形を欠いていたため、一時、怪文書と騒がれたこともあった位で、右的一幕を見ても、暫定的な色彩の濃いことがうかがわれるが、協会独占、民放却下⁴の原則に関するかぎりGHQの基本的な考え方を示している事実は否定できなかった。

GHQはもっぱら、NHKに「真相はこうだ」「自由を護った人々」「ラジオ民衆学校」など軍国主義一掃のためのプログラムを全国画一に流させる一方、アメリカの商業放送が産んだ一分の切目もない十五分刻み、週間番組制、じゅうたん番組などの形式や、「二十の扉」⁵、「話の泉」⁶などの色彩に、NHKを染めかえようという方向に、全力を集中したものといえよう。

註

- (1) 荒畑寒村 一八八七～一九八一。社会主義者・労働運動家・元衆議院議員。『平民新聞』の編集に参加。一九〇八年「赤旗事件」で検挙され入獄したおかげで、幸徳秋水の「大逆事件」の連座を免れる。一九二三年第一次共産党事件で堺利彦とともに検挙される。戦後は、日本社会党の結成に参加し、一九四六年以降衆議員を二期務める。『谷中村衰亡記』など著書多数。
- (2) 加藤静江 加藤シズエ。一八九七～二〇〇一。日本の婦人解放運動家・政治家。産児制限運動にかかわり、優勢保護法の成立にかかわった。

- (3) 瓜生忠生 一九一五～一九八三。映画評論家。一九四一年に日本映画社に入社。

- (4) 徳田球一 一八九四〜一八五三。戦前の非合法政党史時代より戦後初期に至るまでの日本共産党の代表的活動家で、戦後初代の書記長を務めた。一九二二年非合法の日本共産党結成に参加し、一九二八年治安維持法違反で逮捕され、一九四五年出獄したが、連合軍を「解放軍」と呼んだことが後に問題とされる。
- (5) 二十の扉 一九四七年十一月一日から一九六〇年四月二日まで毎週土曜日に放送された人気クイズ番組。このクイズ番組の原型はアメリカで人気のあった「Twenty Questions」で、CIEの指導で制作された。司会は藤倉修一。レギュラー回答者は、宮田重雄（医師、画家）、柴田早苗（女優）、藤浦洸（作詞家）、大下宇陀児（作家）など。
- (6) 話の泉 一九四六年十二月三日から一九六四年三月三十一日までNHK第一放送で放送されたクイズバラエティ番組。この番組のモデルは、アメリカのバラエティ番組「Information Please」であった。司会は初代が和田信賢、和田信賢死後は高橋圭三が担当した。回答者は、堀内敬三（音楽評論者）、サトウ・ハチロー（作家）、徳川夢声（元活弁師）、渡辺紳一郎、山本嘉次郎、大田黒元雄、春山行夫といった、当時の知識人・著名人たちが名を連ねていた。

GHQ説得の努力

はじめ船田氏たちに民放申請を勧めた松前総裁らも、事態がこうなつては、認可を迫る各申請者に「なんとかGHQを説得してくれ」というほか、術すべがなくなつていった。一方GHQの係官たちは申請者の請願を黙つて聞き流すばかりで民間放送について公式意見を示さず、かげで宮本電波局長などに、電話で「あの申請は無駄だから止めさせろ」といつてくるのが常であった。そのため各創立事務所の人々は、月に何回となくGHQと逡信院の間に、お百度を踏まされた。

だが、こうして、あらゆるつてを求めて個々に働きかけていたGHQ係官やその周囲の中には、当然ながら、アメリカ流の商業放送論者も少なくなかった。寺田甚吉氏が了解工作を進めた東京憲兵隊本部の長だったスパンングラー氏、高橋信三氏が毎日新聞の線で動かしたUPのホープライト東京支局長、マッカーサーの有力な側近だった故ヴォーンUP極東総支配人、伊藤豊氏が知己となった司令部の政治顧問で中将相当官のダーギン氏や、CIE係

官でRCA出身のオーア氏など、いずれも商業放送以外に自由なラジオはありえないといって、GHQ内の各セクションに紹介の労を取ってくれた。ホーブライト氏は「アメリカのことを思えば人口二百万の大阪に放送会社が四つはやっていける」と励まし、ヴォーン氏も二度来阪して毎日新聞のプランに賛同をおしかなかった。

だが交渉の窓口となる係官とは、激しく論争することもしばしばだった。「食う米もない日本の状態なんでスポンサーが広告をする余力があるか」と突っぱねるCIEのロツス大尉に向かって寺田氏が「日本にサントリーというウイスキーがある。戦時中庶民の手にはサントリーなど一本も届かなくなっている間にも、その会社は、その名前を大衆の心にとどめるため毎月大きな新聞広告を続けてきた。日本人にもこういう商魂があるので」と切り返して沈黙させたというエピソードもあった。

伊藤氏が、これもCIEで「自由を護った人々」などを裏面から演出指導していたハギンス係官に向かって「日本人の感情を混乱させるあんな流血場面など(二・二六事件などを指す) 考えなおすべきだ」と食い下り険悪な空気を作って、後日伊藤氏らの事務所にもCIEの人間や警官がやってきて計画書類を持ち去られるといった事件もあった。しかしGHQは結局、「現在の周波数事情とひっばくした経済状況では民放認可は時期尚早」という立前たてまえは動かさず、二十一年(一九四六年)八月ころになると悲観的な空気が決定的となってきた。

放送ストの微妙な波紋

ここで一つの事件が起った。第二次読売争議をキッカケとする新聞・放送ゼネストの波の高まりから十月五日、午前十時十分「ゼネストに入ります」というアナウンスとともにNHK労組が空前の無期限停波ストライキに入ったのである。

NHK関係者の一人が十一月十五日、新日本放送の創立事務所にあてた私信によると、「司令部の政治部門は民放に反対ではないが、実際問題として割当てられた波長の範囲では進駐軍放送を増しただけで手一杯、占領軍の軍部方面として同意されないの、逋信省としても出願の書類全部を一応返却するほかなしとして、その旨の文書を作り発送寸前まで行ったところ、放送ストの気配濃厚となったため急拠保留し、迂濶な却下はできないとして、目下日和見状態」という消息をもらしている。

この辺の事情を裏書きするように、十一月十二日、来阪した一松逋信相は、それまでの沈黙を破って、

「放送については従来の日本放送協会一本建でよいと考えられていたが、この間の放送スト問題を契機として従来の放送会社の新設があらためて考慮されるようになった。すでに二、三の新放送会社の認可の申請が出ており、逋信省でも研究中であるが近く東京、大阪両都を中心に新放送会社の実現をみることになるかも知れぬ」と言明した(二・一三、大阪朝日新聞)。

九月十日付で提出されていた新日本放送の出願書類が、十月十六日付で波管第六〇三号として正式に受理されたという例もあり、十一月十五日、急ぎ上京した中部日本新聞の小島源作氏が教文館で伊藤豊氏とはじめて面会し、情報交換するなど、状況は一応活発な動きをみせた。

放送ストライキが、GHQにも、国内世論の上にも、民放実現を促進する効果をあげるだろう、という情報判断は、たしかに一時有力だった。ところが、GHQはむしろ、民放の許可には急進的な放送局出現の可能性がある、として、当時の「複雑な国際関係」——対ソ関係の上にならずらわしさが加わることをおそれたといわれている。事実この年の夏ごろ、のちに北朝鮮共産党の領袖となった朴烈の名前¹で、放送局開設の激が街頭にはりめぐらされたことがあった。この朴烈たちが、日響に出演交渉をし、マネージャーが「NHKへの義理があるし、どうしたものか」

と頭を悩ましたという挿話がある。

放送ストも、読売新聞労組の敗北後は全く孤立、政府は「放送の国家管理」の切札を出して、十月二十二日、二旬に及んだ停波ストも崩れ去った。皮肉にも、これとともに民間放送の一縷の光明もまた消し去られてしまったのである。

註

(1) 朴烈 一九〇二〜一九七四。朝鮮の三・一運動後、一九一九年来日し、朝鮮を併合した日本への敵意からむ政府主義活動に参加。一九二五年に天皇暗殺を図ったとして逮捕・告発され翌年死刑判決を受けるが恩赦により無期懲役に減刑される。日本敗戦直後の一九四五年十月二十七日に釈放される。獄中で無政府主義から反共主義に転向した。一九四六年には、在日本朝鮮居留民団(民団)を結成し団長に就任したが、一九四九年の団長選挙で敗北し、韓国に帰国。翌一九五〇年の朝鮮戦争で北朝鮮軍にとらえられ、その後北朝鮮の南北統一委員会副委員長となる。

とどめとなった対日理事会の討議

GHO首脳部はこうした混乱にケリをつけるため、突然、対日理事会に「放送事業の管理と所有権」の議題を提出、「平和日本の実現を推進するためには放送事業を官営、民営、半官半民のいずれにすべきか」英・華・ソ三国代表に諮問すると発表した。米・ソの対立で、農地改革を除けば、ほとんど審議がなく、二十一年(一九四六年)に入っては招集即散会をくりかえしていた対日理事会としては、めずらしいこととされている。

二十一年(一九四六年)十二月十一日、明治生命館で開かれた第二十一回理事会で、まずマクマホン・ボール(英)が「国営の英国、民営の米国、官民併存の豪州など民主国家でも形は多様で、日本人自身が決定すべきだが」と前おきして「現段階では連合軍の放送内容監督の必要上、単一体が便利で商業放送奨励は時期尚早」と発言した。沈

代表代理（華）は「原則的にはポール氏の示唆に同感だが、豪州型の官民共存が能率的で好ましい」との見解。デレヴィヤンコ中将（ソ）は「まず米国の意見と、GHQの放送監督の実状を聞きたい」と質問、自国の意見は次回に保留した。アチソン米代表は「米国とGHQの結論はまだ出てない」と答えている。

次回は再び審議持越、翌二十二年（一九四七年）一月八日第二十三回の会議で、ソ連代表は「①占領政策上政府の手への集中が有利な点はポール氏と同感 ②巨額の資本を要する民営放送は大産業金融会社に偏する ③営利事業では反民主団体に利用される ④局の大都市偏在を激化する、との理由から民営反対、現状維持が適当」と発言し、英・華・ソの一致で「放送国家管理」が多数で採択されたと発表された。民営否定の最終責任は対日理事會が負つた形となった。『占領遂行中の便宜』という立場が、ついに終始この問題を支配したわけであった。

逋信省にはさらに、閣議で民放出願不許可を確認し報告するよう、追いかけて指示された。各社の申請書はすべて一応さしもどしとなり、『ただ記録にだけとどめる』と通告された。

註

① 対日理事會 アジア太平洋戦争に敗北した日本を連合国が占領するに当たり、GHQの諮問機関として一九四五年十二月設置された。米国、イギリス、ソビエト連邦、中華民国、オーストラリア、ニュージーランド、インドの七カ国で構成。実権は米國が握っていた。

情勢は絶望的に

対日理事會が下したこの断によつて、初期の民放実現運動は、ほとんど決定的な打撃を受けた。放送が免許事業であるかぎり、どんな名案や事業的先見があつても、行政当局の許可なしには機械一台の発注もできず、実現への

手がかりをつかむ術はどこにも見当らなかった。フリー・ラジオへのイメージジョンだけで、数多い多忙な発起人をひきとどめ、創業費を捻出して行く心労に、どの創立事業所もほとんどの力を使い果たしていた。

そのうえ、対日理事会決定の四日前、二十二年（一九四七年）一月四日、公職追放令のワクが実業、言論、地方自治関係などに拡大され、民衆放送の船田中氏や藤山愛一郎東商会頭はじめ、新日本放送の寺田甚吉、岩崎愛二氏ら東西の民放申請者の中心人物が、それに引つかかつて運動の表面から去った。新日本放送では、ついに三月二十日、「解散発起人会」を開き、設立発起人会をいったん解散することになった。だが寺田甚吉、関桂三両氏の発言で、その企図は大阪毎日新聞が引継いで再起の機会をうかがうこととなり、高橋信三氏がそれに当たったが、事務局を維持するには至らず、主に紙面を通じて、放送事業民主化の必要を説くにとどまっていた。

この席上、寺田氏がもらした感懐のように「明暗二つの事態が日を接しておこり、昨日の希望は本日の失望に代わらざるを得なかった」というべき幕切れであった。新日本放送の場合、寺田氏がそれまで一年半の運動期間に負担した創立運動費が当時の金で十六万六千余円。船田氏ら初期の申請者は同様に個人的にも少なからぬ犠牲に甘んじている。

東京でも船田中氏を失った民衆放送は、事務所も二、三名に縮小、吉田秀雄氏があとを引き受けることとなり、電通の中に移した。

財界で関心を寄せていた人々も、ここでほとんど手を引いた。このころ吉田秀雄氏はかねて目をつけていた日本電気の百キロ送信機とフロリダ・ダンスホールなどを、将来の民放許可に備えて確保したいと考え、日本化薬社長の原安三郎氏に資金調達のため一肌ぬいで欲しいと懇望したことがある。吉田氏の説得で、放送事業に乗り気になった原氏は、三日間の猶予を求めて精力的にGHQはじめ各方面の情報を集めた。

「吉田君ダメだよ。当分見込ないぞ」と、三日後、氏はハッキリいった。「この三日間に原さんが飛びまわって集めた情報はさすが綿密正確だった」とあとで吉田氏は語っているが、四年後、ラジオ東京誕生の産婆役をつとめた原安三郎氏にしても、なお当時はほかにいいようがなかったものといえよう。

原氏の言葉で施設器材の確保を諦めた吉田秀雄氏は、もっぱら事務所の面々に、商業放送の運営面を研究させた。「機械は金さえできればいつでも手に入る。今やっておかねばならないのは人の養成だ」というわけで、松竹、大映、東宝など映画関係者を交えて、「自由競争下のラジオ番組制作機構はどうあるべきか」などを論じ合いながら、またの日を待っていた。

一方、中部日本新聞では、対日理事会の結論が出たあとも二月二十七日、名古屋商工会議所で「民間放送事業に就ての懇談会」を開き、二十年（一九四五年）末以来の工作にテコ入れを試み、三輪名古屋商工会議所会頭と杉山中部日本新聞社長の連名で発起人拡大の呼びかけを行っている。松坂屋の伊藤次郎左衛門^①、東海銀行の鈴木亨市、名鉄の藍川清英、丸栄の山口義治の各氏をはじめ、この機会に参加した地元有力者も十数名あったが、実務的な準備に移るキツカケはつかめず、二十四年（一九四九年）の暮に専任者を置いた中部日本放送創立事務局が正式発足をみるまで、二年半以上形勢待ちが続くかたちとなった。

また、このころ河北新報^③の「現東北放送会長」を代表とする「北日本商業放送株式会社」が新しく名乗りを上げた。これは一力氏が電通の上田、吉田両氏などと相談しながら申請したもの。小電力局を東北、北海道各地におく計画で資本金二千万円である。これはのちの東北放送の前身であり、富山の北日本放送とは別である。ここも当分の間、一応申請しただけの形にとどまった。

これ以外の新聞社は、東京の三大紙をはじめ、いずれも放送事業どころではなかったようである。大阪毎日新聞、

中部日本新聞にしても、二三の幹部の支持の下に、高橋信三、小島源作氏ら担当者が奔走していたわけで、かならずしも全社内一致してのラジオ対策ではなかった。新聞社は戦時中の幹部三五一名が追放されたばかりで、その痛手も大きく、跡目争いもはげしかった。とくに二十一年（一九四六年）の暮には用紙払底が極に達し、北海道を出た用紙列車が雪で立往生したのをキツカケに手持在庫が東京一日分、名古屋二日分、大阪零という最悪の事態になり、十二月二十日から九日間新聞史上空前の全国タブロイド版発行となった。対日理事会が民放を葬ったころ、新聞は新聞で発行そのものが危機に瀕していたわけである。

以上みてきたような悪条件が、幾重にも重なって、民間放送実現をめざす申請者側の主体的な運動は、昭和二十四年（一九四九年）の初頭まで、ほぼ二年間の間、社会の表面からは消え去ってしまった。

註

- (1) **松坂屋** 名古屋に本店がある老舗の百貨店。一六一一年織田信長の小姓の子孫である伊藤蘭丸裕道が名古屋本町で「呉服小物商いとう呉服店」を開設したのがはじまり。一七六八江戸に進出し上野の松坂屋を買収し、同店を「いとう松坂屋」と改称。以後、大阪の糸びす屋呉服店を買収、一九一〇年、名古屋栄町に名古屋初の百貨店「いとう呉服店」を開業。一九二五年、名称を「松坂屋」に統一。
- (2) **丸栄** 名古屋にある松坂屋と並び称される老舗百貨店。創業は一六一五年。
- (3) **河北新報** 仙台市に本社を持つ河北新報社が発行する日刊新聞。

空白期の見えざる努力

もちろん火がまったく燃えつきてしまったわけではなかった。この困難な時期に世論に訴え、関係者の間を走り回って局面の打開につとめた見えざる努力も少なくなかった。

早く故人となつて、いまでは想い出す人も少ない田川大吉郎氏の存在も、記憶にとどめておく必要がある。田川氏は都新聞の出身で戦前京都で反軍事件に関係、軍刑法に問われ、上海に逃れて上海大教授をしていた異色の経歴の人。戦後帰国して尾崎^{かくとま}の顧問をするかたわら教文館理事長など、プロテスタントの要職にあつた。氏は二十一年（一九四六年）五月頃から国民放送協会の前身、民間放送開始準備会の発起人代表となり、大宮伍三郎氏が退いたあと、伊藤豊氏を援けて対外接渉にうちこんでいた。

田川氏や伊藤氏が日本YMCAの幹事でもあつたダーギン氏（マッカーサーの政治顧問）を通じてGHQの各部門へ民放了解工作を進めたことは前にもふれたが、対日理事会の決定に接した田川氏は、直接マッカーサー元帥にあてて私信を書いた。それは「放送事業のあり方はその国の文化そのものに深く係わっている。貴下の進駐第一声は言論の自由であつた。放送を公営一本に制限することは、この第一の宣言に根本的に反する。すでに占領当局はイタリアにたいしては放送の自由を許したではないか。日本人は決してイタリアに劣らない文化性を持った国民だと信ずる」といった主旨の長文のもので、極東裁判の通訳官島内氏が苦心して調子の高い英文に翻訳した。

「田川さんは、不幸、その年の十月九日、急逝された。理解者を失った私の打撃も大きかったが、せめてあと半月生きて、十月二十二日、GHQが民放許可という政策転換を行つた日を見てもらいたかつた。例えば民間放送も、その難産の途中、企業化される以前に、実に多くの人々の有形無形の力添えをえてきたものだ」と伊藤豊氏は語っている。

胎動期の二カ年余の民間放送運動は、結果から見れば、労多くして報いのない、ペーパー・プランに終つたといふことができるかも知れない。しかし、この時期を担つた人々のエネルギーな活動の結果、この対日理事会を契機として、通信法規全体の刷新——のちの電波三法への進路がはじめて開かれ、放送事業のあり方をめぐる論議

は、かえって活発に燃え上ったのである。

註

(1) 尾崎罈堂 一八五八～一九五四。本名尾崎行雄。罈堂は号。日本の議会政治の黎明期から戦後に至るまで衆議院議員を務め、当選回数・議員勤続年数・最高齢議員記録と複数の日本記録を有することから「憲政の神様」、「議会政治の父」と呼ばれる。

第四章 GHQの政策転換——臨時法令審議委員会のかくれた功績

GHQ放送行政の矛盾を衝く

情勢は絶望的だった。しかしこの民放運動の長い空白期を埋める努力が、別の方面で地味に進められていた。たしかに田川氏の指摘を待つまでもなく、占領当局の初期の放送政策は、マス・メディアに関する他の分野の占領政策とも喰いちがいがい、わけても、新憲法の立法精神と抵触することが、時と共に、覆いがたくなっていった。

この点に喰い下がって、GHQ当局を説得し、やがて十カ月後に、放送処理方針を転換させることに成功したのが臨時法令審議委員会であり、通信省官房に特設され、GHQとの渉外の衝にあつた。

これより先、二十一年（一九四六年）十月に、CCSは、新憲法の成立を機会として通信法規を全面的に再検討し、①新憲法への即応、②通信の民主化と旧軍の統制の影響の一掃、③現状に即さぬ時代おくれの規定の改善、の三点を実行するよう指示した。この指令を受けた通信省は十一月一日、臨時法令審議委員会を官房に設けた。会長は鈴木木恭一通信次官、網島毅電波局長ら各局長が委員となったが、ほかにGHQ側がこの仕事に適当と認めた人物を立

法顧問として推し、鳥居博氏（のちラジオ東京業務局次長、現在電機通信大学講師）が主査として、翌二十二年（一九四七年）春これに加わった。

通信法規全体の改正が迫られるキツカケとなったのはやはり放送関係が最大の原因であった。大正四年（一九一五年）に制定された無線電信法は第一条で「無線電信及無線電話ハ政府之ヲ管掌ス」とあり、特別の場合、例外的に主務大臣が「私設」を許可する（第二条）という電波政府専有の建前だった。許可基準、運用条件その他すべて、命令ないし大臣の自由裁量に委ねられていた。そのため、前に述べたように日本放送協会は、元来、民法による一社団法人にすぎないのに、ただ犬養毅、安達謙三ら時の通信相の自由裁量で独占経営が認められていたのだった。

したがって、戦後すでにNHKは聴取者六百万に達し固定資産二億円という巨大な組織体だったが、二十年（一九四五年）前の出資者たる会員わずか六千五百人の私的所有物という形のまま存続していた。

そこへ、前に紹介した「日本放送協会の再組織に関する覚書」が出たのである。この覚書により、政府は「放送を独占するが、政府には統制されず、しかも国民各階層を基盤として自律的な公共性を保つようにNHKを改組する」というまことにむづかしい難題をかかえこんだわけである。この新NHKを規定すべき立法操作を通じて、占領行政の矛盾はさらに判然たるものとなった。

二十一年（一九四六年）十月の指示や二十一年（一九四六年）十一月三日に公布された新憲法の精神にのっとれば、通信法規は、「国民は通信の自由を有す」という大前提をまず定め、電波の性質上必要な周波数の割当、その他一切の公共的管理は原則を法律で定め、行政機関の自由裁量に代えて法規裁量によるように改めるべきはずである。そして、それこそが法的側面で民放実現の前提条件をなすものであった。

だが、こうして出発した通信法規の改正が、完成するまでに、三年半という長期の曲折を経ねばならなかった。こ

の間に放送法関係で前後六回、電波法関係では前後十回にわたって法案が作り直されるといふわけで、占領行政上からみても異例の難行であった。

ひとまず「日本放送協会法案」を作る

以上のような契機で出発した臨時法令審議委員会であったが、なかなかことが進行しなかったのは理由がある。この当時、GHQ、通信省にとって、文字どおり焦眉しょうびの急だったのは、全国電信電話網の再建、なかんずくその管理能力の確立の問題だった。二十一年（一九四六年）の暮といえ、二・一スト①前夜である。二十二年（一九四七年）の春にかけてのゼネストは禁止されたものの全通②四十万の労働攻勢はなお衰えず、夜間時間外になると通信省の全通信回線は組合側が自由に使い、事実上産別会議が専用通信網を握っている観があった。一方、GHQでは占領当初から「世界の電話事業で赤字を出しているのは日本だけだ」と嘆き、電信電話事業に企業的な能率と採算観念を植えつけようとして腐心していた。

この両面から、通信省を郵政省と電気通信省（のち現在の日本電信電話公社に改組）に二分し、組織を管理能力本位のライン・アンド・スタッフ・オーガニゼーションに改変し、特別会計法を改正して経営能率を増進するなど、一連の大改正が、GHQの指示の下に鳥居氏たちの仕事となった。

放送基本法の立案がCCSのファイスナー法規係長から、いよいよ具体的に要求されたのは、この電信電話問題の見通しがついた二十二年（一九四七年）の五月である。

こうなると、すでに前に紹介した第二放送会社論の時期とは登場人物も一変していた。通信省では松前、新谷、宮本氏ら通信院時代の幹部は去り、大臣三木武夫、③ 主管は網島電波局長だった。GHQ側も前年五月のアチソン反共

声明以後、ニューディール派は続々追われ、窓口の係官に至るまで大幅に交代があった。

だがCCSは依然として、二〇・一二・一一覚書の線を継ぎ、民間放送は認めず、①電波行政を政府から独立した委員会行政（中央労働委員会や公正取引委員会のたぐい）とする、②NHKを一人社団法人から公共企業体に改組する、の二点を強く主張した。

フェイスナーという人物はCCSの放送面での実力者であり、その後民放免許の背後でにらみを利かしていたことで有名である。その彼の要求は、八月までに放送基本法を作って秋に予定された臨時国会に出せ、という性急なもの。臨時法令審議委員会は真夏のさ中に、深夜まで作業を続けた。すでにこの年（二十二年（一九四七年））の二月に無線電信法改正案を、四月に同二次案を一応作っていたので、さらに六月末にこれを一本立にして「無線法案」「日本放送協会法案」とした。

独立した放送立法としては、第一案に当るこの協会法案では、一応標準（中波）放送は協会の独占とする建前で、

- ①協会は非営利社団法人とする、②協会の運営民主化のため国民各層諸部門を代表する三十人以内の「放送委員会」を内閣の委嘱で設ける、③会長、副会長は放送委員会の推薦する各三人の候補から逓信大臣が指名し、理事は会員総会で選び、放送委員会の承認を要する、④事業計画、予算、聴取料決定、役員解任などは放送委員会の議を経て逓信大臣が認可または実行する、⑤大臣は公益の必要あるときは特定事項の放送を命令できる、⑥ラジオを備付けたものは聴取料支払義務あることをはじめて法定する、
- などがその主な内容であった。

無線法はその後電波法と改称し、こちらは技術的規制が主なので、のちに電波監理委員会の性格が問題となるまでは、比較的順調に起案が進んだが、放送法については事情はずっと複雑だった。この「日本放送協会法案」は、そ

の公共化が不十分であり、しかも通信大臣の権限がまだ過大だ、としてGHQは同意しなかった。

註

(1) ニースト 一九四七年二月一日の実施を計画されたゼネラル・ストライキ。執行直前に連合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサーの指令によって中止となった。このゼネストの中止は、日本の民主化を進めてきたGHQの方針転換を示す事件であり、戦後日本の労働運動の方向を大きく左右した。

(2) 全通 一九四六年五月、逓信部内の地域別、局所別に組織されていた従業員組合が集まって結成した全通信従業員組合。日本共産党の強い影響下にあった産別会議に加入し、ニースト後の一九四七年秋の地域闘争、一九四八年の三月闘争（全通三月闘争）で主導的役割を果たしたが、政令二〇一号以降、組織内部に共産党の影響を排除しようとする民主化連盟（再建同盟）が結成され、分裂した。

(3) 三木武夫 一九〇七～一九八八。一九三七年衆議院議員初当選。一九四八年十月、芦田内閣が崩壊した際にGHQ側から首相就任の打診があったが、三木は「憲政の常道」を理由にこれを断り、吉田茂が就任した。一九七四年十二月、首相に就任したが、ロッキード事件による「三木おろし」によって退陣した。

網島、鳥居両氏の苦心の説得

網島、鳥居両氏らは、この点を逆手にとつてここで大いにねばつた。電波三法の産婆役といわれる両氏はここで、
“放送の民主化は、協会の独占をそのままにしては完全なものになり得ない”ことを強調した。“放送の複数化”
は戦後、松前氏ら日本側がいち早く唱えた構想であるだけに、当時電波課長としてこれにタッチしていた網島氏にとつても一つの固い信念だった。

また、鳥居氏は、国際電気通信株式会社の出身で、その戦後処理についてCCSと交渉を持つうち、話題がたまに日本官庁機構と官僚気質に及び、前記の電信電話管理合理化で手を焼いていたCCS係官が氏の考えに共鳴、

ほとんど命令に近い推せんで通信省入りをした人である。いわばGHQ側の代弁者と見られて、通信省内部からは歓迎される立場ではなかったわけだが、この問題でGHQにたいして理論闘争の表面に立ったのは鳥居氏だった。

「NHKを独占にした場合、占領政策にはたしかに便利であろう。だが、やがて占領は必ず終る。その時、GHQがNHKにたいして占めていた支配の座を誰が引きつぐか、それが誰であれ一方の勢力であれば、自由な放送は永久に日本に実現しなくなる。自由企業による競争形態だけが、それを中和できる」というのがその一貫した主張であった。

GHQは、民放には反対、通信省案にも協会の民主化不十分という点で反対であったが、それではなにがNHKの公共化かという点では確固とした方針はなかった。NHK側は通信省案は官僚の監督権が過大だとして猛反対、しかも民放出現はもちろん好まず、また急激な協会の改革にも反対だった。通信省内、というより内閣全体は、「放送委員会」「無線委員会」など政府から独立する行政委員会の設置については政府の権限の喪失として警戒の色を示した。しかも民放申請者からみれば、臨時法令審議委員会はGHQの意のままと映った向きもある。網島、鳥居氏たちの仕事は、まったく割に合わない立場だった。この三つどもえ、四つどもえの力の均衡……膠着状態をどうしてどこかで破る必要があった。

審議委員会では、GHQの要求で「日本放送協会法案」に代わる「放送事業法案」を七月にまた作った。二番目の放送立法である。これはマクマホン・ボールが唱えた豪州型の放送管理方式を取り入れたもので、NHKは解散して公共機関たる「日本放送委員会」（または日本放送公団）に改組し、これに中波放送を独占させ、他方中波以外の放送は大臣の許可があれば自由とする、というもので、通信大臣は日本放送委員会の会計・業務を監査し、予算その他は内閣と国会に提出を要する、とされていた。

この案は参考案に過ぎなかったが、このプリントが、NHK放送記者の眼にふれ、NHKの古垣鉄郎専務理事の手に入った。国営放送に近いこの内容に驚いた古垣氏は、いそいで読売新聞の馬場恒吾社長に会い、対策を練った。非公式に入手した内容のため、すぐ読売新聞に載せるわけにいかなかったため、馬場氏はこれを時事新報に全文掲載し、それを追って翌日の読売新聞が、社説できびしくこの法案をたたいた。また案文をみていなかった三木通信相がカンカンになったが、後のまつりである。続いて、毎日新聞、朝日新聞も社説で放送法を論じ、政府の統制拡大の危険を攻撃した。

このプリント漏洩事件は、結果からみて、審議委員会内部の打った苦肉の策、一種のクッションボールではなかとみられている。事実、これを機会に放送事業のあり方、民間放送をめぐる論議が、ふたたび活発になって来たからである。新聞検閲も次第に緩和されてきており、米政府は、日本の新聞論調などを本国に送らせて、綿密に検討し、占領政策の進路決定の参考に行っていると伝えられていた。

占領もすでに峠が見えており、日本の右翼あるいは左翼の力にたいするGHQの評価もある程度楽観的な見通しを得られたということもある。対日理事会、極東委員会内でのソ連、豪州など強硬派の発言が無視されてくるといふ政治情勢の変化も生じていた。理由はいろいろ想像できるが、とにかくGHQは、この年の秋に入つて、従来の放送政策を一変したのであった。この点はおそらく本国政府からの指示によつたものと、網島、鳥居両氏はみている。

築かれた出発の基礎

昭和二十二年（一九四七年）十月十六日の午後、GHQの民間通信局長室に鈴木通信次官、網島電波局長、鳥居官

房主査、古垣NHK専務理事の四人が呼ばれて集った。GHQ側は局長を正面に、民間通信局、情報教育局、法務局、民政局、G-2（参謀部情報課）などの幹部が左右に居並ぶ。やがてCCSのラティン大佐が立ち「スキヤップ（連合軍最高司令部）は諸情勢を慎重に検討した結果、従来の方針を改め、ここにスキヤップ各部門の一致した意見に基づき、日本の放送について最終的示唆をする」と口を開き、大要次のような申し渡しが口答で行われた。

「①新放送法は、イ、放送の自由、ロ、放送の不偏不党、ハ、公衆にたいするサービスの責任の充足、ニ、技術的諸基準の遵守、という四原則によること。

②あらゆる種類の放送形態を監理し、かつ標準（国内）放送、国際放送を運用する公共機関を設立すること。この機関はいかなる政党、政府機関、個人の団体からも支配を受けない自治機関（オートノミー）であること。

③この機関は二つの要素を持つ。一つは監督・監理部門で、法令に従ってすべての放送の免許、監督を行う。他の一つは運営部門であつて、現日本放送協会の放送施設をこれに移管する。

④民間放送を認めること。」

とくに第四点については「ここで注意を促したいのはスキヤップは決してこの公共機関によって、法律による国内、国際放送における独占を唱導しては、日本においては、民間会社相互間、また民間会社とこの公共機関の相互間に放プは経済状態が許す時が来た暁には、日本において、民間放送会社の助長に備えた規定を、放送法に設けるよう示唆する。別送における自由競争を發達させるよう、民間放送会社の助長に備えた規定を、放送法に設けるよう示唆する。別の言葉を借りれば、同法は将来、日本の現鉄道機構、つまり公営民営併存方式に比すべき放送運営方式を發達させるべきである」と付言した。

こんにちの形の民間放送実現への障害の、すべてがなくなつたわけではないが、少なくとも、もっとも大きな行

詰りは、ここで打開された。この情報をいちはやくつかんだ伊藤豊氏は、教文館の事務所に国民放送協会のスタッフを呼び集め「我々の苦勞が実を結ぶときがきた」とよろこびあったという。

法案作成はようやく進み出し、審議委員会は次に紹介するように、NHK、同放送委員会、民放申請関係者、行政法学者などの意見をも求め、GHQとも綿密に連絡しながら、翌二十三年（一九四八年）二月二十日、いわゆる第一次放送法原案を作り上げた。これは芦田内閣の下でさらに新たな議論にさらされ、六月十八日に至つて第二国会に上程されることとなる。

この国会内外での論議を通じて、これまで具体的な目標を得られず、潜在していた放送に関する各利害関係者の諸論議が、いよいよ活発にふき上つた。

第五章 にぎりつぶされた「第一次放送法案」

放送行政にオールマイティを振るつたGHQ民間通信局の幹部たち。（右三人目から局長バック准将、ラティン大佐、右から通信省の鳥居博官房主査、鈴木恭一次官、以上前列）



GHQの、いわば「豹変」によつて、民間放送実現への道を開く放送立法作業は、やっと動きはじめた。ラティン大佐の示唆四項目を基礎として、通信省臨時法令審議委員会は、いそいで「放送法」の立案に着手し、NHK幹部、同労組、NHK放送委員会、各民放申請者などの意見も求め、翌二十三年（一九四八年）二月、一応原案起草を終つた。しかしこの原案は、CCSをはじめ、芦田内閣の閣議などでさらに修正、再修正を重ねられ、第二国会（二二・一二・一）一（二三・七・五）の会期末ギリギリになつて、二十三年（一九四八年）六月十八日やっと上程された。

ラティン示唆以後この間さらに八カ月が費されている。これはその示唆が、かならずしも彼のいうようにGHQの最終的な決定ではなく、また政府、NHK、民放側それぞれの考え方に大きな食違いがあったことを物語っている。そのため国会に上程されたはずのこの法案が、はじめから成立を予期していなかったという奇妙な現象に表れている。なぜそうだったのか、国会をめぐる討議を通じて見ていくことにしよう。

基礎理念はほぼ固まる

第二国会にあわただしく上程された放送法案は、前述の「日本放送協会法」などをふくめると第三次案になるわけだが、ふつう「第一次放送法案」といわれている。現行の放送法ははじめ電波三法が第七国会で可決成立したのは、さらに、まる二年先のことである。しかし、この第一次案は、ある意味で、現行放送法の基底にある思想を、もつともハッキリした形で表現しているという面があった。同時に、新憲法下の国会にはじめて公式の放送行政論議をよびおこしたものとして、注目に値するものを持っていた。

法案は全文百六条、その骨子を現行法（かつこの注）と対比しながらあげてみよう。

①放送行政の原則として「(一)放送が情報及び教育の手段並に国民文化の媒体として国民に最大の効用と福利をもたらしことを保障すること。(二)放送を自由な表現の場として、その不偏不党、真実及び自律を保障すること。(三)放送に携わる者の国民に対する直接の責任を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義に奉仕し、且つそれを育成するようにする」の三項目を掲げる。(注、現行法もほぼ同文)

②放送を規律監督する行政機関として「放送委員会」をおく。これは総理大臣の所轄の下にあるが、法律の規定にのみ基づき、一切の政府機関、組織、団体等の支配をうけずに権限を行使する独立機関であり、委員は五名、

首相が国会の同意を得て任命する。(注、電波行政をも含む電波監理委員会として成立しその後廃止された)

③公共放送を行う機関として、社団法人日本放送協会を、法律で設立される特殊法人に改組する。理事は七名で、放送委員会が国会の承認を得て任命する。協会は営利事業を営めず、基本金を所有せずに社債で資金を賄うが、受信料を取る権利を持ち、課税されない。(注、総理の任命する経営委をおき、それが会員、理事等を任命。他は同じ)

④日本の国籍を持たないもの(外国政府の代表、外国の団体、外国人が支配する団体も同じ)以外は何人も放送委員会の免許を得て民間放送事業を営むことができる。免許の基準・審理手続・不服申立等はすべて法規裁量により、自由裁量の余地をなくする。(注、趣旨は現行法も同じ)

⑤施行後五年以内に、首相は特別の審議会を設けて、この放送法自体の存続、改正、または廃止についての勧告を求める。(注、時限立法を主旨とするこの規定は現行法にはなくなった)

国会に提案理由を説明した下条恭兵通信政務次官は、この法案を作った根本的な理由を、次のように説明している。「現在日本放送協会は、無線電信法に基き通信大臣の許可の下に運営されているのでございます。併し無線電信法の規定は極めて簡単で、殊に事業を規定するものでありませんので今日のごとく発達した放送事業を規制する上に極めて不備であるばかりでなく、通信大臣に包括的権限の委任をいたします点は新憲法の精神にも副われないことにも相成るのであります。また放送事業は現在、事実上日本放送協会がその経営を独占しておるのであります。協会の性格は単なる私的機関たる民法上の社団法人に過ぎないのであります。このような機関をして社会生活のあらゆる部面に重大な影響力を持つている放送事業を、法律的な根拠もなく事実上独占せしめて行くことはこれ亦新憲法の精神に副わらないのであります」(二三・六・三〇、参議院通信委員会)

敗戦後、いちはやくあげられていた「フリー・ラジオ」実現という大義名分の主張が、ここではじめて公式に政府と国会に届いた。これを境として、民放申請者側の運動も、胎動期のいわゆる「第二放送会社」運動から脱皮して、「民間放送」そのものの姿をハッキリさせるようになっていったのである。

四つの論争点

しかし、法案をめぐる舞台裏の動きはGHQ、内閣、NHK、起草担当者の間で堂々めぐりを続け、いつこうに進まなかった。第一次放送法案の起草から国会審議までの過程での論争点は大きく分けて四つあった。

その第一は「放送委員会の性格」である。

GHQ——というよりCCS部内の意見は、ラティン示唆の骨格をなすもので、豪州の制度にならい、一つのパブリック・コーポレーションを作り、この内部を二分して、一つは民間放送の規制、免許、監督をする独立規整委員会(Independent regulatory commission)の機能を与え、他はNHKの施設一切を継承して公共放送を執行させようとするもの。

これにたいして浜田成徳氏(のちの電波監理局長)を代表者とするNHK放送委員会から、「独立公共機関には賛成だが委員を数十人にふやし、全国から公選し、その委員の互選で規整・執行の両委員会を作れ」という意見書が寄せられた。これは人民管理的な「放送議会」ともいふべき構想で、急進的なNHK社会化の線に沿っていたが、CCSの態度が非常に強硬と見られたため、当時民放申請者もNHK幹部も、その点には積極的に発言していなかったから、ほとんど在野からの唯一の修正提案だったといえる。



電波三法と第一次民放免許の際の立役者 ファイスナー氏(右)……
大阪、聴聞会(二十六年三月)を終え姫路城にて(左・鳥居氏)

ていた。この矛盾に政府やNHKが食い下り、結局、翌二十四年(一九四九年)夏、電波行政全部をまとめる電波監理委員会の設置が決まるまで紛糾を続けた。

第二の論点はニュース報道の統制の問題である。これはまずGHQの中で言論・思想面を担当するCIEが、戦後すぐデイレクティブ(命令)として発したラジオコードを条文に入れるよう横から強硬に要求した。そのため法案第四条に、ニュース記事の原則として、①真実、②直接・間接公共を害さない、③編集者の意見を含まない、④宣伝的意図をもって着色・強調・省略しない、などラジオコードから進駐軍誹謗条項を除いた全部をそのままり込み、また時事分析、時事解説もそれに準ずると規定し、さらに第八十八条に憲法またはその下の政府を暴力で破壊することを主張する放送、風俗を害する放送などを禁止し、違反者には体刑を課す、と入れた。

これには、さらに閣議で、芦田首相がニュース条項にも罰則を付するよう要求、議論が百出した。この第四条は

一方、内閣はじめ行政管理庁などは、極力CCSの独立行政委員会案に抵抗した。CCSのファイスナー係官は、法律畑で、電波技術には暗かったから、彼の指示は放送行政にだけ独立委員会制度を強調し、他の電波技術行政には全然ふれず、電波庁所管でさしつかえないとしているという矛盾があった。そのため第一次放送法案では、ことラジオについては、言論機関としての免許・監督は行政委員会であるが、技術的基準管理は電波庁所管、周波数割当等も電波庁と協議決定する、という二重行政に陥り、かろうじて、扱う窓口を放送委員会一本にするという苦肉の策をとつ

参院通信委員会でも、しきりと追求され、とくに、拡張解釈が可能なこと、解説にまで主張を禁止したことは、強く非難されたが、これも翌年GHQ自身のメモランダムが出てニュース条項が削除されるまで、解決をみなかった。また第三の問題点は、放送事業の免許その他の決定についての「審理手続」、「不服の審理」などいわゆる「ヒアリング（聴聞）」手続であった。これは行政処分以上の自由裁量権を極力縮小して法規裁量とする立前をさらに徹底させ、とくに①民放などの申請を拒否するとき、②いったん下した免許を取消するとき、③協会の聴取料を決定するとき、④処分に不服の申立があつたとき——などには必ずヒアリング手続を経るという立法である。

ヒアリングとは現在、日本では労働委員会やタクシー免許などのばあいにも行われているが、戦後アメリカ力で急速に発展した行政手続で、要するにこれまでの認可許可行政など往々にして官庁が一方的に裁量し、極端になると勝手に申請内容を変えて「修正認可」したりしたという弊害を一掃するため、「行政権者が、申請者と利害関係者の主張不服を正式に十分きき証拠主義にもとづいて記録にとり、記録を分析検討してから裁定理由を公開した上で判定を下す」という制度である。この点は通信省内部からは電波行政の自由裁量権を奪うものとしての反発が大きかつたのである。

以上の三点はいずれも立法を担当した網島、鳥居両氏らがもつとも頭を悩ましたところといわれるが、いずれも、その後、今日までの我が国の電波行政のあり方に深く係わる課題であつたといえよう。

それだけに、この時期にまだ、GHQ、内閣その他の間で、これら重要な点について意見の一致をみていなかったという事実は、法案の採択を不可能にした原因の一つであつた。

根づよい時期尚早論

最後に残った第四点、これは民間放送の誕生にとつてもっとも直接的な問題であった。

それははたして民放をすぐ許してよいのかどうか、助成策をとるべきか否か、という現実的な見通しの論議である。一応、理論として民間放送への道を開く立法が出現したものの、また一部に熱心に民放に自らを賭けたパイオニアが存在していたものの、戦後まる三年しか経っていない当時の社会情勢の中で、「商業放送」という未知のマス・メディア、広告主による番組提供とコマーシャル・メッセージという未知の宣伝手段が、はたして日本に成立するものか、客観的な判断が誰にもつかなかった、というのが実情であった。

第二国会での論議を通じて、それが端的に表われたのは七月二十二日、新谷寅三郎議員の「放送法案を提出した以上、政府は一般放送事業（注・民放）の発足を予想したと思うが、その見通しと電波割当の具体策はどうか」との質問にたいする富吉栄二通信相の答弁であろう。富吉通信相は

「この問題は何といえますか、アイディアが中心でありまして、独占排除、文化への自由な参加ということが思想的中心でありまして、この道を開くことによつて具体的にどの程度効果が上るか、実は的確なことを申上げる段階ではないのであります。大体電波の問題にいたしましたも資材の面でも、或る程度の要求には応じ得る情勢ですし、またそういう要求を持つて願ひ出ている向きなどもございますので、ある程度のものできるのではなからうかといったところのほか、至つておりませんが、全然ただ体面をつくらつたというふうにも考へておらないのであります。今日は誠に不徹底であります、この程度で一つお許しを願ひたいと思ひます。」と答えた。

新谷氏は、もちろんこのまことに頼りない答弁では不満として再質問したが、

「わたくし通信大臣は、この法案を難儀して作るのでありますが、実は作つて人様（放送委員会のこと）にお

渡しする役割だけでございますので、その点余りここでホラを吹いても始まらないと思います。」

と理屈にならない理屈で逃げた。放送委員会案に対する内閣の面従腹背ぶりがうかがわれる一コマであった。

もつとも、二十三年（一九四八年）夏といえ、国家公務員法成立をめざしたマツカーサー書簡など出され、芦田連立政府は全官公対策^①に^①応接のいとまがなかったころでもある。富吉通信相は社会党所属だが、就任後間もなく西下したおりの記者会見では、

「大臣になって三十分後には全通の土橋君にギューギューいわされたんだ。それからズーッとだ、そうだろ。だから通信大臣の勉強をするひまがなかったんだ。君のいう放送会社の問題も聞いている。NHKが独占する理由はないからね。はっきりした内容は知らないがこの議会で放送法が出るんだ。これで民間放送会社を規定することになると思うんだ。何とも不勉強で……」（二三・四・一八、新大阪）

と地元記者にコボスほどで、とても民放どころではなかったようである。

これに加えて、周波数事情も悲観的だった。網島電波局長も「現在NHKの第一放送九十局、第二、十六局合計百六局で、相当ふさがっているが空隙がないわけではなく、また前年のアトランチック国際会議で少し拡大したから、全く余地がなくはない。また超短波なら丸々空いているから、将来相当多数局が利用できる」としか答えず、具体的な数字は一切避けている。

これより一年程前の時事新報には、網島氏は次のような談をよせている、

「現在日本に許可されている使用電波は、五五〇～一五〇〇キロサイクルであり、混信を避けるためにはどうしても一〇キロサイクル以上の差をもつ電波の発射を行わねばならぬとすれば、約九十の波しか出せぬこととなる。ところが現在の放送局（注・NHK）は中継局を入れて九十三カ所あり、電波到達の面から北海道と九州

は同一波長を用いても混信しないという距離的条件から、この九十三カ所が運営されているので、新しくこの許可電波の範囲内で第二会社を作るとすれば、必然的に現在の局まで使用電波の制限をうけることになり、この点は技術的よりもむしろ政治的問題とも考えられる」

資金面についても委員会に呼ばれた大蔵省三井銀行局長は「民間放送への長期金融は率直にいつて困難。復金のワケは一杯だし、経済再建への寄与に役立つといえるかどうかも疑問だ。民間銀行にしても採算性の点で不安を持つだろうから、申請者はできるかぎり自己資金を多くみてほしい」という冷たい答弁であった。

法案起草者、民放計画者たちの異常な熱意と、政府与党や行政官庁の側の冷やややかさは対照的であり、その上法案起草を命じたはずのGHQも上層部の態度が奇妙に煮え切らなかつた。

放送法案は衆議院では文化委員会に付託され、一方参議院では、通信委員会が併行して予備審査を行うことになった。この参議院通信委員会での議事録をちよつと検討してみよう。

最初にこの法案を審議した六月三十日の参議院通信委では、右の下条次官の提案説明が終つたあと……

「○深水委員長　ちよつと速記を止めて……

(速記中止)

○深水(六郎)委員長　速記を始めて。非常に重要な法案であります、会期もあと殆んど残すところがないので、この審議について政府の希望意見を伺つておきたい。

○鳥居(博)政府委員　お手許にある法案は百条以上の膨大なものがありますが、残る僅かの会期でもつて完全に御審議を頂くことは極めて困難と存じます。しかしながらこの会期の切迫いたしました時期に、何故このような重要法案の御審議を願うかと申しますと、現在放送問題につきましては、非常にいろいろむずかしい

問題が重なっておりますので、これに対しまする政府の方針というものを一応明らかにしまして、国会の御審議を受けると同時に国民諸君にも、政府はこういう考えを持っているということを成るべく早く知って頂かなければならない事態もございましたので、会期切迫にも拘らず、提出いたしました。関係方面ともよく協議いたしました。できればこの会期並びに次の国会まで、できるだけ継続して、十分な御審議を頂きたいのであります」

と記録されており、このあと、もう一度「速記を止めて……始めて」をくり返して、委員長が、閉会後も継続審議する手続を本会議にとることに決まっている。

いうまでもなく占領中の国会の議事録では至るところに「速記中止」がはさまっており、この間にはGHQとの渉外報告がされるのがつねであった。

当時の電波局長網島毅氏によると、政府はGHQから「この国会では採決するな」とハッキリ言い渡されていた。衆議院の文化委員会は、一、三回会議を開いただけで、ほとんどまともに手を着けようとしなかったが、参議院の通信委員会はたまたま委員長が奇しくも現在民放連の放送法対策委員長をつとめる深水六郎氏（現フジオ熊本社長）であり、前通信院次長新谷寅三郎氏をはじめ大島定吉氏、尾崎行輝氏ら、この問題に理解の深い人々が委員をつとめていた。

この参議院通信委は第二国会の会期が七月五日に切れたあとも、夏休みをとらず、七月二十六、二十七、二十八日と連日、委員会を開き、質疑を続けるかたわら、NHKから古垣専務理事、浜田放送委員会委員長、上田第一、藤島第二労組両委員長、民放申請者側から伊藤豊、大川幸之助両氏などを呼んで、この法案にたいする主張を聞いた。さらに八月二日から九月二十四日まで各委員は分担して札幌、仙台、名古屋、大阪、長野、新潟、富山、金沢、広

島、福岡、熊本、鹿児島、宮崎の各地に出かけ、実状視察とともに地元の民放計画者、NHK関係者などを集めて、懇談会を開くなど熱心に動いた。

参議院通信委員会は、次の国会で修正案まで練り上げて、採決可能なところまで審理を進めていたが、衆議院の握りつぶしと、GHQの強い要請で、通信省はついにこの法案を撤回した。法案を国会に一応出すことによつて、いずれかへの面子を立てる必要があつたのか、それとも世論にさらすことによつて外からの気運醸成を計つたものか、GHQの真意は測りがたいが、微妙な空気であつた。

この間、十月八日、芦田内閣は総辞職、十九日に第二次吉田内閣が生まれた。吉田内閣は、審議未了の法案はいっさい引継がない立前を主張したから、この放送法案は白紙に返つてしまった。

大骨を折られた網島、鳥居両氏にたいし、CCSはこの際渡米して、米国のFCC（連邦通信委員会）その他、放送事業の現状視察をせよ、と勧告、網島氏はメキシコでの国際高周波電波会議におもむいた帰途、ワシントンに回り、鳥居氏も翌二十四年（一九四九年）四月、ワシントンで網島氏と落ち合い、二人で一カ月間の視察旅行をはじめることになった。

米国で、現実の経験からの自信を身につけさせようということと、また反面、ある冷却期間をおこうというのが、その勧告の目的であつたようである。民間放送は、ふたたび冷蔵庫の中にしまい込まれたわけである。

註

(1) 全官公 同盟系の全日本官公職労協議会。

この間の第一次放送法にぎりつぶしまでの経過は、民間放送にたいする風あたりの冷たさ、時期尚早論の強さを今さらのように示している。だが、民間放送の実現に道を開く立法が、ようやく国会に姿をあらわしたことで、一年半の沈黙から、草創期の民放計画者たちの事務所は、ふたたび活気を帯びてきた。

二十三年（一九四八年）の半ば頃から毎日新聞の大阪本社に続いて、東京や福岡の毎日新聞も動きだし、慎重論の強かった朝日新聞も腰を上げ活発に動きはじめた。また参議院通信委員たちの、右の地方巡りは、地方の民放計画に大きな刺激を与えている。

ごく限られた人々が、「自由なラジオ」のイメージに憑かれたように、成否を度外視してこの理念のために没頭していた時期は、ほぼ、これを境にして終るといってよいだろう。それにたいして、これから入っていく二十四年（一九四九年）以降は、電波三法が次第に最終案に固まって行くにつれて、出願者の数も急力アップでふえ、三法成立直前の二十五年（一九五〇年）春に入ると、中央、地方の新聞社が、民放ラッシュになだれ込んだ。冷蔵庫の中でさえ、強力なパン種が発酵しつづけて、とうとう冷蔵庫をこわしてしまうといった勢であった。その詳細はあとでまとめるべしにすることにして、まず、その前提となった電波三法成立までの経過を、次にみていこう。

電波三法の骨格成る

G H Qの勧めで、米国に飛んだ網島、鳥居の両氏は、そこで約一カ月、米国連邦通信委員会（F C C）の免許行政、各商業放送会社の経営ぶりなどを視察し、二十四年（一九四九年）五月に帰国した。

両氏の訪米当時、聴取者四千五百万人、面積の差は大きいとはいえ、日本と同じ周波数の幅で標準放送局が八百三十局もあり、十大産業に迫る成長を遂げていたアメリカの商業放送の実状は、両氏に大きな自信を与えた。技術

出身の網島氏はとくに周波数割当、ブランケット・エリア対策などの実際面を見きわめ、委員会行政に強い興味を持った鳥居氏は、FCCの行政手続を入念に研究してきた。

両氏は帰国早々、第一次放送法案の問題点の整理にかかった。この作業は、いわばGHQの命じてきた一種の理想案を、国内の現実に合せて、日本化する役目を持っていた。占領行政の時間の経過も、次第に日本政府側の自主性の加わる余地を拡げつつあった。だが、前章でみたように、第一次法案Ⅱ「放送委員会構想」はアメリカFCCの独立行政委員会システムと、カナダ放送委員会の半面監督（対民放）半面運営（国営放送）制度とを結びつけたもので、無理が多いかわりに、純理論としてはスジが通りすぎる位通っていた。これに一度、再検討の手をつけることは、政府与党、通信官僚、NHK、新聞その他、「放送事業」をとりまく新旧勢力の抜きさしならない対立に引きずり込まれる危険もまたはらんでいた。

時の電気通信大臣（二十四年（一九四九年）六月から通信省は郵政、電気通信両省に二分され、臨時法令審議委員会は電気通信省官房審議室となった。）は小沢佐重喜氏。吉田内閣も民間放送を承認する建前はそのまま踏襲したが、第二国会以来の行政機構の変化や、網島、鳥居両氏の独自の判断も織り込まれて、立法の内容は相当動いた。

（一）まず、それまでのCCSの指示では放送行政だけの独立を強調していたが、このワクを押し拡げ、電波を利用する通信一般を規制する法体系をつくることにした。電波法、放送法、電波監理委員会設置法の電波三法がこうして生れた。（放送局の免許、周波数割当などは、他の船舶無線、産業無線、官庁無線などの管理と同じく電波法に移され、放送法には放送事業への規制事項、NHKの組織運営などだけが残った。）

（二）電波監理委員会は国会の同意を得て内閣が任命する行政委員会として、総理府の外局とすること。それだけは決まったが、その独立性、内閣との関係については、後述のように一進一退、最後まで難行した。

(三) NHKの管理方法も変化した。一次案では国鉄、専売公社などの純公共企業体に近く、放送委員会が直営する色彩が強かった。今度は経営委員会をNHK内部に設け、任命方法等も電波監理委員会と同格とし、新たに事業計画・収支などは国会の承認、会計検査院の検査を要するとした。この改正の意図はNHKの言論機関としての自律(オートノミー)を認め、行政委員会とNHK機構とのあまりの密着は好ましくないとし、むしろ国会との二元チェックに持つていったもので、一面NHK側の主張を汲んだものだった。しかし一方でNHKへの監督機構を複雑にするという非難も起ってきた。

このほか

(四) CIE、芦田首相などが要求していたラジオコード条項は削除され、NHKの番組編成についてだけ①公安を害さない②政治的公平③報道は事実を曲げない④意見の対立する問題は多角的に論点を紹介する⑤との規定が残されたこと(しかし、これは国会修正によって民放にも準用されることになった)。

(五) 聴聞手続は電波行政全体に及ぼし専任の審理官(エグザミネーター)をおくこと。

(六) 電波監理委員会の事務局として電波監理総局をおき、電波庁のスタッフを吸収すること、などが特徴だった。最後に(七)民間放送(「一般放送事業」)については、*「できるだけ自由に委せる方針」という名目で、放送法には最少限必要な規定二条(広告放送の名示、候補者放送の平等)と、付則として広告税免除だけしか規定されなかったことが論議をよんだ。*

こうして次第に形をなしてきた*「電波三法」*による日本の放送体制は、日本独自のもので、商業放送一本のアメリカ、公共企業体独占のイギリス・フランスとはもちろん、公共民営二本立の例として、はじめGHQが勧めたカナダ、豪州方式とも、かなり異なったものとなった。

こういう特異な電波三法の起草にあたったスタッフの理想は、戦後の時代の寵児たる電波行政を、文化メディアとしての性格にふさわしい全く新しい政治の次元でとらえようとし、その行政体系をこの分野だけでも作り上げようという試みだったといえよう。鳥居氏によれば「電波監理委員会の本質は、電波を能率的に利用するための、利害関係者のオートノミー（自律）機関である。電波を政府の専有から国民すべてに解放した以上、周波数その他の統制はあくまで混信防止の交通整理であり、公共の福祉とは、ラジオ聴取者までを含む広義の利用希望者の効用を保証することである」という。

委員会行政の採用もその目的のための手段であり、この電波法によって、日本で初めて全面的に取り入れられた聴聞手続規定も、単に行政官庁が任意に世論をきく公聴会とは違って、利害関係者のオートノミーを保証する重要な規定であった。

以上のような、日本独自の電波行政機構の建前とモダンな立法精神が、果して成功するかどうかの鍵は、①こういう新しい政治次元の感覚が、当時の、また現在までの政治機構の中で育つことが可能であるか、②二十五年の歴史を背負ったNHKの彪大な人材・組織と孤立無援のままNHKの前におかれた民間放送との間の実質的な平等が、どうして実現できるか、……この二点にかかっていたといってもよいだろう。起草から成立まで、その二点で、この法案は採みに採まれる結果となった。

註

(1) ブランケット・エリア 放送局の送信所近くではその送信電波によってほかの放送局の電波がブロックされてしまい、聴取不能となる領域。

吉田首相の反対はマッカーサー書簡で屈服

吉田内閣やNHKは、ここでそれぞれの立場から最後の抵抗を試みた。行政委員会をつくる大勢は決まったものの、その性格とくに内閣との関係は、さらに二転、三転した。

はじめ網島、鳥居両氏が帰国したとき、すでに電気通信省の事務当局の手で放送法の大綱（六月十七日、GHQに提出）が実はもう一つ用意されていた。それは、放送行政は電気通信大臣の権限とし、重要事項は首相任命の「放送審議会」の議を尊重する。NHKには電気通信大臣の認可による「放送諮問委員会」をおく、というものだった。これはGHQに一蹴されたが、こういう考え方が、その後も根づよく残っていることは、あとになるとわかる。結局総理府の外局としての電波監理委員会を設けることに決まっただけから、内閣、行政管理庁では「委員長は国務大臣とし、電波監理委員会の議決にたいして首相は、再議を要求し、それに応じなければ変更を命令できる」ことを強く主張した。公正取引委員会、人事院など戦後GHQの方針によって作られた一連の行政委員会の「自立性」に悩んだ吉田首相が、憲法の責任内閣制の建前を唱えて譲らなかつたためであった。

こういった情勢で日が経ち、第三国会、第四、第五国会が空しく過ぎた。第六臨時国会が二十四年（一九四九年）、十月二十五日に開かれ、事務当局はこれに間に合わせようとした。CCSと話し合いがついて前記七項目の線で三法案を閣議決定したのが十月十二日、だがここで民政局（GS）と吉田首相の対立が頂点に達した。GSは「電波監理委員会の委員長は国務大臣であつてはならず、委員会への内閣の再議要求権は認めるが、最終決定権は内閣が持つてはならない」と強く主張した。小沢郵政兼電気通信相がGSと吉田首相の間に立って奔走したが、どちらも劣らず強硬だった。

吉田首相は「どうしてもというならディレクティブ（司令部の正式命令書）を出せ」と突っぱねた。GHQとして

も、占領の末期になつて、この程度のこと、デイレクチブを出すわけにはいかなかった。第六国会は十二月三日に終り、引続き翌日から第七通常国会が開会したが、打開の見通しはつきそうにもなかった。

弱り切つた官房審議室とCCSの事務当局が額を集めているうちに浮んだのが、マッカーサー・レターを出させよう”という苦肉の策。これが奏功して、内密のうちに、電波行政における委員会行政の意義を説き、”貴下の懸念するところは杞憂である”という主旨のマッカーサー元帥の私信が発せられた。吉田首相も”これをデイレクチブと解する”ということで、急転直下、GSの要求通り法案を修正し、これが第七国会に提出されたのは、二十四年（一九四九年）も終りに近い十二月二十二日であつた。

国会上程によつて、電波三法は、はじめて公けの批判の前に立つた。法案はまず衆議院電気通信委員会に付託され、同時に参議院電気通信委員会でも併行して予備審査を行った。二十五年（一九五〇年）に入り、両委員会とも公聴会を活発に開き、NHKや民放計画者がはげしく渡り合つた。

NHKは既成事実を拡大

NHKはその膨大な機構と政治力を動員して修正ないしは審議未了に持ち込もうという動きを示した。反対論の要点は、①法案の監督規定が、電波監理委員会、内閣、大蔵省、会計検査院、国会、と複雑でかつ強すぎる、②経営委員会は無報酬、地域別選出、その決定に要する国会の承認、などの点で有名無実化するおそれがある、③聴取料の国会決定制は主務官庁の認可制に改めよ、④放送・新聞関係者を経営委員として欠格とするのは不当、などの諸点であつた。

二十四年（一九四九年）の五月から会長に昇格していた古垣鉄郎氏は朝日新聞時代ロンドン支局にもいて、吉田首

相とは親しかった。だが、NHKと通信省とは戦後、関係が弱くなっており、またGHQの面でもNHKが常に接触していたCIEはこの問題にあまり発言しなかったため、NHKは苦境に立った。CCSには古垣氏や春日由三氏（現経理局長）らが呼び出されたが、部分的な意見聴取にかぎられることが多かった。そういう席上では、CSのファイスナー、ハーギー等の係官が、メモ用紙に鉛筆で放送委員会、内閣、国会、NHK、民放等々の配置をえがき、「これとこれは、パラレル、こっちとこっちは大きく囲めば一つのもの、これは、この矢印のように、こっちを監督する」と書いたり、消したりする。その内容が、出頭するたびに変わって、まるで「積木細工を積んだり、こわしたり」という無責任な印象が深かったという。

NHKは、国会を通じての働きかけのかたわら、事業面で既成事実拡大の積極方針をとった。法案の委員会審議が、たけなわに達したとき、二十五年（一九五〇年）三月二十二日、協会の二十五周年記念を期して、それまで二十キロだった東京の第二放送を国産の新放送機を入れて五十キロワットに増力し、同時に地方十一局が第二放送を実施した。これで第二のカバレッジはほぼ第一と同様全国世帯数の八十%台に達した。

戦後CIEの指導で、番組面でのNHK第一と第二の差は、ほとんどなくなり、教養もの、娯楽ものを、時間をずらして双方に互いちがいに組む、いわゆる「市松模様」が流行していた。それと戦災や進駐軍放送の余波で、第二放送は全国で約四十%（二十三年（一九四八年））しか聞こえない実情が、民放側の「無用論」の論拠ともなっていた。そこで四月一日からは、番組面でも、第二から「上方演芸」「座談会」「リサイクル」「ラジオ小劇場」などを第一へ、第一から「ラジオ小説」「社会の窓」「産業の夕」「音楽のおくりもの」などを第二へと交代させ、また第二にスポーツ中継をふやし、「映画の時間」を新設するなど、大幅に手を加え、第一——大衆向、第二——スポーツ・教養という現在の編成方針にぐっと近づいた。民間放送の出現は既定の事実と見、その出現前に打ったNHKの政

治的配慮といえるだろう。

民放の運動にたいするNHK首脳部の態度は、次の文書がよく物語っている。

「将来、一般放送局の実現のために門を開くことに、協会は強く反対する立場ではないが、公共放送の犠牲において、商業放送局を実現させようとする企てや、公共放送の分割論には断乎反対する。商業放送局を必要とする理由として、公共放送と商業放送が競争してその発展を図るということを挙げる向もあるが、逆に大衆に媚びた低俗な放送の氾濫を招来するという弊害の面がより考えさせられる。商業放送が実現しても、両者はその目的と業務範囲を異にするものであり、真の競争対立による有意義な存在とはならないから、前述の弊害の面はあつても、競争による発展は余り期待し得ない。」（二十三年「一九四八年」十月「放送法案に対する見解」）

第二放送の拡充は、いわばこの線にそつた布石の一つであつた。その上、東京の新放送機は出力百五十キロまで可能な設計だつたこと、大阪・第二は百キロになるという情報が流布されたことなどが、民放側をさらに刺激した。これら一連の計画は二十三年（一九四八年）に発表されたNHK五カ年計画の一部で、電波庁は、それを「三法の成立まで、抑える」と言明していたがNHKはそれを押し切つた。

一方で政府は、周波数、電力その他の問題はすべて今後の電波監理委員会の方針、そこで制定される基準の内容いかんであるとして、いっさい言明を避けていた。

民放側もはじめて国会で反論

これまでの舞台裏の論議では、民放出願者側は、ほとんどこの法案にはタッチしていなかつた。期待が大きかつただけに、フタをあけた電波三法とくに放送法では、直接の「一般放送事業」関係条項としてはわずか二条の規定

だけ、という第一印象だけでも民放関係者の失望は深かった。

国会の公聴会には、次章にのべるように次々と活動を再開し、また新しく参加した民放申請者の中から杉山勝美（朝日放送）、吉田秀雄（東京放送）、伊藤豊（国民放送）、別所重雄（ラジオ日本）、杉山達郎（北海道放送）の各氏が出席した。民放側が訴えたのは、NHKがこの法律により、①聴取料独占権②放送債券三十億の発行権③土地収用法の適用④所得税法人税の免除、などの特権を持つにもかかわらず、民放にたいしてなんら具体的な裏付けがなくては、何をもって平等な競争といえるか、という点だった。そこから、聴取料の配分、第二放送の設備ないし周波数の民間への開放という主張も一部から出たが、要は、周波数をNHKが優先している現状を既成事実とせず、その再分配によってでも、民放への割当を保証するようなんらかの言質^{げんち}を取りたい、というところにあった。五氏とも、それを一致して強調している。

だが、こうして民放側とNHKが、対抗意識をもやし、新聞も一方のバックについたために、マス・メディアにたいする唯一の規制立法であるこの放送三法について、文化・言論の問題として言論機関が一致して本質的な検討を加える余裕がなかった事実も、忘れてはなるまい。この当時、一例を上げても読売新聞が、NHKのど自慢¹の専属ピアニスト天池真佐雄氏の女性問題を取上げて攻撃すれば、NHKは外廓団体日本放送出版協会の「放送」誌上で、民放の申請は「玩具放送局」とののしるといったトゲトゲしい状況だった。

この喧騒の中で、この三法の細かい諸規定が、NHKを含めた放送事業と政府との監督関係でどんな意味を持つかは、あまり世論の注意を集めなかった。

(1) のど自慢 一九四六年一月から始まった素人参加歌番組「のど自慢素人音楽会」(一九四七年六月、「のど自慢素人演芸会」に改題)のこと。鐘三つなると合格だった。

二十五年(一九五〇年)六月一日に施行

マッカーサー書簡で吉田内閣が折れてから、電波三法は、四カ月の審議を経て、二十五年(一九五〇年)四月八日に衆議院を、同二十四日参議院をそれぞれ部分的な修正で通過、二十六日に参議院修正が衆議院を通過して成立し、五月二日に公布された。その施行日、六月一日は以来「電波の日」とされている。審議を通じて、自由党、民主党、国民協同党、緑風会などが賛成、共産党、労農党が反対した。社会党は衆議院では、電波法、電波監理委員会法に賛成、放送法に反対、参議院では三法ともに反対というややあまい態度であった。

(注) 各党議員の賛成、反対理由は、多分に個人的関心や職能的経歴によりニュアンスの違いが多く、自由党にも「いたし方なく、止むを得ず、賛成いたします(笑)」(小林勝馬・参)という発言さえあった。社会党は「電波監理委員会は官僚機構に屋上屋を架すもの」(中村正雄・参)、「委員に人を得れば、極めて民主的、公平な制度」(受田信吉・衆)という両院で正反対の評価をしたが、一般に「民放は、単にもうけ主義でなく公共性を含める意味から、あまり多数の民放会社の出現は好ましくない」(受田)「放送の健全な発達は、強力な国営にするか、現在のNHKを公共企業体化する以外にない」(中村)との発言からもうかがえるように消極的な反対態度だった。労農、共産は「電波監理委員会制度は偽装民主主義にかくれて、軍事的隷属的支配を強化するもの」(千葉信・労・参)という全面反対である。

敗戦の直後、松前通信院総裁らが電波解放に手をそめてから、実に四年八カ月。待望久しいこの日であったが、民間放送のパイオニアたちの胸中は、むしろ深刻だった。二月七日、衆議院公聴会での杉山勝美氏の次の発言はそれを端的に表現しているといえよう。

「放送法案を立案された方々は、これによつて民間放送への門を開いた、その門をくぐると否とは民間局を企画する人たちの勇気と企業開拓精神によると申されています。確かに固く鎖されていた門を開かれた功績はこれを認むるものですが、その門は開いた以上、少なくとも、くぐれる門でなくてはならないと思うものであります。もしもかりに、われわれの要望が容れられず、どうしてもくぐれない門にとどまるならば、その門を押し倒しても乗り越えましても突進する勇気は持っております。パイオニアの精神は、われわれ言論界におりますものの最も誇りとするところであります。しかし門を押し倒し、乗り越えるならば、必ずおこるであろう混乱をいつたい誰が負うのでありましょうか……」

第二篇 はげしい免許獲得競争——二十六年の第一次予備免許まで

第七章 雪だるま的に広がった民放申請

七十余の申請ラッシュ

対日理事会の民放禁止以後長く続いてきた「暗い谷間」はようやく終りを告げようとしている。逼塞ひっそくしていた民間放送のパイオニアたちは、電波三法の起草が始まるにつれ、次第に息を吹きかえしてきた。

二十三年（一九四八年）秋、第二国会でいわゆる「第一次放送法案」が流産に終わった当時、逓信省に登録された出願は、正確にいえば、二十三年（一九四八年）九月末現在の記録によると、これまで紹介した国民、常民生活科学、民衆（東京）、新日本、中部日本、北日本商業広告の各社のほかに、在日朝鮮人高成権氏名儀の国際民間放送協会（申請二二年（一九四六年）七月、前掲朴烈の北朝鮮系放送計画とは別）、札幌の北海広告事業株式会社（申請二二・一一・一八）、山口県宇部市の新興公知放送社（同二三・八・四）、同じく下関市の岡本勲治氏名儀の名称未定局（同二三・九・二八）、東京で街頭有線放送などを経営していた日本広研の長谷川一男氏が企画したセントラル放送（同前）の五社が加わり、計十一社となっているが、「常民」もふくめて最後の六社は電力も中には百ワットから百五十ワットどまりのものもあり、ごく小規模のものかまたは一時的な計画にとどまり、その後いつとはなく消えていった。だが二十四年（一九四九年）夏以降、電波三法の起草が進むにつれ、終戦直後よりの出願者は、ふたたび事務所を拡充して具体的準備にとりかかり、一方、新しい出願が続出した。中には時流に乗じた利権的出願さえ見うけられ

るほどの「申請ブーム」となった。

二十三年（一九四八年）秋十一社に過ぎなかった民放の出願は、その後、二十四年（一九四九年）二月——二十二社、九月——二十九社、二十五年（一九五〇年）一月——三十七社、二月——四十五社と加速度的にふえ、三法成立前後には「毎日一つはふえてる」と笑話にされるほどの出願ラッシュとなり、二十五年（一九五〇年）九月末には実に次に掲げる七十二社に達した。当時、ある週刊誌が「一九五〇年は競輪と民間放送の年だ」と書いたことがある。

もちろんこの数字は、記録の上でのことで、全くの机上プランに終わったものや、三法の成立を待ち切れず実体は消え去ったもの、他に合併したものなども多く、同年十月、後にのべる「放送局開設の根本的基準」制定の聴聞会が開かれたとき、利害関係者（免許審査の対象）として電波監理委員会から認められたのは四十二社（別表*印）だった。申請期日の順序も必ずしも実際上の準備開始とは一致していない。

民間放送申請者一覧

名称以下各項目とも二十五年九月現在でなるべく最新のものをとったが、多少古い。時期のデータも混入している。地域別内の順序はほぼ申請順だが一部不同もある。

(名 称)

(代表者)

(資本金)

(設置場所・電力)

(主なプロモーター)

(関東)——全国対象のものもふくむ)

*国民放送協会

伊藤豊

五千万

全国小電力

常民生活科学協会

亀井貫一郎

二百万

川越一〇K

*東京放送(旧民衆)

吉田秀雄

一億

東京一〇K

電通

*国際(民間)放送協会

高瀬芳郷

五百万

東京五〇〇W

*セントラル放送

長谷川一男

二千三百万

市川一K

日本広研

(名 称)	(代表者)	(資本金)	(設置場所・電力)	(主なプロモーター)
全日本放送	河端作兵衛・松前重義	筑波山五K (短波)	聖パウロ会	
*セントポール放送	沢田節蔵	一億八千万	東京に一K・ほか全国十一都市	
*東京ラジオステーション	村田為五郎・石山舎人	東京二五〇W		
*神奈川放送新聞社	曾我英一	五千万	横浜一〇〇W	
*日本科学放送局	国米藤吉	三千万	東京五〇〇W	誠文堂新光社
*日本放送	中島久万吉	七千万	東京一〇K	日本野球連盟
科学放送局	本山昇		東京五〇〇W	
*日本仏教放送局	立花俊道		東京・京都一〇K	仏教各宗派
ラジオ時計	藤井定夫	二千万	東京一〇K	
*ラジオ日本	高橋竜太郎	一億	東京一〇K	毎日新聞
*京浜放送	工藤芳雄	六百万	横浜五〇〇W	
日本経済放送	土屋陽三郎	六千万	東京五K	東証
*読売放送	武藤三徳	一億	東京一〇K	読売新聞
*朝日放送	西村道太郎	一億五千万	東京・大阪一K	朝日新聞
*湘南放送	日下世喜子		鎌倉一五W	
*ラジオ東都	友枝俊二		東京二K	国鉄外廓団体
*国際放送	若松勇三	三千万	浦和一K	

(名 称)	(代表者)	(資本金)	(設置場所・電力)	(主なプロモーター)
国民教育放送協会	仁科芳雄 大山 惠佐	二億	全国諸都市	日本教育新聞
*アソシエーターテッド放送	中谷英三	八百万	東京一〇K	
*日本テレビジョン協会	坂本弘道	一億五千万	東京五K (テレビ)	
*日本キリスト教放送	諫山修身		全国八都市に一〇K	プロテスタント諸派
*ヴォイス・オブ・トーキョウ二木秀雄			東京一K	
*東京ラジオセンター	遠藤次郎	三千万	東京五〇〇W	
(信 越)				
新潟日報社私設放送	西村二郎		新潟一〇〇W (短波)	新潟日報
中部新ヘルプ放送	大島一義	五百万	松本二五〇W	
(東 海)				
*中部日本放送	伊藤次郎左衛門	八千万	名古屋一〇K	中部日本新聞
*名古屋広告放送	渡辺利三郎		名古屋一〇〇W	電機商協組
(北 陸)				
*北陸文化放送	嵯峨保二	一千万	金沢・富山・福井五〇〇W	北国新聞
*福井放送	大久保清		福井五〇〇W	

(名 称)	(代 表 者)	(資 本 金)	(設 置 場 所 ・ 電 力)	(主 な プ ロ モ ー タ ー)
*新日本放送	大田垣士郎	七千万	大阪一〇K	毎日新聞
京都無線放送	和辻春樹	一千万	京都五〇〇W	觀光日本社
*大阪放送	佐竹毅	一千万	大阪五〇〇W	大阪化工
*神戸放送	宮崎彦一郎	三千万	神戸一K	神戸商工会議所・神 戸新聞・神港新聞
(朝日放送は関東に記した)				
大阪新聞私設無線放送	全徳信治	一千万	大阪一〇〇W	大阪新聞
*姫路市営放送	石見天秀	三百万	姫路三〇〇W	姫路市
ラジオ大阪	工藤寿男	三千万	大阪一K	国鉄外廓団体
*京都放送	白石古京	三千万	京都五〇〇W	京都新聞
和歌山放送	徳川頼貞	一千万	和歌山一K	
市営西宮放送	辰馬卯一郎	五百万	西宮三〇〇W	西宮市
大和放送	越智岩太郎	五百万	奈良一K	
新近江放送	岩崎定次郎	五百万	大津一K	大津商工会議所・太湖汽船
(中 国)				
新興公知放送	浜田浅一	三百万	宇部一〇〇W	

(名称)

(代表者)

(資本金)

(設置場所・電力)

(主なプロモーター)

下関放送

岡本勲治

五百万

下関一五〇W

山陽放送

三宅紀夫

三五〇万

岡山一五〇W

*広島平和放送

藤田定市

二千万

中国新聞

広島放送

滝口淳平

七百万

広島一〇〇W

*ラジオ広島

堀川新登

(四国)

四国放送

三宅為三郎

三百万

高松一五〇W

四国放送

三枝亀三郎

四百万

徳島五〇〇W

愛媛ラジオステーション

津野田福太郎

二百万

松山一〇〇W

高知放送

栗毛結城

五百万

高知一K

(九州)

*大牟田放送

菰原寅太

百万

大牟田一〇〇W

西日本文化放送

松尾協

七百万

福岡五〇〇W

西日本新聞

*ラジオ九州

山脇正次

五千万

福岡五K

毎日新聞

*久留米放送

中原隆三郎

三百万

久留米五〇〇W

筑豊宣伝放送

坂口宣光

五百万

飯塚二〇〇W

*長崎平和放送

鶴川 武

三千万

長崎三K

東都通信機工業

(名 称)	(代表者)	(資本金)	(設置場所・電力)	(主なプロモーター)	
(東 北)					
*河北(北日本商業)	放送	菅野千代夫	三千万	仙台一K	河北新報
米沢放送	古瀬良栄				
*東北放送	相川省吾	千五百万		仙台一〇〇W	
北日本放送実業	唐牛敏世	一千万		弘前五〇W	
一関放送	佐々木一郎	七百万		一関五〇〇W	
*須賀川放送	遠藤祥寺			須賀川町五〇W	町営
(北海道)					
北海道広告事業	北畠良治	二百万		札幌一〇〇W	
*北海道放送	阿部謙夫	千五百万		札幌一K	北海道新聞
旭川放送	奥村公平			旭川五〇W	

大は資金二億円と称する国民教育放送から、東北須賀川町の町営放送に至るまで、およそ考えうるあらゆる種類の放送計画が、ひしめき合う形となったが、この形勢は、やがて二十四年(一九四九年)の暮から、翌二十五年(一九五〇年)春にかけ、大新聞が毎日新聞、朝日新聞、読売新聞の順で、ラジオ事業に本腰を入れはじめたのを境として、一変することになる。

(1) 街頭有線放送 繁華街の歩道上にスピーカーを内蔵した小さな塔を建て、そのスピーカーに有線で広告放送を送り、歩行者に聴取させた。

新聞社系の放送対策競争

これらの民放計画の性格を大別して、まず第一のジャンルは新聞社を背景とした出願である。ところで、新聞社の民放対策は、結果的には最初の予備免許を得た民放十六社中、文化放送を除く十五社を新聞社中心の局で占めることとなるのだが、その事実に対比して計画のスタートは、二、三の例外をのぞけば実は案外におそかったともいえる。

すでに二十四年(一九四九年)から二十五年(一九五〇年)にかけて、新聞用紙事情は相当緩和され、中央紙の間では夕刊、増ページのほげしい競争がはじまっていた。また戦時中の一県一紙方針やGHQの政策による中央紙・地方紙間の勢力の均衡が破れ、中央紙の失地回復攻勢と地方紙の必死の防戦が始まった。朝日新聞、毎日新聞、読売新聞の共同通信脱退問題がくすぶり出したこと、二十五年(一九五〇年)二月、毎日新聞と朝日新聞が相当な赤字覚悟で名古屋印刷を断行したため朝日新聞、毎日新聞、中部日本新聞の間に大激戦がはじまったことなど、その典型であった。

この一般的背景の上に、二十四年(一九四九年)十二月、電波三法の上程必至となり、多くの民放申請が電波庁に積み重ねてきた形勢が、積極論、慎重論の別なく新聞社を一斉に放送対策競争にかり立てたのである。

毎日新聞は、終戦直後に、大阪の編集局長だった本田親男氏を中心に東京、大阪、門司三本社の屋上にラジオ局をおくプランがあったほどだけに、本田社長の体制下、大阪・高橋信三編集総務（現毎日放送専務）、東京・田中香苗総合技術調査室長（現毎日新聞常務）、九州・金子秀三論説副主筆（現RKB毎日副社長）のトリオを中心として終始、積極的に先手を打って出た。

新日本放送の最初の発起人会解散後、再起のチャンスを待っていた大阪の毎日新聞は、再建のスタートはもつとも早く、第一次放送法が国会で流産した頃、追放された寺田甚吉氏のとに、京阪神急行の大田垣土郎社長（現関西電力社長）を世話役に迎え、二十三年（一九四八年）十一月二十二日、大阪東邦ホテルで第二次計画旗上げの懇談会を開いた。その日、集ったのは大田垣氏以下、杉道助大阪商工会議所会頭、中橋武一関西経済団体連合会長、住友系から広田寿一扶桑金属専務、電鉄から吉村茂南海電鉄社長、デパートから里見純吉大丸社長、清水雅阪急百貨店社長、前の寺田合名から鷺尾儼三大阪製鎖造機社長など、大阪財界の積極性を示す有力な顔ぶれが揃い、毎日新聞からは平野太郎専務が出席した。ここでは「民放第一声をまず大阪から」というスローガンを強く謳い、京阪神ローカルに十キロ局をおく免許申請書を十二月二十七日付で提出し、十二月一日阪急ビルに創立事務所を構えた。

毎日新聞の東京本社の方放対策は「ラジオ日本」と称し、この頃具体化した。東京では日本商工会議所会頭高橋竜太郎氏を「ラジオ日本」の設立準備委員長に、石川一郎、諸井貫一、小林中、小池厚之助、大谷竹次郎、永田雅一^①といった財界、興行界の幹部を発起人に据え、毎日新聞からは田中香苗氏が事務局長を、別所重雄電信部長（のちラジオ東京を経て、ラジオ東京サービス社長）が技術部長を勤めた。また立法作業が終って電気通信省から解放された鳥居博氏がラジオ日本に迎えられ、立案に当たった。新社屋六階の毎日ホールをラジオホールに、七階を全部スタジオに改造する計画で、工事も免許を待たず着工する強気ぶりだった。



東京放送と電通は各地商工会議所で「ラジオ広告研究会」を巡回開催した。……二十五年三月京都にて、説明役は電通杉山栄一氏（中）と東京放送金沢寛太郎（左）金貝省三（右）両氏。

業重役は慎重論だったし、西部本社でも、資金の面ではあまり金子氏らの仕事を授けなかったといわれ、完全な全社一致というわけでもなかった。

「ラジオ九州」設立のため毎日新聞西部本社に出向いた金子秀三氏は、まず福岡商工会議所会頭の山脇正次氏（西部ガス社長、現RKB毎日社長）をたずねた。

「結構なことだが、地元の西日本新聞も計画しているらしい。地元を差しおいて、門司と結ぶわけには行かない」というのが山脇氏の最初の答えであった。西日本新聞は、一度計画を立てたことはあったが（西日本文化放送の申請）、当時、再三の争議後でもあり、しかもパイレーツ球団の大赤字に悩み、西鉄に引き取って貰う工作の最中だった。

「もう新聞以外の事業には絶対手を出さない」というハラで、事実その後、数年間、ラジオには一切手を出さなかった。こうして、山脇氏の説得は成功、二十六年（一九五二年）一月五日に、山脇氏を発起人代表として申請書が出た。

毎日新聞の三つの本社の所在地の工作は一応、軌道に乗り、このラジオ日本、新日本放送、ラジオ九州の毎日新聞系三社を結ぶネットワークを計画して、「RAPPON」というネット・サインまで考えられていた。さらに「名古屋と広島にも毎日新聞系統の局を作るべく働きかけたが、ともに地元意識が強く、成功しなかった」と本田社長は、語っている。毎日新聞社内でも平野太郎氏ら営

新聞社系とはやや異なるが、かつての民衆放送計画は大阪と並んで、二十三年（一九四八年）秋から、ふたたび活発に動きはじめた。船田中氏追放後、民衆放送の後始末を引きうけていた電通の吉田秀雄氏は事務員二、三人しか残っていなかった創立事務所をまた拡大し、戦前満鉄が経営した満州放送で商業放送の経験を持っていた金沢寛太郎氏、（現日本教育テレビ編成局長）^②はじめ、大川幸之助氏（現放送連合会事務局長）、砂原宣雄氏（現放送連合会）、結城雄次郎氏（現ラジオ東京ラジオ管理部長）^③らを新たに加え、名称を「東京放送」と改称して十キロ局の申請をしておした。

そのころNHKを離れていた名アナ故和田信賢氏や放送作家の金貝省三氏らがこれに協力していた。米国の商業放送についての情報や基礎的資料を熱心に集め、放送と商業宣伝がどんな形で結びつくのか、またどう結びつけばスムーズに聞かれるのか、という点の研究やテスト盤試作を行い、広告主に普及啓蒙活動をくりかえし行なったのが、この東京放送グループと電通の最大の特色であり貢献であった。キングやビクターなどのレコード吹込スタジオが、この商業放送テスト盤の吹込にしばしば使われた。

とくに二十五年（一九五〇年）三月から四月にかけて、東京放送は、このテスト盤を携えて、大阪、京都、福岡、名古屋、仙台など各地の商工会議所に地元広告主を招き、「ラジオ広告研究会」を開いてまわった。商業放送の「巡礼行脚」といった姿であった。

名古屋地区にたいして、毎日新聞が食指を動かしたのは、前記の中京の販売合戦のいきさつからみて当然だったが、ここは、全国のブロック紙中、もつともラジオに積極的だった中部日本新聞が、すでに名古屋商工会議所三輪会頭はじめ地元財界との間で、中部日本放送（CBC）の設立計画を進めていたことは前述のとおりである。

それまでの四年間、杉山虎之助社長と小島源作現CBC専務（当時中部日本新聞出版局長）二人だけの動きにとどまっていた中部日本新聞の社内も、二十四年（一九四九年）十二月十五日正式に創立事務局設置にふみ切り、小池秀夫事務局長（現CBC監査役）ほか二名の専任をおき、また別に社内組織としての準備委員会も佐藤義夫常務（現CBC副社長）、与良工東京駐在取締役（現産経新聞副社長）両氏らが加わって作られた。

間もなく三輪会頭は病気で辞職し、新会頭には中京財界の名門で人々から「殿様」といわれる松坂屋の伊藤次郎左衛門氏（現CBC相談役）が就任、以後CBC創立の音頭取りを演じた。そこで二十二年（一九四七年）春に始め、中断されたままだった発起人工作（四四ページ参照）を再開し、新たに愛知、岐阜、三重、静岡四県下主要都市の商工会議所会頭が参加し、二十五年（一九五〇年）三月に、資本金を五千万、電力十キロにふやす変更申請を出した。

中央紙の場合より数等上回る苦労が、この設立工作では払われたようである。「新聞社の名刺を受取れば、寄付かゴシップ漁りか、いずれ碌ろくなことはない」という感情が、まだ強く世間に残っていた。佐藤氏や小島氏が、四県下を走り回った事務局の一台きりの乗用車はフォード四〇年型で、幌が破れて雨が漏り、車中で傘をさしていた、というのも語り草だが、このアズキ色の車が、有力会社の門に入ろうとすると、入れちがいにその重役の車が逃げないように立ち去る、といった光景もしばしばあったという。一方出資を進んで快諾し人にも勧めてくれた伊藤氏はじめ、豊田利三郎氏（豊田織機社長）、鈴木亨市氏（東海銀行頭取）、また最近全日空事故で不帰の人となった岡本正男氏（岡谷銅機社長）らの考えは「日本ではじめての文化事業だから、地元の力で育てよう。たとえ寄付同然になってもいいから」ということであった。放っておけばよその資本でやられる」という気持も強かった。これは中部日本放送が、大阪の新日本放送とならんで、日本民間放送の第一声を東京に先がけてはなつに至る、主要な要因の一つであったといつてよい。

また毎日新聞の全国的な動きにたいし、朝日新聞も傍観してはいらなかったが、長谷部忠社長以下小松、神戸氏ら時の重役陣は、ギリギリまで消極論を固守した。大阪の代表取締役西村道太郎氏らは、毎日―阪急系の動きへの対抗の必要もあり、個人的に近かった近鉄幹部と、対策をよりより話合つてはいたが、プロ野球には手を染めない朝日新聞の社風もあり、「組合選挙の内閣」といわれながら戦後の社内を大過なく取りまとめてきた幹部陣の、石橋をたたいてわたる慎重さも働いて、放送への踏み切りは、非常におそかった。

だが第一次法案上程をキツカケに、朝日新聞も、対策を練りはじめた。新聞用紙や通信手段などの調査研究に当たっている審議室が、その中心となった。ここでは、早くからファクシミル（紙面の無線電送）に注目していたのが特色だったが、同室の杉山勝美氏（現名古屋本社代表）、田畑忠治氏（現朝日新聞社友）や故人となった鈴木啓史氏などが、ラジオ関係の資料も集めはじめた。そして国民放送協会の伊藤豊氏らに助言を求め、二十二年（一九四八年）の八月から両者の接触がはじまり、伊藤氏はやがて「朝日放送」の創立に参加し、以後免許獲得や大阪の朝日放送送信所建設などに尽力することになった。

社としては田畑政治、夏目小一郎両氏が東西の担当重役に決まっていたが、実際走り回ったのは創立準備委員長の杉山勝美氏と副委員長の大阪本社文化事業団専務理事渡辺文吉氏などだけで、「あまり金は使うな」というブレーキがしばしば上からかかった。だが杉山氏はすこぶる強気に動き、創立準備委員長杉山の名で、一億にのぼる出資予約を集め、送信機も発注した。朝日放送の申請は一応、二十四年（一九四九年）暮に西村道太郎氏の名義でだされ、伊藤豊氏らの技術的アドバイスを求めながら、一つの会社で、東京・大阪両地にまず一キロ程度の小電力局をおく（間もなく十キロに計画変更）という、いわゆる「ワン・カンパニー・ツウ・ステーションズ」構想で毎日新聞

系と対抗した。しかし社の最高方針としては、あくまで毎日新聞との統合を前提とした陽動作戦だったようである。読売新聞の場合、再三の大争議の痛手も深く、巨人軍にもまだ彪大な出費を要した頃でラジオどころではなかったようである。スタートは、二社にくらべてさらにおくれ、電波三法の通過直前になって、武藤三徳常務が、吉田秀雄氏や鳥居博氏に形勢を打診、二月二十一日に急拠馬場恒吾社長以下社内意見がまとまり、「読売放送」設立となった。五階の組合事務所をよそに追い出して、創立事務局がそのあとに入ったのは皮肉であった。

創立事務局長は岡野敏成氏（現読売新聞審議室長・ラジオ東京取締役）。それまでの立ちおくれを取返そうとするように、派手な前宣伝を始めたが、出願の内容は、ほとんど電通の知恵を借りたもので、これも統合ふくみの構えであった。この頃、正力松太郎氏は、すでにテレビ構想を抱きはじめており、それが翌二十六年（一九五一年）元旦紙上、読売テレビ実験局申請の社告となって現れることは、テレビ問題として後に譲るが、むしろ一足飛びにテレビに眼をつけていたのが読売新聞の姿勢であった。

ただ、日本野球連盟内に事務所を構え、野球その他スポーツ放送に重点をおくという中島久万吉、山際満寿一氏らの日本放送の申請や、筑波山に五キロの超短波局をおくという松前重義氏らの全日本放送などは、読売新聞系とうわさされていた。

こうして、早くも新聞通信関係だけで、東京は電通の東京放送を合せて四社、大阪も毎日新聞、朝日新聞二社の競願となり、他方中部日本放送とラジオ九州は地元で一本の有利な体制で計画を進めた。地方新聞社も、これらとの対抗上、当然一斉に後を追うこととなった。この動きを、強く促進し、資料、情報の提供を積極的に行ったのは、電通の吉田秀雄社長であった。

北国新聞嵯峨保二社長の北陸文化放送（二三・一二・二四）、神戸新聞、神港新聞が参画していた神戸放送（二四・九・一五申請）、北海道新聞阿部謙夫社長名儀の北海道放送（二四・一一・一）、京都新聞白石古京社長の京都放送（二四・一二・二七）、信濃毎日新聞勝田重太郎副社長の信濃放送（二五・九・一）、北日本新聞社鷹取健二郎社長の北日本放送（二六・二・一五）などが、ほぼ同じ時期に活発になった。

二十二年（一九四七年）以来の北日本商業放送（河北新報一力次郎社長）は河北放送と改称して旗色はたいろを鮮明にしたし、一般商業放送とまでいえなくも、一応自分の新聞社内社内に、小放送設備を置こうという考えの大阪新聞私設無線放送局、新潟日報社私設放送局なども計画された。

民放計画は、こうしてみるうちに膨大なものとなった。大新聞が乗り出してから、財界人も文化人も、いつの間にかバスに乗らされている結果となった。新聞社を背景にするといっても以上の計画はほとんど、地元商工会議所その他経済界や地方自治体とタイアップし、むしろ名義上そちらを表面に仰いでいるのが、民放計画共通の傾向だった。これは次にのべる電波監理委員会の免許方針がしからしめたものであったが、反面、新聞社側も多かれ少なかれ自らだけの危険負担でこれを始めるには不安であったという事情をも反映していた。

註

- (1) 永田雅一 一九〇六～一九八五。大映社長。「永田ラッパ」と呼ばれたワンマンな放漫経営により一九七一年大映は倒産した。
- (2) 日本教育テレビ 現在のテレビ朝日。
- (3) ラジオ東京 現在の東京放送（TBS）。
- (4) 全日空事故 一九五八年八月十二日、全日空ダグラスDC-3機が羽田空港を離陸後、近隣を飛行中の全日空機にエンジン故障を報告後、静岡県下田沖に墜落した。乗客三十名と乗員三名の全員が死亡した。墜落原因は完全には解明されなかった。

ファンクショナルな放送計画

次に七十余の申請中、第二のジャンルに属するもの——これは数の上では大部分を占める、個人的な技術上ないし文化上のアイデアで支えられた、いわば篤志家事業か、さもなければ、宗教、教育、科学、自治体などの機能的放送計画といったものがある。いわゆるファンクショナル放送である。新日本放送、東京放送、中部日本放送など小数の例外を除けば初期の申請ほどその色彩が濃い。

前述のセントラル放送をはじめ、東京ラジオステーション、京都無線放送、新興公知放送、北海広告放送など早い時期のローカル申請は「篤志家」放送の一例であり、誠文堂新光社の小川誠一郎氏らが支援して科学技術の講座、見学などを放送しようとした「日本科学放送局」、周波数選択時間調整装置の特許を使って時刻規正放送をサービスするという「ラジオ時計」、日通・交通公社・交通協力会・全観光連・車輛メーカーなど鉄道関係者をバックに元運輸次官平山孝氏らが発起人となり、観光宣伝を主にした娯楽放送を東西同時に申請した「ラジオ東都」「ラジオ大阪」、筑豊炭田に気象通報や坑内向慰安放送をするという「筑豊宣伝放送」、リング市況速報を看板にする「北日本放送実業」——等々後者に属する変り種も数多かった。

たとえばセントラル放送は都内で街頭の広告塔放送（有線）を手がけていた日本広研によるもので、市川に一キロ送信所を作るといふ、ささやかなプランだったが、住友系の支持者を持ち、日本橋三井本館地下の事務所には、小さいながら録音スタジオを完備し、テスト盤などを作っていた。これは、やがて毎日新聞が東京でもラジオ計画「ラジオ日本」に着手したとき、吸収合併される。

宗教・教育放送の投じた波紋



最初のシンキングCM、塩野義「ペンギンの歌」の懸賞募集審査……二十五年七月、右から金員省三、大木惇夫、長門美保、藤浦洗、金沢寛太郎、一人おいて市橋立彦塩野義宣伝課長の各氏

これらファンクショナルな放送計画の中で、規模、資金その他の背景ともにかなり有力だったのは、のち文化放送の母体となる「セントポール放送協会」をはじめ、「日本仏教放送」「日本キリスト教（新教）放送」などの宗教系放送と、「国民教育放送協会」「日本経済放送」などで、やがて東京の第二の波をめぐって激しく競り合うことになる。

二十三年（一九四八年）のクリスマスの日付で、申請書を出したセントポール放送は、ローマカソリックの一教派、聖パウロ修道会日本支部長のパウロ・マルチェリーノ神父が中心人物。カソリック原理に基づく健全な倫理と社会思想の普及を謳って、まず東京と大阪、次いで名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、新潟、鹿児島、高知、長崎計十一都市に一キロ局をおくという計画。一億八千万の巨額の予算は、海外を含む信者の寄付でまかない、放送機材はRCAの新鋭機を米国信者の浄財で無為替輸入できると称していたが、実は米国の古着衣料市場で集めた中古衣料を信者の寄付という名義で無税輸入し、国内でさばいて資金を積み立てるといふ商魂もあった。

第二次大戦中、活躍したヴァチカン放送の例もあり、法皇庁の電波利用策は構想の大きいことで定評があった。マルチェリーノ神父の手許にはヴァチカンとの秘密協定文書があるという噂が流れたりして、民放運動に大きな波紋を投じた。設立委員長に沢田節蔵氏、役員に田中耕太郎、¹犬養健などの名があげられていた。

少しおかれて二十五年（一九五〇年）四月八日、これも釈迦生誕の花まつりの日を選んで日本仏教放送が出願した。

全国諸宗派七万寺を通じて一億の資金を集め、東京、京都に十キロ局をおく計画。本願寺の大谷瑩潤氏を総代とし、申請責任者は曹洞宗大教授だった故立花俊道氏。これには、この年の五月セイロンで開かれた世界仏教徒連盟総会の席上「日本仏教放送局は仏教の世界への有効な普及に緊要であり、その設立を強く要望する」との応援決議もあった。

プロテスタント側も黙っているわけには行かず、キリスト教放送研究所などを作って準備工作をはじめ、ややおくれて、諫山修身氏を代表に社団法人日本キリスト教放送協会を申請、東京を皮切りに順次大阪、名古屋、広島、仙台、札幌、松山、熊本に一〇キロ局をおくという青写真は作ったが、大勢は宗教放送の免許は困難とみ、一般商業放送計画に資金、機械を提供して一定の「新教の時間」を確保する方針で臨み、ニューヨークに本部のあるアバコ財団（ラジオ視聴覚教育大衆伝道委員会、R A V E C Oと略称）から、設備投資七千ドル、放送契約金七千ドルの援助が約束されていると伝えられた。

宗教放送計画はそれぞれ、国際色を盛って、はでな話題をふりまいたのである。

「日本短波放送」の萌芽にあたる「日本経済放送」は二十五年（一九五〇年）新春から計画されたが全国各証券取引所の株式市況、商品取引所の市況、経済ニュースなどを東京から短波五キロで全国に放送しようというもの。東証理事の土屋陽三郎氏（日東証券社長）の名義で出願したが、当時証券界は不況の底で、旭硝子株ガラスの場外カラ売り問題などが騒がれていた折から、証券業者、建株業者たてかぶに呼びかける一方、株の大衆化を唱える証券処理協議会の線でG H Qにも働きかけた。毎日新聞、朝日新聞、読売新聞三紙の民放計画に神経を尖らせていた日本経済新聞がこれをバックアップした。

日本ユネスコ協会の仁科芳雄理事長と日本教育新聞社長大山恵佐の両氏連名で申請した国民教育放送協会は神田の日本教育会（現在の教育会館）内に事務所を構えたのがこの年の三月、各地教育会を地盤として、全国主要都市に局をおき、学術講演、通信教育、ニュースを流す計画で、のち文化放送の免許をめぐる統合問題に一役を担うことになる。

註

(1) 田中耕太郎 一八九〇～一九七四。日本の法学者、法哲学者。東京帝国大学法学部部長、第一次吉田内閣文部大臣、第二代最高裁判所長官、国際司法裁判所判事を歴任した。最高裁長官時代の田中の発言として有名なものとして八海事件の際の「雑音に惑わされるな」という発言や、松川事件の下級審判決を「木を見て森を見ざるもの」という発言などがある。裁判は「治安維持の一翼」を積極的に担ってゆくものとの方針の下、「公安事件」には厳しい判断を下した。

(2) 仁科芳雄 一八九〇～一九五一。日本の代表的物理学者。デンマークのニールス・ボーアに師事し、一九二八年にはクライントとともにコンプトン散乱の有効断面積を計算してクライン＝仁科の公式を導いた。帰国後一九三二年に理研内に仁科研究室を立ち上げ、量子論、原子核、X線などの研究を行った。一九四一年頃仁科研究室で原子爆弾の研究を始めたが、原爆を製造するにたる濃縮ウランの製造が可能にならず、結局日本製原爆は製造されなかった。

民放運動のキャッチフレーズ

こういう申請ラッシュを背景に昭和二十五年（一九五〇年）の三月から、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞以下各新聞は「民間放送の早期実現」を社説にかかげ、免許促進のプレス・キャンペーンをくりひろげた。

毎日新聞では「民間放送をどう思うか」を、東京とその近県の七千名に世論調査し、三月二十六日の紙面に大々的に発表した。その結果は——①民間放送も聞きたい64・4%、現在の放送だけでよい7・6%、どちらでもよい

23%、無回答5%となり、また②現放送を減らして民放をふやせ27・2%、民放少くても現放送を減らすな21・7%、どちらでもよい24・1%、わからない21・5%、無回答5・5%となった（民放支持が多数を占めたが、第二問では中立が相当多いことも当時の混迷を反映していた）。「聴取料をとらないラジオ！」「聴かせるラジオから、聴くラジオへ！」……誰いうとなく、この二つのキャッチ・フレーズが、民間放送運動の共通の合言葉のようにひんばんに使われ、前景気を一そう盛り上げて行った。

ところが、現実の免許は、いったいどんな性格の社にいくつ与えられるのか、商業放送の番組はどんなもので、果して何人が聴くか……ことの核心は、バスの乗客はもちろん、支持者と資金を集めて歩いた「運転手」にも実は、まだほとんど判らなかつたのである。

電波解放の法的根拠を与える電波三法の成立と、新聞社の「なだれこみ」による民放申請の激化、この二つの事件が整つたので、戦後五年を空しく費やした民放誕生の陣痛も、やっと大詰めにきた感が深くなった。

第八章 混迷する初免許の方針

電波監理委員の人選

昭和二十五年（一九五〇年）五月二日、電波三法の公布と同じ日に、電波監理委員会の委員七名がきまつた。

内閣が衆参両院に承認を求めた七名の顔ぶれは、委員長に俳人風生として知られた富安謙次氏（元逓信次官、逓信協会会長）が十数年ぶりに返り咲き、委員には、電波三法立案の中心だった網島毅電波監理長官の昇格をはじめとして、岡咲恕一（法務府法制意見局第一部長）、瀬川昌邦（元東京都電気試験所長・電気通信省運営審議会委員）、

坂本直道（元満鉄欧州出張所長）、拔山平一（東北大学工学部教授、電波技術審議会委員）、上村伸一（元駐満大使）の各氏である。行政の独立性と一貫性を保つ主旨から、最初の任期は富安、網島両氏が六年、以下順に五、四、三、二、一年で、毎年一人ずつしか改選できない立前であった。その下に事務局として電波監理総局がおかれ、長官には長谷慎一氏（電波庁施設監督部長、現ニッポン放送常務）が決まった。



発足した電波監理委員会の七委員……左から前列Ⅱ岡咲、拔山、富安、坂本、後列Ⅱ網島、瀬川、上村の各氏、電波タイムス提供

この委員の人選は、電波三法成立が確実となった四月中旬から、小沢電気通信相、靱（勉）次官、網島氏の三人の手で、第七国会の閉会までに間に合やすよう二週間足らずで進められた。通信関係者は靱、網島両氏の手で、聴聞制度などの運営のため法律専門家として入った岡咲氏や吉田首相の推薦といわれる外交畑の上村氏など省外からの人事は小沢氏の手で、進められたが、ふたを明けた顔ぶれからうけた放送関係者の第一印象は、通信畑の技術者に偏した弱体人事という感想だった。今後の電波行政には、文化と公共の福祉についてのパースペクティブと、電波技術の急激な革新にたいする確かな判断力とが、二つながら要求される。この判断の全権を七人の独立行政委員会の手にあずける新制度の成否の鍵は、その委員の人選一つにかかっている”とは、電波三法への賛否を問わず、国会審議を通じて、一致した意見（民主党川崎秀二、国民協会今井耕、労農党千葉信各議員、公述人科研辻二郎氏など）だったが、委員会の“独立性”自体を嫌い、委員長を国務大臣で当てようとして成功しなかった吉田内閣は、消極的な態度の人選に終始した。国会もすでに幕切れ近くアッサリと承認した。

電報電話関係の公衆無線をはじめ、海上、空中その他、膨大な電波一般の管理に当たるこの委員会だが、世間では、電波監理委員会といえば「民間放送を許可するための委員会」と思い込んでいた。そのかぎりでは、ジャーナリズムの脚光を浴びた登場だったが、やがて大新聞、政財界入り乱れた免許争奪戦の渦中で富安委員長の一地一局主義の声明は、二転三転する羽目にあり、次いでマイクロウェーブ、テレビ標準方式問題（六メガ論対七メガ論）など政治からんだ難題の処理に苦しみながら、二年二カ月後に消滅という短命な結末となる。幕切れの日（二十七年〔一九五二年〕七月三十一日）、深夜ギリギリまで揉みに揉み、長谷長官は憤慨のあまり、辞表をたたきつけて姿を消すという異様な雰囲気の中で、十二時寸前、「日本テレビに予備免許を下し、NHK、ラジオ東京テレビは免許保留処分」と発表した、いわゆる「食い逃げ委員会」の悲喜劇は、有名だが、その不幸は、この吉田内閣の冷たさに一端を発していた。

NHKの改組

他方、電波監理委員会の任命と同時に、日本放送協会の経営委員に矢野一郎（関東信越地区・第一生命社長）、福田虎亀（九州・若松市長）、神野金之助（東海北陸・名鉄社長）、古宇田清平（東北・農学者）則内ウラ（四国・愛媛社会事業団理事）本野亨（近畿・京大名誉教授）、大原総一郎（中国・倉敷レイヨン社長）、宇野親美（北海道・北大予科教授）の八氏がきまり、NHKは、法律で定款が与えられた公共機関に衣替えしたが、新会長は「旧NHKの役員から選ぶ」という放送法付則第三条で古垣鉄郎氏がそのまま移行し、その会長が経営委員を兼ね、他の経営委員は「非常勤、無報酬、他の言論機関に無関係のものに限る」という条項によって、事実上、旧NHKの巨大なオートノミーは、全く揺らがなかった。

むしろ旧協会の社団法人としての出資者とは昔の額面だけの金額を返還して縁が切れることになり、大口出資者としてそれまで理事だった、朝日新聞・神戸岩男、毎日新聞・神田五雄、読売新聞・四方田義茂各取締役、共同通信・松方義三郎専務理事ら新聞幹部が退陣し、新聞社とNHKとの創立以来の關係に終止符が打たれたことが注目される。同じ理由で東芝岩下常務、松下電機の松下社長、日本電気渡辺社長ら電機メーカー代表も理事を去り、新幹部は小松繁副会長、岡部重信、南江治郎、金川義之各理事と、全員部内で固められた。放送法立法の導火線だったNHK民主化の機運も、ついに協会内の強い人事的結束に手をつけることができなかったのである。

「大いなるものはらみて初茜^{あかね}」

いかなる性格の、いくつの局が、七十余の玉石混淆^{ぎよくせきしんじゆう}の申請中から選ばれて日本ではじめての民放局として免許されるか、電波監理委員会の裁断ひとつとなった。そしてこの委員会の裁断こそ、放送事業のありようをめぐる長い論争が意義を持ちうるか否かの分れ目であった。「大いなるものはらみて初茜^{あかね}」……俳人富安委員長は二十六年（一九五二年）初春この一句をよんだ。

しかし、電波監理委員会の免許行政は、難行をきわめた。電波三法の国会審議中（二十五年（一九五〇年）三月）、小沢電気通信相は「七、八月頃までに民放は免許されよう」と語っていたが、この予測は大きく狂った。最初の予備免許まで、さらに一年かかり、委員会の方針も二転、三転することとなる。

電波監理委員会の発足直後六月二十五日、朝鮮動乱^①が突発したことも、この問題に見逃すことのできない波紋を投じた。動乱が起った当初は、戦火が日本に及ぶ可能性さえ予断を許さず、進駐軍当局の電波管制も嚴重になり、政府関係者は、数カ月間、民放どころではないという雰囲気だった。

だが朝鮮動乱が一段落してみると、動乱直前ドッジ経済九原則⁽²⁾とシャープ税制改革⁽³⁾で不況のどん底におち、その余波で広告取引などの面も「出版、薬品界をはじめとする不況で有力広告代理店の未収金十億円以上」(二五・六・二〇、日本新聞調査局報)という状態だった日本経済は、一転して動乱ブームとなった。極端な特需景気は、翌二十六年(一九五一年)夏の休戦会談開始とともに頭打ちになったが、以後は一度始まった生産拡大は止まらず、商品の国内での販路拡張戦が活発になり、日本の広告量は動乱を境として、急カーブに増加することになったのは周知のとおりである。まさに産まれんとする民放にとつて、結果的には大きな幸運となった。動乱当時の険しい社会情勢の余波の一つだったレッドパー⁽⁴⁾ジなどでNHKを去った人々が、放送の経験を買われて、のちに少なからず民放に参加したことも、皮肉な副産物であったかも知れない。

註

- (1) 朝鮮動乱 一九五〇年六月二十五日、大韓民国(韓国)と朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)とが、第二次大戦後の米・ソの対立を背景として武力衝突し、米国を主力とする国連軍が支援する韓国軍と、ソ連・中国が支援する北朝鮮軍との戦争。一九五三年七月、いわゆる三十八度線を境界とする休戦協定が成立した。「朝鮮戦争」ともいう。
- (2) ドッジ経済九原則 一九四九年GHQ経済顧問として来日したアメリカの銀行家ドッジ(Joseph Morrell Dodge)が日本経済の安定と自立のために与えた指針。「ドッジ・ライン」とも云う。
- (3) シャープ税制改革 一九四九年連合軍最高司令官マッカーサーに示されたシャープ(C. S. Shoup)を長とする日本税制調査団の勧告による税制改革。国税は直接税を基本とし、地方税は独立税とするなど、第二次大戦後の日本の税制の基礎となった。
- (4) レッドパー⁽⁴⁾ジ 日本で一九四九〜五〇年、GHQの指令により大規模に行われた、共産党員およびその同調者を公職・企業などから追放した。「赤狩り」。時を同じくして一九五〇年アメリカでは共和党上院議員マッカーシー(J. McCarthy)は、國務省内の「赤色分子」二百余名の追放を皮切りに「赤狩り」を行い。米ソ冷戦体制に批判的な人々を多数失脚させた。

「放送局の開設の根本的基準」成る

動乱も局地化されるメドがついた二十五年（一九五〇年）秋、電波監理委員会はまず免許審査に一定のワクをはめるため、「物指し」の役を果たす「放送局の開設の根本的基準」案を発表した。委員会規則の制定には聴聞を経る、という電波法の定めにより、十月十九日、原宿の社会事業会館で聴聞会が開かれ、NHKと並んで四十二の民放出願者が正式の利害関係者として認められた（前章参照、民放申請一覧表のうちの*印）。

全国の民間放送運動のリーダーが、一堂に会したのは、これが最初であった。多くの傍聴者をまじえ、もと海軍館として知られたこの古い建物の講堂は超満員となり、五日間にわたり熱っぽい論議が交わされた。

「根本基準」案の要点は、次のようなものだった。

- (1) まず国内放送局の適格条件として、①「確実に事業を実施できる」こと、②特に必要な場合を除き空中線電力は五〇キロ以下、③番組の不偏不党、④特定の宗教、思想に立つ局は認めず「一般に認められたすべての宗教にひとしく機会を与えること」、⑤商業番組、スポット等が「一部の利用者の独占とならないこと」、⑥同一地域内の局の番組は三分の一以上同一にならないこと、⑦「その局の開設が放送の公正かつ能率的普及に役立つ」こと、⑧既設局の運用に支障を与えないこと、などを列挙した（第三条）。
- (2) 特に既設局との混信防止を強く取上げ、①ブランチケット・エリア（電界強度三〇〇ミリボルト／メートル米）または申請局の電界強度が既設局のその十倍以上となる地域の世帯数は、両局の共通エリア内総世帯の〇・五%以下でかつ三千世帯以下であること、②送信アンテナの場所は、電波監理委員会の指定する「都市の経済的中心」から一定距離（10 KMから15 KM以上）離れること、と二重の制限規定を設けた（第六条）。
- (3) この「根本基準」は、単に放送局が具備すべき最低条件というだけでなく「これら各条に適合する放送局に対し、割当て可能な周波数が不足するときは、各条項に適合する度合からみて最も公共の福祉に寄与する

ものが優先する」という「優先順位」決定のための選択的条件である（第七条）とされた。

- (4) 最後に、付則として(4)のブランチ・エリアと送信所位置の制限は、この基準制定以前の既設局（事実上NHK）については免除される、とされた（付則第二項）。

この原案を一読した民放関係者は、ほとんどアツケにとられた。ブランチ・エリア問題（送信アンテナの付近で他の放送が聞きにくくなる地域）だけは神経質すぎるまでに厳しい制限を課する反面、NHKの既得権には手をつけず、また一方番組内容に関する規定は抽象的で、しかもそれで免許の優先順位を認定するとあっては、監督官庁の任意な拡張解釈のおそれがあり過ぎるといのが、異口同音に出た不満であった。

電波法による聴聞会は、国会等の公聴会とは性格が違い、利害関係者は対案を提出でき、その主張を有効な証拠によって裏付ければ、原告に当る電波監理委員会は、原案を守るに足る反証をあげて^{こた}えねばならない。中立的な審理官の下で、一種民事裁判に似た対審形式と証拠主義によって進行される制度だった。委員会側は、富安委員長以下各委員もそろったが、代表人は長谷（慎一）監理長官。一方電波三法成立を機に電気通信省を去り、毎日新聞系のラジオ日本に迎えられた鳥居博氏や近畿電監局長から新日本放送入りした立花章氏（元新日本放送常務）らが、攻守ところを変えて、杉山勝美、伊藤豊、小島源作、阿部謙夫氏ら民放側の論客と肩を並べ、さかんに反論を展開した。

NHKは「国民がNHKの放送を聞くことは、憲法で国が保障した最低限の文化生活の一部としての権利であり、ブランチ・エリアを生ずる新設局は、その重大な権利を奪うもの」（金川義之理事）という立場で、原案の制限をさらに強化するよう主張し、民放側は「NHKの憲法論議は、聴取者が自由な民間放送をも聞く権利と自由を

持つことを忘れた一方的見解」（小島源作氏）、「NHK東京放送局のブランク・エリアは六万世帯と推定される。民放のそれを三千世帯に抑えるのは二十対一の不平等」（鳥居博氏）と応酬した。

このブランク・エリア問題では、三日目から、伊藤豊（朝日放送）、永村正三（中部日本放送）、久我桂一（日本放送）、佐竹毅（大阪放送）、大野換乎（神戸放送）、相川省吾（東北放送）氏ら六社の民放技師グループが話し合い、「三千世帯」条項などの削除を強く迫るといふ、民放初の共同歩調がとられた。

たまたま、第一日の夜、NHK七時のニュースが「民間放送の五十何社がいろいろ意見をいっていますが、そういうものができる」とNHKを聞くものは、聞きにくい、迷惑を受けるなどという趣旨」を報じたとして「NHKの弁明を求める」（以上第二日、日本放送齋藤一雄氏の発言）という緊急動議がでるなど、エキサイトした場面も展開された。

民放とNHKは、目前に追った競争開始の前に、たがいに少しでも有利な立場を確保しようとして、多分に疑心暗鬼を交え、委員会を間にはさんで激しく対立した。

この混信問題は、その後のラジオ受信機のめざましい改良で、実際はほとんどるに足らない問題となったが、この場では、電波監理委員会、民放側ともに未経験のまま、仮定の論議を重ねたため、異常に神経をたかぶらせ、対立した空気のまま聴聞会は打切られ、この新しい制度の精神は活かされることなく終わった。

ラジオ九州の金子秀三氏は最後に発言を求め「この基準の決定と予備免許は、一日も早く行って欲しい。長くて数年、短くて一年、民放を申請してきたものは、その企画が真面目なものであるほど、操業費がかさみ、いうにいわれぬ精神的、経済的苦痛をなめてきた。わずか5KWのラジオ九州でも、もしさる四月に言われたごとく八月中旬に予備免許があれば、少なくとも数百万円の出費を省くことができたらう」と切々と訴え、満場から共感の拍手を

浴びている。

「番組の不偏不党」とは何か、「宗教上の機会均等」とは何か、「公共の福祉に適合する度合の順位」とはいったい何を判断の根拠とするか……言論機関としての立場からの反対意見も強かった。特に思想・宗教条項には「放送法第三条の『番組編集の自由』に抵触する疑いがあり検討の余地がある」（法務府西村法制意見第三局長）という発言があったことは注目される。だがこの金子氏の発言に代表された免許遷延へのおそれと焦躁感、民放側に共通する感情で、委員会の免許方針のアイマイさを追求する銚先を鈍らす『ジレンマ』（杉山勝美氏の発言）であった。

突如「一地一局」の富安声明

周波数帯の割当可能数（民放が何局許せるか）が、最後まで公表されなかったことも、民放側の焦躁感を一そうつのらせた。

電波法二十六条には「免許の申請等に資するため、割当てることが可能である周波数……の現状を示す表を作成し、公衆の閲覧に供しなければならない」と明記されている。FCC規則中の周波数アロケーション原則にならない、電波行政のガラス張りを目的とした規定である。

電波監理委員会の発足以前、網島氏（電波監理長官当時）は、第七国会で、「純技術的見地からみれば」と断わって「私どものいま持っている数字では、仮に理想的な形で民放が配置されるとして三十局ぐらいが限度……一都市ではせいぜいNHKとも五局、うちNHK第一、第二と進駐軍放送で、残りは二局、電力その他混信防止に努力しても、無理して三局」（二五・三・一四、参議院電通委員会）と答弁している。その頃、小沢電気通信相も「東京、大阪では二ないし三局の民放を認める」との意見をもらしていた（二五・二・二六、名古屋遊説中の記者会見）。

だが委員会は成立以来、この問題について沈黙を続けた。個人的に委員や事務当局から、伝わるウワサは、あるいは十五局、あるいは十局内外というものだった。

“公共の福祉に反しない限り” また “限られた周波数を有効に使うための技術的要件を満たす限り” …… “基本的に放送は自由である” というのが、米国流の放送理念に裏付けられた電波三法立案の建前のはずであったが、現実の放送行政では、日本の周波数事情が極度に窮屈だという先入観が強く働いて “免許” という行政権を極端に大きなものとした。NHKが新規事業計画として三月の全国的第二放送強化以後もひきつづき、大阪の五十キロ化、盛岡、網走十キロ化をはじめとして中継所増設、電力強化の膨大な要求を、電波監理委員会につきつけ、またブラケット・エリアの救済を前述のようにやかましく要求し、しかも、既設局周波数の再調整は固く拒んだことが、それに拍車をかけた。

対NHKでは共同歩調をとった民放側も、“狭き門” めがけて最後の追い込みをかける段階になつては、思惑と利害が露骨に対立した。

とくに過去の運動の実績にものをいわせ東京、大阪、福岡でそれぞれ単独免許獲得をめざした毎日新聞の動きにたいし、朝日新聞、読売新聞は一方で統合ふくみの牽制をかけながらも、もし個別免許におちついた場合、絶対に毎日新聞におくれを取るまいとして独自の準備も進め、宣伝戦を活発に行つた（二五・二一・一八『読売新聞』『電波の寵児民間放送』、同四・一〇『朝日新聞』『年末ごろ聴けます』、同一〇・七『読売新聞』『張り切るYBC』等）。この二様の立場の違いは、前号でふれたような設備その他の準備の差にもハッキリ現れていた。

東京地区は、これに東京放送（電通）、セントポール放送を加えた最有力五社をはじめ有名無名二十七社の激しい競願、大阪も五社競願となり、大新聞の実力で、またそれぞれ政財界有力筋を求めて、委員に働きかけた。客観

的合理的チャンネル・プランを合議する前に、各委員が有力申請社の代弁者になり、事務局としても、大臣が一度に七人出来た形でめいめいの注文の処理に悩む、という事態が現われてきた。

十一月に入つて、委員会は「根本基準」案のうち、最も反撃されたプランケット・エリア制限を多少緩和（その定義を電界強度毎米三〇〇ミリボルトから七〇〇ミリボルトに、また〇・五%かつ三千世帯以下）を〇・一%以下に改めるなど）したほか、ほぼ原案どおり決定し、十二月一日付で委員会規則として施行し、申請者は、みなこの基準に従つて、申請書を再提出することになった。

この二十五年（一九五〇年）十二月一日、委員会は沈黙を破り、富安委員長談の形式で、一種の置局方針を発表した。「東京には、さしあたり性格を異にするもの二局、他の地方は一地一局ずつ免許する」というのがそれである。

第九章 第一次予備免許十六社に決定

「ラジオ東京」めざす統合劇

この「富安談話」は、突然でもあり、技術的な裏付けは全然なかつたので、奇異の感を与え、あとあとまで混乱を残す原因となつたが、実は政府のかねてからの腹づもりであつた。

この夏、田村郵政相と小沢前電気通信相の二人が手分けして、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞を歴訪し、新聞関係の申請を一本に統合するよう打診したが不調に終つた。毎日新聞は絶対反対、ほかも政府の介入を警戒したし、東京は技術的には三局可能だから朝日新聞、毎日新聞、読売新聞で分け合えるという計算もあつた。

大臣の工作は失敗したが、次に、同じ線が財界から強く持ち上つた。財界幹部に商業放送悲観論が強かつたこと

は、前にもふれたが、大新聞社から「文化事業」という大義名分で援助を要求されると、断われないのが現実で、銀行、繊維、電機、化学、食品、興行などの大どころは、ほとんど三社の企画に名義をつらねていた。「新聞社の民放に三重投資し、その株券がどれも紙屑同様になつてはたまらない。どうせ寄付するなら一つにして欲しい」という声が、民放申請の乱立が激しくなるにつれ、強くなったのは自然の成行であった。

電通の吉田秀雄氏が、この気運をつかみ、日本化薬社長原安三郎氏（現放送連合会会長）の引き出しに成功したことが、統合の決定打となった。

吉田氏は、すでに電波三法の公聴会当時日本の電波広告料について要約次のような推定をしている。

「現在日本の広告費は月八億円、それがどれだけ放送に回るか、推定しがたいが、米国商業放送の長期の発達
の末、今日達した線が一割二、三分。それを、そのまま日本にあてはめたとして月間約一億円となる。他方十
キロ局一カ月の経費は、私は約千五百万円と試算する。一分千円として毎日九時間の有料放送をせねば収支償
えない。十五分番組として電波料一万五千円、制作費をほぼ同額とみて計三万円の単位を千二百単位売らねば
ならない。ところで現在日本に月百万円以上の広告を使う広告主が百余りある。仮にこの規模の広告主が週二
回、月八単位二十四万円ずつ負担できるとしても、これを百五十開拓せねば千二百単位に及ばない。新聞社、証
券界などニュース性を買う新しい広告主を予定して始めてストレスで成立つという線である。……したがって、
放送会社が十社できて一億を分け取りすれば一社一千万円でどうい成立たない。電波法の反独占の精神は賛
成であるが、当面暫定的には一地域一社の実験ないし育成期間が必要であり、東京、大阪に三社、四社と生れ
ることは共倒れ必至である」（二五・二・一、参議院公聴会）

というものである。これは広告界の雄、しかも代表的民放促進論者の見積もりとあって、しばしば引用され、むし

ろマキシマムな限界を示す見解とされた。

吉田氏の腹中には、たとえば東京が一社になった場合、それを「設備会社」とし、いくつかの「番組会社」が時を分割利用するという「番組会社構想」まで用意されていたようである。新聞社の側には、この電通の動きは全国の民放を事実上「電通ネット」にするものとして警戒・反発した向きもあった。だが元来統合ふくみの姿勢だった朝日新聞、読売新聞の上層部は、電通と連絡を密にし原氏と同窓の野村秀雄氏らにもあつせんを頼んでいたし、一方毎日新聞側は逆手を取って「電通Ⅱ毎日のコンビなら実績からいっても絶対無敵」と誘いを見せるなど、虚々実々の数カ月であった。原安三郎氏と民放との関係は、民衆放送当時に始まり、このあとも、文化放送の財団法人から株式会社への切り換え問題など、ことがあると引っぱり出される不思議な因縁だが、ここでは、ラジオ日本、朝日放送、読売放送、東京放送四社のどれにも賛成人として顔を出しており、しかも、そのどれとも直接の利害関係がないという立場が買われて出馬となった。財界のまとめ役あるいは政界との橋渡し役としての氏の日頃の重味で、四社に後援していた財界人は急速に、統合論に固まっていた。山本為三郎氏も、原氏をたすけて奔走した。吉田秀雄氏は機を見て、東京放送の名で、四社それぞれの賛成人全員数百人に統合の賛否をアンケートする手を打った。回答の九十%以上が統合賛成という結果が出た。

電波監理委員会は、民放申請の軽重をはかるのに「公共性」という抽象的な尺度を設けた立前から、発起人の顔ぶれ、幅の広さを重視したため、各社はそれぞれ知名人を網羅する数百人の賛成人名簿を誇っていただけに、このアンケート戦術は、痛いところをついた。

朝日新聞と読売新聞は、「毎日新聞社内で改造中のスタジオは使わない」という一条件で統合に賛成した。だが、毎日新聞は強硬に反対した。本田親男氏は、小沢前電気通信相や原氏の説得に「どこが本気で準備してるか、よくみ

てものをいってくれ。あなたも自由党と民主党がすぐ一緒になれといわれたらどうですが」と応えて譲らなかった。統合反対の急先鋒だった毎日新聞にとどめをさしたのは、当時の新聞経営の悪化である。社債の発行と関連した金融筋からの圧力が、本田親男、田中香苗氏らがついに四者対等合併を承諾する決め手であったといわれている。呉越同舟の合併は、ともかくも実現し、「ラジオ東京」が誕生することとなった。

四者は五人ずつ代表を出して統合処理のため二十人委員会を作り、それぞれの創業準備費、スタッフの引継ぎなど厄介な問題も、朝日ビールの山本為三郎（ラジオ日本）、東京海上の田中徳次郎（朝日新聞）、講談社の野間省一（読売新聞）、三越の岩瀬英一郎（東京新聞）の四氏に原安三郎氏が座長として加わり、五人委員会をつくってまとめるところに漕ぎつけたのが富安談話の前日十一月三十日のことであった。駄目押しは完全に財界人のヘゲモニーで行なわれたわけである。

統合工作各地へ

この統合工作は大阪でもくり返される。田村郵政相らは大阪へも飛んで新日本放送を説得した。朝日新聞出身の石井光次郎氏（朝日放送初代社長となる）や古田俊之助氏も、頼まれて乗り出した。一方吉田秀雄氏も、東京での統合が軌道に乗ったのを見届けて大阪に行き、まず住友銀行の鈴木剛頭取（大阪テレビ社長を経て現朝日放送社長）はじめ大和銀行、三和銀行の首脳に会い、同様の説得をした。銀行としてはわたりに船だった。こうして東京での原安三郎氏に相当する役を東洋紡の関計三氏が引受けた。高橋信三氏ら毎日新聞側幹部は反対したが、新日本放送の申請代表人たる阪急大田垣社長は慎重論に傾むき、統合の気運は秋から暮にかけて大阪でも濃くなった。

「ラジオ東京」は新春五日、正式の新発起人会が成立して本ぎまりとなった。この東京の最有力四者合併決定の

知らせは、一地一局主義不可避の空気を濃厚にし、合併工作は各地方に波及した。

名古屋では東京、大阪での激戦と対照的に中部日本放送一本で進んでいたが、二十五年（一九五〇年）の秋愛知県電機ラジオ商工協組の内部から「名古屋広告放送」の申請がでた。出力百ワットほどの小規模なものだったが、たまたま、戦前のJOCK創立に参画し東海地方の放送事業の先人としてかねて強く「商業放送一地一局論」を唱えていた神野金之助氏（名鉄社長）のあっせんもあって、中部日本放送側では、その名義を買い取った。

仙台でも、河北新報社主体の「河北放送」（元北日本商業放送）のほかに、現東北放送技術部長相川省吾氏らの「東北放送」と仙台市役所内の「仙台市営放送」がややおくれて申請、三社競願となったが電波監理委員会は統一を示唆し、二十六年（一九五一年）一月初めに三者合併が決定、仙台市長岡崎栄松氏を發起人代表とする「株式会社ラジオ仙台」となった。

また広島では、現ラジオ中国の母胎となった「広島平和放送」の計画は、戦前の日本放送協会広島中央放送局初代放送部長だった内田信夫氏が、同局の創設当時尽力した藤田一郎（元広島放送局理事長）山本実一（中国新聞社長）両氏と語らって、戦後早く口火を切っており、二十四年（一九四九年）五月に正式申請を出していた。それと並んで競願となっていた「広島放送」（滝口淳平氏）「ラジオ広島」（堀口新登氏）のうち、前者は途中で断念、ラジオ広島と広島平和放送は二十六年（一九五一年）一月十五日、合併して広島放送株式会社と改称した。これも「電波監理委員の勧告による」……と同社社史に記されている。

統合主義の矛盾が露呈

「富安談話」は、この情勢を判断して発表されたわけであった。電波監理委員会としては、大新聞のどちらかを

敵に廻すのは極力避けたかった。しかも前記の「根本基準」では、一宗派の放送局、一党派の放送局を否定する態度だけは明確にされたものの、その他の抽象的技術的な条件では、現実に、もし有力な民放申請を二者択一する事態になつては、その根拠に苦しむことは容易に予想された。こんにちまで、日本の電波政策につねにまつわつて来た統合主義と、政治的内面指導にたよる免許行政は、こうしてはじまったのであった。

委員会は、前記の「根本基準」に適應するための再申請の受付期限を一月十日と切り、一月いっぱいには予備免許を下ろすハラを固めた。東京一ないし二、大阪、京都、神戸、名古屋、仙台、札幌、福岡、広島などに一局ずつ計十局内外というのが、委員会筋から伝わる有力な情報だった(二五・一二・八、「新聞と広告」)。

こういった形勢の下で、電波監理委員会は、十二月に入つて、富安、網島正副委員長を除く委員五名の渡米計画を発表した。CCSの勧めにより、米国の電波行政の実情を視察研究するため、出発予定は二月十一日、期間三カ月ということだったが、委員会はこれによつて、早期決定の決意と日限を示したわけであった。

委員会の免許方針として、公式的に発表されたのは、前章で記した根本基準と、簡単な「富安談話」だけで、それ以上はすべて、個々の申請書面にたいする非公式な示唆と勧告で示されていたが、これまで述べてきた経過が示しているように、その基本線は、次のように要約することができよう。

- (一) 国家経済上の混乱を避け、採算を確実にするため、(東京を例外として)一地域に一個の有力局を作らせる。
- (二) 宗教、教育、地域的産業(炭坑、園芸、観光)などと結んだ機能的放送は、(一)の立前から認めず、その地域の各界を網羅した性格のものを認める。

- (三) 地域区分は行政地域(県)単位とする。これは、大阪と並んで、京都、神戸を早くから予定に加え、また北陸にも富山、金沢、福井にそれぞれ一局ずつ認めたという結果に現われている。

そして、(一)(二)の主旨を貫徹手段として競願者間の統合を押しすすめ、一方、多地域にまたがるネットワークは全面的に否定したので、結果として、「地理的には分散、一地域内では集中」の置局方針となった。

電波三法および根本基準が規定する、放送事業体の「反独占性」「経済的確實性」「公共性」などの条項について、委員会は右のような解釈をもって臨んだわけである。

しかし、これと異なった解釈に立つ反論が民間から出たのもやむを得なかった。とくに敗戦後、電波の独占打破が叫ばれた根本の主旨——フリー・ラジオの理想からいって、「単にNHKと商業放送との競争だけでなく、民放自体にも複数の競争をさせねば真の自由と聴取者サービスは望めない」とする本田親男氏以下毎日新聞系に強かった「複数競争論」もその有力な一つであった。

また行政地域主義についても、「京阪神などは電波的に一つの地域であり経済上も単一圏だ」として「大阪を無理に一つにしぼって、準備の不足な京都、神戸をわざわざ予定するのは不合理」という不満も大阪などでは強かった。こうして「一地一局主義」は、技術上何ら裏付けがなかったし、電波三法の定める電波の自由の精神からも大きな疑義があったので、翌二十六年（一九五一年）に入るやCCS（民間通信局）から強い批判が上り、また東京での統合の無理が、大阪で爆発し、大混乱をまきおこした。

大阪での新日本放送、朝日放送の激突と、東京の第二波をめぐるって、ついに委員会が四対三に分かれた文化放送問題がそれである。

大阪は毎日・朝日の統合成らさず

委員会の最初につまづきは、これらの反対論のもっとも強かった大阪でまず起った。暮から始まっていた東洋紡

の関計三氏らによる、新日本放送、朝日放送両者の統合あつせんは、年が改まつてから、公的に進行、二月初旬には、いったん両者とも、関氏に双方白紙委任する形まで行つた。

民放準備の歴史にかけて、第一人者の新日本放送（大阪毎日）の単独免許獲得の決意は、毎日新聞東京本社以上で、すでにほぼ完成した阪急ビル屋上のスタジオで、二十五年（一九五〇年）十二月十六日会社設立総会を開き、新たに大阪商工会議所会頭杉道助氏を社長に迎え、常務高橋信三、立花章、取締役大田垣士郎以下の幹部陣も決定、送信所も二月末には完成、電波を発射できる段取り（当初一KWで設備した）ができ上っていた。

だが一月末から二月初旬にかけ、関氏が大田垣、杉両氏と、朝日新聞大阪本社加藤祇文氏（代表取締役）、平井常次郎氏（企画室長・現朝日放送副社長）らを別個に招き統合の諾否を求めたとき、大田垣、杉両氏も「すでにでき上った設備は無駄にしないように」と述べただけで原則的に関氏の申入れに賛成、一方朝日新聞側は、「社長は杉氏でも結構、希望としては社名を新たにし、人事は朝日新聞、毎日新聞同数に」と全面的に一任した。しかし毎日新聞側は、幹部が会合して最終的に統合反対を貫ぬくことを決意した。そのため一度はのり出した関氏も、「無理を押ししても統合後運営ができません」と判断して二月二十六日、あつせんから手を引いた。

毎日新聞側の既成の準備にたいする自信もさることながら、ともに大阪で生まれ育つた、朝日新聞・毎日新聞両新聞社の宿命的な対抗意識の激しさがその底にあつた。また経済界のバックも毎日新聞―阪急、朝日新聞―近鉄といったように、古くからの両新聞との縁故で、ある程度色分けされていたことも東京とは異なつた状況だつた。行政的な圧力も東京より弱かつた。「官僚と結ばぬ在野の自由競争こそ大阪の企業の魂だ」とねばつた高橋信三氏の論旨が、大阪財界の不安を洩々ながら抑え得たのであつた。

同時に高橋氏の心中には、東京の例からいっても、遠からず大阪は二局になる。いま朝日新聞・毎日新聞が一緒

になったら、そのとき漁夫の利を産経新聞に与えるだけだ、という考えもあり、また京都、神戸のどれかを外して、大阪を二局にさせる可能性もひそんでいたといわれる。

一方、電波監理委員会はあくまで、大阪一局の立場を譲らず、とうとう「大阪市地区における放送局開設の予備免許の順位」について聴聞会にうったえることになった。

朝日放送の劇的な「早わざ会社造り」が演じられたのがこの時である。社長候補の石井光次郎氏以下幹部は統合工作に腐心し、ほぼ九分通り確実とみていた矢先のこの結果で、朝日新聞幹部は色を失った。三月初め、東京で緊急取締役会が開かれ、急拠会社設立と施設着工を決定、その晩の夜行で、長谷部社長、小松、夏目重役以下全幹部が西下した。聴聞会の開始は三月十六日と迫っている。東京、大阪、名古屋、西部の四本社を総動員して一週間で新日本放送の八千万円を上回る一億円目標の資本金募集に取りかかった。

聴聞会の前日、三月十五日になって、資本金一億円の朝日放送株式会社は辛くも成立、その日の午後登記された。社長石井光次郎、専務平井常次郎、取締役佐伯勇近鉄専務、井口竹次郎大阪ガス社長、飯田慶三高島屋専務という顔ぶれ。まさに朝日新聞の面子めんつにかけてこの早やわざではあったが、それまで創立準備委員長の名で杉山勝美氏が、コツコツと一億に近い出資予約書を東西で集めてあり、送信機やアンテナを神戸工業その他に発注、八分通り組み上っていたことが大いにあずかっていた。石井光次郎氏は、後日、この統合の目算ちがいをかえりみて「恥つかきの初代社長」（朝日放送刊「ABC」）と苦笑し、長谷部忠氏も「民間放送への見通しの誤りは私の在任中最大の失策」と述懐している。

だが、朝日放送側のvariety身も迅速果敢だった。大阪春の陣といわれたこの聴聞会は、大手前会館で三月十六日から二十三日まで前後六回開かれ、柴橋・西松両審理官のほか、電波監理委員会の網島、岡咲両委員、CCSのファイ

スナー氏も成行を見守った。(新日本放送、朝日放送の他、キリスト教福音宣教師協会による「昭和放送」、交通関係者の「ラジオ大阪」、大阪日日新聞系の「大阪放送」の五者が争ったが、あとの三つは弱体で、実質上圏外にあった。)ここで、新日本放送側は、準備の歴史と実績に自信満々、施設や編成スタッフ養成の進捗ぶりの優位を列挙し、「朝日放送の準備不足は熱意の不足」と大上段に構えたが、朝日放送の杉山、伊藤(豊)氏は、このヒアリング制度を法律技術的に綿密に研究し「免許事業の立前上、予備免許以前の『既成事実』の積み上げは優劣に影響なし」と肩すかし戦法に出、もっぱら新日本放送側の目論見書の細かい数字的不備など相手側を攻撃した。

聴聞制度では、準備書面で提起した争点以外は、以後論争できないため、強いて朝日放送のアラ探しをせず、大名相撲の構えだった新日本放送側は、予期しなかった不利な場面を招いた。なかんずく、杉山氏が、新日本放送のすでに完成した刈田町送信所の用地が農地調整法の耕作地転換手続を完了していない、という事実を見つけて持ち出したことが攻守ところを変えさせてしまった。番組編成の優劣や、タイム・セールスの見積もりなどは、いわば仮定のデスクプランに過ぎず、両者の知恵に大差のあるはずはなかったから、はては「朝日放送の貸銀ベースが新日本より二割方高いから優秀な番組ができる」といった珍論まで飛び出した。

本来、競願申請にたいして、委員会は統合などの内面指導ではなく公開の聴聞に付して優劣を決するのが、電波三法の正しい運営であるべきだった(第一次放送法案は免許拒否処分は必ず聴聞を経る立前。成立した電波法では「委員会が必要と認めた場合」に後退してはいたが)。この大阪聴聞会は正しく運営されれば、電波行政のみならず日本の行政手続に一つの歴史を切り開くものであったが、電波三法や根本基準の解釈のあいまいさと、さらに申請者側のやや本末転倒した水かけ論のため、一場の茶番劇に終わってしまった。

論戦のあげく、審理官が作った苦肉の意見書(裁定書に相当し、電波監理委員会に提出される)は、朝日放送、新

日本放送両者をA級、昭和放送、ラジオ大阪をB級、大阪放送をC級と順位づけたが、肝心のA級二者の差については、「各々一長一短あり、その優劣は容易につけがたいが、強いていくつかの技ありを合せて一本とすれば、朝日放送を一位、新日本放送を二位に順位づけることができよう」という、いわゆる「技あり判定」に終わってしまった。なぜこういう結論が出たか……意見書は卒直にこう述べている。

「思うに電波法中の放送局の免許に関する基準ともなるべき条項を拾ってみると……その表現は極めて漠然としていて、相当の逕庭のあるものについて、それぞれ評価することは可能であるとしても、その細かな優劣を判定するには必ずしも適当とはいえない。「根本的基準」はいわば体重秤で、……鋭敏な上皿天秤ではない。……また放送の公共性はかかってその放送番組にある。その他の条件は、決定的な要素となしがたい。しかし一般放送局にはその放送番組を検討すべき過去の実績がない。とすれば、やむを得ず第二義的に、与えられた番組編成計画とその他の諸条件とを電波法、根本的基準等に照らしてその優劣を一応判定する外ないであろう。」

難産の「文化放送」

電波監理委員会のもう一つつまずきは東京での「第二局」をめぐる紛糾である。

このいきさつの説明に欠くことのできない存在は、今は母国イタリアに召還されてしまったパウロ・マルチェリーノ神父であろう。

在日カソリック諸宗派の中でも無名な存在だった聖パウロ会は、しかしローマにいる同会総長アルベリオ・ネ師以下、映画、ラジオ、出版など近代的な媒体を布教に採り入れる意欲で異彩を示した教団といわれ、日本でも戦後マルチェリーノ師は、いち早く阿佐ヶ谷に映画館を経営したことなどもあった。二十三年（一九四八年）頃から民

間放送に異常な情熱を注いだ聖パウロ会は、田中耕太郎夫妻など知名な信者を擁し、海外からの寄付や、前にもふれた輸入中古衣料の信者への売りさばきで得た財源で、早くから四谷若葉町の現文化放送社屋の建設に着手していたほどで、新聞関係がラジオ東京への統合に決定したあと、にわかには有力な第二波割当の候補に上ってきた。

ところで、マルチェリーノ師は、電波法第五条の国籍資格にふれないよう、のち日本に帰化し、丸瀬利能という日本名まで持っていたが、容貌などにも「民放創業期の怪人物」という名がつたわるような一種の狷介けんかいさがあった。人物といい、教団のヴェールに包まれた経済力といい、「得体の知れない存在」という印象で見られやすい雰囲気。富安風生委員長が、氏を一眼みて、思わず顔をしかめ、以後ソツポを向いて、口をきこうとしなかった、というエピソードもあった。

仏教、プロテスタント関係は、氏の放送計画を喜ばなかったし、同じカソリック内部でも、法皇庁公使館はじめ、氏の行動に警戒心を持つものも少なくなかった。

セントポール放送協会の実務は、はじめ北支〔華北〕で放送を経験した寺師文二氏などが当たっていたが、二十五年（二九五〇年）以降木内良胤氏（前外務参事官、のち文化放送常務理事）、小林珍雄氏（上智大教授、のち文化放送取締役）らが参画、木内氏は電波監理委員会との対外交渉などを引受け、小林氏は編成面の準備に当たった。また技術面には足立正雄氏（現文化放送技術局長）が入った。木内氏らはまず、電波監理委員会の方針も世論も、宗派放送には非であり、放送をやる以上は相当の規模を備えた一般商業局となる必要があることをマルチェリーノ師に説得した。師もその点はよく理解したが、その具体化、とくに発起人等の人事になると、経済的には一切教団に依存しているだけに、信徒的立場と、電波監理委員会の要求する非宗教的性格との間で、内部の意見調整をしばしば重ね

ねばならなかった。

ここで木内氏らが打ち出したのは「真・善・美を高揚するため、教養と社会倫理に重点を置く放送」というスローガンである。これはカソリック教義の発想ともマッチし、マルチェリーノ師も積極的に賛成した。

会長はじめ沢田節蔵氏、聞もなく徳川宗敬氏、理事には時事新報の長谷川才次氏、東大教授鈴木竹雄氏らとなり、名称も「日本文化放送協会」と改めた。

とかく誤解や反感を招いたマルチェリーノ師だったが、ここの放送計画とスタッフには、新聞社系の民放計画とは性格の異った、理想主義的社会教化的な、民間放送の一つのイメージが存在していたことは事実であった。足立正雄氏は旧協会当時の部下数名を技術スタッフに集めていたが、長い準備期間中人件費がなく、赤坂のセントポール学園の一室を借りてNHKに納める送信用トランスなどを作り、自給しながら頑張っていたというエピソードも、こういった情熱の一つの表現といえよう。

ところが、電波監理委員会はマルチェリーノ氏の存在を極度にきらい、「ラジオ東京」統合後の、第二波については、別個の思惑を持っていた。一万田尚登氏の登場がそれであった。二十五年暮から翌一月にかけ、電波監理委員の一人が一万田氏と連絡、新聞関係以外の申請を一本にまとめるようあつせんを依頼したが、これはあつせん依頼というよりむしろ「乗り出してくれれば、貴方がまとめてくれたものに免許を下ろす」という口約に近かったようである。

一万田氏は現職日銀総裁の立場上、表面に出なかったが、元検事総長福井盛太氏が、その意をうけて、大山恵佐氏（現日本教育テレビ「テレビ朝日」監査役）らの国民教育放送協会、堀好明氏らの仏教放送、賀川豊彦氏らの日本キリスト教（新教）放送などとの間の合併をまとめ、「新国民放送」（さらに「日本文化放送株式会社」とも称した）

と改称してその名義人となった。一方「文化放送協会」の側には、ラジオ東都（友枝俊二氏）、東京ラジオセンター（遠藤次郎氏）など二、三の小申請が合流、この両者の競り合いとなった。

だが何といつても、福井氏の新国民放送側は役員は立派だったが放送事業準備の実体がなく、この段階になつてもペーパー・プランに過ぎなかつた。徳川氏や木内氏は、押しつけの統合には反発し、仏教関係の有力者として安藤正純氏、また文化人として辰野隆氏（たのゆたか^①）らを賛成人に加える一方、マルチェリーノ師を協会の理事から監事に退かせるなど、委員会が付けてくる難点を一つ一つ排除して防戦した。

それでも委員会の空気はほぐれそうもなかつた。

註

① 辰野隆 一八八八〜一九六四。仏文学者。随筆家、フランス近代文学の先駆的研究者として知られている。

電波監理委員会の無定見に非難

東京、大阪のこの二つの統合がデッドロックに乗り上げたので、電波監理委員会の一月中免許の線はまたも崩れ、五委員の渡米日程も三月上旬、四月末と何度か繰り下げられた。

この頃になると、合議体独立行政機関の妙を発揮するはずだった七人の委員には、各個に各申請者からの働きかけが殺到、銀座三丁目のある高級キャバレーに、連日一部の委員が出入りするという噂も立ち、青山の電波監理総局の入口には「放送申請者は個別に局内に入室することを遠慮されたい」と貼り紙が出る騒ぎとなった。

三月に入つて、事態收拾を焦つた委員会では、大阪と東京第二局とは保留のままとし、北海道放送、ラジオ仙台、ラジオ東京、中部日本放送、京都放送、神戸放送、姫路市営放送、広島放送、ラジオ九州、久留米放送、四国放送な

ど十一社にまず予備免許を下ろそうという気配を示し(二六・三・十一、東京新聞)、とりわけ新日本放送と文化放送協会に強い圧力をかけた。文化放送側もそれに押されて、ある時期は新国民放送との合併を含む寸前まで行った。

このとき、この一連の経過がフェイスナー氏らCCS部

民放最初の予備免許 16 社

地域	名称	周波数 (KC)	電力	コール サイン
東京	ラジオ東京	1130	50KW	JOKR
"	日本文化放送 (文化放送)	1310	10KW	10QR
大阪	朝日放送	1010	10KW	JONR
"	新日本放送 (毎日放送)	1210	10KW	JOOR
名古屋	中部日本放送	1090	10KW	JOAR
福岡	ラジオ九州 (RKB 毎日)	1290	5KW	JOFR
仙台	ラジオ仙台 (東北放送)	1250	3KW	JOIR
札幌	北海道放送	1230	3KW	JOHR
神戸	神戸放送	1490	1KW	JOCR
広島	広島放送 (ラジオ中国)	1260	1KW	JOER
金沢	北陸文化放送 (北陸放送)	700	500W	JOMR
京都	京都放送	1140	500W	JOBR
久留米	西日本放送	1120	500W	JOGR
富山	北日本放送	620	500W	JOLR
徳島	四国放送	610	500W	JOJR
福井	福井放送	740	50W	JORR

() 内は現在の呼称

内を強く刺激し、異議が持ち出された。電波監理委員会成立後GHQも免許をめぐる個々の審査にはあまりタッチせず、オーダー(命令)の類は慎んでいたが、フェイスナー氏の不満は「免許審査は、申請が法と技術的諸基準に適合するか否かで決すべきであり、政府の唱導で統合を進めるのは不当」という考えにもとづいて出されて来た。大阪の聴聞会開催も、氏の線で決まったものだった。CCSでは、さらに関係者を呼び、大阪の周波数事情を検討させた末、「急転直下」二局可能の結論が出された。

東京の第二局問題では、委員会が決定を見送り新国民放送の準備充実を待つ空気が濃くなったのを見て、CCSは「提出済の申請の適格性と優劣で裁定すべきで、理

由のない引き延ばしは止めよ」と批判、納得できるまでラジオ東京などの免許にサインしない、とまで硬化してしまった。

一万田氏への義理もあり、板挟みになって委員会は、最後に、文化放送の社屋施設が聖パウロ会の所有で協会と

の間に貸借契約があるに過ぎないのは事業の確実性を欠く、と主張した。マルチェリーノ師にとつては、それまで再三人事・番組その他で自らと教団の立場を譲り、舞台裏に退いて来ただけに、この最後の一線を明け渡すことは重大問題だった。同師の周囲と文化放送理事側との切迫した協議数日、マルチェリーノ師は一切を協会に無条件譲渡した。

四月二十一日、おいつめられた電波監理委員会は、ついにこの問題を投票で採決する羽目になった。四対三で文化放送協会が認められた。反対は富安、網島、坂本の三氏、賛成は岡咲、瀬川、抜山、上村の四氏と伝えられた。

この日、日本民間放送最初の予備免許を得たのは前ページの十六社である。信濃放送、長崎放送、大牟田放送、姫路市営放送は申請不備で保留処分とし七月以降再審査することになり、他の二十五社が却下処分となった。

予備免許を受けた前記の十六社のうち、久留米の西日本放送は、現在の西日本放送（高松）とは無関係で、準備が進まず本免許を受けるに至らずに消えた。逆に信濃放送（間もなく信越放送と改称）は、第一次予備免許には遅れたが、信濃毎日新聞副社長勝田重太郎氏の熱心な追い込みが功を奏して、十月十六日単独に予備免許を受け、開局の順位では八位に食い込むこととなる。

第十章 民間放送連盟の誕生

複雑な民放系列の出現

電波三法の成立を見てから、さらに一年近く、日本の新聞界、財界をはじめ、政界、宗教界などを巻き込んで派手にくり広げられた免許争奪戦は、こうして二十六年（一九五二年）四月二十一日、いくつつかの予想外の結果をふく

みつつ、一応の結論が出された。

免許難行につれ伸び伸びになっていた電波監理委員の渡米計画は、最後になって坂本委員が辞退を表明、正副委員長を除き、残る四氏が四月二十三日、ファイブスナー氏と同行、あわただしく羽田を飛び立った。渡米した四委員が文化放送問題票決のときの賛成の色分けと同じだったため、坂本委員の辞退は、CCSの介入に対するレジスタンスだという風説が流れたり、また逆に渡米壮行会の宴席上、CIEのニュージエント中佐が「電波監理委員の諸君は何ものかの影に怯^{おび}えているかのようなのである。委員会の独立性その他運営の方法についてアメリカで十分研究されることを望む」と挨拶し、暗に政界や官僚の電波行政への干渉を批判する（『週刊朝日』二六・六・三）など、一種の気まずい空気が残った免許であった。

この民間放送にとって最初の予備免許は、対象は十六社に過ぎなかったが、後に来るべきテレビ開局をふくめて、日本の民放界の一種独特の勢力分布——系列化の変則的進行——の性格を決定づけたものであった。

その特徴をいくつかあげると——

(1) 初期に構想された新聞社内の付帯速報事業としてのラジオ、または特定の宗教・事業などと直結したファンクショナルなラジオの、いずれもが影をひそめ、民放事業体は、新聞社が有力なプロモーターとなりつつも、表面は経済界、地元有力者を網羅した無色の公益団体に近い性格となったこと。

(2) 東京では朝日新聞、毎日新聞、読売新聞の三中央紙が合体し、新聞社系一、別個の性格のもの（文化放送）一となったのにたいし、大阪では毎日新聞系、朝日新聞系の二社対立となり、しかも中間の名古屋や北海道、仙台などが地元紙による中立勢力一社となったため、朝日新聞、毎日新聞両者の激しい系列化の意欲が、地下に潜行する形となったこと（一方、やや立ちおくれた読売新聞は、もっぱらテレビへ主力を注ぐことになった）。

(3)それに加えて、名古屋、大阪が東京に先んじて電波を出す態勢となったことが、ネットワーク化を否定する傾向に拍車をかけ、地元局もそれぞれ独自に全プログラムを制作する方針を取らざるを得なくなった（これには放送用中継線の不備と、テープ録音が予定に入っていなかった事情も大きな原因である）。

(4)大阪の二つの十キロ局に近接した神戸放送（一キロ）、京都放送（五〇〇ワット）はきわめて苦しい立場におかれ、北陸放送、福井放送、北日本放送の三局も、やがて北陸放送連盟を結ばざるを得なくなるほどのアンバランスを、一県一局主義がはらんでいたこと。中央局でも、予備免許の直前、例外的にラジオ東京には五十キロが許されたので、文化放送は当分不利な条件を甘受する結果となった。

(5)なお、別個の要素ではあるが、以上のような勢力分布を作り上げる上に、日本電報通信社、いまの電通の果たした役割も見逃がすことができない。吉田秀雄氏は各地の有力出願者間の統合工作を進めるかたわら、出足のおそい地方新聞社を強引に説得し、出願者の企画内容にも手持ちの資料を提供し面倒をみながら、民放計画に巻き込んで行ったことは前にふれた通りだが、その結果、吉田氏は十六社のうちラジオ東京をはじめ東北放送、京都放送などの各社に取締役として名を連ね、のち北陸放送連盟の顧問もつとめた。朝日新聞、毎日新聞両新聞社の潜在した系列と並んで、電通もかくれた有力系列の一役であった。

魅力と不安のかね合い

以上のようないくつかの矛盾とアンバランスは、電波監理委員会の「無定見」（前掲「ABC」杉山勝美氏）の所産として批判されている。それは事実であろうが、同時に、この矛盾——系列の変則性——は、民放出願者、なにかんづく新聞社の間での、この事業にたいする熱意と競争意識の裏側に、不安と躊躇の感情があったことを示すも

のともいえよう。中央紙同士、あるいは中央紙対地方紙のはげしいラジオ対策競争の反面、その採算と前途についての危惧が、たがいに微妙な牽制と駈け引きを生み、危険負担の財界その他への分散を考えさせ、また統合をも受け入れさせた。反対に財界の方でも、出資を求められれば断わり切れない未知の魅力がこの事業にあったが、さりとて、自らが主体となつて営利事業として乗り出す自信までは無かつたといつてよいだろう。

大阪・名古屋にくらべ、東京の方がより慎重論に支配されたことも注目される。これらの結果として、新聞事業とは一定の距離と独自性を持ち、他面米国式の純営利事業とも異なり、また非中央集権的な、日本独自の民放地図の下図が描き出されたといつてもよいだろう。

強烈な魅力と、空気を掴むような不安……それに絶えずつきまわれながら、見る見るうちに計画が膨脹し、ついに十六社の予備免許となつたのが「商業放送」であつた。

新聞社が、予備免許決定後もこの事業の将来に悲観的な見通しを持つていたことを示すエピソードは至るところにある。

朝日新聞西部本社編集局長から朝日放送の初代放送部長になつた原清氏（現常務）は、こういつている。

「朝日放送は朝日新聞が名誉にかけてやらなければならぬ仕事であり、君は選ばれた選手である。しかし、放送会社はおそらく三年と持たないであろう。その時は君の骨は必ず拾うから心配せずに……」これが今から五年前、私が朝日新聞から受けた命令であつた。……だが、出向命令は特攻命令。私たちは平井専務を中心に文字通り悲壮な気持ちで準備を始めた。」（前掲「ABC」より）

広告主側の藤本倫夫氏（現森永製菓広告部長）の眼にも同様に映っている。

「今日では、商業放送の存在は当り前の感じですが、商業放送発足の昭和二十六年（一九五一年）ごろは赤字は覚

悟で、夢にももうかる企業などとは思われていなかった。だから新聞社から放送の新会社へ転任の辞令を受け
た人などは、悲壮な顔で挨拶まわりをし、太宰府へやられる菅原道真公すがわらみちざねよろしくでした。……」（同氏著「ア
イデア時代」より）

だが民放側内部の不安と対照的に、これを迎えるNHKも、新しいライバルの実力が未知数だけに、ただならぬ
焦躁にかられていた。民放予備免許の直前の三月十二日、国会の承認を得て発表されたNHKの新年度（二十六年
度（一九五二年））予算はそれを端的に物語っている。

すでに前年度から第二放送の拡充、番組編成の転換などの手を打ってきたNHKでは、この年から懸案の聴取料
値上げ（三十五円から五十円）に成功、総予算を六十三億七千余円と、前年度より、収入で十六億、支出十七億と
一挙に大幅増額した。それによって番組制作費に前年度の五割増、十二億余りを当て、国会の公聴会などで、日本
薄謝協会（Nippon Hakusha Kyokai）と批判された出演料も平均三割増額させることになった。また建設費八億六千
万円を計上、東京第二放送会館（旧館西隣り）の建設の着工、大阪第一・第二放送（十キロ）の五十キロ化をはじ
め、盛岡、網走の増力などに当てた。

民放のオン・エアを待たずに両者のせり合いに火が点けられた形であった。

民間放送も、強力なNHKの壁と立ち向う必要上、結束せねばならなかった。その上、朝鮮動乱以来の物価値上り、
特に鉄材の高騰で、各社の設備資金は、この一年間にほぼいずれも二倍近い膨脹を余儀なくされ、そこへ二十六年
（一九五二年）年央からの大蔵省の設備投資抑制策がかち合ったため、ひどく資金が行詰り、緊急に協力して政府、日
銀関係に政治的折衝を行う必要に迫られた。

民間放送連盟の結成が、こうして開局以前に実現したが、ここで、あとにふれるようにまた一つ民放当事者が冷

水を浴びせられた一幕があった。

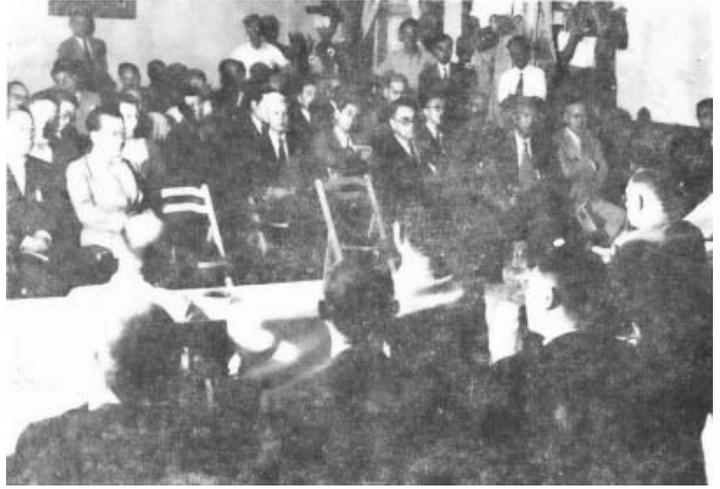
冷水を浴びせた白川発言

現在の日本民間放送連盟（NAB）の設立の企ては、二十六年（一九五二年）六月二十九、三十の両日、ラジオ東京、文化放送が世話人となって開かれた結成打合せ会に始まるとされているが、前の年の秋、「根本基準」の聴聞会を契機として、ある期間、名称も同じ「日本民間放送連盟」が存在したことも、この際記憶されてよいだろう。

これは二十五年（一九五〇年）十月、「根本基準」聴聞会のため東京・原宿の社会事業会館に集まった全国の民放出願者が、エキサイトしたブランケット・エリア論争などを通じて、対NHK、対電波監理委員会の結末の必要を痛感、最終日の二十五日、聴聞終了後に同会館地下ホールに四十六社の代表が集まり、結成を申し合せたものだった（二五・一一・三、電通「新聞と広告」参照）。聴聞会の論争の立役者だった杉山勝美氏や伊藤豊氏がここでも中心となり、仮事務所は朝日新聞東京本社内の朝日放送創立事務局に置き、翌十一月、予備免許早期実現と範囲の拡大など民放側の要望書を電波監理委員会に提出したりしたが、この動きは、毎日新聞系が消極的だったことや、各地の統合問題のゴタゴタ、弱小申請者を含んでいたことなどの理由で、短命に終わってしまった。

それになりたいし、二十六年（一九五二年）六月の民放連結成打合せ会は、予備免許獲得者だけを対象にしたものである。六月二十九日、梅雨のむし暑い日に電通八階の会議室に集まった二十人あまりの十六社代表は、汗をふきふき連盟のあり方について論議を闘わした。

連盟の結成そのものにはだれも異論がなかったが、対象を予備免許を受けた民放事業者に限るか、有力財界人、広告主、電機メーカー等をふくめた団体とするかで、意見が分かれた。



民間放送連盟創立総会（二六・七・二〇）に集った民放の創始者たち……前列第二列を通じ、左から佐々部晩穂、金子秀三、立花章、高橋信三、澤田節藏、木内良胤、牧野昇三、平井常次郎、立石泰穂、遠藤幸吉、鹿倉吉次らの顔が見える

前者は新聞関係者の、後者は電通などの立場を反映していたといつてよい。これに対応して、名称も大阪二社、神戸放送、ラジオ九州などが「民間放送連盟」を主張したのに対し、ラジオ東京は「商業放送連盟」を唱えた。これは大勢がいずれも前者に落ちついて、審議は軌道に乗り規約起草、会長足立正氏、事務局長甲斐政治氏らの役員選任、事務局の電通内設置なども順調に決定、任意法人としての日本民間放送連盟は至極スムーズにスタートした（翌二十七年「一九五二年」四月二十一日、各社の法人格が整ったのち、社団法人に切り換えた）。「民間放送」という日本独特の呼び方も、これ以後世間に通用した。

こえて七月二十日、丸の内、工業倶楽部で創立総会が開かれたが、晴れやかな雰囲気と思わざる冷水が浴びせられた一幕はこの席上で起った。

足立会長の挨拶をはじめ式が次第に進行して、日本広告会祝辞となった。藤山愛一郎会長に代って壇上に立った同会理事長白川忍氏（資生堂常務）は、民放開設までの関係者の労苦をねぎらい、前途を祝福する言葉をしばらく述べたあと、「これは私見であるが」と前置きして、「商業放送なるものが、広告媒体としてどれだけの価値があるかは疑問であり、私はラジオのスポンサーにはならない方針である」と結んで壇を降りてしまったのである。会場が一瞬白けわたったのは否めなかった。民間放送事業が、その正体がかみとられぬまま、一種の波に乗って異常にスケールを大きくして行った過程を、（よじつ）如実に示す一コマであったといえよう。

私見とはいえ、広告主を代表する立場の人物の公式の席での発言であっただけに、民放当事者は、改めて「商業放送」に処するスポンサーの態度が甘くないことを身にしみて味わった。商業番組（スポンサー・プロ）の内容にたいする工夫と、ラジオの広告媒体としての効果についての科学的説明に、各社は改めて真剣に取り組むことになった。後日談になるが、それから一年あまり経って、白川氏は、ある民放局の幹部を訪ね、「あれは、私の負けだったようだ。民放の発展は予想外であった」と語り、「これ以上資生堂もやせ我慢しているわけにはいかない」と時間どりを申し入れた。それになりたいして、その幹部は「いや、あの時のあなたの言葉が民放に与えた刺激は、今日までの成長にとって実に貴重だった」といって、丁重に迎えたといわれている。

「スーパー」化へのかくれた努力

連盟の結成とならんで、民放関係者が開局前、協同して大きな努力を払ったものとして、もう一つ「受信機改善委員会」の果たしたスーパー化への功績を忘れることはできない。

ラジオ・セット改善の掛け声は、敗戦直後、早くGHQがとり上げて果たせなかった課題であった。日本の戦時中の電波鎖国の一つの側面として、当時全国に普及していた並四球の再生受信機は、世界の水準からはるかに遅れていた。「こんな受信機はもうインドネシアやアフリカにもない」と一九四八年（一九五三年）春、CCS（民間通信局）が、通産省やメーカーを呼びつけて、「以後、受信機生産の主力はスーパーヘテロダインに切り換えよ」と指示し、業界に混乱をまき起したことがあったが、このときは、結局「現状では不可能」としてうやむやに終わっている。

電波三法の成立直前の一九四九年八月の統計（電波局調）でも、

高周波増幅なし（いわゆる並四球）（再生式）	五〇・五四%
高周波一段増幅（いわゆる高一）（再生式）	三九・二一%
高周波二段増幅	三・〇一%
中波スーパー	五・四六%
オールウェーブ・スーパー	一・四九%
その他	〇・二九%

という数字が示すように圧倒的に再生式で、しかも、その七割以上は戦時中備えられ、購入後五年以上を経ており、地域によってはNHK第一と第二の分離も不明瞭であった。この再生式程度のセットが当時、三、四千円もし、スーパーはほとんど輸入品で三万円近く、一般家庭では到底入手不可能だった。

民放局免許の基準をめぐって、混信問題が大きく論争の焦点となったことはすでに記した。その場合、標準とする受信機の性能を現在と将来にわたってどう見るかによって、サービスエリア、ブランケットエリアの算定が異なり、割当可能な周波数が異なってくるのはいうまでもない。「スーパー」受信機（許容混信信号強度）を一〇〇とすると「高一」では $\frac{1}{3}$ の三〇前後、「並四」ではそのまた $\frac{1}{3}$ の一〇前後となる。「スーパー」を標準にすれば一〇キロサイクルおきに周波数割当ができるが、「高一」を標準にすると二〇キロサイクルおきにならなければならない。

電波監理委員会は、当時の右のような受信機比率に基づいて、「高一」受信機を標準として「根本基準」の技術的諸規定を作る方針を取った。鳥居博氏ら民放側は先の聴聞会で、「この基準は暫定基準とし、早急にスーパー受信機の普及を図って、それを標準とする正式規程を制定すべきだ」と主張したが、当時は容れられなかった。

いずれにせよ受信機の「スーパー」化は、民間放送を軌道に乗せるために、迫られた必須の条件でもあり、日本の電波文化を、世界のレベルまで向上開花させるための不可欠の前提であった。この運動のイニシアチブをとったのは、毎日新聞からラジオ日本人入りの別所重雄氏（のちラジオ東京大阪支社長）や朝日放送の故鈴木啓史氏、新谷寅二郎氏（参議院議員）らである。三法成立の前後から、ラジオ日本、朝日放送、読売放送等民放申請者を中心とし、NHK、通産省、文部省、無線通信工業会、全ラ連（全国ラジオ受信機販売業者同業組合）、ラジオ電化新聞などの代表の間で、協議が始められ、二十五年（一九五〇年）九月一日、経団連・石川一郎氏を会長として「ラジオ受信機改善委員会」が発足した。目標は①奢侈品扱いされていたスーパー受信機の物品税の引下げ、②国産スーパー量産化のための技術的研究と需要喚起、③国民金融公庫による月賦制度の採用、などであった。

効果は早く現われた。物品税引下げは間もなく実現し、ビクター、コロムビア、ナショナル、シャープなど国産スーパーが次々と発表された。「民間放送はスーパーで」のキャッチフレーズは予想外に効いて、いよいよ民放がオン・エアされる二十六年（一九五一年）の後半、「スーパー」の売行きは尻上がりになった。農村での普及がとくに目立ち、のち数年間は大都市よりも農村の方が良いラジオを所有している状態が現われている。

翌二十七年（一九五二年）の末になると、「高一」「並四」は、ほとんど市場から一掃され、「スーパー」の価格は五、六千円まで下った。二十八年（一九五三年）五月、中波のチャンネル再配分に当って、割当表は、「スーパー」を標準として一〇キロサイクルおきに作られ、それによりNHK第一35波、第二31波、計66波にたいし、民放29波、将来民放に使えるFEN7波、計36波を獲得することができ、かつての民放の主張は日の眼をみることになった。こうして障害を一つ乗り越えても、また新しい不安が待っている……そんな状態のうちに、各社の開局予定日が刻々と迫ってきた。

第三篇 開局第一声

第十一章 民放の番組アイデアはどうして生れたか

十六社の開局ダービー

二十六年（一九五二年）四月二十一日の予備免許をスタートの合図として、はげしい免許争奪戦に生き残った前記十六社は、いっせいに開局ダービーに移った。局舎建設、人員募集など具体的な開局準備が、この日から始められた。この最後の段階で、もっとも積極的を追いこみかけたのは、名古屋の中部日本放送（CBC）と大阪の新日本放送（NJB・現在の毎日放送）の両者であり、九月一日に早くも開局に漕ぎつけた。予備免許からちょうど四カ月後である。あとを追って十一月に大阪の朝日放送（ABC）、十二月初めに福岡のラジオ九州（RKB、現在はRKB毎日放送）が続き、歳末クリスマスを期して、東京のラジオ東京（KRT）が京都放送（KHK）と同時に開局している。あとの九局（免許取消の久留米を除く）は、翌二十七年（一九五三年）に廻った。

免許争奪戦の過程でこそ、一応脚光を浴び、関係者の間で、派手な話題をふりまいた民放ではあったが、昭和二十六年（一九五一年）といえば、朝鮮動乱の絶頂期、国内でもマッカーサーの罷免が人々を驚かせ、単独か全面かの講和論争などしきりであって、社会状況もマスコミの世界も緊張し切っていたころである。それにくらべれば、民放の開設など社会の（したがって新聞などの紙面でも）片隅に追いやられた事件に過ぎなかった。いざ実際に、株を募り、建設費を集めはじめてみると、各創立事務所は、例外なく徒手空拳の心ぼそさをひしひしと味わった。今日

からは想像しにくいような、数々のエピソードがそこから生れている。

とくにラジオ放送などというものは、きわめて特殊な技術と、精巧な器械と、専門の熟練したスタッフを必要とするというのが、長いNHK独占時代に培われてきた先入観であり「常識」であって、シロウトに何ができるか、というものが、NHK関係者だけでなく世間一般の眼であった。逆にいえばこの通念を、実際に民放がシロウトばかりで打ち破っていった過程そのものが、電波の公衆への解放を目標とした新立法理念の具体化でもあったといえよう。そして、とくに民間放送の第一声が、東京からではなく、名古屋と大阪から発射されることになったことが、民放の歴史の大きな特徴の一つであり、その後の民放の発展、ことにネットワークの展開に、決定的な影響を残すものだった。「未知の壁」をつき破る緊迫感と不安を、人一倍味わったのも、またCBC(中部日本放送)・NJB(新日本放送)の両局の当事者であった。

なぜ、そうなったのかは以下各章で検討するわけだが、まず、これら民放の第一陣を担った両社の開局準備を、やや仔細に見ていくことにしたい。

東京に先んじた名古屋・大阪

自他ともに民放の本命と見なし、足立正社長自身、予備免許決定の第一声として「我が社は名実ともに全国的ネットワークを果たす」と語っていた「ラジオ東京」は、四社統合の調整と、予備免許直前に認められた五十KWへの増力に意外に手間取り、一時は年内の開局も危ぶまれるほどになった。

政治・経済・文化が首都東京に異常に偏在し、ニュース・ソースの点でも、タレント仕込みの点でも圧倒的に東京本位の日本では、まず東京での開局を待つて地方に及ぼすか、少なくとも東京・地方同時に開業するのがジャー

ナリズムの常識であった。ナショナル(国内)・スポンサーに大きく依存する商業放送にとってはなおさらのことである。この常識を破るには大きなリスクを伴うことはいうまでもなかった。

大阪の新日本放送は、敗戦後、まっ先に民放ののろしをあげたプライドと毎日新聞・大阪財界の積極的コンビで、「第一声は大阪から」という意識的な準備を進めていた。名古屋の中部日本放送も計画のスタートはNJB(新日本放送)に劣らぬほど古く、途中二十三、四年(一九四八、九年)の空白期の動きは大阪や東京ほどではなかったが、二十五年(一九五〇年)以降きわめて積極的な強気を示してきた。予備免許以前に正式に株式会社を設立、資本払込を済ませてしまったのは、新日本放送、中部日本放送両社と同じく大阪の朝日放送だけであり、スタジオや送信所を着工してしまったのは、新日本放送・中部日本放送二社だけという強気ぶりであった。

新日本放送と朝日放送の会社設立競争のいきさつは前に記した(一一四ページ)。中部日本放送のばあいは、中京財界はじめ地元各界の支持が一本にまとまっていたことが最大の利点であった。その上、二十五年(一九五〇年)秋、地元の小規模な併願を吸収し、名実ともに独走態勢になった中部日本放送創立事務局では、十二月十五日、全国にさきがけて正式に中部日本放送株式会社(資本金八千万円)を設立、本社(演奏所)、送信所の敷地も買い、十二月六日と一月十日に、おのおの起工式を行った。(NJB(新日本放送)の会社設立はCBC(中部日本放送)より一日あと、十二月十六日であった。)

それまで発起人総代だった伊藤次郎左衛門氏(松坂屋社長)は、伊藤家の家憲で松坂屋以外の責任者になれなかったので、同社副社長佐々部晚穂氏をCBC(中部日本放送)社長に推し、また専務には佐々部氏の要望で中部日本新聞常務佐藤義夫氏が放送に専任となり、常務に小島源作氏という陣容。予備免許前に自前の土地を買い独立建物を着工したのは、他社に例がなく、「もし免許が流れたらどうするんだ」という不安を示した株主も多かったが、佐

藤・小島氏ら幹部は「万一の場合は、劇場にしますから」と説き伏せた。こういった積極方針がCBC（中部日本放送）を、全国でもっとも早く有利な立場に立たせた一要因であった。

番組制作スタッフを実際に入社させはじめたのも、両社がもっとも早く、二十五年（一九五〇年）暮頃からのことだが、これは資金や敷地などとは違い、単なる強気だけでは済まないむつかしさがつきまわっていた。両社の初代放送部長（最近各社とも編成部・制作部に分けているが当時は分けずに放送部といっていた）の回想談はその意味で興味深い。

番組プランの発端

CBC（中部日本放送）の番組プランは、二十五年（一九五〇年）の暮、まず小島源作常務をキャップとし、中部日本新聞から出向した鈴木重治初代放送部長以下、浦田武典次長、吉良真、上野千秋、福岡次郎、神谷正夫の七人で番組企画のグループが作られたのに始まる。NHK甲府放送局長だった吉良氏、JOCK（NHK名古屋中央放送局）在職八年の上野氏、児童番組プロデューズの経験を持つ神谷氏、放送の経験者はこの三人だけである。手ぜまになった中部日本新聞社内の創立事務室から、路をへだてた東海銀行茶屋町支店の三階に移り、翌二十六年（一九五一年）五月までここでいわゆる“CBC（中部日本放送）の茶屋町時代”を送ったが、机と紙だけの部屋で数カ月間は、連日次のような架空の番組作りを重ねていた。

その間、前記のスタッフに続いてJOCK出身の永田秋三、中村精両氏を迎え、二月にアナ、声優の採用試験を行ったが、これにはかつてNHKの名アナと知られた和田信賢、松内則三氏や滝沢修氏らが力を貸した。

徒手空拳で、NHKの虚をつくことができるものといえば、番組のアイデア以外にない。どのようにして「聴か

せるラジオから、聴くラジオへ」のスローガンを地で行く型破りの親しみやすい番組を生み出すか、制作といわず技術も管理部門の予定者も、明けても暮れても、頭をしばり、論じ合っていた。

CBC（中部日本放送）の茶屋町時代、架空のプロ作りの中には、弁慶と富樫、四天王などの問答でクイズをやるうという「勸進帳クイズ」、ポパイのホールレン草映画をもじった「ポパイの栄養食品紹介」などといった珍案とならんで、「三段クイズ」というのがあった。

朝十時の第一部のドラマを出す。その劇中に主人公の次の登場舞台は、たとえば松坂屋になるらしい、というヒントを入れる。正しくヒントを解いた聴取者が、松坂屋にかけつけると、ひるすぎに第二部としてドラマの続きがその場でロケされるのを見ることが出来る。そのストーリーの中に、その店のどれかの商品が「ラッキーセール」だ、と暗示する。それがユカタだとわかった人々は争って、ユカタを買うだろう。その中の一枚に賞金の商品券が入っている。そして夕方放送される第三部では当選者を発表し、ヒーローとヒロインが、当選者を間にはさんで、車でうちにお送りする……といったまさにフルサービスのもののである。あくどいといえはあくどいし、第一、ノイズなどで技術的に不可能なことが間もなくわかったが、なんとかして、聴取者とスポンサーに食いつき、両方を立てようという執念がにじみ出ているプランであった。

またあちこちにコッソリ・マイクをかくしておき、街の庶民の意識しない言い分をそのままオン・エアしようというプランがあった。とても技術的に無理だというので、少し手を変え、アナが脇に立っていて、通行人に一口ずつ勝手なことを吹き込んで貰おうという「落書きマイク」に変えてみた。民間放送というのは、君、こういうことなんだ」という幹部の声もかかって、何度かロケ・テストをしてみたが、ムリといえばムリな話。結局は今の「マイク探訪」的な方向に落着いていった。

電話を活用するプランは実現し、開局後大いに成功した。電話のある家庭をすべてスタジオと思え、という発想であったが、聴取者と直接話し合うインチャイムな関係が、民放にピッタリだというわけである。まず競輪、競馬を中継して、電話で予想をとろうという、そのものズバリのクイズを考えたが、法律をいろいろ研究してみても、どうも禁止されているらしいとわかった。それなら、家庭とスタジオと御園座（みそのざ）あたりの楽屋の人気俳優とを、電話で結んでおしゃべりしよう、ということから、CBC（中部日本放送）開局以来、いまもつづいている「ティールーム」が生まれた。聴取者が廊下で電話をかけると、茶の間のラジオから自分の声が聞こえるというのが、大いに受けたが、その頃はまだ停電が頻々、停電地区にかけるとお手上げという不安もあった。しかも希望曲の注文を受けると、プロデューサーがレコード室に走る。どうしても一分二、三十秒かかる。またストックにないおそれもある。その間をのんきな軽口でつないでいる茂木アナは、顔はまっ蒼、冷汗をビッシヨリかいていた。同じく開局以来の音楽クイズ「ストップ・ザ・ミュージック」も、レコードを途中で止め逆に廻してみても、こうして何の曲か当てられるだろうか」という珍案がキツカケとなったものだった。

「素人のおそろしさ」ということがある。「児童に類するようなプランで、アツケなくお蔵になった奇計も多かった代り、NHKの常識からは想像できない、新鮮なアイデアが飛び出さないものでもなかった」とCBC（中部日本放送）の鈴木放送部長（初代）は語っている。

註

- (1) 御園座 名古屋市中区にある劇場。一八九五年、名古屋の財界有志により名古屋劇場株式会社が創立され、東京・明治座を手本とする劇場を建設。翌年六月十九日、初代市川左團次一座の柿落（こけらおとし）として開場。一九三五年には劇場が完成したが、名古屋大空襲で全焼。一九四七年に再建したが、一九六一年の火災で再び焼失・再建。

スタッフ獲得の苦心談

NJB（新日本放送）の方では、同じ頃、毎日新聞の事業部長だった小谷正一氏が、二十六年（一九五一年）元旦付でNJB（新日本放送）に出向し、初代放送部長を引受けた。小谷氏が阪急ビル屋上にすでに建っていたスタジオ用の建物、通称「鳩小屋」にはじめて出社したとき、ガラんとした広い部屋の片隅に机と丸い電気コンロが一つ、放送にはズブの素人ばかり六、七人の社員が寒々と手をあぶっているだけだった。何から手をつけたらよいか分らなかった。

ここでも数カ月の間は「火事が出たら『何区何丁目何番地が』でなくて、『高島屋の二丁南が』とアナウンスするのが民放だ。『高さ何米の』^{メートル}でなく、『松坂屋位の高さの』と行くんだ」……論じ合うのは、こういう商業放送の心称えについての『雑談』だけであった。

「ともかくアナウンサーを集めよう」……だがアナウンサーの資格のある者をどう探すか、どう養成するかがサツパリわからなかった。二月頃小谷氏は上京し、まず大磯に故人となった高田保氏¹を訪ねた。「君、ラジオ屋になったんだってね。思い切って『型』を破ることだね」と病床の高田氏はいきなりいった。高田氏が、その時いったのは「放送に縁がない部外者で、センスのある人を探せ」「病人が熱心な聴き手だということに気をつける」「大阪弁のおばあさんのプロを一つ作ってみろ」「とにかく風変りな一品料理で行け」ということだった。何げない言葉の中に、高田保さんの頭のひらめきの正確さがひそんでいたことが、あとでしみじみわかった、と小谷氏は語っている。「ところが『型』をまるつきり知らない者には『型』を、破ることができないんです。だれかラジオの『型』を、本当に知ってる人を教えてくれませんか」「なるほど」……しばらく考えていた高田氏がポツンと「それなら和田精君がいい」といった。

新聞社でプロ球団を手がけていた小谷氏には、和田精といわれても、どこにいて、今何をしてる人か、わからない。聞くわけにもいかずに大磯から帰った氏は、スタッフを手分けして調べさせ、和田氏が築地小劇場⁽²⁾以来の演出の草分けであり、NHKで始めて副調コンソールを自由自在に駆使したラジオドラマ演出のベテランであること、いまはNHKを辞めており、しかも近日中にJOBK(NHK大阪放送局)に講習のため来阪する予定のあることがわかった。

和田精氏は、その時五十八歳、年齢を理由に固辞した氏を、初対面の小谷氏は口説きおとし、やっと和田氏の指導で、五月、アナウンサー、プロデューサーの公募を行うことになった。

小谷放送部長にはまた「八時のクイズ線」を編み出したエピソードがある。

戦後、NHKの番組がGHQによるアメリカ民放プロの直輸入で、一足先きに娯楽化・商業放送⁽³⁾化していたのは周知のことだが、その最大の支柱は、「私は誰でしょう」⁽⁴⁾「二十の扉」⁽⁵⁾「話の泉」の三大クイズだ、と小谷氏は考えた。「だがこれらは、それぞれ午後四時半、七時半、九時十五分と時間がマチマチだ。聴取者が時間を覚えてくれるだけでも大変だ。これを同じ時間に集中して、「クイズなら夜八時」としたら、集中安打で決定的勝利点がキツトとれる」というのが氏のそれにプラスしたアイデアだった。ところが、NHKの経験では、クイズを週一本作るには、問題の整理、出演交渉など最低三、四人かかり切りになると教えられた。日曜をはずしても六本作るにはNB(新日本放送)放送部の全員二十人でも計算上、絶対不可能だった。だが、開局後フタをあけた結果は、新聞社整理部出の筒井プロデューサーが、たった一人で、六本のクイズを作り、編集して、毎晩八時にオン・エアを続けたのだった(「知らぬが仏」「うっかりテスト」「バイバイゲーム」⁽⁶⁾「電話プレゼント」「おたのしみヒント」「アベッククイズ」。民放創業期の超人的な忙しさは、無数の逸話が残っているが、この例はその中でもおそらく空前絶後

といえよう。筒井プロデューサーは、ステテコ一枚で連日の泊り込み、開局一週間前から、過労と緊張のあまり固いめしを受けつけなくなった。おかゆがやがて重湯おもゆになり、水だけになってしまったという。

「この大胆そのもののクイズベルトを聴いて、私はしみじみ民放制作スタッフのエターナルユースを感じた」とナショナル宣伝研究所の竹岡稜一氏は語っている。

NJB（新日本放送）のヒット番組の一つ、「歌のない歌謡曲」は、同局のレコード室係、森本氏が考えたもの。この人は、レコードが好きなあまりレコード屋の店員になったという経歴で、もちろん放送にはズブの素人。暗く湿っぽいレコード室がうちより好きで、いつも泊り込んでいるという奇人だった。和田精氏がある夜更け、試作のドラマ制作の途中で小鳥の声がどうしても欲しくなり、レコード室をたたいた。起き出してきた森本氏は二、三分考え込んだが、スツと一枚のレコードを抜き取り「その鳥なら、これの、この溝からここまで掛ければ、必ず鳴きます」といった。そのとおり見事に鳴いたので和田精氏は舌をまいた。「そんなにレコードの虫だったら、何か変ったレコード番組を考えてみる」「それじゃ楽器だけでポピュラーな唄をやったらどうでしょう。『歌のない歌謡曲』というわけです」「ヨシ、その題で行こう。しかし数が続くか」「大丈夫です」——これがナショナル・松下電器の看板番組となった。

実況放送アナウンサーの問題も頭が痛かった。こればかりはNHK永年の熟練には、容易にかないそうもない。杉本アナが、ラグビー選手だったというので実況担当を命ぜられ、スタッフ一同空地で草野球をやって実験台になった。何度やっても六、七回あたりで杉本アナの舌がもつれ上ってしまった。何とか息抜きをさせる工夫はないか、というのが、中沢不二雄7氏に白羽の矢を立てた。『解説つき実況放送』のはじまりであったといわれる。

- (1) 高田保 一八九五〜一九五二。劇作家、随筆家。一九四八年から『東京日日新聞』に随筆「ブラリひょうたん」を連載。軽妙な文体ながら、「単独講和」「天皇制」「再軍備」などの政府の方針に反対する論を展開。「昭和の斎藤緑雨」と称えられた。
- (2) 築地小劇場 土方与志と小山内薫が一九二四に開設した日本初の新劇の常設劇場である。また、劇場付属の劇団の名称でもある。
- (3) 私は誰でしょう 一九四九年一月から一九六八年まで続いた、聴取者参加クイズ番組。アメリカの「What's my name?」の翻案で、選ばれた聴取者が指名する回答者に順次五つのヒントを与え、何番目のヒントで正解したかに応じて賞金を提供した。
- (4) 二十の扉 一九四七年から一九六〇年までつづいたクイズ番組。アメリカの番組「Twenty Questions」の翻案。推理作家大下宇陀児など五人の知名人が、総ての事象を、動物、植物、鉱物に分け、司会者の藤倉修一アナに回答者が質問して、二〇問以内に正解するという番組。
- (5) 話の泉 聴取者の出した問題を音楽評論家・堀内敬三、詩人・サトウハチロー、元活弁士・徳川夢声など博識の面々が一〇秒以内に答えたクイズ番組。
- (6) バイバイゲーム 聴取者参加クイズで、正解すると賞金が倍になっていくが、間違えると賞金がゼロになるという番組。
- (7) 中沢不二雄 一八九二〜一九六五。野球解説者。パシフィックリーグ元会長。一九五九年六月に開かれた天覧試合（巨人対阪神戦）において昭和天皇・皇后への解説を担当した。

スカウト作戦芳しからず

民放としては、開局準備に当ってNHK現役陣に教えを乞うことは、意地でもできなかったし、また協力を得られる客観状況でもなかった。すでに電波三法成立の頃から、「二十の扉」の藤倉修一アナ、「のど自慢」の宮田輝アナなどNHKの看板スタッフをめぐる民放の「スカウト合戦」が、個人個人のトレード・マネーの額なども交えて、派手に世間で書きたてられたりしたが、いざ開局間近になると、それらの話はスツカリ立ち消えになっていた。「二

三引き抜きに行ってみたが、プロ放送ができたというので野球選手気取りで支度金など要求する人がいて気性が合わなかった」（小谷氏談）ということもあり、第一、民放側の火の車の台所ぶりが、華やかな世評とは全くズレていた。

同じ理由からG H Qのラジオ関係者の中にあつた、講和後日本の民放に天下りしよう、という動きも実現しなかつた。C I Eのラジオ・セクションにいたホワイトホース氏などその代表格で、電通の東京放送が交渉したときの案件は、まだ一ドル二十五円位だった二十三、四年（一九四八、九年）頃に月俸十万円を要求し、さすがの東京放送も相手にできなかつた。その後、読売放送が一時彼を技術顧問に迎えたと称していたが、統合と共に話が出なくなつた。G H Qの人間に限らず、米国の民放人の手を借りるといふ話も全然でなかつた。

創業期の民放に放送経験者として力を貸したのは、和田精、和田信賢両氏や松内氏、並河亮氏のようなすでにN H Kを卒業した大先輩や、主に電通からラジオ東京入りした金沢覚太郎氏、武本正義氏、大川幸之助氏ら旧満州放送、台湾放送などの関係者に限られ、N H K現役からのスカウトはごく個人的な線に止まっていたといえよう。スタッフの大半は新聞社や、演芸映画関係などからの混成部隊であり、または履歴書一枚持つて創立事務所の窓をたたいたズブの新人であつた。

人員・資材の致命的な不足

予備免許も決まつた四月から五月にかけ、いよいよ募集したスタッフが入り、旧N H Kの経験者も加わつて、実際の番組試作に入ってみると、それまでの机上計画時代と打つて変つて、C B C（中部日本放送）もN J B（新日本放送）も、背中に火のついたような騒ぎとなつた。



民放で最初の放送スタッフ養成……CBCの茶屋町時代、前列二人目から右へ鈴木放送部長、松内則三、滝沢修両講師、二六年四月

CBC（中部日本放送）小島常務の目論見^{もくろみ}では、はじめ社員の数を精々四十五人と踏んでいた。昭和二十六年（一九五二年）に入って朝鮮ブームの結果、日本の広告費総額が目立って増して来たのを見て、八十五人位まで何とかなるかなと考え直した（開局時は百三十五人）。この計算に従って、放送部は部長以下アナ、劇団をふくめて三十人あまり。当時、JOCK（NHK名古屋放送局）の放送部は、ローカル制作が第一、第二放送合せて日に三時間程度なのに、劇団を除いて四十人の部員がいた。

茶屋町の仮事務所は銀行支店三階の三部屋続き、応接間をスタジオ、次の間を副調にし、表を通るトラックの音の間を盗んで、ドラマのテスト盤を作ったりしてみて、はじめて、十五分の本番のためには何時間ものリハーサルや、その間にスタジオが要ることもわかって愕然とした。

事情は大阪でも同じこと。NJB（新日本放送）は全員八十人の予定で、うち放送部にアナを含め二十人を割当てられた小谷放送部長は最初「ホウ、二十人も貰えるのか」と思ったという。だが、いざ仕事にかかると、アナウンサーだけでも交代制をしくと、NHK並にやれば二十人は要ることが、間もなくわかった。

その上に録音と中継の機能が、現在とは全然比較にならなかった。二十四、五年（一九四九、五〇年）頃まで民放の計画はテープ録音を全然予想していなかった。NHKがテープの存在を初めて知ったのは二十三年（一九四八年）ハワイのKPOAという局がGHQを通じてNHKから邦人向番組を貰おうとし、これに入れて欲しい、とテープ

を添えた一台のマグネコーダーを持ち込んだときだといわれる。NHKはそれからマグネコーダーを七台買い入れ、分解して研究した上、実用に移しはじめた。二十六年（一九五二年）には、もうテープ録音は知れわたっていたが、録音機もテープもまだ貴重品で特性も悪かった。

CBC（中部日本放送）の準備期間中も録音には頭を悩ました。ディスクを切ると一枚千五百円はかかる。まして東京―名古屋に専用中継線を引いたら月六、七十万円、予定収入の一割以上を持つていかれる。旅費を使っても東京のタレントを呼んで生でやる方が安いと覚悟した。一方、アマチュアのレコード・マニアを探し廻り、名古屋近郊のある蒐集家のコレクションを二十万円で買い取ったりした。二十五年（一九五〇年）の暮になって、噂に聞いていたポータブルのマグネコーダーを米軍関係の二世から一台買いとり、数本のテープを大切に使用して、スポンサー開拓用のオーディションを作っていた。小島常務が自分でニュースを読み、女事務員が脇でピアノをたたいて時報を入れたという頃のことである。

結果的に、テープの出現はNHK全国中継網に対抗する民放の支えの綱となり、後日民放各社間のテープネットを成就させたわけだが、当時はNHK用も含めて輸入テープはエース商会という商社が一手に扱い、米本国でも標準になっていたミネソタ社の製品を入れていたが、外貨割当などで多量には手に入らず、NJB（新日本放送）の東京支社など開局後も当分の間ヤミ市に品物が出ると、がま口かかえて買い占めに飛んでいった。電圧が下って回転数が合わず、ピアノの原智恵子が、“こんな演奏をした覚えがない”と怒った話などテープにまつわる逸話はつきない。

広告主も疑心暗鬼

この段階では、ステーションも素人だが、広告主もおしなべて素人である。暗中摸索という点では同じであった。

スポンサー・クラブ、広告主協会といった実務面でのスポンサー同士の横の連絡はまだなく、情報交流も皆無にひとしかった。東京では電通がすでに二十五年（一九五〇年）一月からラジオ広告部を開設、民放の前宣伝を兼ねて、「広告脚本募集」を東京、大阪、名古屋で行ったり、五月になると、アメリカで商業放送をみて来た服部良一氏の構成で、実験的なアド・シヨウ「歌のカーニバル」を日比谷公会堂で催したりした。日本ビール、三共、小西六、明治製菓など十一社の商品を二景ずつあしらって構成した全二十二景、コマージュ・バラエティの初の試みだった。電通がラジオ広告に社運を賭けたその意気込みは有名であり、集めていた米国の資料なども他を抜いていたが、大阪、名古屋では、まだ活動が弱かった。一般に広告主がラジオ対策を真剣に取り上げたのは、朝日放送、ラジオ東京その他各局が出揃った二十七年（一九五二年）以降であり、その点でも、CBC（中部日本放送）、NJB（新日本放送）二局の開局は、危険の大きなパイオニアケースだったわけである。

この段階で両局についてスポンサーの態勢は、その社によって全くマチマチだった。

①小数の有力広告主は、早くからアメリカの商業放送を研究し、本腰を入れた対策を立て、社内ですべて伏せていた。予備免許前にすでに民放各社をたずね、精工舎時報装置の寄付を申入れた服部時計店の例などは、その筆頭といえよう。塩野義（ペンギン・タイム）、丸見屋（ミツワ・ミュージックアルバム）、明治製菓（鞍馬天狗）、松下電器（歌のない歌謡曲・日月新たなり）、森永乳業（村岡花子マザータイム）、ライオン歯磨（バイバイ・ゲーム）、三共（医学の扉）などがこれに相当する。この中でも、丸見屋、明治、森永、三共などが同一時刻主義をとり大阪、名古屋で同じタイムを固執したことや、ごく初期の時期、有力な宣伝部を持った会社ほど、金のかかるクイズやドラマものを提供し、歌謡曲、落語、浪花節など相手にしないという、やや特異な傾向が見られた。米国流の直輸入でもあった。一方、大多数の会社は、②どんなものかわからないが新メディアだからためしに使ってみよう、③全然興味ないが新

聞などのつき合い関係から一応協力しよう、という形勢であった。結果的には、このどれもがその後スポンサーとして定着したが、そのほかにさらに見向きもしないところ、東京などで始まるまで待とうというところ等が広範にあったわけである。

こんな状況だから、NJB（新日本放送）、CBC（中部日本放送）両局が七月初めに電波料を内示して、いよいよ営業活動に入ったものの、提供番組やパッケージ・プロの内容は、開局二、三日前までほとんど確定しなかった。

註

(1) 小西六 一八七三年に、東京麹町の薬種問屋小西屋六兵衛店が、写真関係商品、石版印刷材料の販売を開始したことに始まり、のちに小西六写真工業株式会社へと発展し、一九八七年にコニカ株式会社と改称した。一九〇三年、国産初の印画紙を発売、一九四〇年には国産初のカラーフィルムであるさくら天然色フィルム（後のサクラカラーバーサル）を発売した。このカラーフィルムを使った戦後国産初の「総天然色映画」が高峰秀子主演木下圭介監督「カルメン故郷に帰る」である。フィルムだけでなく、コニカ名称のカメラも製造した。一九八七年に社名を「コニカ」に変更したが、二〇〇三年カメラメーカーのミノルタと合併し、コニカミノルタと社名を変更した。

“最初の一週間の勝負”

この年の夏はみるみる過ぎて行つた。はたで見ているものにとつては、興味津津しんしんたるテスト・ケースの処女電波発射であったが、当のCBC（中部日本放送）、NJB（新日本放送）両局の最高幹部にとつては、開局日の決定は死活の問題である。

「民間放送の運命は、最初の一週間の勝負で決まる」……当時の民放当事者は共通してこう感じていた。

「開業最初の一週間の放送で、もしも、民間放送はなっていないじゃないか、というきびしい批判を受けたとすれば、事業として再び立ち上る機会を掴むことは不可能になるかも知れない。とにかく最初の一週間のうちに聴取者の心をキャッチし、NHKに固定していた受信機のスイッチを民放に切換えさせなければいけない。」(三〇年〔一九五〇年〕刊「NJB〔新日本放送〕の四年」)

これはNJB(新日本放送)常務高橋信三氏の言葉であった。

二十六年の伝統と六千人のスタッフを擁し、応戦の態勢もすでに十分に固めているNHKの牙城に、だれが一番槍をつけるか。この勝負の結果には、続く民放各社全体の成否がかかっているだけに、単に先陣を争う功名心だけでは到底片づかない準備と決断が必要だった。もう数カ月待つて東京と歩調を合わせるべきだという慎重論は当然強かった。電通の吉田秀雄氏もやってきて、強くそれを勧めている。しかもスタッフの間でも放送の経験豊富な人ほどこの開局は無謀と映った。CBC(中部日本放送)の技術部次長として数カ月間、文字通り自宅に帰らず、頑張っていた永村正三氏など、小島氏に向つて頬をふるわせながら「絶対ダメです。このスタジオ、録音機、スタッフの数では一日四時間の定時放送がギリギリだ」と真底から進言した。NJB(新日本放送)の和田精氏も「無謀というほかいよいよがなかった」とのちに語っている。

CBC(中部日本放送)は朝6時30分から夜10時30分まで、途中に午前11時30分、午後11時55分の「休み」をさして正味十四時間三十五分、NJB(新日本放送)は、朝6時から夜11時まで休みなし全十七時間の定時放送を、最初から断行する計画である。当時、電波監理委員会が「放送局開設の根本的基準」を定めたときも、一日の定時放送八時間以上であれば、「全時間放送局」の資格を認めていた。NHKの設備、人員を基準にしたら、「一日四時間が精々」といわれたこれらの局にとって、一挙に十五時間、十七時間の番組を、それぞれ自社単独に編成するのは、

常識から見れば、まさに「無謀」にちがいはなかったといえよう。

CBC（中部日本放送）・NJB（新日本放送）の幹部の間では、お互い作った番組を融通し合う約束はできていたが、両者とも前夜までこの火の車ぶり、交換する余裕が実際にはなかった。

しかしこの間にも仕事はふえる一方、人件費も制作費もうなぎ上りだった。経営者としてこれ以上無収入で創業費の支出だけ続けて行くのは不可能でもある。またそれ以上に緊張し切ったスタッフ一同の心労の連続は、開局がいたずらに長引くばかりでは、張りつめ、プツツリと気力が切れるおそれが、誇張でなくアリアリと感じられた。

「とにかく秋に開局しよう。秋なら九月、九月なら一日にしよう」——両局幹部は、こう決断し、お互いに打合せをすませた。

NJB（新日本放送）は七月八日、テスト電波を発射、八月十五日から日に四回、毎日新聞ニュースとレコードのサービス放送を始めた。CBC（中部日本放送）は八月十五日テスト電波を発した。

送信所の建設、機能のテストなども不眠不休で続けられたが、CBC（中部日本放送）のアンテナ効率テストに立合った東海電監局の小谷係官以下一行は、深夜アンテナの下の田圃のワラ束で仮眠をとるといった熱心な協力ぶりを示してくれたほど意欲にあふれた創業前夜の空気であった。

第十二章 処女電波発射さる——二十六年（一九五一年）九月一日——

むしろ悲壮なスタジオ内

開局を明日にひかえた八月三十一日の夜更け、名古屋・新栄町通りのCBCスタジオと、大阪駅前・阪急ビル屋

上のNJB（新日本放送）スタジオの中は、劇的な興奮とはほど遠い、むしろデスクペレートな悲壮さが漂っていた。「民間放送第一声」を華々しく紙面に飾った明日の朝刊は、もうトラックに積まれて、夜の街へ出てしまった頃だった。だが八月三十一日深夜、CBC（中部日本放送）では、まだあす九月一日のスタジオ廻しの段取りがつかず、通しテストさえできなかった。仕上げられた番組テープはのべにして三分分にも足りなかった。スタジオは火の車で、ニュース担当の加藤釘一、鈴木勇喜雄氏以下デスクに坐ったものも、放送原稿のリライトで坐ったきり、顔を上げる暇もなかった。



最初の民放スタジオ……大阪・阪急ビル屋上のNJB（新日本放送）社屋、通称「鳩小屋」

しかも前記のように、明治製菓「鞍馬天狗」をはじめ、スポンサーが秘策を練ったパッケージ・プロは、企画が他社へ漏れるおそれから局の手に渡ったのは二、三日前になってだった。スポットや番組提供交渉も寸前まで確定しなかった。そのためCMのワクが決まらず、できている番組の方をその分だけ伸ばしたり、縮めたりしなければならぬ……。

NJB（新日本放送）でも小谷放送部長のデスクの上に置かれてある大きな方眼紙のタイムテーブルは、まだ点々と穴が明いているままであった。小谷氏は、それをにらみ、技術、アナ、CM、ステーションブレイク……と、手配が確定したものを一つ一つそれぞれの色鉛筆で塗りつぶしていった。時計が零時を廻っても、まだ点々と白が残っている。真夏の夜、熱気のこもった急造のスタジオで、スタッフ一同は、アンダーシャツとステテコ一枚になり各自の持ち分に全精力を注ぎ走り回っていた

が、六、七日の連続徹夜組はザラで、廊下の臨時医務室にビタミン注射を待つ蒼白い顔がズラリと並んでいる有様。「これで、いったいあすから毎日の放送が続けられるのか」小谷放送部長は、暗澹とした心持で、フト名古屋で、自分と同じ立場を味わっているにちがいないCBC（中部日本放送）の鈴木放送部長に話しかけたくなって、長距離電話をいれた（もちろん専用線などまだない）。

「鈴木さん、やりますか」「いやもうゴチャゴチャで……どうします」

「なるようにしかかなりやらんですからな、とにかくお互いにやりましょうや」

「お元気で」「そちらもお大事に……」

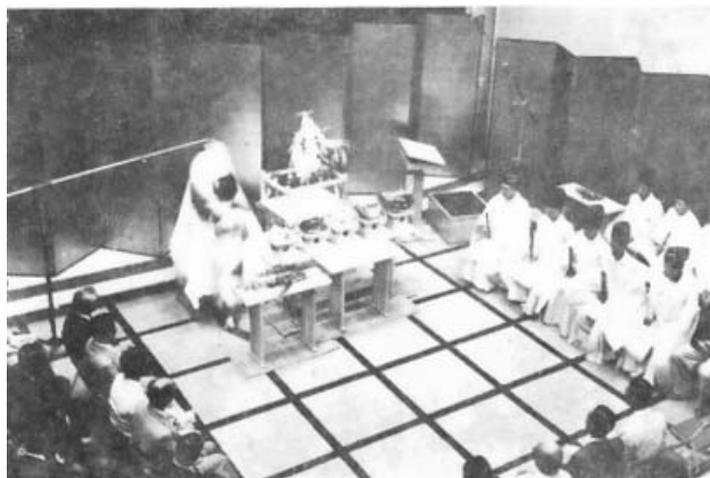
なにげない、それだけの通話で、受話器をおきながら、「全機突入」という言葉がフト頭をかすめたという。この電話を受けた名古屋での、鈴木氏は「その場では無我夢中だった。何カ月か経って、小谷君が訪ねて来たとき、ハツと、はじめてあの晩の電話がよみがえってきた」と語っている。

印象的なコールサイン

騒然としたスタジオの中で、だれも気づかないうちに翌朝が来ていた。午前四時、処女コールサインを承ったCBC（中部日本放送）宇井昇アナが頬をこわばらせてくりかえし練習をはじめた。五時半、機械に火が入った。

昭和二十六年（一九五一年）九月一日。日本民間放送の開業第一声は、朝六時半まず中部日本放送の鳴海・伝治山アンテナから発射された。

「JOAR、こちらは中部日本放送、一〇九〇キロサイクルでお送りします。みなさんお早ようございます。こちらはCBC中部日本放送でございます……」



二六年九月一日、CBC第一スタジオのマイク除幕式……新しさと旧さの不思議な混淆だった

この中部日本新聞清水特派員と中部日本新聞本社と良編集局長を結ぶ国際電話として電波に乗った。

十時三十分、午前の休止時間まで漕ぎつけホッと一息ついたとき、はじめて開局したという現実感がよみがえった、と鈴木放送部長は語っている。

十一時の開業式典中継から記念番組らしい華かさがあふれだす。第一スタジオ正面にマイクを飾り、熱田神宮宮

前夜までの暗澹たる焦燥感と、スタジオ内の火の車ぶりをよそに、電波は淡々と定時番組「朝の調べ（レコード）」「服飾講座」と続く。市内のささやかな毛織物卸小売店五金の提供のこの服飾講座が日本のスポンサード・プロNO・1となった。第一日だけは、特別にアポリネールの詩「ミラボー橋」を稲陰千代子アナが朗読し、間奏曲「聖母の宝石」をバックに流すという、CMなし、提供名だけのしゃれた番組だった。七時にはじめて服部時計店寄贈のテープ自動送出時報装置がテーマミュージックに続いて「ピンカラ、ポンカラ、ピーーツ」と民放特有の時報音を入れた。それは、永くNHKの「ポツ・ポツ・ビーン」になじんでいた聴取者に「民間放送の音」を印象つけた。

原稿の束をにぎった永田秋三アナが最初の「ニュース」を読みはじめる頃、副調整室は小島常務以下社員が集ってガラスごしに固唾をのんで見つめていた。

この日は、ちようど対日講和会議に向う吉田首相以下の全権が前夜、羽田を立ってハワイへ飛んでいた。ラジオのルネッサンスにふさわしい敗戦日本再生のエポックでもあった。このトップニュースは八時二十分からサンフランシス

司の修祓・降神の儀のあと佐藤CBC（中部日本放送）専務令嬢黎子さんがマイクを除幕する、という新しいメディアの感覚がもられた式典の経過はそのままオンエアされた。



各スポンサーの商品をバックに……第一夜、名宝劇場を満員にした開局記念番組「謳うCBC」の公開録音

佐々部晚穂社長はその日「民間放送の実現によって、ラジオの四つの自由——ラジオを聴く自由、聴かない自由、放送をする自由、そして聴取料からの自由——が完成された」と挨拶した。

すでに前々日、開業式を挙行していた新日本放送は、CBC（中部日本放送）より六時間半おくれて、正午に本電波を発射した。正確には十二時三十秒前、坂本アナの柔かな女声が「J O O R、新日本放送であります。周波数二二一〇キロサイクルでお送りしております」とコールサインを入れた。

続いて服部・精工舎の時報音。吉村チーフアナが「一九五一年九月一日、今日はいよいよN J B、新日本放送が本格放送を開始する日であります。その第一声として山田耕筰氏作曲のN J B（新日本放送）行進曲を……」と語り始める。ついで毎日新聞ニュース。続いて、ディスクに切られたスモカ歯磨の六十秒スポットが、京都伸夫氏案のドラマ型式で入った。コマーシャル。スポット第一号であった。

電波文化に新たな幕を開ける、この処女コールサインを、両局の社員は、それぞれ持場でいい尽せない感慨で胸をしめつけられるように聴いたはずだ。だが、それもほんとうに一瞬だった。

手を休めるひまもなく次の仕事に走り回らねばならなかった。

NJB(新日本放送)の小谷放送部長が例の第一日のタイムテーブルを色鉛筆で塗りつぶし終ったのは午前四時。氏は、そのまま机につつ伏して眠り込んでいた。正午が近づき、眠り続ける部長のふり乱れた髪をみて、部員は起そうかどうかと迷った。モニターから第一声が流れだした。と、むつくり起き上った小谷氏「おう、出たな、出てるな」それだけつぶやいてまた眠りこけてしまった。その夜、NJB(新日本放送)の幹部室で「和田さん、あんた無茶だと怒ったけど、出たじゃないか」と小谷氏がいうと、和田精氏は「まだまだ。かえって明日、明後日が事故が起り易い。あと三日、みんなの気力が持ちこたえたら本当に乾杯しよう」といったそうだ。

二日、三日……両局の電波は絶え間なく流れた。当時JOBK(NHK大阪中央放送局)の島浦放送部長(現NHK編成局長)は、NHKの中でも民放を暖かい眼で見守っていた人の一人だったが、数日後、高橋信三氏に「僕の放送生活を通じて、九月一日ぐらい、ラジオにしがみついて聴いた日はなかった。しかし今にも放送が途切れやしないかと思って、人ごとながらハラハラしてる」と電話をかけてきた。

事実、虎の子のテープ録音機を、オンエア中、再生に使うと、その間、プロデューサーは、テープの時間合わせさえできない。放送終了後真夜中に録音機の前は列をなして順序の奪い合い。学校を出たばかりで担当一日一本の女の子でも連日、徹夜か深夜帰宅の連続だった。

CBC(中部日本放送)の永田チーフアナが名古屋取引所の中継席で市況放送中、急に前にのめり、プロデューサーに後から支えられながら前場を続け、後場へのコールサインを読み終って失神してしまった。録音車で医者にかつぎ込むと「極度の疲労で、どこも悪い所はない」とのこと、ひと晩こんこんと眠り明朝また前場に立ったという話もある。

この期間は高橋信三氏自身、のちに「まさに綱渡り同様の冒険で、冷汗が流れるばかり……」（前掲「NJB（新日本放送）の四年」と書き残している。

当時、CBC（中部日本放送）を、ある他局の幹部が訪ねたところ、常務の小島源作氏は、ゲツソリ頬がこけ眼が落ちくぼんでいる上に、片足が脹れ上りホータイを雪靴をはいたように巻きつけ、草履そうりを歩いて現われた。階段を駆け上る途中でつまづいたためだが、それでも足を引きずって現場を指図している姿に「孤立無援のうちに民放を創り上げた幹部の陣頭指揮ぶりが、どんなにすさまじく、また痛々しいものだったか、それを感じないではおれなかった」とその人は語っている。

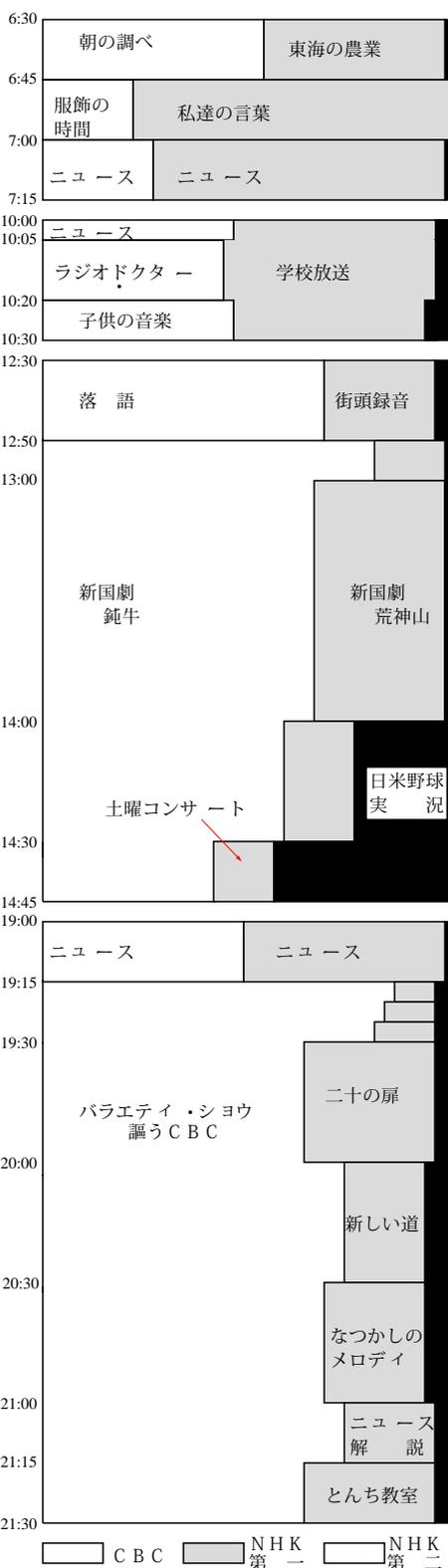
「一年も持つまい」?

いきづまるような、この「勝敗をかけた一週間」が過ぎた。

NHKでは、当時、JOAK（NHK東京放送局）内に非公式の「商業放送対策本部」を設け、CBC（中部日本放送）・NJB（新日本放送）のおもだった放送を全部テープで取り寄せ、綿密に検討した。その最初の結論が、「CBC（中部日本放送）は半年もつまい。NJB（新日本放送）は一年は持つかも知れない。だが、どっちも赤兎あかこにしては歯が強い」ということだったと伝えられた（鈴木放送部長談）。

永い間、ラジオとは「聞こえて来るもの」でダンスの上などに置きつ放しだった。この日、どれだけの家庭のダイアルが新しい周波数を探って廻されたか?……開局第一日の聴取状態を調べたデータとしては、その日、電通名古屋支社が学生数十人を使って朝6時30分～7時15分、10時～同30分、昼0時30分～2時45分、夜7時～9時30分の四区分について、電話でセット・イン・ユーズを調べ、CBC（中部日本放送）、NHK第一、第二の三者の比をパー

センタージにした(どれも聴いていないセットをふくむ、いわゆる聴取率ではない) 前掲の結果だけが残っている。



開局第一日(一九五六・九・一)名古屋の聴取比率調査

図のように、朝はまだ劣勢。午後から夜にかけてジリジリと尻上りにNHKを食い、ゴールデンアワーの記念バラエティ「謳うCBC(中部日本放送)」では平均82%をしめた。たまたま午後、同じ御園座みそのざの新国劇が中継と録音で重なったが、CBC(中部日本放送)の「鈍牛」が76%を制しNHKが出した新国劇の十八番「血煙り荒神山」をしのいだ。NHK第二は「日米親善野球実況」を除けば消滅に近かった。この調査では、その日一度はCBC(中部日本放送)を聴いたもの75・6%、全然聴かないもの24・4%であった。

初日には「ものめずらしさ」ということもあろう。だが第二回、九月二十一日の調査でも、CBC(中部日本放送)を毎日聴く64・3%、時々聴く21・9%、ほとんど聴かぬ12・4%、ラジオ故障1・4%という好成果が示された。

この数字はまだサンプルも少なく、調査技術も未熟だったが、開局後ステーションがまず実感として、聴取者の反響を受けとったのは、おびただしい役書やクイズ等への回答、それとスポットCMの目覚ましい効果だった。「耳で大きくクロスワード・パズル」への回答が一回六万通になったことがある。「ティー・ルーム」への電話回答も一時に殺到して交換機がこわれたり、CBC(中部日本放送)と同じ回線系統の松坂屋や中部電力で全然電話が使えないという苦情が来たりした。スポットでは「トクホン」のある地域の売行うれゆきが一躍四十倍になったとか、四日市の「びつくりぜんざい本舗」という小さな菓子屋が熱海で「湯の花饅頭」というのを売り出したところ、さっぱり売れず、試みにスポットを出したら一ぺんに名物になったという話、また松阪の「井村屋ようかん」が同じく全国に支店を広げるほどの大成功を収めた話……等々がある。

そのためCBC(中部日本放送)に朝、昼、晩の三回あった「御案内の時間」は、まず地元の商店の間に評判が高くなった。

NJB(新日本放送)の場合、毎日新聞系以外の各新聞が、はじめのうち、番組を載せない(朝日放送開局まで。名古屋では各紙とも掲載)という不利があったが、聴取度は尻上りに上昇した。九月末のゴールデンタイム番組につき、NHKの裏番組(カッコ内)と比較してみた所、コロムビアアワー(二十の扉)、新劇(陽気な喫茶店)^①、バイゲーム(放送演芸会)、ラジオドラマ(今週の明星)^②などは、相手が看板番組のため弱かったが、堀内敬三アワー(ふるさとの町)、ウツカリテスト(労働の時間)、お笑い横丁(街録)^③、三越名人会(時の動き)などは優勢を示した。ニュースの評判はとくに高かった。

こうして秘策をめぐらす中でも、両局とも期せずして、これだけは正面切ってNHKを抑える本命と考えていたものは、ニュースと株式市況生中継だった。CBC(中部日本放送)の場合中日ドラゴンズの野球中継がそれに加わっ

ていた。

「新聞社の面子にかけても」とニュースは、開局から「毎時間の頭に」の原則でCBC（中部日本放送）一日十五回、NJB（新日本放送）は実に十七回出している、NHKは当時、七、九、正午、三、五、九時の六回だけだった。CBC（中部日本放送）の例では定時ニュースのほか午前に「町から村から」「記者手帳」「社会時評」「経済市況」、午後は「私たちの科学」「声のポスト」「農業市況」「ニュース解説」といった定時社会報道プロが目白おしに並んでいた。一分間三百六十字をこなすアナウンス・スピードにはニュースデスクのリライトが追いつかず、デスクは出社すると坐りづめ書きづめであった。FMカーも早くから用意し、ゴールデン・アワーでも随時ニュースを入れる方針だった。名古屋、大阪各取引所への中継線は、一番先に敷き、前場後場とも生で入れた。土地柄もあつて初日から好評だった。NHK（JOCK）では東京証券取引所の立値たちねから先に順にアナウンスして行くため、その時間だけ早かった。

この計画の発表と同時に、JOCK（NHK名古屋放送局）では放送記者を増員した。NHKの記者は地元官庁などの「玄関種」をその場で読み言葉にして、電話送稿する。しかし新聞記者は、ひと廻りして締切間際まで机に挟んでおくという習慣が、仲々抜けず、その面では、新聞社にたよった民放はよく苦杯を喫したが、全国ニュースと直接取材ものでは、慣れるにつれば民放の勝ちとなるが多かった。

CBC（中部日本放送）鈴木放送部長はこういつている。

「六千人のNHKに対し百人余り、NJB（新日本放送）と手を組んでも三百人足らずの民放チームだ。全体と全体でぶつつかつたらかないっこない。だが双方番組に強弱がある。五つずつ例にとつてNHKが十、八、六、四、二の力、民放のそれが九、七、五、三、一としたら、まともに当たったら全滅する。ぼくらの作戦は一言でいえ

ば、向うの十の力の時間にはこちらの一の力のものをぶつける。そして九で八をたたき、七で六をたたき……という考えだった。一對十の例は、ルーテルアワー。これは先方が特定の信者相手だから日曜なら何時でもいい、ということだったので、了解を得て零時十五分の、NHKのど自慢にぶつけた。最初の聴取率調査では、NHNが70%、こちらは4%だった」

註

- (1) 陽気な喫茶店 一九四九年四月五日から一九五四年十一月二日まで続いたバラエティ番組。松井翠声の司会で歌やコント、ゲストとのトークなど盛りだくさんの番組。番組中で内海突破が使った「ギョギョツ」が流行語になった。
- (2) 今週の明星 一九五〇年一月八日から一九六四年四月二日まで続いた、公開生放送音楽番組。「今宵輝く明星は……」という開始アナウンスではじまり、当時有名だった藤山一郎など毎回三人が出演した。
- (3) 街録 街頭録音の略。街中で録音機を片手に市井の声を聞く番組。時勢を反映したテーマが取り上げられた。

だれも想像しなかった初年度からの黒字

それでも、なおNHKをして「一年あるいは半年のいのち」という第一印象を抱かせた理由は、なんといつても速成の悲しさ「アナウンスの拙^{つた}なさ」「読みちがい」「録音の質の悪さ」「番組の間、つなぎのギコチなさ」「番組の変更」等々にあったようだ。

開局の当日から、投書が両局にたくさん集ったが、ミスについては、自殺ほうスケ(幫助)“三戸マルヤキ(全焼)三戸ハンヤキ(半焼)“グイロベツのチン足袋(色別珍足袋)“グブオ(信夫)山”など続出、「お前がアナウンサーで通るならおれだって立派なアナだ」「死んでしまえ」という手きびしい投書もあった。雑音、他人の声、テープ切りかえの音なども大分入った。

電圧が下ったり、60サイクルの交流が、53、52ぐらいに下るのはしばしばという電力事情の悪い時代で、そのために東京で録音した二十九分三十秒のテープを名古屋で再生すると三十一分かかることさえあった。「本番行きます」からオンエアしたり「途中でございますが……」とチョン切るのはザラで、民放は「お詫び放送局」の異名がついてしまった。

だが投書の大半は「それでも、民放には親しみがあるから、当分大目にみてやる」という前おきだった。番組については「野球中継の中沢不二雄氏の解説はよかった」「鞍馬天狗」で役者がこもごも自分で配役紹介するのは面白い」「文楽座中継の途中で場内の雰囲気(ノイズ)を入れたのはうまい」など、民放が思いついた新機軸は、早くから好評を博した。

「これら聴取者の反響の中で一番考えさせられたのは、CMを嫌悪する声意外に少なかったことだ。くどすぎるといふ声はあっても、CMそのものは是認していた。むしろ暮らしの方便としてCMを丹念に聴きあさるものも多かったようだ。この点、日本人特有の宣伝への潔癖性を大いに気に病んだ開局まえの神経質な論議が肩すかしされたような気持だった」(CBC〔中部日本放送〕鈴木放送部長談) という点は注目されよう。

はじめ両局とも、全放送時間の四割ないし三割、約六時間以上はセールスしない、という建前だった。またそれ以上売れようとは予想もしなかった。

CBC(中部日本放送)では、月六百万の水揚げで収支償うという目算だったが、九月の収入は六百二十六万円、しかし支出が大幅に超過して九、十月は赤字。三カ月目の十一月に、収入が一千万円をこえて、早くも黒字となった。NJB(新日本放送)でも、九月は一日平均三時間しか売れなかったが、四カ月後、十二月には五時間に伸び、翌

年一月、六時間の予定線を突破した。

一般の世評はもちろん、当事者自身、予期していなかった成功であった。「三年間は赤字覚悟」という民放創業者の合言葉を思えば、まさに「夢を見ているような」幸運な滑り出しであった。

第十三章 第二、第三陣は朝日放送とラジオ九州

朝日放送開局で大阪は三つどもえ

民放の第二陣は、大阪の朝日放送（ABC）で十一月十一日。次いで福岡のラジオ九州（RKB、現在RKB毎日放送）が十二月一日開局した。

朝日放送の平井常次郎専務に続いて、原清放送部長が朝日新聞の西部本社編集局次長からABC（朝日放送）入りし、吉田三七雄、前田栄三、大谷茂樹氏と五人ではじめて番組制作のため会議を開いたのが五月二十八日。この時、若いこと、社会部出身、局次長クラスという三条件が朝日新聞幹部のラジオ編成責任者人選方針であったといわれ、局次長中もつとも若く、たまたまNHKにもよく出演していた原氏に白羽の矢が立った。

それから三カ月、八月半ばにCBC（中部日本放送）、NJB（新日本放送）の番組原案が発表されたとき、原氏は一読して「新聞社による商業放送」としての彼我のアイデアが、ふたを明けてみると大差なかったことに、一種の安堵と、一刻先を越された落胆とを感じたという。

九月十一日発表されたABC（朝日放送）の番組で、他の二局とやや目立った相違は、①十七回のニュースを、うち二回を除いて毎時50分、つまり「よそより十分前」に置いたこと、②土屋清氏ら朝日新聞の東西論説委員が各曜

日別に分担した「固定メンバーのニュース解説」を設け、中継線が出来るまでテープを空輸するほど重視したこと、③NJB（新日本放送）と対照的にクイズを減らし「のど自慢もの」もコンテスト性を薄め「歌の玉手箱」だけとしたこと、などであった。ニュースが50分台のためそのキツカケに苦心して、時報の代りに故大沢寿人氏作曲の「ABCテーマミュージック」を用意した。

初回到「牡丹燈籠」を選んだら、オンエア間際になってスポンサーのある足袋会社から「足のない芝居は困る」と外題変更になったというエピソード付きの番組「歌舞伎ダイジェスト」やその他^{かみがた}上方演芸などの紹介なども、特色を出していた。

以上の特徴は、原氏によれば「十分前主義^{じゅうぶんぜんしぎ}」はラジオの速報機能の徹底。その他は朝日新聞の社風をABC（朝日放送）にひっかけた社のスローガン「Accuracy information, Beautiful expression, Cheerful program（正しい報道、美しい表現、楽しい番組）」の線に沿ったものだが、もう一つ私としては、大阪は単なるローカルでなく、^{かみがた}上方文化はある意味で中央文化だという主旨と「朝日のラジオ」としての全国的意味とを活かしたいと思った。エリアは関西だけでもあくまで「地方版でなく本紙」として……という主旨に基づいたものだが、同時に、NJB（新日本放送）、CBC（中部日本放送）だけの間は、多分に不確定的、過渡的な要素の濃かった最初の民放ラジオ編成が次第に秩序づけられていく一つの過程でもあったといえよう。

アナウンサーも、はじめ全員NHK出を避けて新人を採り「しゃべる機械でなく、ジャーナリストとしての情感を持って」といって、アナ一人でも取材に出ていくシステムを取ったことや、また前の二局の録音事情を見て九月中にすぐ東京支社スタジオを作ることを決め、大急ぎで、開局直後十一月二十日には他社に先んじて完成したことなども、一つの卓見だった。

だが開局前の素人放送局のてんやわんやはここでも同様で、いよいよ本放送前夜の十日夜半、録音テープのとりだめは、たった十時間分という背水の陣、当分は度々レコードで穴を埋めねばならなかった。

だがNJB（新日本放送）というテストケースが済んでいたため、営業面は順調に滑り出し、すでに開局前に、一日平均三時間がセールスされ、スポットも二十本の予定のうち十六本が契約済みだった。

早くも大阪では年内に民放間にも競争体制が生れ、三つどもえのラジオ合戦がしきりとなった。NJB（新日本放送）の売りものプロで、あの携帯用録音機に「デンスケ」の名を与えた「ラジオ漫画・でん助」に対抗して、ABC（朝日放送）は同じ大丸の提供で「サザエさん」を出し、「鞍馬天狗」などは別々の脚色とタレントでJOBK（NHK大阪放送局）、NJB（新日本放送）、ABC（朝日放送）三局（CBC〔中部日本放送〕もネット）で競演となった。徳川夢声は、右の四局に月四十四回出演というレコードを持っている。

小数精鋭主義のラジオ九州

毎日新聞系民放計画の三大拠点として、戦後早くスタートしたラジオ九州の創業も、地方とあって、まず会社設立資金の調達に、金子秀三専務は、東京、大阪などよりも数倍する苦心をなめた。

手始めの富士銀行からは「電波は抵当にならない」と剣もホロロに断られたこともあるといわれる。その時、発起人のメンバーを信用して十年間眼をつぶる」と創立費三百万円を単名手形で融資してくれた福岡銀行小池副頭取が救いの神だった。小池氏のおっせんで、三井、三和と三行の協調融資が成り、次に株の募集にかかった。

まず金子氏は、のち「もくせい号事故」^①で故人となった八幡製鉄三鬼社長を訪ね、「製鉄は宣伝して売る商売ではないかも知れません。しかし八幡は九州で育って日本一の会社となった。この地元の良い音楽や芝居でお返しを

する主旨で筆頭株主になってほしい」と説いた。快諾して五百万円出資した三鬼氏がRKB（ラジオ九州）の第二の恩人であった。同じ地元大会社でも三井鉱山はよい顔をしなかった。三菱化成、旭硝子、西部ガス、九州配電など産業資本中心に五千万の資本金を揃えるまで、金子氏は独りで奔走しなければならなかった。

こうして資金面で人一倍悩まされたRKB（ラジオ九州）としては一刻も早く開局せねば金利もかさむ。それで九州配電ビル屋上の間借り社屋のクリスマスの完成予定をも待たず、大川村送信所に一室を足して、十月七日試験放送を開始、十一月十一日にABC（朝日放送）が開局すると、十五日には試験電波を本電波に近いまでに充実するという急ピッチぶりで、十二月一日、第四番目の開局に漕ぎつけた。

全社員わずか七十余人、他の十キロ局の三分の一という小数精鋭主義をとったため、九電ビルの演奏所は全部のスタジオを一つの主調・副調で処理するワンマン・コントロール式に設計し、アナウンサーは自分でアドリブもしゃべりディスクも回せ、というアメリカ型経営を大胆に採り入れたのが、この出発の大きな特長だった。大家おおやが九電なら停電や電圧降下の心配がないだろうと、よそからは羨ましがられた。

だがクリスマスに、そこへ移るまでは、例の服部の時報装置も据えられない。大川村の期間は、チャイムを吊り、脇にラジオを置き、NHKの時報が「ポツ・ポツ・ビーン」と鳴るが早いのか、アナウンサーがいそいでチャイムをカーンとたたいた。ある日は、アナウンサーの手もとが狂って机をたたいてしまったから、その日の時報は「コツン」と流れたはずである。

休みもとれず、夜昼もなかったアナが、ある早朝「坊ちゃん、学校の支度はできましたか」といったらとたんに「今日は日曜だぞ」と電話がかかったこともある。

開局以来、地元スポンサーの開拓がむずかしく、しばらく、昼間は全部サスで、売ったのは夜だけという苦境が

あつたが、それでも十二月一日から大晦日まで、第一月の収入六百二十万にたいし、経営支出五百六十万で、六十万の黒字を出したのは、まさに金子氏の能率的経営が幸いした適例であつた。

民間放送はこうしてあわただしいスリルのうちに、次々とスタートした。だが、もちろん番組面、営業面すべてまだ形が整つたわけではない。しかもまだ肝心の東京の開局が残されていた。

註

(1) **もくせい号事故** 一九五二年四月九日、羽田を出発した日本航空福岡行の便が伊豆大島に墜落した事故。この飛行機には、活弁士・漫談家の大辻司郎や八幡製鐵社長の三鬼隆などの著名人も搭乗していた。推理作家松本清張は、「風の息」の中でこの「もくせい号」墜落の原因をアメリカ軍機が、訓練目標と誤り撃墜したと主張している。

(2) **サス sustaining program** の略。「テレビ・ラジオの」自主番組。スポンサーの付かない番組。サスプロともいう。

第十四章 ラジオ東京開局す

50キロ化に踏み切つた足立社長

民間放送誕生の年、昭和二十六年（一九五一年）をしめくくるものとして、クリスマスの夜、ラジオ東京（JOKR）と京都放送（KHK）が開局した、民放キイ局たるJOKR（ラジオ東京）の開局に至る経過は、その後の民放に与えた影響も大きく、やや立ち入って触れる必要がある。

資本金は民放中最高の一億五千万円、本命とみられたラジオ東京の開局が、名古屋、大阪、福岡よりおくれたのは、四社統合の処理のむずかしさと、足立正社長が打ち出した五十キロ大電力化構想のためであった。

統合寸前まで、はげしく免許を争い合った、いわばカタキ同士（同士の）の四社の対等合併である。これが曲りなりにも実現したのは、二十人委員会を作って強く統合を勧告した財界の力であったことは前にもふれたが、この二十人委員会（正式には民間放送出願発起人有志連絡会）のメンバーは、「朝日放送」から奥村綱雄（野村証券）、小坂徳三郎（信越化学）、水野成夫（国策パルプ）、田中徳次郎（東京海上）、村上義一（近鉄）、毎日新聞系「ラジオ日本」から小池厚之助（山一証券）、小林中（富国生命）、高橋竜太郎（東商会頭）、永田雅一（大映）、山本為三郎（朝日麦酒）、「読売放送」から大谷竹次郎（松竹）、黒川涉三（映配）、清水康雄（清水建設）、中島慶次（王子製紙）、野間省一（講談社）、電通系「東京放送」から石坂泰三（東芝）、岩瀬英一郎（三越）、小林富佐雄（東宝）、佐藤喜一郎（帝銀）、浜忠次郎（千代田生命）という名だたる顔ぶれであった。

ここで決められた統合という大前提のもとに、具体的処理はの中から各社一人ずつの形で、朝日新聞・田中、ラジオ日本・山本、読売新聞・野間、東京新聞・岩瀬の四氏に統合推進の主役原安三郎氏（原安三郎）が加わった五人委員会が当り、さらにその下に四者の事務長格だった田中香苗（ラジオ日本）杉山勝美（朝日新聞）岡野敏成（読売新聞）大川幸之助（東京新聞）の四氏が、それぞれ予定していた器材、土地、スタッフや使った創業費をどう新社が引継ぐか協議したが、相反する利害の調整に悩み、これも五人委員会の財界人が決裁する場面が多かった。

五人委員会のもう一つの任務は、新社の社長の推薦である。最初、のちの日銀総裁新木栄吉氏に交渉したことがあったが固辞され、藤原銀次郎氏（藤原銀次郎）の口ききもあって元王子製紙社長、当時パーシ解除直後で奥村電機会長だけをしっていた足立正氏の出馬となった。この時、足立氏が就任の条件としたのは「専務の人選は自分（ま）に委せる、出力を五

十キロに変更する」の二点だったといわれる。

足立氏が専務に選んだのは、かつて毎日新聞の営業局長・専務（大阪）として王子製紙の藤原、足立両氏とも交渉があり、戦後間もなく退陣して大阪で自適していた鹿倉吉次氏。同氏はもちろん放送事業の経験はないが、複雑な新聞界の内情にたいして見通しと抑えのきく人物を片腕にしたいという足立氏の希望であった。

五十キロ増力問題に、新聞側は反対だった。毎日放送は十キロ送信機を発注、ほとんど完成していたし、第一、それまでの免許方針論議を通じて、民放に十キロを超える電力を認めることは技術的にも政治的にも論外の沙汰であった。ここで、いわば素人の足立氏が大局的判断から、常識を超えた大電力計画をあくまで突っ張ったことは、単にサービスエリアを広げ、他の十キロ局を三割かた上回る電波料決定を可能にただけでなく、NHK全国放送の本陣に正面から対決する、東京民放局の決意を示した英断といえよう。

以上二点の主張を貫いたときの足立氏の態度は、きわめて強固だったといわれている。

四者統合が確定し、正式に新社ラジオ東京の発起人総会が開かれたのは、二十六年（一九五一年）一月五日であったが、次いで一月二十五日に足立氏の代表就任が決まり、五人委員会は、足立氏を含む六人委員会に発展、二月十九日の六人委員会で、五十キロワットへの申請変更が決定された。

こうして四月二十一日、予備免許決定と同時に、足立氏は「ラジオ東京は名実ともに全国的ネットワークの実現を期する」と第一声を上げ、五月十日に第一回の株主総会を開く運びとなった。

首都東京、大新聞の合同、財界人のリードこれだけの好条件があっても、資金集めの苦心は、ここでも例外ではなかった。二十人委員会の一員だった水野成夫氏（現文化放送・フジテレビ社長）でさえ、当時を回顧して「幾回も工業倶楽部で発起人会があったが、ラジオなんかやって一体成立つかどうか、私としてはてんで自信がありません

ん。……強気にも、弱気にも全然成立つまいというので、寄付のつもりで株を持ったのです。」（全日本放送広告会誌、五九年一月号）といっているが、「ラジオ東京の二百一、三十人の株主は、ほとんど、個人はなく、みな会社が奉納金のつもりで出した」（鹿倉氏談）という状態だった。登記のための払込締切日の午後、集計の手違いもあつてどうしても不足が埋められず、事務局が思案に余つて足立氏に相談すると「これでやつておいて下さい」と足立氏個人の銀行通帳を渡してくれた。それを持つて森本太真夫氏らが、雨の中を銀行にかけ込むというきわどさもあつた。

註

① 藤原銀次郎 一八六九〜一九六〇。三井財閥の中心人物の一人。「王子製紙」初代社長。その後貴族院議員となり、商工大臣、国務大臣、軍需大臣を歴任した。

複雑だった統合人事

呉越同舟の四社統合の複雑微妙さは、ラジオ東京発足の人事が機械的な同数主義を採ったことにも表われている。新聞三社は、鹿倉氏専務就任を認めたあとも、各社一名ずつの四人の常務をおくことを要求したが、足立氏は「当分赤字覚悟の会社にそんなぜいたくは許されない」と断わり、重役陣は足立、鹿倉氏のほか、技師長として勅勉電気通信次官が推した前北海道電気通信局長遠藤幸吉氏の三人だけ常勤。出資者の五人委員会のメンバー（前記の原山本、岩瀬、野間と、田中徳次郎の代りに村上義一の諸氏）と合同四社のオーナー格四人（前記の朝日新聞杉山、毎日新聞田中、電通吉田と、読売新聞はじめ清水与七郎のち岡野敏成の諸氏。また朝日新聞、毎日新聞はのちそれぞれ永井大三、原為雄両氏に代った）は、監査役になった野間氏を除き、みな平取締役に落ちついた。また、少し前から新社の創立事務局員には、毎日新聞別所重雄、朝日新聞大沢暁一、読売新聞鈴木恒治、電通金沢覚太郎の各

幹事役のほか各二名、これも同数主義で計十二名が当っていた。この幹事役の四氏が大阪支社長別所、総務局長大沢、編成局長金沢、編成総務（報道担当）鈴木と、それぞれ現業局長クラスについた。業務局長は鹿倉氏が兼務し、ラジオ日本からの鳥居博氏が局次長として実際の営業活動に当った。

新社にも合併前の四社にも、民間放送を志望する履歴書は合計二千通以上も積まれていたという。二十六年（二九五一年）夏といえば朝鮮事変ブームの反動で、世間では人員整理がしきりと行われ、その上言論界からのレッドパージもあり、株式募集の困難さとは反対に、求職者は殺到していた（大阪の朝日放送でも、二千数百通集まっていたと平井専務がいつている）。一つ一つのポストに四社から持ち込みがあつては、收拾がつかないとして、まず四社の推薦者を十人ずつ計四十人、これは無条件で新社の社員とする、あとは一切ヒモつき人事なし、という処置がとられた。

吉田秀雄氏や小谷正一氏ら、早くからの民放計画者の中には「商業放送局の機構は、NHKや新聞社のように総務、営業、編集を画然と分けるべきではなく、むしろ映画会社のように、プロダクション制を採り、何名かのチーフ・プロデューサーの下に、企画、演出から販売、採算まで一貫して責任を持つ体制をとり、それをドラマ・演芸・報道・社会教養など番組ジャンル別（あるいは曜日別、タイム別等）に備えて、管理部門を最小限にとどめるべきである」という考え方があつた。これは共鳴者が多かったが、ラジオ東京はじめ各社が、それぞれの内部事情で、新聞社式の機構を作つたため、ついに実施される機会をえられなかった。

スタジオをどこに置くかも大きな問題だった。ラジオ日本が毎日新聞新館に着工していたスタジオを使うことは、他の新聞、ことに朝日新聞が強硬に反対した。日劇四、¹五階をスタジオ兼ラジオ・シアターにしようという計画は、戦後早くからあり、この時もあったん発起人の一人であつた小林富佐雄氏の了解をえたが、ちょうど小林一

三翁の追放解除、東宝復帰と時期がかち合い、翁自ら「ミュージック・ホールに乗り出す」という一言でつぶれてしまった。「代りに帝劇ならゆずってもよい」ということだったが、構造が立派すぎて、どうしてもスタジオには向かず改装だけで一億円以上かかる見積もり。「他にやりようがないじゃないか」と足立氏が本社屋を作るまで一時的に、毎日新聞のスタジオを使うという決を下したが、これは重役会でなんと七回ももんだ末、九月末になって多数決で決めねばならなかった。

こういうわずらわしさが山積している中で、足立社長は、五月十日の初株主総会の席上、「クリスマスまでに開局する」と述べた。鹿倉氏は、足立氏ともあろう人が公式にこう言明した以上、この期限は万難を排して守ろうと考えた。それは現実には大変な強行軍だった。

ラジオ東京創立事務所は、はじめ原氏に頼み込んで、虎の門に戦災を免れた化学工業会館の地下室を借りていた。たださえ古色蒼然としたこの建物の狭い地下室とあって、炭火でガス中毒するものがあつたほどの住みにくさ、これが「JOKR（ラジオ東京）の穴居時代」といわれている。ここがどうにも手ぜまになって、電通の八階に移った秋口から、やっと番組の計画がはじめられた。

編成スタッフは、局長金沢覚太郎氏が、もと満州電信電話の放送総局副局長。昭和十二年（一九三七年）欧米の国営・商業両放送を視察した経験から日満両国語の広告放送を移行していたことは有名である。同氏のもとに、編成部長として、元満州の奉天放送局長で引揚げ後新宿のムーランルージュの企画部長や地球座経営などをしてきた武本正義氏が九月に入社した。制作部長には、ムーランルージュや東宝を経て戦後NHKに放送劇などを書いていた金貝省三氏が入った。こうして編成局は新聞の系列とは独自に人選されたことは注目される。

金沢、武本、金貝三氏を中心にスタッフ採用に着手したが、NHKに頼らない方針でもあり、軽演劇、宝塚、映画

界、出版関係など……雑多な経歴の人々が、商業ラジオという新しい創造へのセンスと適応性だけを買われて、続々入社して来た。朝、入社ときまった人間が、午後は大きな顔をして出演交渉をしているという雰囲気だった。

だが、人がそろっても、スタジオは十二月初めまで工事が終わらず、新人の訓練も出来ない。一度に集まれる部屋もない。とにかく何とか大部屋をと探したが、田町の森永製菓の前、焼け残った工場の二階だった。窓ガラスもなければ仕切りもなく、広さだけダダッ広い土間にダルマストーブを二十個も燃やしたが、もう秋も深まって寒気は防ぎようもなかった。

ここで編成八十名近くが、毎日プラン作りと図上訓練をしていたのが「穴居時代」に次ぐ「バラック時代」であった。幹部は暮れると毎日、山王下の安宿「白壁」に合宿して、編成、営業、技術の別なく、番組表づくり、セールス対策など深夜まで、いまでいうブレーン・ストーミングをやっていた。はじめ「ミス東京」が縦横に活躍するホームドラマというアイデアから、帯ドラ「チャッカリ夫人」が生まれ、さらに「ウツカリ夫人」とのコンビを考えついたりしたのが、このかんづめ会議の産物だった。

註

(1) 日劇 日本劇場の略。かつて東京都千代田区有楽町に存在した劇場。一九三三年竣工。戦時中の空襲による被災や、終戦後の占領軍による接収も免れ、半世紀近くにわたって日本興行界を代表する象徴のひとつとして存在したが、一九八一年再開発により解体され、跡地には有楽町センタービル(有楽町マリオン)が建てられた。

(2) ムーランルージュ 一九三一年に設立され、一九五一年に閉館した大衆劇場。「ムーラン・ルージュ Moulin Rouge」とは、本家のフランス・パリのモンマルトルにある「ムーラン・ルージュ」と同様に、フランス語で「赤い風車」という意味である。本家同様、建物の上に大きな赤い風車があった。

クリスマス・開局に滑り込み

こうして、十一月に始まってクリスマスの開局まで正味二カ月足らず、スタジオに入ってからは約二週間、名古屋、大阪、福岡よりも、さらに一段と慌しい開局へのダッシュであった。経費も極度に切りつめ、開局時の全社員はJ O A K (NHK東京放送局)の五分の一にみたない二百八十人だった。

現在、J O K R (ラジオ東京) 教養部長の伊藤正弘プロデューサーは帯、単発まで毎週九種類の番組を作り、現テレビ演出総務、当時制作第一課長の東郷静男氏は自身、週五本のショー番組を演出した。六十六歳の鹿倉専務さえソファーに布団をのべて一週間泊り込んだというのは、こんにちでは想像もしにくい雰囲気というほかはない。

R C Aに発注した強制空冷式50 K W送信機は、無事、戸田送信所に収ったが、後から空輸されるはずの真空管が待てども、待てども到着しない。今日はサンフランシスコに着いた……、今日はホノルルに飛んだはずだ……と情報もマチマチで信頼できない。開局予定日には、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞三紙に全二段、その他全一段の広告とグラビア折込五十万枚の大宣伝が手配されていて、延期は絶対不可能である。とうとう万一をおもんばかって、東芝に予備真空管を至急発注。それやこれやでJ O K R (ラジオ東京)は予備資材に一千万円も費やした。問題の真空管は十二月四日、ヤット羽田に着いて一同をホツとさせたが、試験電波を出すヒマも十分でない開局だった。



二十六年十二月二十四日、ラジオ東京足立正社長のスイッチイン

十二月二十四日、新橋演舞場を満員にして、昼夜二回の開局前夜祭が開かれた。その夜の部の中継が、J O K R

（ラジオ東京 第一声だった。午後七時の三社共同の特別ニュースに続き、同十五分からオンエア。スタジオ送り出しと違って、まだだれもキューを振る自信がない。二時間三十分、舞台の袖に立ち詰めで、キューを振ったのは、金貝制作部長自身だった。

第十五章 ローカル局建設の辛酸・異色な生いたちの文化放送

小電力局のトップ・京都放送

このクリスマス夜の夜、出力五百ワットの京都放送が小電力局のトップを切って開局している。ラジオ東京のエリア内受信見込世帯数二百六十万（NJB〔新日本放送〕・ABC〔朝日放送〕約百二十万、CBC〔中部日本放送〕百万）にたいし、わずか三十万世帯を相手とする苦心惨憺の開局であった。

京都では、昭和二十三年（一九四八年）暮から前市長で工学博士の和辻春樹氏を中心とした京都無線放送の計画があり、満州電電の大連無線技術局から引揚げた宮崎力氏（現NHK調査事業部長）がそのブレーンとなっていた。和辻氏が選挙違反事件に連坐して退いたあとを京都新聞の白石古京社長が引受け、青島秀徳常務（現NHK専務）が専任となり、京都商工会議所の中野種一郎会頭以下幹部を発起人として再出願した。当時NHKの京都放送局JOKは五百ワット、民放は絶対にそれより多くは許されなからせいぜい三百ワットか、という悲観論も強く、また大阪地区の統合問題とからんで、京都に割当がとれるかどうか、情報が日毎に変わる不安さがつきまといっていた。

一方、東京の仏教放送計画が、京都にも「京都宗教放送」を申請、競願となったが、これは電波監理委員会の現地審査のとき、まだ計画不備で、「資金の不足は関西一千万人の仏教信者から米一升ずつ集めます」¹ 統制の米をど

うやうや換金するんだ。ヤミか」という珍問答とともに立ち消えになってしまった。

やや見通しもついて、宮崎氏の大連時代の先輩、大崎安二氏（現NHK総務部長）が郷里から招かれ、青島、宮崎両氏と三人で上京したのが、二十五年（一九五〇年）の春。まず電通に東京放送を訪ね、満州時代旧知の金沢覚太郎氏らに知恵を借りた。青島氏も戦前の電通出身でもあり、京都放送は、ラジオ東京から大幅に番組面の援助を貰う約束で、もしJOKR（ラジオ東京）の開局がおくれれば、開局を延期する覚悟だった。営業面も電通から宮田新治郎氏（現全日本放送広告会事務局長）が入って、はじめのうち全面的に電通に依存した。

大阪の二つの十キロ民放局、大阪・京都の両NHK局などに囲まれた京都放送は、編成・営業・技術のどれをとっても、大きなハンデを埋めるための特別な努力が必要であったが、この点は翌年の神戸放送の開局にも共通する問題で改めてふれる必要があるろう。

註

(1) 統制の米 当時米の生産は需要に追い付かず、配給制をとっていた、各家に「米穀通帳」が配布され、その通帳によってしか配給米は販売されなかった。そのため不足する分を農家からひそかに仕入れて販売する「闇」のブローカーが存在し、配給米で不足な家庭は、このブローカーから買っていた。

北海道・信越両社開局の辛苦

九月一日の中部日本放送、新日本放送二社の開局から、朝日放送、ラジオ九州、そしてクリスマス前夜のラジオ東京、京都放送の開局と、この六社が開局するうちに、民放第一年が暮れた。次いで翌二十七年（一九五二年）春に開局した北海道放送（HBC・三月十日）、信濃放送（すぐ信越放送と改称、SBC・三月二十五日）、日本文化放

送（NBC・三月三十一日）の三社に簡単にふれておこう。

HBC（北海道放送）、SBC（信越放送）両社の開局には、ともに①広大で主な都市が山に隔てられた地形上、多くの中継所を必要とすること、②地元広告主が乏しく、建設費はかさみ、ひどい資金難を続けざまの小刻み増資などで切り抜けたこと、③厳寒中、突貫工事を強行して開局をいそぎにいそいだことなど、ローカル民放の先人としての惨澹たる苦悩をなめつくした点で、一種特別の熱っぽさがみなぎっていた。

阿部謙夫社長（北海道新聞社長）が室谷邦夷現主幹らと、HBC（北海道放送）設立計画に着手したのは二十五年（二九五〇年）の初め、阿部氏は、かつて国鉄時代、千手発電所の困難な建設を所長としてやりとげた人で技術にも明かると、元華北放送にいた杉山達郎氏（現HBC〔北海道放送技術長〕）と共に、設備のコストダウンに苦勞し、アンテナも鉄塔を使わず、吹雪烈しい札幌郊外元村に木柱として東洋一といわれた八十メートル木柱アンテナを作った。資金繰りのためにも開業が急がれ、札幌市内大丸屋上のスタジオ完成を待たず、一月十九日試験電波発射、三月十日に本放送を始めたが、三月末になってスタジオと、スタジオ送信所間のラインが完成するまでのひと月は、スタツフは連日連夜、原稿とレコードをリュックに背負い、元村送信所まで六キロ、そのうち車の入らぬ一キロ半は膝まで雪に埋めながら歩いて往復した。毛布二十枚を張った四畳半一間が臨時スタジオ兼事務一切の部屋で石炭のハジける音がマイクに入った。番組に穴があくと、もっぱら「テネシー・ワルツ」^①「上海帰りのリル」^②「ミスター・エコー」の三枚のレコードをくりかえしかけた。本社との電話もなく、「ミスター・エコー」をかけるのが「急用できた連絡せよ」の暗号だったという。

開局披露式のテーブルクロス代りに新聞巻取紙を使うほど金を切り詰めたが、開局までの経費は三千万円の予定が六千六百万円かかり、五月末にスポンサーから入金するまで、借金取りに苦しめられたという。

そのため阿部氏は改正された商法の授權資本制度を活用して次々と新株を発行し、二十七年（一九五二年）中に四回、二十八年（一九五三年）にも四回、その後三十一年（一九五六年）までに前後十二回にのぼる記録的な増資を行って資金ぐりに成功した。

はじめ売上げ月三百万円の予定が、三月中に一日平均一時間三十七分、六百万円に上り、半年後は三時間余りと順調にふえ、翌二十八年（一九五三年）四月決算から（東京・大阪・名古屋の例より一年おそく）黒字に転じた。

SBC（信越放送）も、勝田重太郎社長（信濃毎日新聞社副社長）個人の着想の早さと強力なリードが人目を引いた。本書の第二章——「戦前の民放史」の項に紹介した日本放送協会誕生よりさかのぼること七年前、黎明期のラジオ研究者として知られる苦米地貢氏の「衆立無線研究所」は、当時、新愛知新聞東京支局長だった勝田氏と長野の素封家宮下友雄氏の二人から五百円ずつ寄付を貰ったのが端緒であった。勝田氏の最初のヒントは新聞連絡用の独占通話を他社に極秘で設け速報戦で他を圧するねらいだったが、間もなく無線電話は他人に筒抜けだとわかって、勝田氏は失望し、一時苦米地氏とは気まずいことになったというエピソードもある。

これだけの下地のある勝田氏だったから、二十五年（一九五〇年）電波三法成立と同時に、ただちに信濃毎日新聞企画室長だった山田邦夫氏（現専務）営業局次長だった故小松寛人氏らに企画・出願を命じた。地形上、送信所をどこにおくか、免許方針ともからんで長野・松本二局案、上田案、長野一局案と三転し、二十六年（一九五一年）四月の第一次予備免許（十六社）には間に合わずに「保留」となったが、以後、はげしい追い込みで開局は民放中八番目に食い込んでいる。

二十六年（一九五一年）夏、電波監理委員会の網島氏らが視察に来たとき、長野市内吉田本城の予定地（スタジオ・

送信所の一体化に成功して注目された)はまだ田植え中。「田植する以上は収穫するんでしよう。本当に土地は買ったんですか」と突っ込まれたりしたが、十月、単独で予備免許を取ってからは、厳寒、マイナス十二、三度に下る長野で、0度以下では禁物とされるコンクリート打ちを、十二月末に三日間で強行するという超スピード建設ぶりだった。勝田氏は三日間寒暖計と首っ引きだったが、運よくその間は、暖かい日が続いてホッとしたという。

SBC(信越放送)には信濃毎日新聞との関係で朝日新聞が資本参加し、電通の吉田氏も取締役になった。番組面では、JOKR(ラジオ東京)、ABC(朝日放送)、CBC(中部日本放送)などから大量のパッケージを仰いだが、なにする編成部がスタジオに入ったのが開局一週間前。ここでも御多分にもれず全員徹夜の連続で、深堀徹雄プロデューサーなど愛児が誕生したなお七夜まで帰宅できず、みんなで「徹也」と命名したという話まであった。それだけに、三月二十五日の開局日の感激は格別だったらしく、以来、松本、岡谷、飯田各中継局開局日はすべてこの十五日にすることになっている。

開局第一月(四月)ほぼ予定どおり17・5%—二時間四十分を売り、一年後34%にまでふえたので、最初の半期決算の九月から黒字であった。

註

(1) テネシー・ワルツ 一九四六年、ピー・ウィー・キングが作曲した曲に、レッド・スチュワートが詞をつけた歌で、カントリー歌手ハンク・ウィリアムスが歌ったが、一九五〇年にパティ・ペイジがカバーして世界的なミリオンセラーとなった。日本では一九五二年、和田壽三が訳詞したものを当時十四歳の江利チエミが唄って大ヒットした。

(2) 上海帰りのリル 一九五一年、東条寿三郎作詞、渡久地政信作曲で、津村謙が歌って大流行した歌謡曲。

『教養放送局』の理想と悩み



雑然とした編成部室で聴取者と率直に語り合う
……文化放送の「放送を良くする会」

ふたたび東京にもどって、三月三十一日、東京での第二局、日本文化放送協会（NCB—JOQR）がJOKR（ラジオ東京）より三カ月おくれで開局した。一万田尚登氏らの計画との競願問題のところで記したように、カソリック聖パウロ会マルチェリーノ神父の独特なアイデアで出発したこの計画は、電波監理委員会の免許方針と磨擦を重ねている間に、宗教色や外国色を薄めてきたが、全国民放中、唯一の財団法人であり、また新聞社と無関係なことなど「性格を異にする第二局」（富安声明）として注目を集めた。

しかし、聖パウロ修道会と形式上分離して経済的基盤を失い、出力もJOKR（ラジオ東京）の五十キロに比べ、十キロという不利を負い、また反面、幹事に退いていたマルチェリーノ神父が「依然実権をもっている」として電波監理委員会からは冷遇されるなど文化放送協会は開局後も、五十キロワット増力、免許更新などの際、ことにふれて幹部人事の紛争や労働争議がおこりがちで、三十一年（一九五六年）の株式会社改組に至るまで悩みが多かった。

近代ロマネスク風地上六階建ての四谷現社屋は、当時民放随一の独立建築、機器はJOKR（ラジオ東京）と同じくRCAの優秀品だったが、創業費は結局二億三千万円の巨額となった。資本金一億四千余万円は施設・機器の現物として聖パウロ会が寄付した。これの主な財源だったシアトルの宗教慈善団体を通じて無為替輸入されるアメリカ中古衣料が、たまたま、免許前後の春から秋にかけて非常に売れ、ほとんど売り切ったところでパツタリ売れ行きが止まったというのは幸運だった。それでも、それ以後の創業費はふえる一

方で木内良胤氏ら理事は融資獲得に苦心した。開局直後は全く余裕がなくなり、倉庫に残った古着で謝礼を払った。カソリックの尼さんが事務を無料奉仕したこともあったという。

だが、ここのスローガンの「真・善・美の理想高揚と自然法の精神の実現」という表現の示すような教養主義と、「健全で家庭的な娯楽」という局のカラーは、上智大講師だった小林珍雄編成局長、同じくカトリシアンでNHK出身の山崎吾吾編成部長、音楽評論家の有坂愛彦音楽部長、劇作家の原千代海文芸部長というメンバーによって、強く打ち出された。

ゴールドデンアワーに一時間の「シンフォニー・アワー」や、清水幾太郎氏^①ら評論家による十五分帯「文化評論」が組まれたのをはじめとして、白井吉見氏^②ら担当「ラジオ文化欄」、富永惣一氏担当の「婦人美術館」、連続ドラマでは木下順二脚色「谷崎源氏」、並河亮作の史劇「アンジェラスの鐘」など、調子の高い番組が用意された。また開局早々、ミラノの「スカラ座オペラ」を録音直送させて評判をとったが、このほかベートーベンのピアノソナタや四重奏曲を作品番号順に連続放送したり、田辺尚雄氏が秘蔵レコードを自分で解説した「東洋音楽の神髄」、「宮城道雄作品集」（ナガ製菓）、「歌謡五十年史」（共進社）、近衛秀麿氏担当「花椿アワー」（資生堂）など「音楽放送局」と呼ばれるほど特色があった。

こういった文化放送の性格上、タイム・セールスはむずかしかろうと予想されていたがJQQR（文化放送）の開局はちょうど後にのべるJOKR（ラジオ東京）の四月からの番組改定期に当り、JOKR（ラジオ東京）からあふれ、またJOKR（ラジオ東京）と折り合いがつかなかったスポンサーがJQQR（文化放送）に集まったので、一日平均六時間半ときわめて順調。決算は最初から黒字だった。だがそのため、前記のハイ・ブローな番組の間に、パッケージで、調子の合わない落語や歌謡曲が割り込んだり、番組の変更が目立ったりして「看板倒れ」という批判も浴び

せられた。

編成部では、一番問題となった「三亀松アワー」^③を途中で打ち切り、レコード会社からの非難を押し切って民放で真っ先に要注意歌謡曲リスト^④（娯楽番組取扱細則）を作るなどの処置をとったが、これは、ある意味で、民間放送の理想と現実の相克が最初に表面化したケースの一つでもあった。

相次ぐ民放各社の開局のいずれにも、かげに血のにじむような苦心と、またそれゆえの人知れぬ感慨とが、こめられていた。残る各社の開局をめぐるエピソードも枚挙にいとまがないが、それは一応割愛して、ここで、ほぼ形を整えてきた日本の民放事業の創業期に共通する編成・営業両面の主要な問題を拾い上げてみよう。

註

① 清水幾太郎 一九〇七～一九八八。社会学者、評論家。戦前は「唯物論研究会」の監事をし、戦後の反米平和運動に積極的な役割をはたしたが、一九六〇年の安保闘争以後転向したといわれている。すぐれた文章家としてしられ、『論文の書き方はベストセラーとなった。

② 白井吉見 一九〇五～一九八七。長野県南安曇群に生まれる。旧制松本中学では、筑摩書房創業者・古田晁、俳優座俳優で演劇評論家・松本克平と同級であった。東京帝国大学卒業後、一時教員となったが、古田晁が創業した筑摩書房の編集者となり、雑誌『展望』の編集長を務めたほか、約百巻に上る『日本文学全集』、『現代教養全集』などを編輯した。評論家としての活躍には『近代文学論争』があり、小説家としては『安曇野』、川端康成の自殺を題材とした『事故のてんまつ』などがある。

③ 三亀松 柳屋三亀松。一九〇一～一九六八。都々逸、三味線漫談家。エロチックな小話に続いて、その小話に関連する都々逸を歌うというスタイルで一世を風靡した。

④ 要注意歌謡曲リスト いわゆる「放送禁止歌」

第四篇 草創期の民間放送

第十六章 草創期の編成と営業をめぐる諸問題

強気だったJOKR(ラジオ東京)の営業

ラジオ東京の開局により、昭和二十六年(一九五二年)―民放第一年度のうちに東京以西、大阪、名古屋、福岡の各基幹局がそろい、日本の民間商業放送がほぼ成功裡にスタートできたことが年内に明きらかとなった。それをなによりハッキリ物語ったのは、ラジオ東京のゴールデン・アワーに、開局前、三倍のスポンサーが押し寄せた事実であった。

CBC(中部日本放送)、NJB(新日本放送)の九月の第一声以来四カ月、ワン・クール(商業番組の慣例的契約期間でふつう三カ月)あまりの経過から、大半の広告主は民放が数々の不慣れ、手違い、粗雑さにもかかわらず、大局的にある程度の“人気”と“信用”を獲得したことを敏感に見抜いたのだった。ラジオ東京は、そのため開局最初から、編成方針と営業習慣の双方で、強気な立場をとることができた。

営業面では、はじめCBC(中部日本放送)、NJB(新日本放送)その他で、スポンサーが夜のゴールデン・タイム(Aタイム)にだけ集中し、B、Cタイムが全然売れないのを見ていたJOKR(ラジオ東京)営業局次長の鳥居博氏は、「番組予約申込制」という名案を考えた。数カ月前から、番組内容の確定・未定や先約の有無にかかわらず、第一希望のタイムをとりあえず広告主に申込ませ、ペンディングにしておく主旨である。そして業務速報を毎日ガリ

版で刷って、「今日は何時台は何%埋まった」と代理店に流した。それにあおられて、どのスポンサーもいそいで申込み、ゴールデン・アワーは三倍を越えた。それから、逐次番組内容についての社の意向を示し、あふれたスポンサーはBCタイムに移って貰うよう話し合った。こうしてCBC(中部日本放送)開局時のタイム・セールス一時間十五分にたいし、JOKR(ラジオ東京)は開局前に、六時間という目標を大幅に上廻る八時間五分を売り切っていたのである。

正面からNHKと対決した編成方針

このように営業的成功の見通しが事前に得られたことはラジオ東京の番組編成方針に、一つのゆとりを与えた。正味二カ月の準備という大あわての開局ながら、JOKR(ラジオ東京)は年末年始番組にも、NHKを上回る一流タレントを動員して豪華な特別プロを送ったが、定時番組でも、はじめからNHKの全国プロのどのジャンルにも、一つ一つ正面から質的に競争していく方向をとった。

いわば、『娯楽』で『教養』の裏をたたくやり方を採らないのが特色だった。

新聞三社がそれぞれラジオ報道部を新設して、一日交代で担当した「ニュース」についても、むしろNHKと同時間に出したし、『魔の時間』といわれた日曜日の0時半「素人のど自慢」には、「素人うた合戦」を苦心して作ってぶっつけたりもした。(文化放送ではニュースは朝日放送と同様毎時間五十分台に出し、のちにできるニッポン放送は三十分台主義をとっている。)

JOKR(ラジオ東京)が当時、発表した同社の「放送種目、内容」の紹介文には、その同社の番組内容として、
報道Ⅱニュース、ニュース解説、気象通報、経済市況等

社会Ⅱ講演、座談会、討論、探訪、街頭録音等

教養Ⅱ語学講座、衛生講話、科学講話、評論、婦人の時間等

教育ⅡPTAの時間、幼児の時間、学生の時間等

宗教

音楽Ⅱ邦楽、洋楽、歌劇等

演芸娯楽Ⅱラジオドラマ、舞台中継、物語、講談、落語、浪曲等

スポーツⅡスポーツ実況中継、体育の時間

スポットアナウンスメントによる広告その他、時報、局名

と書いている。それだけを見ればNHKと全く同形の発想であった。いいかえれば、商業放送局もまた、ニュースもやれば、時事解説や教養講座もやり、座談会もやれば街頭録音もやり、音楽といえは歌謡曲からクラシック、邦楽にいたるまで一応網羅する……そして「のど自慢」や「二十の扉」など聴取率の高い人気番組にも、人気で対抗しようという、いわばオール・라운드의姿勢をとったのだった。そして朝・昼・夜という生活時間と聴取嗜好との関係が一応決まっている以上、NHKと商業放送の編成が近似してくるのは当然でもあった。ただちがうのはNHKが第二放送をもっている点だけであった。また、娯楽プロと社会教養プロが一日のうち時間的に画然と分れているのも、初期の民放編成の特長であり、これが自然と、サスポロ、スポンサードプロの区別にもなっていた。午前に帯ドラ「ウツカリ夫人とチャツカリ夫人」¹をおいたのが型破りの商業放送らしさであったが、むしろこれはスポンサーの方が、ききなれないとみて警戒し、なかなかつかなくて悩んでいた。

番組の時間配列も神経質なまでに、内容種別と時間とを一定してそろえる方針を守り、たとえば朝9時はホーム

ドラマ、午後3時は邦楽、3時半は物語、4時はオペラ、6時半は軽音楽の「イブニング・コンサート」などと決め、そのワケ内で買ってもらおう、という編成優先の決め方を固執していた。

そのため民放の番組にたいする最初の批評は、開局直後のミスやいくつかの目立った低俗プロにたいする強い批判とならんで、「甚だ遺憾なことに、民放局独特の番組は非常に少なくNHKの模倣が多過ぎる」(吉本明光氏)、「この頃痛感するのはNHKと民放との番組やねらいが接近して重なりあっていることである」(吉田精一氏)という声が意外に多かった。

その点は、ラジオ東京の初代編成部長武本正義氏も当時ハッキリ自認しており、その理由として、①日本の商業放送が米国のひきうつしといってもハワイ・マニラ型でなく、中ないし大電力局としてNHKと併行置局されたこと、②生ぶ声をあげるやいなや二十六歳のNHKにたいして立向う運命にあり、しかも永遠につづく長距離レースなのに、百米レースのペースで走り出したこと、③NHKが終戦後GHQにより商業放送スタイルに変わったこと、④ラジオは新聞のように併読が利かず、一度スイッチをとられると取りかえしがむずかしいことなどを挙げ、結論として

「観念的な脱皮論(注・商業放送は娯楽に徹せよという)は、商業放送をジャーナリズムの片隅に追いやり、新聞を例にとれば、一流紙でなく、夕刊紙あるいはスポーツ演芸紙として傍系におしやるものである。日本の放送のオーソドックスをNHKに委せ、自らは脇役で甘んじようというなら別である。日本の商業放送のNHKに対する関係は、たとえば、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞といった大新聞が、それぞれの風格で紙面を競っているが、ジャーナリズムの権威の上では逕庭がないという、そういう関係であらねばならない。日本の商業放送はまだ必ずしも強力だと自負するわけにはいかないが、幸いに放送一年の経験は、大衆の信頼と愛好を博

しうること、スポンサーによる経済的支持も何ら編成権を侵されることなく、NHKとまともにぶつかつて、オーソドックスを競うことができるという確信を与えたのである」

と主張していることは、初期民放編成当事者の考え方を端的に示している（二十七年十月『放送研究』第二号「商業放送番組の日本的編成」より）。

このようなJOKR（ラジオ東京）幹部の方針が、JOKR（ラジオ東京）だけでなく全民放界の創業期の行き方に、大なり小なり反映し、開業前しきりといわれた「商業放送はスポンサーに追随し低級になる」という世評をくつがえして民放の自主性の成長と社会的信用を高めたことは注目されるが、これらは、当然、スポンサー・代理店との間に、商業放送の性格と商習慣、編成権の所在などをめぐつての対立ないし摩擦をある程度生ずることも避けられなかった。

とくにJOKR（ラジオ東京）開局後、さらにワン・クール経過した二十七年四月の番組切換期に、ステーションが編成面の調整と電波料の値上げを持ち出したことが、大口スポンサーを刺激し、その後の民放の歩みにとって重要な論議が起るキツカケとなった。

註

- (1) ウツカリ夫人とチャッカリ夫人 一九五一年十二月二十五日から一九六四年十月三日まで、月曜～土曜日九・〇〇～九・一五分まで放送された連続ラジオドラマ。隣合わせのうっかりもの、ちゃっかりもの主婦を主人公とするドラマで、庶民的な日常生活がテーマになっているのが、人気を呼び、一九五六年頃には全国二十三社にネットされるほどであった。タイトルは、当初は「チャッカリ夫人とウツカリ夫人」であったが、一九六一年五月一日以降「ウツカリ夫人とチャッカリ夫人」に改められた。新東宝、東宝など各社によって映画化もされた。

第十七章 スポンサーの態勢と電波料問題

スポンサーも懸命に研究

編成権論争にふれるに先立って、ここで局側の見解に続いて創業期のスポンサーの考え方を一べつしてみよう。二十八年（一九五三年）正月、ラジオ東京が記念番組を終え、平常プロに入るのをキツカケに、有力広告主によって初めてナショナル〔国内〕スポンサーが成立し、録音テープによるネットワークが軌道に乗りはじめた。

番組編成のクール（三カ月）システムもこの正月が起点となった。

そして、JOKR（ラジオ東京）がそれから一クール、CBC（中部日本放送）・NJB（新日本放送）などは開局後約二クールの経験をへた二十七年の三月までに、全国九社の基幹局はそろったが、この期間は、また日本ではじめて、ラジオ・スポンサーという耳慣れぬ名を負った広告主にとって、自社商品の宣伝と、番組提供という文化的公益的活動をどう調和させるか、文字通り真剣な暗中模索の期間でもあった。

ここで、民放創業期の主なスポンサーのとった民放への考え方と、それが生まれた過程の論議をいくつかの例でたどってみよう。

◇真つ先に精工舎時報装置を各局に寄付した服部時計店の場合Ⅱ「二十五年秋、服部社長が、民放ができるので時報をやってみようと決め、二十六年春CBC（中部日本放送）やNJB（新日本放送）に装置寄付を申し入れたが、その時は、費用の見積もりや、宣伝効果の採算ははじいていない段階で社長一人の決断だった。英BBCのビッグ・ベン、豪州の鶏の鳴声¹など各国の時報のやり方を研究し、結局服部良一氏にテーマを頼んだり、オロゴールを作るのに全部で三百万円かかるとわかったのはそれからである。正直いうとCBC（中部日本放送）

の開局式に招かれたが、あまり深入りしないよう行かなかった。それまで時計は品不足で、新聞に月一回題字下を出すだけ。うちの宣伝活動はラジオとともににはじまったわけだ」(片山俊三郎宣伝部長)

◇「エンゼルタイム」の森永製菓Ⅱ「①娯楽が少ない頃だし官製反対の気運の時代だから商業放送は受けるだろう、②ラジオ普及台数は多いし、うちの対象の主婦や子どもは新聞広告をあまり見ない、などの理由で、稲生常務以下二十五年(一九五〇年)暮から委しく研究していた。NJB(新日本放送)、CBC(中部日本放送)開局時には宇野重吉、丹阿弥谷津子のコンビで活劇もの『バンド海の悪人島』をやったが、パツとせず、JOKR(ラジオ東京)開局とともに、クイズと名作童話半々の『エンゼルタイム』に変えた。無名の久松保夫を起用したところ熱心な司会で好評だった。土、日の直接効果をねらって金曜の夜7時半の全国同時にした。長い眼で継続累積効果を考えていたから時間移動や値上げには強く反対したものだ」(営業部小平裕氏)

◇「ペンギンタイム」の塩野義製菓Ⅱ「二十四、五年(一九四九、五〇年)の薬品不足から、二十五、六年(一九五〇、五二年)に需給逆転し大衆宣伝の時代になったが、新聞はスペース不足で取りにくかった。とくにアメリカ商業放送の研究はしなかったが、二十六年(一九五二年)の夏にCMソングとして『ペンギンの唄』を用意した。朝の帯で音楽もので薬品業だから上品に、と平岡養一の本琴で『ペンギンタイム』とした。NJB(新日本放送)としては契約第一号だったはず。途中、一時ディスク・ジョッキー風で曲目を当てるクイズ付の『音楽ファイル』に代えたが高度すぎて、JOKR(ラジオ東京)ができてからはスターダストなどを使ったスイング・ジャズものの『ペンギンタイム』にもどした。効果が判ってきたのは二十九年(一九五四年)の初めで、一年半から二年かかっている。それから一キロ局も使いだした」(喜多善平広告課長)

◇「歌のない歌謡曲」の松下電器Ⅱ「開局前、宣伝費は手一杯でラジオまで回らないという定説だったが、松

下幸之助社長一人は強気だった。だがそれも、セットメーカーだから、番組で買ってくれたセットにサービスしようという主旨だった。それでどの局にも時間を買った。新聞に毎日広告するのは大変だが、ラジオなら毎日流せるという計算もあったが、当分の間新聞広告費は減らさずラジオは臨時費だった。『歌のない歌謡曲』は全国数十局みなナマでやった。はじめちよつと、制作費が当時最高といわれた村上元三作のドラマ『日月新たなり』をNJB（新日本放送）でやったが、部内で議論百出、長く続かず、『歌のない歌謡曲』が残った。NJB（新日本放送）の開局のとき、大口広告主もたがいによその様子をうかがっていて手を出さず、十日ほど前になって、どこか一つ動いたら、みなドツと申込んだ」（竹岡稜一氏）

◇森永乳業Ⅱ「NJB（新日本放送）、CBC（中部日本放送）開局と同時に午前10時台十五分間、三共の『医学の扉』と一日おきで、村岡花子『マザータイム』を出した。真面目ない番組で自信満々だったが、販売関係の反響は実に悪く、コールデンに浪曲をやれという。結局これは八カ月で止め、俳優座とユニット契約でホームドラマ『愛する』になった。これも大阪関係では評判は悪かった。次が『母を語る』……こういう地味なカラーをある期間一貫してみて、はじめて森永乳業ファンがついた」（藤本倫夫前広報部長）

◇新聞広告を大幅に減らしてラジオに集中した点で注目された「明色」^② 桃谷順天館の場合Ⅱ「新聞広告は直接読者の興味を引かない。民放ができると聞いてどんな形かわからなかったが、娯楽提供というのは面白いと思った。はじめ地元のNJB（新日本放送）に、ニュースの直前に十分、『スターメロディー』を出した。灰田勝彦や小畑実の生の歌だ。人の噂で案外きかれているとわかり、約二カ月位で、勘だったがほほいけると判断した。それでJOKR（ラジオ東京）に公録もので『ドレミファゲーム』、それから三カ月してABC（朝日放送）とCBC（中部日本放送）にこれを少し変えて『明色歌謡ゲーム』を出した。金額ははじめ新聞の一割位しか使わ

れなかったが、売上げがジリジリ伸びたので伸びた分だけラジオをふやしてみた。料金の面でも新聞の県紙などと比べると割高と思ったが、使ってみて成功だった。はじめのうちは裏のNHKが強いものだったのも気がつかずにやっていた」(桃谷勘三郎専務)

◇はじめ消極派の代表といわれたロート製菓の場合Ⅱ「はじめCM入り番組などだれが聞くかと思っていたが、NJB(新日本放送)、ABC(朝日放送)の開局後注意してみていた。案外聞かれてるらしいと思っただが、準備しながら新製品発売まで待ち、二十七年(一九五二年)暮にペニマイ目薬の発売と同時にまずスポットだけ出した。次いで、ABC(朝日放送)にはじめてゴールデン10分の『ロート娯楽版』を買った。新聞8ラジオ2の割だった。それで裏付けをとり、二十八年(一九五三年)地方局が続々出たとき次々とスポットの帯で乗っていった。十月頃、新聞以外の看板、雑誌、沿線広告を一切止めて、全部の代理店に電話し、あきスポット時間を片っぱしから契約したこともある。その時は門前に行列ができた。二十九年(一九五四年)一杯その程度で、三十年(一九五五年)一月から文化放送や他の十キロ局に『素人ものまねコンクール』をネットした。慎重派のロートが腰を上げたというのでそれをキツカケに他社がラジオに踏み切ったという話も出た」(畑尾佳男広告課長)

ステーションも必死だったが、スポンサーも、未知の経験だけに、冷静な計算と熱心な研究を積み重ね、満足な結果が出るまで、番組がしばしば二転、三転したことがこれらの談話にもありあろうかがえる。

この他にも、三共は、はじめ三カ月「三共バラエティ」を出したあとで、正月からの「銭形平次捕物控」^③のロングランを探り当て、明治製菓の「鞍馬天狗」もスタイルは再三変った。

JOKR(ラジオ東京)が四月から日曜0時半のNHK「魔の時間」「素人のだ自慢」に挑戦して「素人うた合戦」を始めたが、これを買った丸石自転車をはじめとして、その他、浪曲で一貫した山口自転車、「大正名作アルバム」

を長く続けた大正製菓などは、大胆なラジオの使い方として注目された。また商業放送への研究を積んでいて、最初からフィックスした番組としては、まず「百万人の音楽」の寿屋〔サントリー〕、「バイバイゲーム」のライオン歯磨などがあげられる。

もちろん、局側が手を焼いたスポンサーが皆無だったわけではない。なじみの芸者に小唄をうたわせようとした社長もあつたし、持ち込むパッケージやレコードの中身をオンエア直前まで局に知らせず、J O Q R（文化放送）が禁制の「相惚れトコトン同士」を流してしまったこともある。一方、局側のテープの時間合わせがまずく、CMが飛ぶ事故などはひんぴんと起つた。

局側も、スポンサーとともに素人の時期ゆえ、しばしば起つたこういうトラブルも、たいていは双方の熱意で解決されてきた。

ところが、二十七年（一九五二年）四月の番組契約更新期に、民放各局、ことにラジオ東京が、編成面で時間と番組内容の再調整を打ち出し、同時に、電波料の方も三割値上げを発表したため、大手スポンサーとの間に、はじめて対立らしい対立が生まれたのである。

註

(1) 鶏 ワライカワセミと言われる鳥で、いわゆる「にわとり」ではない。かつてオーストラリア放送協会（ABC）の海外向け放送である、「ラジオ・オーストラリア」の放送開始直前にこの「ワライカワセミ」の鳴き声が流されていた。

(2) 桃谷順天館 「明色化粧品」で知られる一八八五年創業の化粧品メーカー。「明色アストリンゼン」「明色クリーム」で一九五〇年代に高い知名度を上げた。

(3) 銭型平次捕物控 一九五一年十二月三十一日から一九五八年六月まで続いた「チャッカリ夫人とウツカリ夫人」と肩を並べる人気ラジオドラマ。

電波料が決まるまで

もともと民放各社の放送料金表（通称電波料）は、開局前、JOKR（ラジオ東京）では二十六年（一九五一年）四月の予備免許後聞もなく内定し、CBC（中部日本放送）、NJB（新日本放送）は開局二カ月前の七月初めに発表しているが、その算定には全く前例がなく、しかも事業の見通しは悲観的な空気が圧倒的だっただけにどうしても弱気の決定になりがちだった。

当時、開局前から最も強気だったのは電通の吉田秀雄氏だった。「東京放送」時代、氏の見つもりは収入月四千万円で賄う計算で、一時間二十四万円、一分四千円。この値段で一日五時間半売る計算だった。

JOKR（ラジオ東京）の鹿倉氏、鳥居氏たちは、結局新聞広告との対比が一番説明しやすいと考えた。当時三大紙の全国版一段が約十五万円、三紙合わせると四十五万円となる。それに比べJOKR（ラジオ東京）のサービスエリア内の登録ラジオ台数は二百六十万台でこのエリア内の三紙の部数とほぼ同じだった。こういった計算で聴取率やNHKの存在など加味し、夜ゴールデンタイムの一時間について、四十五万円の半分では十七万五千円（二十一万五千円のまぢがい？）だが、初めてのことだから一応三分の一の十五万円で行こうという線を出した。

ところが強気の吉田氏の下でも、実際に広告主を探す当の電通ラジオ部の外交スタッフは、とても無理だと大反対。朝日新聞の広告畑からJOKR（ラジオ東京）に入った森沢氏なども同意見だった。

それでは、負けて十二万……、それでもまだというので十一万に下ったが、鹿倉氏は「それじゃ吉田氏に笑われる」と十二万円に決めた。翌日、吉田氏がかけつけて「何たる弱気か」と嘆いたが後の祭り。暫定料金として一時間Aタイム十二万円、Bタイム九万円、Cタイム六万円。スポットは20秒もの三千円、60秒もの四千元と決まった。地方局も、これを参考にし、NJB（新日本放送）、ABC（朝日放送）、CBC（中部日本放送）は三分の二の八万円、R

K B (ラジオ九州) は半分の六万円 (各 A タイム一時間) でスタートした。

しよせん、やってみなければわからないことをやる前に決める。わけで本当の確信は誰にもなく、J O K R (ラジオ東京) に限らず、最後は放送会社側の予定される必要経費をペイすること、経営者としての大局判断とを決め手にするほかなかった。

ところがふたを明けてみると、各局ともセールスは、前述のように B・C タイムこそガラ空きだが A タイムはあふれ、あとからの申込みも活発で B・C タイムも次第に埋まった。そのため、ラジオ東京はじめ各社は四月から、いっせいに電波料を約三割かた引上げた。

A タイム一時間が J O K R (ラジオ東京) 十六万、N J B (新日本放送)・A B C (朝日放送) 十一万、C B C (中部日本放送) 十万、J O Q R (文化放送)〈新開局〉八万七千、R K B (ラジオ九州) (七月から) 十万。地方局も京都六万、信越四万五千となり、同じく A タイム 20 秒スポットが J O K R (ラジオ東京) 二万、A B C (朝日放送) 一万、N J B (新日本放送) 九千、J O Q R (文化放送) 八千、C B C (中部日本放送) 五千にそれぞれ上った。

時間移動のトラブル

開局当初のすさまじい重労働やスタジオその他設備の不足は歴然としていたし、放送の質を N H K と比べても民放が人員資材の補強に迫られていたのは誰の眼にも当然だったが、たまたまラジオ広告に本腰を入れようとしていた矢先の広告主、とくに早くから契約に応じ、面倒を見てきたつもりの大口スポンサーにとつては、不愉快に違いなかった。値上の理由、今後の保証なども、局としてハッキリ説明するだけの準備がなかったことも不満を大きくした。

その上にJOKR（ラジオ東京）の編成幹部が、ワン・クルールの結果から、一度フィックスしたスポンサーの一部に時間移動や番組変更を申し入れたのがいつそう刺激した。

それは、前に記したJOKR（ラジオ東京）編成部の、番組ジャンル別にキチンと帯をとるという方針と、それに従って、番組内容は局が決めて、それを売るのだ」という考え方を徹底させたものだったけれども、同時に、料金値上にもかかわらずどのスポンサーも降りる気配がなく、開局のときB・Cタイムに回されたスポンサーも多くはこの機会にAタイムに上がろうと集ったので、その解決策として午後7時半台のクイズを全部6時25分まで繰り上げAタイムをふやそうという処置もあり、これがもつとも問題になった。

ここは「エンゼルタイム」「バイバイゲーム」「ミリオンゲーム」「レタークイズ」など大手スポンサーが並んでいたが、当時は、全国同一曜日・同一時刻主義が強かったため、みな移動には強硬に反対した。森永製菓など、前後十回以上も宣伝担当重役以下がJOKR（ラジオ東京）の金沢、武本、鳥居氏らと膝づめ談判した。

結局、「エンゼルタイム」は性格を変えて元の時間に残り、「バイバイゲーム」「ミリオンゲーム」は移動を呑み、「レタークイズ」は中止となって、その穴は、新設の「ピヨピヨ大学」^①などで埋めた。「味の素ミュージック・レストラン」を「世界の名作」に変える案ももめ、これは局の方が折れたが、森永乳業が始めた「愛する」は時間が折れ合わずJOKR（文化放送）に乗りかえとなった。JOKR（ラジオ東京）はこのため商業プロが平均一日一時間近く減る結果を招いたが、アタフタと作られた開局当初の番組を大整理する意味で、減収を甘受してそれを強行した。

新聞その他の「世論」は「広告主の強腰に悩む民間放送」（東京新聞）という角度でこれを取り上げたから、スポンサーの心理も、よけい、つ、屈せざるを得なかった。JOKR（ラジオ東京）編成スタッフが、ブァッシュ的、HNHKの垂流”などと面と向かってなじられたこともあったという。

このトラブルは「商業放送の究極は電波の製造販売業になる」という観念と、番組の編成はあくまで放送局の自主性を保有しなければならぬとの観念の対立が、理論的には割切れぬまま、ただ現実の力関係（需給関係）において解決ならぬ解決を見たところになお問題が残っている」（「民間放送」第四号、仙台放送牧野昇三常務）と評価されており、この種の論議の最初の表面化であった。

戦後、広告主の間での儀礼的な団体は、それまでにもあったが、はじめて業務面にまでふれて横のつながりをもった「スポンサー・クラブ」が結成されたのは、これが有力な動機となったものだった。

註

(1) ピョピョ大学 正式には「びよびよ大学」。一九五六年四月十三日～一九六〇年三月二十五日。チキン総長が出題。オンドリ、メンドリ、チャボの3博士がそれぞれ回答し、応募した聴取者がその正解を当てるというラジオ東京で放送されたクイズ番組

第十八章 民放の編成理念が育ち行く過程

編成自主権の実体は何か

この「商業放送の究極は電波の製造販売業になる」という観念と、番組の編成はあくまで放送局の自主性を保有しなければならぬとの観念の対立」という問題は、もう少し立ち入って検討する必要がある。

前者の電波販売論は、つきつめれば、商業放送局は、スタジオ・送信所貸与業で、内容に責任をとる必要はない、という、いわゆる「施設会社論」であった。この考え方は、日本では、民間放送の準備と免許の過程で主流を占め

たことはなかったが、民放を推進した経済界や電通などには底流として流れており、初期の申請や、地方小局の場合には、機構や運営上一部にその種の傾向も現われていた。

だが民放各社の現業幹部とスタッフの主力を成した新聞や旧NHKの出身者、篤志家的な意欲で各地の民放計画に参画した人々などは、いずれも、独自の言論機関、文化機関としてのラジオ・ジャーナリズムの確立に情熱をかけていた。広告を扱うということはその手段であった。その上開局以前、世間一般に「俗悪な広告放送」出現という先入観が強かったことにたいする自制の警戒心も加わって、民放の創業期には、むしろ神経質なほど、企画と編成の主導権をステーションに確保しようという意図がどの局でも強く意識されていた。

前記のラジオ東京の番組移動問題のほか、同じ頃、文化放送でも、兜町の産業経済研究所の提供番組を、契約成立後「放送内容が不適當な場合は編成権によって中止される場合がある」として解約し、二百七十万円の損害賠償を請求されたことがあった。また同じ文化放送で、青銅社提供の学童の作文集「子供たちの願い」について、原爆被爆の綴り方が陰惨で刺激が強すぎるとして、青銅社と企画変更を話合ったが折り合わず、十三回の予定を二回で打ち切った。この二つのケースは、当時、新聞でも取上げられ大宅壮一^①、辰野隆、吉田精一氏ら評論家が、いずれも民放の編成権の所在と責任を明らかにした意味で、この処置を支持した。

編成権の問題は、スポンサーだけでなく「新聞社のクレジットつきニュース」にもつきまともっていた。文化放送を除いて大なり小なり新聞社をバックに成立した民放では、クレジットつきニュースの取扱いには神経を使い、初期には野球中継や舞台中継のヤマ場であってもニュースの時間は動かさず中断挿入したし、「コマーシャルがあともうチョットという時でも、ニュースが控えているとガチャンと切られたほど、新聞社はこわかった」とされてい

た。ドラマを中断してニュースを入れたことさえあった。

「中部日本新聞ニュース」にたいして局側に編集権があった中部日本放送などのケースはむしろ例外で、ラジオ東京の三社一日交代の「朝日新聞」「毎日新聞」「読売新聞」ニュース、新日本放送の「毎日新聞ニュース」をはじめ、ほとんどのクレジットつきニュースは、新聞社のラジオ報道部デスクで整理され、局での加筆は無断でできない建前であった。

現在でも、三十三年（一九五八年）はじめの調査ではラジオ四十社中、新聞社ニュースをそのまま放送する原則の局が二十八、局側に編集権のあるもの十二。またニュースに新聞社名のクレジットをつけない局はわずか四社となっている（三十三年刊民放連編「民間放送年鑑・総合編」）。

ラジオ東京で開局間もなく起った「衣部隊」事件は、右のような場合のニュース誤報の責任の所在をめぐる論議だった。引揚問題がクロース・アップされていた渦中の二十七年（一九五二年）二月、JOKR（ラジオ東京）が深夜の臨時ニュースで、その日のニュース担当だった読売新聞提供の「ソ連未復員の『衣部隊』一八〇名の生存判明」の旨を生生存者の氏名入りで放送したもので、その後読売新聞記者のカンちがいとわかり、ことが多くの留守家族にかかわるだけに電話問合が殺到し、関係者が国会に喚問された。この時、JOKR（ラジオ東京）編成局は、局と新聞社との間の契約・手続のいかんによらず、オンエアされたニュースの社会的責任は局にある、という態度を明確にし、これがその後も普遍的な解釈になった。

「録音ニュース」はふつう局側が作ったので、新聞社と関係なくスポンサーをつける例が多かったが、同年七月、国鉄がスポンサーだったJOKR（ラジオ東京）の「録音ニュース」で、衆議院決算委が、鉄道会館問題をめぐり時の長崎国鉄総裁をつるし上げた状況を逐一報道したことがあり、提供者つきニュースの取材自主権を示す一つの慣

例として話題となっている。

註

(1) 大宅壮一 一九〇〇～一九七〇。ジャーナリスト、ノンフィクション作家、評論家。日本のテレビメディア黎明期の「二億総白痴化」、地方大学の乱立を指した「駅弁大学」、など巧みなキャッチフレーズで世相を風刺した。大宅映子は三女。

「ラジオ・コード」「放送約款」の成立

以上いくつかの事例は、結局、局の自主性を貫ぬくという見地で解決されていたが、その基礎には、民放連が、いち早く制定した「放送基準」や各社の「放送基準」、対スポンサーの「放送約款」などが、最初にふれたようなら、ジオ・ジャーナリズムの独自性・自主性確保の配慮で書かれていたことが大いにあずかっていた。

「ラジオ・コード」による放送番組内容の規制については、二十六年（一九五一年）四月の民放予備免許の直後、まず電波監理委員会が自らの手で行政上の基準として作る意向を見せた。それにたいし民放側は、有名な米国放送事業者連盟の「NARTBコード」の例をひき、この問題は民放事業者の自律的な倫理綱領と自主規制に委ねよ、と主張し、同年七月の民放連結成と同時に各社の開局を待たず起草委員会を作った。当時、G H Qの担当官も自主規制方式を支持し官製基準は実現しなかった。こうして「日本民間放送連盟放送基準」がC B C（中部日本放送）、N J B（新日本放送）の開局直後、十月十二日に制定され、各社はそれぞれこれに準じて自社の「放送基準」または「放送憲章」（ラジオ九州など）を制定した。

連盟基準は、前文と、ニュース、政治番組、宗教番組、娯楽番組などの取扱いの原則のほか、共通条項として臨時ニュース形式の乱用や身体的不具・性犯罪などラジオ固有のタブーをあげ、とくに広告基準を一章設けて広告の

倫理化、商業文の長さの制限、商業番組独占排除などを規定したものである。また民放の実際の姿やスポンサーの出方など十分予測できないときだっただけに、急所だけを抑え、細目や例示は将来にゆずった点も、当を得た処置だったが、次のようなその前文の表現は、当時民放の創設に当たった人々の気概をうかがわせるに足るものであった。

「日本民間放送連盟は、民間放送事業の最大の使命が、言論および表現の自由を確立すること、国際間の平和的秩序を尊重すること、ならびに広告媒体として日本経済の繁栄を増進することによって、日本の民主主義的再建に役立つことにあると考える。この目的達成のために、会員相携えて、共同の努力をし、他面自由公正な競争によって、日本文化の堅実な発展に貢献しようとする。

右の趣旨に基いて、会員の行う放送は、左の原則に従う。

- 一、日本国憲法第三章に規定する国民の権利および義務を尊重する。
- 二、放送が一党一派にかたよらず、真実を伝え、かつその自律を保証することによって、放送による表現の自由を保持する。

三、放送が健全な民主主義の発達に資するよう努力する。

四、国際連合憲章の目的にそい、世界秩序の再建に役立つ。

会員は右の原則に基き、次に掲げる各基準によって、放送することを希望する。なお放送に当っては日本語の純潔を保持し、これを洗練することに努める。」

朝鮮事変や破防法論議など不安定だった当時の世情や、進駐軍命令のレッドパーヅ騒ぎ^①などで暗うつな気分の濃厚だった新聞界などと対比するとき、いかにも新しく生まれる言論機関らしい一種の気負いのみなぎった調子の高さが読みとれよう。

この放送基準前文は、現在では、その後四、五年にわたる民放の商業放送としての安定と成長を反映して、次のようないわば落ち着いた短かい表現に修正されたが、本文各条項の原則は一貫している。

「民間放送の最も大きな使命は、人類の平和、社会の秩序、公共の福祉、産業経済の繁栄に貢献するにある。われわれは、放送の品位を重んじ、世論を尊び、言論の自由と公正を貫き、広告、宣伝の真実に徹して、民間放送の権威を高める責任を自覚する。」

このために、われわれは聴取者と番組提供者の理解と努力のもとに、相携えて次の各項を守ることを誓う。」民放各局は、こういう「民放連基準」に準じ、またそれを発展させて、社内規定としての放送基準をそれぞれ定める一方、対広告主の関係を規定すべき「放送約款」を作った。

たとえば「ラジオ東京放送基準」の場合は、前文で「その機能を駆使して、放送における新しいジャーナリズムと芸術の分野を確立し」とうたい、さらに「放送の社会公共性にかんがみ、その権威と信用を維持するため、放送番組の編成権を確保」と特記して注目された。一方、民放各社の放送契約の原型となったラジオ東京の「放送約款」でも、「番組の内容は甲（局）の定める放送基準及び技術基準に従うことを要する」（第六条）、「乙（スポンサー）が番組を制作する場合は甲の番組編成計画に従うものとし、……甲は番組内容につき不相当と認めた部分は速かに乙に通知しその部分の修正を協議し、放送の十五日前までにこれを確定しなければならない。前項の修正協議が整わない場合は……解約とみなす」（第七条）と明記し、その他、公共的に必要な緊急放送の権利（エマーゼンシー条項）なども整っていた。

民放局とスポンサーとの契約形式は、前例がなく、これに保険会社などの例を導入して「放送約款」形式を作ったのは、ラジオ東京の前身の一つ「ラジオ日本」時代の鳥居博氏ら営業担当者のアイデアだった。

この約款は、番組の三カ月更新原則をとる反面、長期契約スポンサーへの料金据置^{すえおき}や、放送事故にたいする弁償義務が明文化され、けっして、放送局に一方的に有利な約款ではなかったが、右の「放送基準」制定の経緯を併せ考えると、日本の民放事業のリーダーたちは、その初期にしてすでに最初に掲げた「電波販売業論」を實質上しりぞけ、文化媒体としての自主編成主義を貫く目的意識をもつて、この事業の基礎固めを行ったといえよう。

註

(1) レッドパージ 一九五〇年二月十三日東京都教育庁によるいわゆる「赤い教員」二四六名の辞職勧告を皮切りに、教師と法律関係者に対するレッド・パージが日本政府によってはじめられた。五月三日、マッカーサーは日本共産党の非合法化を示唆し、三十日には皇居前広場において日本共産党指揮下の大衆と占領軍が衝突（人民広場事件）し、六月六日には徳田球一ほか日本共産党中央委員二四人、及び機関紙「アカハタ」幹部といわれた人物を公職追放した。こうした中で六月二十五日朝鮮戦争が勃発し、その翌日の六月二十六日に「アカハタ」を停刊処分にした。七月八日、新憲法に違反する、日本の再軍備の始まりとなる警察予備隊がGHQの指令によって創設され、七月二十四日に、GHQは、直接新聞協代表をはじめとするメディア各機関にレッドパージを勧告し、マスコミ（新聞・放送）、官公庁、企業などでも「日本共産党員とその支持者」と判断された人びとが次々に追放されていった。

NHKの性格も変貌

民放ラジオ創業の時期に、NHKをふくめたラジオ文化の規模と機能そのものが、この国で飛躍的な転換を示したことは記憶されてよいだろう。

NHKが、はじめ民放の計画を一笑に付し、やがて直接間接の阻止工作を電波三法審議を通じて試み、その後周波数割当などを通じて、くりかえし公営放送の優位性確保に努めたことは、これまでも記してきた。

北海道放送が開局前夜祭に予定した会場が、NHKの「のど自慢コンクール」にとられて中止を余儀なくされたり、信越放送の開局の日に「二十の扉」が長野で公開録音されるといった、偶然とのみいい切れない現象もしばしば見られた。

だが同時に、民放の出現が既定の事実となった二十五年（一九五〇年）後半以後、NHKの幹部は積極的に協会の組織を拡充し、第一・第二両放送を充実させ、新鮮味を加える努力を払ってきた。

たとえば第二放送局は、二十五年（一九五〇年）度中に松本、宮崎、盛岡など十一局、二十六年（一九五一年）度に防府、佐賀など七局、さらに二十七年（一九五二年）度から二十八年（一九五三年）度までに室蘭、平、八戸など二十局……と、実に民放開局ラッシュに数倍する第二放送局の急増ぶりだった。そのため、二十六年（一九五一年）四月にはラジオ受信料を月三十五円から五十円に、二十九年（一九五四年）四月にはさらに六十七円へ引上げている。

番組面では、二十五年（一九五〇年）四月に着手した第一・第二番組間の交流調整（二二五ページ参照）をキツカケとして、以後主だった改訂だけだどってみても……

26年5月Ⅱ「ニュース」「ローカル・ニュース」「週間録音ニュース」各一本の増加。ローカル放送編成権の大幅

拡大（GHQ統制下ではとくにきびしかったローカル放送制限を解いたもので、このためこの年のローカル番組は前年度より中央放送局27%、放送局（小ローカル）16%の増となった）。

26年7月Ⅱ従来の報道部を、編集、取材、外信三部と解説室をもつ報道局に昇格。放送記者、通信員をローカル局まで大増員。解説委員制の採用と解説プロの増加。

26年9月Ⅱ土曜の第一夜に長時間化の採用（舞台中継など。これはNHK戦後の十五分主義を修正したもの）。

26年11月Ⅱ「ニュース」「解説」の増加、「学生の時間」「若い農民」「若い女性」など青年向け番組の時間調整。

「商品市況」の新設。

27年1月Ⅱゴールデンタイムの娯楽番組強化（「三つの歌」「アチャコ青春手帖」「お笑いアパート」「演芸独演会」）などがここで登場した。土曜第一・夜の長時間化を月二回定期に実施。第二では「ニュース」を増加し、「経済読本」「宗教の時間」「療養の時間」などの教養プロを建設。

27年4月Ⅱ第二の午後10時台に自由編成で「娯楽番組」の帯を新設。また第一に「君の名は」^①、「白鳥の騎士―新諸国物語」など登場。

27年9月Ⅱ第二に「若い世代へ」「教養特集」など教養プロ新設。第一は「ユーモア劇場」「希望の星座」など新設。「ニュース」、ローカル・プロの拡充。

27年11月Ⅱ大衆向け娯楽プロを第一に、特定聴取者向け番組を第二にさらに大幅に交換。夜のニュースを毎時間制に。

NHKが、それまで付随的に扱われていた第二放送を徹底的に拡充して教養番組を集中させ、その余裕をもって、第一放送、とくにゴールデンタイムの娯楽化を推しすすめて民放の出現に備えたことが、一見して明瞭である。

また直接番組面では目立たないが、この二十六、七年（一九五二、二年）頃からレコード番組が激減し、次々と生番組に切換えられていることや、ストレート・トークものが、構成ものその他変化のある形式に変わっているのも目立っている。

NHKの番組は、この期間みるみるうちに脱皮し、民放と併行しつつラジオの機能を新しく探りはじめた。

放送事業の独占を打破し、自由な競争を導入することによって、放送の公衆にたいするサービスの責任を自覚させる」という電波三法立法Ⅱ民放許可の基本精神は、その意味ではまず十二分な効果を上げたとはいえよう。

二十四年（一九四九年）七月、八百万を超えた全国のラジオ受信契約数は、二十六年（一九五二年）二月に九百万、二十七年（一九五二年）八月、ついに一千万の大台を突破した。

註

① 君の名は 「忘却とは忘れさることなり、忘れ得ずして忘却を誓う心の悲しさよ」という冒頭のナレーションで有名な菊田一夫作のラジオドラマ。一九五二年四月から一九五九年四月まで放送された。毎週木曜日午後八時三〇分に放送が開始されると銭湯の「女湯が空になる」とまで言われるほど、女性に人気があった。ヒロインの氏家真知子と後宮春樹との出会いと別れのドラマは、映画化され、真知子役の岸恵子が「ただ寒かったから、何気なく巻いた」にすぎないストールが、たちまち「真知子巻き」として大流行した。また、いまはなき数寄屋橋がデートの名所ともなった。

第五篇 民放ラジオの展開期

第十九章 地方局ラッシュとデフレの到来

草創期から展開期へ

これまで記述してきた民放ラジオの基幹局九社の開局の時期（二十六年（一九五一年）九月～二十七年（一九五二年）年三月末）は、この事業の創業の若しみと喜びがあらゆる意味でもっとも濃縮されてあふれている期間であった。そして前記の九局に続き、さらに

二十七年（一九五二年）四月一日〓神戸放送（JOCR・一KW〈現在三KW。〉）

五月一日〓仙台放送（三KW〈現東北放送・TBC・十KW〉）

五月十日〓北陸文化放送（金沢・MRO・五百W〈現北陸放送一KW〉）

七月一日〓北日本放送（富山・JOLR・五百W〈一KW〉）

七月一日〓四国放送（徳島・JOVR・五百W〈一KW〉）

七月二十日〓福井放送（FBC・五十W〈一KW〉）

十月一日〓ラジオ中国（RCC・一KW〈旧広島放送・三KW〉）

と、十月までに新しく七社が開局した。（〓〓内は現在——三十四年（一九五九年）四月末——の出力）

こうして、前年四月二十一日、最初の予備免許をうけた十六社は、途中で計画を放棄し割当を返上した久留米の

西日本放送（現在の高松・西日本放送とは無関係）を除いてすべて開局し、民放ラジオはそれに信越放送を加え、さし引き十六社がそろった。

いったん保留されたのち信越放送と同じく追加予備免許がおりていた姫路市放送局は、工事が予定期限に間に合わず免許取消となり、競輪や映画館の広告を財源として市会実況、市政解説などを放送するという、変り種の自治体放送は結局実現しなかった。

この二十七年（一九五二年）の夏から秋までが、民放ラジオの草創期といってよいだろう。そして以後、二十七年（一九五二年）冬から二十八年（一九五三年）一杯、二十九年（一九五四年）初頭まで地方局の展開がつづくことになる。

この年二十七年（一九五二年）の四月二十一日に、予備免許一周年を期して、任意法人だった民放連は電波監理委員会の認可をえて「財団法人日本民間放送連盟」に切りかわった。

一段階した電波行政の焦点は、早くもこの年の正月以来、正力構想をめぐるテレビジョン計画に移り、公営か民営か、六メガか七メガの論争が燃え上っており、その渦中で、電波監理委員会が七月三十一日に消え去り、電波行政は総理府から郵政省内局としての電波監理局にまいもどった。このことは、あとでテレビ問題として改めてあつかうが、電波監理委員会の消滅とともに、民放ラジオの免許方針についても、一県一社の基本方針は踏襲されたものの、行政指導を通じての統合勧奨、系列化抑制などの面での介入はある程度弱まり、以後の地方局免許はケース・バイ・ケースで、ある程度機械的に進んでいった。

その一例をあげると、

十一月一日〓静岡放送（JOVR・五百W〈現在1KW〉）

十二月二十四日〓ラジオ新潟（RNK・1KW〈同上〉）

の二社が、新しく、電波監理委員会消滅後はじめての予備免許をそれぞれ九月十九日、十月十八日に受け、十一月一日、十二月二十四日と相次いで開局したが、この二社はラジオ東京とほぼ完全に近いネットワークを組んで出発するという従前の各社とちがった特長を持っていた。

こうして、民放第二年度の二十七年（一九五二年）中には合計十二社が開局、通算十八社となった。

翌二十八年（一九五三年）は、次のように年間実に十五社（うち二社が合併）と、最高の開局ブームが展開された。

三月一日〓ラジオ長崎（旧長崎放送・五百W）

四月一日〓ラジオ佐世保（五百W）

（右の二社は翌二十九年（一九五四年）十月十八日合併して長崎放送・NBCとなる〈各一KW〉）

九月一日〓ラジオ高知（RKC・一KW〈同上〉）

十月一日〓山陽放送（岡山・RSK・一KW〈同上〉）

十月一日〓南海放送（松山・RNB・一KW〈同上〉）

十月一日〓ラジオ熊本（RKK・一KW〈同上〉）

十月一日〓ラジオ大分（JOGF・一KW〈同上〉）

十月一日〓ラジオ香川（高松・五百W〈現西日本放送RNC・一KW〉）

十月十日〓ラジオ南日本（鹿児島・MBC・三KW〈五KW〉）

十月十二日〓ラジオ東奥（一KW〈現ラジオ青森・RAB・同上〉）

十月十五日〓山形放送（YBC・一KW〈同上〉）

十二年一日〓ラジオ東北（秋田・RTB・一KW〈同上〉）

十二年一日〓ラジオ福島（R F C・山岳地帯のため福島、郡山、会津若松、平の四局が同時開局・各百W）
 十二月十日〓ラジオ三重（五百W〈現近畿東海放送・K T B・一KW〉）
 十二月二十五日〓岩手放送（I B C・一KW〈同上〉）

（このほか八月二十八日に日本テレビ放送網が開局）

なおここで、二十九年（一九五四年）以降のラジオ開局をあわせて付記しておく。

二十九年（一九五四年）一月一日〓九州朝日放送（福岡・K B C・一KW〈十KW〉）
 二十九年（一九五四年）三月一日〓ラジオ山陰（米子・R S B・五百W〈一KW〉）
 二十九年（一九五四年）七月一日〓ラジオ山梨（RYC・一KW〈同上〉）
 二十九年（一九五四年）七月一日〓ラジオ宮崎（R M K・一KW〈同上〉）
 二十九年（一九五四年）七月十五日〓ニッポン放送（J O R F・五十KW〈同上〉）
 二十九年（一九五四年）八月二十七日〓日本短波放送（N C B・各十KW〈同上〉）
 三十年（一九五五年）三月十日〓岐阜放送（百W〈現ラジオ東海・R T C・一KW〉）
 三十一年（一九五六年）四月一日〓ラジオ山口（徳山・K R Y・五百W〈一KW〉）
 三十三年（一九五八年）七月一日〓大阪放送（O B C・十KW）
 三十三年（一九五八年）十二月十一日〓ラジオ関東（横浜・J O R F・一KW）
 三十四年（一九五九年）四月一日〓和歌山放送（W B C・百W）

静岡放送あたりから以降の新地方局の設立経過は、それ以前の電波三法審議時代からの初期の申請とはやや異なり、ほとんど二十七年（一九五二年）から二十八年（一九五三年）の前半にかけて、大都市の既設民放の成績をみきわめ

つつ急いで設立されたものが多かった。

それでもなお、地元民間ラジオ事業の意義を啓発し、出資と広告を集め、皆無にひとしいタレント事情のもとで、それぞれ独立社を築き上げる心労は、むしろ大都市局以上で、血のにじむような無数のエピソードが残されていることは、これまで述べてきた第一次免許局の場合と全く同様であった。

この編では、これら二十七年（一九五二年）冬から二十九年（一九五四年）初めに至る地方局の開局ラッシュを、ネットワーク問題を中心として見ていくことにしたい。

特需景気の崩落と経営落差

年間実に十五社という最高の開局ブームを現出した昭和二十八年（一九五三年）から、二十九年（一九五四年）前半にかけて一県一局主義によるローカル局の大半が開局し、民放ラジオ局は三十九社にのぼり布陣は一応完了した。たまたまこのまさに出そろおうとするローカル局の足もとをすくうように戦後第二の不況が見舞った。

二十八年（一九五三年）三月の「スターリン大暴落」と朝鮮休戦会谈再開などをキツカケとして、さしもの特需景気が崩落したものである。このデフレはちょうど二十八年（一九五三年）後半から二十九年（一九五四年）いっぱい続くという不運なめぐり合わせとなった。創業期の民放ラジオの、とくに大都会を背景にした予想外の成功は、そのまますべてのローカル局の上に、直線的に行きわたるわけにはいかなかった。

不況による広告費の緊縮は相当につよかった。戦後広告費総額の成長率（対前年比）は、二十五年（一九五〇年）59%、二十六年（一九五一年）45%、二十七年（一九五二年）58%と毎年五割増という大幅な伸び方だった。民放の滑り出しの好成績はこの点からも裏づけをみることができよう。だが、二十八年（一九五三年）はそれが28%に下り、二

十九年（一九五四年）12%、三十年（一九五五年）11%とほとんど頭打ちにひとしくなった。（二七三ページの表参照）。二十九年（一九五四年）の夏、新聞協会と民放連は広告代理店とともに「広告費支払停滞打開」の対策にのり出した。秋には民放の草創期から名の知れていた代理店・日本広研のこげつき問題が起り、民放各社を悩ます始末だった。外貨事情の急速な悪化で、きびしい金融引締めが始まったことも大きな痛手であった。

このデフレの影響は、民放各社それぞれの立地条件の差、送信電力やエリアの大小、開局の遅速などに応じて異なった形で作用し、その後の民放勢力地図を一層複雑にしたが、痛手をもっともさやよせされたのは開局間もない一キロワット以下のローカル局であった。

東京、大阪、名古屋の五大局をはじめ、開局後間もなく三KWから十KWに昇格した札幌、仙台、福岡など主要都市の民放局は、みな開局後半年あまりの二十七年（一九五二年）度中に予定のタイム・セールスをとげ、利益配当を可能にしていたが、これらの局は二十九年（一九五四年）に入ってもタイム・セールスが一割ほど低下する程度にとどまり、依然電波料引上げさえ可能であった（ラジオ東京の例では開局後すでに二十七年（一九五二年）四月「三割強」、二十八年（一九五三年）一月「二割五分」と二回の値上げを行い、十KW局は二十七年（一九五二年）四月の二割につづき、二十九年（一九五四年）の二月にそろって約三割の値上げをしている）。

中小局のうちでも、比較的早く開局した局は、おのおの独自に試みた積極的な経営方策が奏功して評判を博した例もいくつもあった。いちはやく松本・岡谷・飯田などの中継局開設に努めた信越放送（長野）、次章で述べるようにJOKR（ラジオ東京）との営業提携が奏功したラジオ新潟や静岡放送、広島カープのフランチャイズ全試合六十試合を完全中継するという思い切った手を打って人気を得、地元スポンサーを開拓したラジオ中国（広島）、あるいは制作と営業を分離せず「放送業務部」という他局に例のない一種のプロデューサー・システムを採用したほか

民放で最初に送信所無人化に着手するといった経営合理化に先鞭をつけた山陽放送（岡山）……等々の各局は、みな一KW級ながら開局後数カ月で黒字に転じ、デフレの波を最小限の被害で切りぬけている。これらは比較的富裕層をエリアとする点も幸いしていた。同様な条件でラジオ熊本やラジオ大分なども開局後一期も欠損を経験しないという恵まれたステーションに数えられている。

しかし、こういった有利な条件を持たない大半のローカル局にとって事態はきわめて深刻だった。

民放第二年度の夏、南博氏¹らの手で国際心理学会へ提出するため、全民放の「プログラム編成とスポンサーの分析」が試みられ、この分野で最初の資料となつている（二十七年（一九五二年）六月集計「民間放送」第六号所収）。その中の出力別・タイム別販売時間比率と、同じ基準で二十八年（一九五三年）三月、三十一年（一九五六年）六月について試算したものは次ページ表のようになる。

中小電力局の営業不振は二七・九年（一九五二・四年）のデータに判然としており、大局がゴールデンタイムの八割以上を売り切っているのに、小局は三割ないし五割どまり、B・Cの落差はもつとはなほだしい。

これに電波料の格差が加わるから、二十九年（一九五四年）上期の売上高を例にとると、十KW局の平均的な月収約四、八三〇万円にたいし、一KW局で約六三〇万円、五百W局では三一五万円というきわだった開きである（電力別に中部日本放送・新日本放送・東北放送・熊本放送・高知放送・新潟放送・四国放送・近畿東海放送・山陰放送の三社ずつを採り、平均を出したものの）。

個々の実状でも東北地方の山形放送、ラジオ東北、ラジオ岩手など（各一KW）をはじめ、ラジオ山梨（一KW）、ラジオ山陰（米子・五百W）、ラジオ宮崎（一KW）、ラジオ南日本（指向性三KW）、といった山の多い地方にエリアをおく各社は、一日わずか一時間半前後のセールスでの開局を余儀なくされ、二十九年（一九五四年）いっぱいとい

商業番組時間比率 (%)

電 力	調査時											
	(局 数* 12)			(局 数 33)			(局 数 39)					
	時間 区分											
	A	B	C	計	A	B	C	計				
大 (50~10K)	82	50	24	42	87	62	31	50	95	78	57	86
中 (5~1K)	58	21	6	19	58	42	10	28	84	63	37	49
小** (0.5K 以下)	30	9	8	13	47	28	8	21	82	61	35	51
平 均	57	27	13	25	58	37	15	29	70	66	41	56

* 南博の調査

** 昼間1K 夜間0.5K の局は〈小〉に分類した

三十年(一九五五年)上半期あたりまで赤字経営に悩んだ。

さらにいくつかの局は次にあるリージョナル・ネットワーク——ラジオ北陸連盟、四国放送連盟、KNS協定など——を結び、県外のスポンサーを七割程度のセット割引料金で勧誘し、共通経費を切りつめて比較的早く苦境を脱したが、開局前後の実情は右の各局と同様だった。

註

(1) 南博 一九一四(二〇〇一)。社会心理学者。一九四〇年京都帝国大学文学部哲学科卒業。同年アメリカのコーネル大学大学院留学。一九四三年博士号授与される。日米開戦後が敵性外国人として軟禁状態におかれ、ようやく一九四七年に帰国した。一橋大学教授を務めながら、社会心理学やマスコミュニケーションの啓蒙書を多数出版した。

第二十章 ネットワーク問題の動向——複雑な系列化——

キーとローカルの特殊関係

この迫りくる不況下での地方開局ラッシュの底流をなしたのは系列化ネットワークの問題である。中央局と地方局の提携関係、ニュース供給を軸とする新聞社の系列関係、それと地方局同士の地域的協力の関係などが、それもたがいに複雑にからみ合いながら進行していった。

第一にあげられるのは中央局（キー局）と地方局の提携である。

京都放送と神戸放送は、大阪の新日本放送（毎日）、朝日放送両十キロ局のエリアがダブる地域に、一キロ局としてスタートし、周波数をはじめ不利（神戸放送は一九四〇K.C。現在は五六〇K.Cになった）だったので、スポンサーは大阪の局だけで十分と考えがちだった上に、番組も大阪二局と重複するわけにいかず、辛い立場におかれた。そのため、京都放送は京都に多く住む関西歌舞伎の名優、京都撮影所の映画人、京都各大学の教授連をラジオに動員し、京都独特のローカル・カラーを作り出した。また神戸放送は開局当初から「クラシックアワー」「電話リクエスト」の二番組に当時例のない二時間ずつのワイドをとるなど、全体の実に51%をジャズ、ポピュラーを主体とする音楽番組で占める、という注目すべき方針を打ち出している。そのほか両局とも、スポンサー・プロについてラジオ東京から全面的に援助を受け、京都放送には電通の宮田新治郎氏が営業部長として、また神戸放送には同じく電通系東京放送にいた大川幸之助氏が副社長として入っている。いわば代理店系の人的つながりを通ずる間接的な提携関係といえよう。両局とも二十八年（一九五三年）秋に待望の三KWへの増加が実現してから、営業的にも軌道に乗った。

これに比べ静岡放送、ラジオ新潟の場合は、もつと割り切った形をとった。

静岡放送は、ラジオ東京の全商業プロを同時中継し、残りの時間とスポットについてだけ営業活動するという取り決めをJOKR（ラジオ東京）と結んで開局した。JOKR（ラジオ東京）には、月百万円ほどが静岡放送から支払われた。いわば「限定完全ネット」契約である。自局制作陣は切りつめ、サス・プロのローカル番組に集中する立前で、この契約は二十八年（一九五三年）八月まで十カ月続いた。

ラジオ新潟は、坂口献吉社長以下常勤役員は新潟日報新聞重役の兼任で固めたが、電通のほかに、ラジオ東京が

百万円出資して金沢編成局長を役員に送っているのが目を引いた。ここは静岡放送と逆に、商業プロを除いた全サス・プロをJOKR（ラジオ東京）が供給し、その番組代金として、JOKR（ラジオ東京）はラジオ新潟の一定時間の権利を譲り受けるという契約を結んだ。スポンサード・プロの販売は自由なわけである。

この二社は、人員も極度に切りつめ、経営は開局当初から好調だった。民放の免許条件として、資本の同一や完全ネットワークは否定されているが、ある時間に限つてのネット契約は可能だ、という解釈を最大限に拡張して利用した契約方式だったが、この場合JOKR（ラジオ東京）としては一歩進んで、番組の「セット売り」（たとえばある番組をJOKR（ラジオ東京）・静岡放送・新潟放送に流すとして、別々の料金合計より安い一定の割引率を制度化するもの）までは踏み切る積極性はなかったため、二社の経営が向上し、また自社制作強化の必要がまずにつれて、この方式は地方局の側から敬遠されていった。

この場合、文化放送は二十九年（一九五四年）四月まで十KWだったこともあつて、しばらくはキー局というより東京ローカルの性格に近く番組のテープ売りは活発だったが、営業面の地方局援助はラジオ東京だけがクローズアップしている。

「ラジオ北陸連盟」の消長

第二に地方局同士の協力が、営業面の提携にまで進んだリージョナル・ネットワークの例としては、北陸放送、北日本放送、福井放送三社によるラジオ北陸連盟の結成、四国放送とラジオ香川二社の「四国放送連盟」、ラジオ九州、ラジオ長崎、ラジオ佐世保三社が結んだ「KNS協定」とその後のラジオ長崎・ラジオ佐世保の長崎放送への合同などがあげられる。

とくに二十八年（一九五三年）二月に作られ、三十二年（一九五七年）まで長期にわたって続いた「ラジオ北陸連盟」のケースは、当時の地方小電力局の実状と、さまざまな利害関係が、よく反映されていて興味深い。

比較的富裕県とはいえ、新潟一県ほどの面積に、金沢、富山五百W、福井五十Wの三局が二十七年（一九五二年）五月から七月にかけ次々と開局したものの、社長個人の信用で資本払込の形をつけるといったケースもみられるほどの苦しい創業であった。最初のクルールのタイム・セールスは一時間半前後、各新聞社（北陸放送Ⅱ北国新聞、北日本放送Ⅱ北日本新聞、福井放送Ⅱ福井新聞）の顔でついたスポンサーも「新聞より料金割高だと、三カ月経つと消えていて泣きたい位」（北日本放送横山社長）であったという。

選挙の応援で、ここを回った元同盟の古野伊之助氏が帰京して「このままでは三つ共倒れになるぞ」と電通に話し込んだのが一つのキツカケとなって、当時電通顧問で富山生まれの新田宇一郎氏（現読売テレビ専務）がコミッショナー役に引き出され、①三社の全国スポンサー獲得および東京、大阪、名古屋支社活動を統括代行する、②共通経費を節約し、三社の個別料金合計の約七割でセット料金制をとる、③地元営業活動は各社それぞれの料金で独自に行う、などの条件で任意法人「ラジオ北陸連盟」をまとめ上げた。理事長が新田氏、三社の社長が理事となり、古野、吉田秀雄両氏が顧問となった。この三局の間に常時中継線を引くこと、福井放送の五十Wを他の二社と同じ五百Wに増力して利益配分のトラブルを避けること、なども連盟が解決せねばならない仕事だった。

新田氏は、このはじめてのリージョナル・ネットワークのねらいとして、当時、要旨次のように書いている。

「地域的にも一区画である北陸の三局が、もし経営難でそれぞれ違った強大局の系統に入ることになったら、三局の立場は大放送局の植民地にすぎなくなる。そして商業放送局の主要財源は何といつてもナショナル・アドであるが、それが北陸地方全体をカバーしようとしてもきわめて複雑でやりにくくなる。もし三社が連携すれ

ば、後日ナショナル・ネットワーク問題が起つても、中央局と対等交渉ができ、ナショナル・アドにたいしても十キロ局以上の電波市場を、しかも割安な料金で提供できることになるだろう」（「民間放送」第十一号）

事実、連盟は結成以後、あらゆる面で十キロ局級の待遇を広告主から受け、三カ月後、三社の営業収入は、金額で倍増し、経費の節約を考えると実質上二倍半の増収となった（二十八年（一九五三年）四月現在、Aタイム一時間の電波料は北陸四万五千、北日本四万、福井二万五千、計十一万円だが、ラジオ北陸連盟セット料金は七万五千円。新日本、中部日本など十キロ局の十二万五千円に比べ、はるかに格安だった）。

この販売提携は、論理的にも経営合併を志向する。また実際に連盟協定の前文に「将来合併する了解のもとに」¹とつたわれていた。だがこの連盟はいわゆるラジオ神武景気の頂点、三十二年（一九五七年）四月になって、北陸、北日本は一割二分配当、富山も八分配当という好況の中で、解散ときまった。

業績の向上もさることながら、行政区画に影響された出資者のつながり、新聞社の対抗意識、各社内部の人のまとまりなど、人事的な殻^{から}は、四年間の苦境と合理化の経験によつてもとうとう取り去れなかったことを、この連盟の消長は物語っていた。

註

- (1) 神武景気 日本高度経済成長のはしりで、一九五四年十二月から一九五七年六月までに発生した爆発的な好景気のこと。一九五六年の『経済白書』に「もはや戦後ではない」と記載されたのは有名。

新聞系列化競争は竜頭蛇尾

ネットワーク問題の第三にあげられるのは、次々に生まれてくる地方局にたいする新聞社間の系列化競争と、その行方であろう。

かつて第一次免許をめぐる朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、なかんずく朝日新聞・毎日新聞の勢力争いが、東京は三社統合の一社と新聞に無関係の一社（文化放送）に、大阪は新日本放送（毎日新聞）・朝日新聞の両立に、ほかは福岡に毎日新聞系のラジオ九州という結果におちつき、その他の十キロ局は、それぞれ中部日本新聞、北海道新聞などのブロック紙がバックを固めたため、中央紙の「ラジオ競争」は、もっぱら三KW以下のローカル民放にたいして、ニュース供給、資本援助の両面で足がかりを築くことに集中された。

これらのローカル局は、大部分地元の県紙が中心になって設立されていたが、その結合の程度は、①ラジオ高知、静岡放送など新聞社の出資が単独で53・2%、あるいは33・3%と、圧倒的な比重を占め、社長も新聞と兼務するといったケースから、②地元新聞が計画の母体であっても、出資は極力控え（数%程度）、地元商工会や自治体を出資者として社長等も財界から仰いでいるケース、③さらに福井放送、ラジオ山陰、長崎放送など、資本面ではほとんど新聞と無関係に設立され、ニュース供給だけ新聞を利用したもの……などいろいろな型があった。

ローカル局争奪戦をくりひろげたのは、朝日新聞・毎日新聞両紙で、まず両紙とも従来もっていた地方紙とのつながりをたどり、信越放送、福井放送が朝日新聞系に、またラジオ九州のほかラジオ福島などが毎日新聞系に数えられた（二十九年「一九五四年」に入ると九州朝日放送がラジオ九州と対抗して、ハッキリ朝日新聞の看板をかかげ設立された）。一方、両紙との縁故のうすい地方系統の局や、新聞と無関係の局には、双方から系列化工作がはげしく行われたが、その結果、ラジオ中国、ラジオ山陰、ラジオ香川、長崎放送など朝日新聞・毎日新聞両方の資本ないしニュースを平等に受け入れる局も出現した。（三十年「一九五五年」四月現在、民放連が調査した民放局と新聞

社の関係は別表に掲げるとおりであった。)

読売新聞は、地方紙との関係が朝日新聞、毎日新聞両紙よりずっと浅く、すでに「日本テレビ」構想に主力を向けていたこともあって、この競争には参加しなかった。日本経済新聞は、全国的に経済市況放送ができる短波放送をねらい、二十九年(二九五四年)八月に生れた日本短波放送(NSB)の計画に加わった。また文化放送でマルチエリーノ神父をめぐる内紛がおこるたびに産経新聞が関心を寄せているといううわさが高かったが、これは表面化する機会がなかった。

こういった一連の中央紙のローカル局獲得競争は、結果的にみるとほとんど実を結ばなかった。クレジツトつきニュースの提供に限っては、この時の成果がその後も習慣化して現在まで続いており、有形無形のプラスになっているが、放送局自体を中央紙系列に入れる力はきわめて弱かった。新聞による系列化の問題はラジオの場合、結局ニュースネットワークの域にとどまり、それすらきわめてゆるい形であった。

その原因はいろいろ考えられる。とくに、東京のキー局であるラジオ東京、文化放送が、次にも述べるようにバッテリー番組を安く無制限に地方局に提供する方針をとったのにたいし、朝日新聞、毎日新聞ともに、新聞系列化の拠点を大阪の朝日放送、新日本放送に置かざるを得なかったから、肝心の番組制作とセールスの面で、新聞系列に加わって得られる地方局の実質的利益はうすかった。それが大きい理由だった。またニュースの面でも、一方で共同通信のラジオ向け配信が次第に充実されてきた。また民放局の報道担当者同士が、中継線の完備につれて、たがいに「無条件でニュース素材(音)をライン交換する」という不文律をうち立て、強力な協力体制を育てていったことも新聞への依存度を低める一因だった。そしてさらになによりも新聞とラジオの間に機能、営業形態その他本質的な相違があることが根本の理由であろう。

民放と新聞 の関係	新聞社の出資			ニュース供給			ニュース 供給契約 の有無
	中央紙	地方紙	全資本 に対する %	中央紙	地方紙	通信社	
ラジオ東京	朝日 毎日 読売		9.7 9.7 9.7	朝日 毎日 読売			有
文化放送						共同	有
ニッポン放送						共同 時事 ラジオプレス	有
北海道放送		北海道新聞	4.9	北海道新聞		共同	
東北放送		河北新報	12.5	河北新報			有
中部日本放送		中部日本	2.5	中部日本		共同	
新日本放送	毎日		12.2	毎日			
朝日放送	朝日		5.0	朝日			
ラジオ九州		*毎日 西日本新聞	1.0	毎日 西日本新聞			有
ラジオ青森		東奥日報	4.5	東奥日報	(外・時)		
岩手放送		*新岩手		岩手日報			
ラジオ東北		秋田魁	8.3	秋田魁			
山形放送		*山形新聞		山形新聞			
ラジオ福島		*福島民報		毎日			有
信越放送	朝日 信濃毎日		6.0 4.5	朝日 信濃毎日		共同	共同のみ 有
ラジオ山梨				山梨日日			有
北日本放送		北日本新聞	5.0	北日本新聞	(外・共)		有
北陸放送		北国新聞	3.7	北国新聞			有
福井放送	朝日		10.4	朝日 福井			朝日のみ 有
静岡放送		静岡新聞	33.3	静岡新聞	(外・共)		
岐阜放送				中部日本 岐阜タイムス			
ラジオ三重		伊勢新聞	1.3	伊勢新聞 中部日本			

民放と新聞の関係	新聞社の出資			ニュース供給			ニュース供給契約の有無
	中央紙	地方紙	全資本に対する%	中央紙	地方紙	通信社	
京都放送		京 都	11.0		京 都	共 同	
神戸放送		神 戸	1.0		神 戸		
		神 港	1.0				
ラジオ山陽	朝 日 毎 日		7.7 7.7	朝 日 毎 日			
山陽放送		山陽新聞	1.8		山 陽	共 同	有
ラジオ中国				朝 日 毎 日	中国新聞	共 同	
ラジオ山口							
ラジオ香川		四国新聞	19.4	毎 日 朝 日	四国新聞		
四国放送		徳島新聞	16.3		徳島新聞 (外・時)		
南海放送		愛媛新聞	19.1		愛媛新聞	時 事	
ラジオ高知		高知新聞	53.2		高知新聞	共 同	
九州朝日放送	朝 日		3.7	朝 日			有
長崎放送	毎 日		2.0	毎 日	長崎日日		有
	朝 日	長崎民友	2.0 0.7	朝 日	長崎民友		
ラジオ大分		大分合同	0.7		大分合同	同紙を通じ共同	
ラジオ熊本		熊本日日	18.0		熊本日日		
ラジオ宮崎		日向日日	8.3		日向日日	共 同	有
ラジオ南日本		南日本新聞	3.8		南日本新聞	共同	共同のみ有
日本短波放送				日本経済		共 同	
日本テレビ放送網	朝 日		1.3	朝 日			
	毎 日		1.3	毎 日			
	読 売		1.3	読 売			

(注) ①*印は個人出資のため数字上集計されていない

② (外・共) (外・時) とは外信のみ共同または時事よりうける

新聞ラジオ間に取材紛争おこる



マイク嫌いで有名な吉田首相の退陣後、鳩山首相は民放に定例ラジオ会見の前例を開いた

このことは、地元紙とステーションの関係にもあてはまる。はじめ地元新聞の実質上の子会社として出発したローカル局であっても、放送事業が軌道に乗るにつれて、その関係は名目化し、次第に独自の行き方をとる傾向が強かった。『子会社』といっても数字上民放経営における新聞社の比重は資本額で平均8・8%、取締役数で15%（三十年「一九五五年」末民放連集計、NTV・OTVをふくむ）にすぎなかったから、この放送側の『自立』を押さえる決め手はなかった。

なぜ日本の民放事業では、新聞社が、こういったわずかな資本比重にもかかわらず、一定の指導権を主張することができたのか……この点、新田宇一郎氏は「日本人の中に、自動車運転がまだ特殊技能視されているのと同様に、新聞社やラジオ・ステーションの経営は、普通の企業経営とは超絶した特殊なテクニクを要すると考える風潮が強かったため」（新聞協会編「The Japanese Press」一九五七年版）と評している。また民放創業の初期には新聞社以外にどの産業（たとえば電機産業など）も商業放送を危険視して手を出そうとはせず、したがってどの民放局も特定の大口出資者を持たず、株主が細分化されていたこと

も考えられよう。だが、いったん民放が軌道に乗り採算性の見通しが立つと、特別に新聞社に依存せねばならない理由はどこにもなくなっていた。

新聞と民放ラジオのこの分離傾向を裏づけるように、二十八年（一九五三年）十二月十八日、民放の第三年目が暮れるころ、まず朝日新聞が突然、東京・名古屋・小倉に直営の“ニュース放送局”を五十ワットで申請した。そのあとを追ってその月の二十一日に産経新聞も東京・名古屋・大阪・福岡に、また二十六日に読売新聞、中部日本新聞が同じくニュース放送局を申請した。驚いた郵政省では、とりあえず同月二十三日、新聞社に自重を求める談話を発表しているが、翌二十九年（一九五四年）に入っても北海道新聞をはじめ続々とつづいて、合計十三社、三十七局に達した。

これは民放中継局用のPR周波数を使う計画で、朝日新聞の場合などは報道科学研究室中心に七十五周年計画として相当時間をかけて練られたもの。編集と直結したニュースを常時一貫して流し、その他は音楽だけ。広告放送は一切しない”という計画だったが、この申請に驚いて対抗上急いで出した出願も多かった。

電波監理局は二十九年（一九五四年）五月、電波監理審議会にはかつて、この新聞社ニュース局にたいし、まず「保留」と決定、その後十二月三日付ですべて拒否処分にしてしまった。理由は、独占排除上新聞社専用局は好ましくない、ニュースだけでは番組の総合性を欠く、などであった。

たまたまこの問題と時期を同じくして、二十九年（一九五四年）の九月、中国からの帰国船興安丸への放送記者乗船をJOKR（ラジオ東京）が直接中国側に申込み、OKを取ってしまったことから、新聞だけの協定で乗船を控えた新聞側と大もめし、報道取材をめぐる新聞とラジオの対立が、はじめて表面化している。

これと前後して、吉田首相外遊問題で首相を決算委に喚問するという、当時政局の焦点になった「堤衆議院議長・田中決算委員長会談」について、新聞側が取材人数をしぼれず入場できなかったのに、NHKとJOKR（ラジオ東京）は既設マイクで室外から取材できたというので、新聞がマイク取りはずしを要求する騒ぎとなった。

この二件はいずれも、放送が譲歩して解決したが、民放が新聞に従属し奉仕するはずのものとして信じていた新聞側の先入観が、ここらで動揺しはじめたことを示す強い反撥であった。

強力な民放の互助体制

民放ラジオの全国的開花の中での、いま一つの話題——第四の問題は、これまでにあげた各種の系列化の動きとは別に、そのワク外でいわば、“自然成長”していった民放各社の間の協力体制である。

電力の大小とサービスエリアの広狭こそあれ、電波行政上、基本的には東京といわず、青森といわず、すべて“立ローカル”として置局された建前の民放事業は、まず当面のライバルだったNHKの完備した全国中継線と取材網に対抗するため、本能的にビジネスを超えた相互援助の構えをしいた。

まずある局が制作した番組は、ダビング（録音複製）料、プラ、割増著作権使用料（制作局がネット局分の割増分も立替えて支払った）という、ほとんど名目だけの値段で他の局に融通される慣行が生まれた。「開業後一年ばかりは、どの局も放送時間に穴を明けまいと精一杯で、契約とか料金とか話し合うヒマもなくテープを融通し合った」（新日本放送初代放送部長・小谷正一氏）という状況と、やがてもっとも有力な番組制作局になったラジオ東京など東京の局が「ラジオは新聞とちがって、ハッキリ電波の到達距離がかぎられ、エリアが違えば互いに少しも対抗意識を持たず、みな気持よく援助しようという心境で地方局との関係を処理した」（JOKR「ラジオ東京」鹿倉専務）ことが、番組制作費は一応制作担当局とスポンサーの間で決済が終るといふ事情とあいまって、この慣行を生んだのだった。

各社間の専用中継線の設置も、民放共通の懸案だっただけに、費用分担などにこだわらず運用されていた。



開業直後のNJB(新日本放送)が一気にNHKとの対決をはかったメニューヒン生中継……二六・一〇・二二築地のビクタースタジオから

ビクター・スタジオから送ったもの。まだ電電公社の成立以前で電気通信省技術陣が苦勞して特設した臨時ラインを借りたものだが、音質は良好で、関係者は自信をつけた。この放送権はNHKと激しくセリ合った末民放が独占したもので、その経緯は井上靖氏の小説「貧血と花と爆弾」のモデルにまでなった。

十キロ局以上の基幹民放局間に、番組を流せる特性を備えた専用線網(ライン・ネット)が完成したのは、二十九年(一九五四年)十一月のことで、それ以後、その周囲に一キロ以下の局もつながり全国同時中継が自由になったが、ここに至るまでの民放技術陣の苦勞は、スイッチング一つで全国に音が流れる現在からは想像のつかないものだった。

民放開業に先立つ二十六年(一九五一年)八月二十七日、毎日新聞ラジオ報道部設楽記者らが講和会議^①に出席する直前の全権団に首相官邸でインタビューして、その夜の新日本放送の試験電波に乗せたのが、民放長距離報道の第一声だったが、これは新日本放送の技術部が頭をしばった末、毎日新聞の写真電送線を借用して送ったもの。その後も当分の間、親会社の編集局長に“邪魔だ”とどなられたりしながら、コソコソと電送線を使っていた。中部日本放送その他は定時予約電話で、音質を気にしながら“音送り”をした。

民放がはじめて臨時ながら長距離中継線を使ったのは、その年の十月二十

二日新日本放送が、来朝したメニューヒンのヴァイオリン演奏を東京築地の

放送その他は定時予約電話で、音質を気にしながら“音送り”をした。

(1) 講和会議 第二次世界大戦におけるアメリカ合衆国をはじめとする連合国諸国と日本国との間の戦争状態を終結させるため、両者の間で締結された講和条約を結ぶためにアメリカのサンフランシスコで一九五一年九月四日から九日にかけて行われた会議。全五十二カ国の代表が参加。日本からは全権大使吉田茂以下が参加した。講和条約はソ連・ポーランド・チェコスロバキア・中国は署名せず、第二次世界大戦関係国全体との講和条約締結とはならず、社会主義諸国を除く片面講和となったため、全面講和を望む日本国内の勢力との間に確執が残った。

(2) メニューヒン Yehudi Menuhin. 一九一六～一九九九。アメリカ生まれのユダヤ系ヴァイオリン・ヴィオラ奏者で指揮者。幼少時神童の誉れが高かった。一九八五年イギリスに帰化し、サーの爵位を授与された。

全国中継までの苦心

民放初の全国中継は、二十七年（一九五二年）一月十二日からの大相撲春場所をラジオ東京、中部日本放送、新日本放送、ラジオ九州四社が共同中継したのを皮切りに、五月十九日白井対ダド・マリノのボクシング世界選手権をJOKR（ラジオ東京）が独占して全国九社に中継（ほか五局にテープ送り）、同じく十月十二日皇太子外遊帰国に際してJOKR（ラジオ東京）から全国十四社へと中継……とひんぱんに行われたが、当分の間短期借用線か予約電話などで苦しいやりくりを重ねていた。いわゆる専用線は、まず三月に東京・大阪にC線一本が、新日本放送、朝日放送一時間交代ということで認められたが、地方局とその東京支社間の専用線が一応整ったのは、二十八年（一九五三年）も後半のことである。

このような事情から、専用線による番組送りはニュース番組や実況中継ものと、例外的な緊急の場合だけに限られ、日常の番組はテープによる送り受けが原則となった。

国会にマイクを入れることは、民放が掲げた「フリー・ラジオ」の使命感から、民放報道の第一の課題として、民放連の結成と同時に両院議事運営委員会との交渉が始められた。はじめ議運の中から「民放が特定の政治力に支配される恐れはないか」との疑義がでて、吉田首相の施政方針演説に間に合わないおそれも出たが、関係新聞社を通じた工作が成功、二日前の十月十日（二十六年（一九五二年））に議運の原則的承認を得た。中部日本放送、新日本放送両者の経費負担でマイク設置と配線工事をいそぎ、あやうく十月十二日、講和調印後初の施政方針演説が録音されたが、中継線がないためテープで持出さざるをえなかった。

それまでNHKも入らなかった常任委員会の取材には、いちいち委員長の許可をえた上警務部にとどけるといふ面倒な制限がつけられたが、これは民放の性格が理解されるにつれ、暗黙のうちに省略されるようになっていく。NHKは早くから国会と官邸に一本ずつ専用線を持っていたが本会議の実況中継を行ったのは、翌二十七年（一九五二年）一月からだ。民放も再三交渉の末、二十八年（一九五三年）にやっと二本の専用中継線を国会とラジオ東京の間に認めさせたが、これはラジオ東京が代表して経費も負担し、地方局だけでなく東京でのライバル局、文化放送にも広く利用された。

これら一つ一つの動きが、民放の技術レベルと協力体制を積み上げていく上のモニメントであった。前にふれた民放ラジオ局間のニュース素材自由（無料）交換の「不文律」は、二十七年（一九五二年）三月に、民放在京報道担当者によって発足した「民放記者クラブ」のメンバーたちが、NHKや新聞などの既成取材網と、苦しい取材戦を重ねていく中で以上のような一連の協力のうちに「自然に」固まってきたものであった。

この「クラブ」に続いて、二十八年（一九五三年）十二月「報道責任者懇談会」が生まれ、その後「報道責任者会議」（うち十KW以上のメンバーが報道常任委員会を構成）、「民放連報道専門部会」と発展して、現在の「民間放

送報道協議会」になった。引揚げ取材、アジア大会（マニラ・東京）、鳩山首相訪ソ^②、最近ではジラード事件など^③記憶に残る共同取材や多元制作が、そこから生まれている。

註

- (1) 白井〔義男〕 一九二三〜二〇〇三。プロボクサー。日本人として初めて世界フライ級王者となった。一九五二年五月十九日、世界フライ級王者タド・マリノに挑戦し、一五回判定勝ち、世界フライ級の王者獲得した。以後四度防衛をはたした。
- (2) 鳩山首相訪ソ 鳩山一郎首相はソ連との講和条約締結を望み、その交渉のためにソ連を訪問することを決意し、一九五六年十月、ソ連を訪問した。
- (3) ジラード事件 一九五七年一月三十日、米軍の演習基地内に侵入した日本人主婦を在日米軍兵士・ウィリアム・S・ジラードが射殺した事件。ジラードが主婦を呼び寄せて射殺したことが判明し、国内でアメリカへの世論の批判が高まった。

活発な共同制作

報道での協力と同じく、番組の共同制作も、活発に行われた。

まず二十七年（一九五二年）二月、すでに開局した中部日本放送、京都放送、ラジオ九州と、開局準備中の北海道放送、東北放送、信越放送、ラジオ新潟、北日本放送、北陸放送、神戸放送、ラジオ中国計十一社の在京編成担当者が集まり、開局前後の殺人的な手不足の悩みを語り合ったのを機会に、即座に共同制作の相談がまとまり「火曜会」（地方民間放送共同制作協議会）が作られた。複数局併立の東京・大阪の局はオプザーバーの形をとった。この「火曜会」は新しく開局する地方局を次々と吸収し、文部省委嘱の「朝の教養」や「録音風物誌」「民謡風土記」などロング・ランを続けている番組の制作をはじめとして、現在では毎週六本、年末年始番組は年五十本以上を制作配給するまでに成長した。

ブロック紙に相当する地方十KW局四社——北海道放送、東北放送、中部日本放送、ラジオ九州——が二十九年（一九五四年）四月に結成した「四月会」は、経営者懇談会から本社、東京支社の編成・報道各責任者まで各段階が協議し合うという、より密接な関係を結んでおり、東京、大阪の局もこもごもどれか一つに参加するという形で連続ドラマ「東京の人」「日日の背信」や「マイク探訪」など制作費を集中して、大きな番組をこなした。

「四月会」と少し異なった組み合わせの五社（ラジオ東京、朝日放送、中部日本放送、ラジオ九州、北海道放送）による五元社会報道プロ「北から南から」や、ラジオ東京、新日本放送（毎日放送）、中部日本放送など六社の婦人番組担当者による「女性の広場」などは、いろいろな形式を自由に駆使した堅実な連続プロとしてしばしば賞を受けている。

その他、地方ブロックの共同制作も「えぞの会」（北海道東北八社）による「東北の話題」、九州七社による「九州の話題」「女性ノート」、中国四国八社の「中国四国仲よし音楽会」、北陸三社の「季節の手帳」「仲よしクラブ」などいづれも毎週連続ものとして成功している。同じ中国四国でも、さらに四国四社だけで「四国便り」、瀬戸内海を取巻く中国放送、南海放送、ラジオ大分、ラジオ山口で「内海連絡船」「内海婦人サロン」、またラジオ中国、ラジオ山陰、山陽放送の三社で「陰陽廻り舞台」といったキメの細かさである。東海地方と近畿地方だけは京都、名古屋、大阪の大局とその間の一キロ級局とが混在するため、地方ブロックの共同制作はほとんどみられない。

こうして全国に展開した民放ラジオ地図をふりかえると、先に第一次免許の際言及した日本の特異なラジオ・ネットワーク形態は、さらにその後、新ローカル局の強い連帯意識と自主性確保の意欲に支えられて、よりハッキリした形をとってきた。それは、東京局単位のネットワーク、新聞系列ネットワークのいずれもが中和否定され、最終

的にはケース・バイ・ケースで変わる一種のフリー・ブッキング制が根を下ろしたことである。

これは、別の面からみれば、スポンサーの地域選択・局選択が容易に行われるため、スポンサー・ネットワークあるいは代理店ネットワークともいわれているが、それとても決して固定した系列を生まなかった。

このいわば相互牽制の関係が、結果的にはローカル局の生長を保護し、民放ラジオの均衡のとれた発展をうながしたといえよう、この形態は、周知のように、のちテレビ時代の到来とともに、大きな変動を経験することになるが、その中であつてもなお、無視できない一つの底流となっている。

東京では「ニッポン放送旋風」

デフレ期の末期にあたり、もう一つ民放をめぐる客観情勢を大きく変動させた要因がある。東京の第三局——ニッポン放送（JOLF）の出現と、唯一の財団法人局だった文化放送協会が次第に行きづまり、株式会社文化放送へと経営改組が進められたことである。

JOLF開局（二九・七・一五）を契機に大都市の基幹局のあり方が大幅に変った。その意味では、同じ年に誕生した日本短波放送（二九・八・二七）や、はじめ佐賀県中心の一KW局として開局したが、間もなく毎日系ラジオ九州に対抗する北九州第二局として十KW化と同時に福岡に移った九州朝日放送（開局二九・一・一、増力三一・一二・一）なども都市局の競争激化という同じ性



ニッポン放送は大々的な社名宣伝を行った。……七月一五日の開局にちなんだ同日生れの赤ちゃんの集い。中央はこれも同年生れの高橋竜太郎氏

質の問題といえよう。

ニッポン放送はいうまでもなく稲垣平太郎会長（日本商工会議所会頭）、植村甲午郎社長（経団連副会長）、鹿内信隆専務（日経連専務理事）、藤山愛一郎監査役——といった財界幹部自身の手によって、経済四団体を母胎に生まれた。ラジオ東京はじめ既設局の実績を充分みきわめた上、東京にもう一つの五十KW局は可能、という財界の確実な計算のもとにスタートした点で、電波の独占打破と新言論メディア開拓を謳って新聞社中心に申請され資金的には財界主流から敬遠されていた既存民放各社との間に、本質的な肌あいの違いがあるのはさけられなかった。

この東京第三波をめぐる競願も激烈だった。敗戦直後に、『民衆放送』の草分けとなり追放のため志を貫けなかった船田中氏が、まず日本倶楽部の藤沼庄平氏らと二十八年（一九五三年）早々「中央放送」を出願。次いで元関東州長官という御影池辰雄氏が中心となり稲垣平太郎氏を代表とした「ラジオ経済」、安藤正純氏が代表で生長の家会館をスタジオにするという「国際宗教放送」などが続き、せり合つて話題をまいた。ここでも、塚田郵政相のにらみや原安三郎氏^①の仲介で統合工作が進み二転三転の末、「中央放送」と「ラジオ経済」の両発起人を主体にし前記四団体幹部が表面に出た「ニッポン放送」に結着した。

ついでながら日本短波放送の計画の方にはこれも第一次免許競願に破れた『日本経済放送』の東証土屋陽三郎氏、『国民教育放送』の大山恵佐氏（六八ページ参照）らが参画していることは興味深い。

文化放送の内紛は、実際上の出資者たる聖パウロ修道会が外国系法人のため局の運営にタッチできないという特殊事情が原因だが、会長が沢田節蔵氏から徳川宗敬氏、武井大助氏、中島久万吉氏と転々とするうち、結局資金難と郵政当局のすすめでまず石坂泰三^②、渋沢敬三^③、安藤正純氏ら政財界人に内紛調停を白紙委任し、さらに渋沢、原安三郎両氏に根本的解決を任せる形となったのが注目された。こうして、渋沢会長、水野茂夫社

長の出馬となり、J O Q R (文化放送) は財界と旺文社・講談社など大手出版社を主なバックとする株式組織に変わった。

J O K R (ラジオ東京) ・ J O Q R (文化放送) ・ J O L F (ニッポン放送) 三社の成立ないし改組の、そのどれにも原安三郎氏が顔を出していることは記憶にあたはず。とくに J O Q R (文化放送) ・ J O L F (ニッポン放送) の間柄はこの時から、テレビ問題その他で同調しうる共通の線が引かれたと見てよいだろう。

ニッポン放送は競願に手間どり、二十九年(一九五四年)七月開局できたときには、一般的な不況に夏枯れが重なって、上・下両半期——三クール以上も赤字が続いた。広告主にとって J O K R (ラジオ東京) ・ J O Q R (文化放送) の良い時間帯は相変わらずつまっていたため、J O L F (ニッポン放送) 開局を応援したスポンサーは多かったが、実際のタイムセールスは、J O K R (ラジオ東京) の十一時台、J O Q R (文化放送) の十時間弱に比べ、八時間台でスタートした。しかし徹底した娯楽番組攻勢に加え、最初から婦人向け番組をふやし、「ラジオ夕刊」などニュース・シヨウ形式を採用するといった編成方針の新味と、全時間販売主義、大がかりな社名告知 P R などが成功し、三十年後半から三十一年(一九五六年)にかけ十五時間から十七時間を売りつくし、平均聴取率で他の二社と N H K を抜きトップに立つ(三十一年(一九五六年)二月東京四社共同調査) という、いわゆる「J O L F (ニッポン放送) 旋風」をまきおこした。三十一年(一九五六年)の元旦は、特集番組をふくんではいるが十八時間三十分の放送時間中、稲垣会長の挨拶五分間を除く十八時間二十五分をことごとく売りつくすというまさに当るべからざる勢いであった。

それまで東京の民放は二局併立といっても、文化放送が二十九年(一九五四年)四月までに十 K W でもあり事実上東京ローカルの性格に近かった。キー局の役割はラジオ東京の一手にかかっていた。ニッポン放送はその盲点をつき「もし地方局が継続的にネットを組むなら、番組は無料提供する」と発表した。五十 K W 三社併行時代に入った

東京の営業事情は混戦状態に陥ってきた。もしかりに、三十一、二年（一九五六、七年）の景気回復がもつとおくれるか、後述のような大幅なものにならないという事態を仮定すれば、民放全体が過当競争にまき込まれるおそれは多分に備わっていたといえよう。しかも十KW級の局では、テレビの免許獲得と資金調達がさしまった難題として局内に一厘の焦躁感をかもしだされていた。

註

- (1) 原安三郎 一八八四～一九八二。実業家。日本化薬会長。一九六三年にはじまった「小さな親切運動」の提唱者の一人。
- (2) 石坂泰三 一八八六～一九七五。財界人。第一生命保険、東京芝浦電気社長を経て第二代経済団体連合会（経団連）会長就任以後四期務めた。
- (3) 洪沢敬三 一八九六～一九六三。洪沢栄一の孫。財界人でもあり、民俗学者でもあった。日本銀行総裁、大蔵大臣を歴任した。

第二十一章 不況下の民放に漂った危機意識

民放の“質”をめぐる内省

キー局は激しい平均聴取率競争の悪循環に十KW局はテレビ対策に、ローカル局は経営を一刻も早く安定した軌道にのせるために……それぞれ奔命に疲れているのが、一言でいってデフレ下、二十八年（一九五三年）下期～二十九年（一九五四年）代の民放ラジオの姿であった。

開局後二、三年目といえば、現場の放送ジャーナリストにとっては不眠不休の番組作りの極度の緊張感からひととき解放され、前後をふりかえる余裕を手にした時期でもあった。

「私のところは去年一年間とにかく音を出すのに精一杯だった。今年になって質的に向上するんだという建前になった。掛け声はそうだが実際ははたして進んでいるかどうか……」

「今年から質の向上、といわれたところで途端にくたびれが出たところですか（笑）」

「とにかくエキスパートを考える暇もなく新人を履歴書一本で入れプロデューサーの名を与えて指を振らせた。案外営業成績はあがったが、質の方は……、つまり腕の不足がいま見えてきたんだ」

「何となく私の感じだが、このまま進んで行ったらだんだん低調になって、よほど大きな改革がないと、立ち直ってもういつペン質をよくするというのは大変になるんじゃないか。ことしは危機じゃないか……」（「民間放送」二八年八月号——「座談会・民間放送の“質”を衝く」）

——こういった端的な声が、NJB（新日本放送）∥和田精、JOKR（ラジオ東京）∥東郷静男・八並蓮一、JOQR（文化放送）∥原千代海、CBC（中部日本放送）∥国枝忠雄、故人となったRKBの吉村忠夫……といった当時の第一線プロデューサーたちによって語られ発表されている。

この“質”の向上論議は、設備や人員の充実、機構の改善ももちろん切実に要求しているが、それ以上に本質的な現実への反省を訴えたものだったが、その底にある危機感はその後の民放の現実の進展の中でスッキリと解きほごされぬまま潜在した形になった。

現状打開への願望

当時、さかんにくりかえされた民放論議の中で、このほか特徴的だったものが二つあげられる。一つは「懸案のネットワークを早く確立して経営を合理化せよ」という議論、もう一つは「NHKの受信料独占をやめ民放にも配

分せよ」というもの、この二つは実行が困難なことはだれもが感じており、一向に具体的な道すじが提案されないままながら、およそ民放の発展策が論じられるたびにくりかえし叫ばれた。

この場合「ネットワーク」とは、地域連盟の類はふくまれていないが、①各ローカル局がそれぞれかの中央局との間で完全に系列化する形を予想するもの、②別個の番組制作配給会社的な構想、③中央局と地方局のセット販売、④NHK的な同時放送線（ライン・ネット）の完成をいうもの、⑤単なる共同制作の組織化をいうもの、などマチマチの要素が混在していた。

前に述べたような日本の民放置局行政と各社の成立事情の下では、議論を一つにしほれなかったのは当然といえど当然だし、現実にネットワークといえばテープ受渡しと年末年始などの全国同時中継しか意味しなかったが、この議論は、中小局が現実の重い制作負担と煩雑な販売・編成両面の処理に耐えかねたための「要求」ないし「願望」の反映とみれば諒解できる。この「願望」が実在する以上、民放連などでも再三「ネットワーク確立の方策」を論じなければならなかったし、また、キー局を任ずる大局も「将来」に備えて「商売を抜きにして」地方局の面倒を見てきたのだった。

「受信料分配論」の方は電波三法立案中にもあったが、ここではまず小電力局幹部が強く主張し、やがてある時期は「NHK受信料は受信機税に改め、その一部を商業放送振興費にあてよ」という形で民放連の正式主張に採用された。「それは国の補助金となって政府の監査や干渉を招く」という自戒は民放内部にもあり、「NHKを刺激しすぎる」「實際上困難」との反論もなくはなかったが、現実の手もとの辛さとNHKへの反発の方が先にたつたものといえよう。

チャンネルプラン問題

この背景には、当時の中波チャンネル割当ではNHKに比べ民放は電力が弱い上に、周波数の不利（民放のサイクル数がNHKより外側へ数が多い）のため伝播しにくく同調も悪い）が、現実に電波を出してみると意外に大きく我慢ならなかった事情が結びついている。とくに1KW、五百W以下の局では、増力・周波数改善問題と難聴地形をカバーする中継局設置の要求の二点は、文字どおり死活の要求だった。

神戸放送（1KW）の場合など一四九〇KCというもつとも不利なサイクル数のため一〇〇〇KCの予定で設計した送信所の機能が下がって神戸近郊にさえ届かず、市内でもNHK大阪第一（五十KW・六七〇KC）にはもちろん十KWの大阪民放、朝日放送（一〇一〇KC）、新日本放送（二二一〇KC）に及ばず、内海の魚に放送しているような、”きこえない神戸放送”とまで嘲笑された事実もある。三KW、五六〇KCに変更されるまでの経営はきわめて苦しかった。チャンネルプラン改正問題は初期の民放連の最大の仕事だった。神戸のような極端な一部のケースは二十八年（二九五三年）の切換えで手直しされ、さらに三十一年（一九五六年）の切換えでNHK・民放の不均衡はほぼ現状まで縮まったが、それまでには各社の技術部長がほとんどかかり切りで、当局の責任である全国の電界強度調査・混信調査を組織し、自主的な再割当案まで作るという苦勞を重ねて交渉に打ち込んできた。

交渉の途中で二十八年（一九五三年）三月「放送局開設の根本的基準」修正問題が飛び出し、NHK・民放がまた聴聞会で正面衝突する一幕が加わった。NHKの大電力化に伴いNHK京都放送局などいくつかの近隣局は”三分の一以上同一番組を流す二局が同一エリアに重複してはならない”とする根本基準の一条に触れるおそれが生じた。NHKは地元自治体などを動かして廃止反対を陳情させ、根本基準の方を修正させようとしたものだった。この修正は結局民放の反対を押し切って成立した。

民放とNHKの対立意識はこの頃が絶頂だったといえよう。「受信料分配論」はこういう状況下でもつとも強く

叫ばれ、やがて民放の経営が安定するにつれ、次第にやわらいでいった。

保全経済会事件・停波スト

民放「伸び悩み時代」の一種の危機意識とあせりの感情にふれた以上、この谷間で生じた民放にとっての一つの「恥辱」を避けて通るわけにはいかないだろう。

二十八年（一九五三年）秋に起った保全経済会の倒産検査事件⁽¹⁾である。保全経済会は二十八年（一九五三年）初め頃から民放ラジオを活発に使い、一時はほとんど全部の局の空き時間を内容やNHKの裏番組などに称わず、手当り次第スポットや帯で買いあさった。開局直後のローカル局にとつては収入の一割近いまとまった額になったところもあつた。

ラジオ東京だけは朝日新聞にならつて扱いを断つたが、大阪の局からスポンサーつきで送られる大相撲実況を、直前までスポンサーが判明しないまま中継を決め、フタを明けてみると保全経済会。止むなく実況中継を放棄するというケースまであつたほど同会の商業放送への手のひろげ方は派手であつた。

十一月、それが崩壊し去つたあと扱い広告代理店の倒産まで起つている。被害者は全国に十数万人、出資者の被害金額は四十四億六千万円。民放にとつて法的責任こそないが、大衆の中のラジオ・アナウンスへの特別な信頼感をもつとも悪用された実例として道義的責任は免れず、民放連は理事会を開いて自戒を申し合せた。民放十年の歩みの中で、自律的な倫理基準への番組内容の抵触や誇大広告のおそれというミス・ケースなどは、事後に発見処理される例が間々あつたが、これは聴取者大衆に与えた影響という点で、実質的な事故として唯一のものとされている。この時期、ステーションの現場は、ときに暗い空気に包まれることも多かつた。開局後半間の水揚げがタツタ

四十三万余円という状態の上に翌年水害で機械を水浸しにするという不運にあった局の例もあれば、ある地方局である年東京の試験で五人採用した新人が着任後一年で五人とも逃げかえってしまったという逸話もある。

三十年（一九五五年）、ラジオ高知労組で民放初の停波ストが七月二日と六、七両日計三日にわたって起った。開局後二年間続いた赤字を三十年（一九五五年）上半期からようやく脱しようというところで給与アップと夏季手当要求が出され、福田社長の渡欧不在も加わってこじれたためだった。ちょうど同じ月文化放送でも、これは経営内紛がからみ当時の中島久万吉会長退陣要求をふくんでいたが、夏季手当をキツカケに七月十九日、八月五日の二回、自主番組だけの停波ストが起った。

民放の労働組合は、二十七年（一九五二年）三月の中部日本放送労組をトップに次々と生まれ、二十八年（一九五三年）春の七月、九単組と二社の準備会とで民放労連が作られた。以来今日までの活動のうちで、二十八年（一九五三年）春の北海道放送労組による最初の争議をはじめスト権確立まではしばしばあったが、実際の停波ストはこの二つのケースのほか、翌三十一年（一九五六年）七月のラジオ中国労組を加えた三回だけ。その三つともこの民放の「端境期」に集っていたことになる。

註

(1) 保全経済会の倒産検査事件 一九四八年伊藤斗福によって設立された匿名組合「保全経済会」は、高配当を保証して集めた資金を使って投資を行っていたが、一九五三年ソ連のスターリン死去により株価が暴落した際に、資金繰りに窮し、経営破綻し、休業して出資金の支払いを停止して社会問題化した。翌一九五四年一月、理事長の伊藤が詐欺容疑で逮捕され、保全経済会は破産した。

第六篇 テレビ時代への序幕

ここでしばらくラジオを離れ、民放ラジオの第一次免許当時（二十六年（一九五一年）四月）から、すでに胎動が始まっていた商業テレビジョン計画のあとをたどってみよう。

その前に本書では、民間放送史の開業後の時期区分として、ラジオについては(1)二十六年（一九五一年）秋～二十七年（一九五二年）秋を基幹局開局前後の草創期、(2)二十七年（一九五二年）冬～二十九年（一九五四年）末を地方局の展開と不況対策の時期、と一応区分してきた。以後については(3)三十年（一九五五年）～三十二年（一九五七年）前半は景気回復後の民放ラジオの成熟期、(4)三十二年（一九五七年）後半以降、現在進行中の過程を、テレビ影響下のラジオの転換期としてとらえ、本書では(3)までの時期を取り扱うこととしたい。

だが番組面を中心としてテレビの影響などを考える場合、右の四区分の(1)(2)(3)を二期にまとめ「①二十六年（一九五一年）を起点として約二年間の創成期、②二十九年（一九五四年）から約四年間の隆盛期、③そして三十二年（一九五七年）下半期にはじまるテレビ影響期」の三区分に画期する見地もあることを付記しておきたい（前掲「民間放送年鑑・総合編」42ページ）。

ところが、ここで予想外の早さで、日本の「テレビ時代」が開幕し、ラジオ民放史にオーヴァー・ラップされてくることとなった。

「テレビ」の魅力と影響力は強烈であり、テレビジョン計画はいったん発表されてからは、民放ラジオをふくむ既存のマス・メディア全部をゆさぶり、電波行政の機構をひきずり廻し、宣伝媒体の構造そのものを組み変えるほどの、華やかな話題をふりまいた。この旋風のなテレビ時代展開の足どりは、前記の民放ラジオの各エポックと対比してみると、ちょうどワン・ポイントずつおくれながら相互にからみあっている形で進行している。

中部日本放送・新日本放送両局の第一声のわずか数日後公表された、正力「日本テレビ」構想から、二十八年（一九五三年）のNHK東京テレビ、日本テレビ両局の開局に至る間、テレビの準備期——公共・民営論争は、たまたまラジオの后者の区分による「創成期」期であった。

次いで初の地方民間テレビ二局（中部日本放送・大阪テレビ）が開局する三十一年（一九五六年）末までのテレビ草創期は、そのまま民放ラジオの「隆盛期」とオーヴァー・ラップしている。

そして、現在時をふくむ三十二年（一九五七年）以降は、民放当業者にとつて「ラジオの第三期——すなわちテレビ影響下のラジオ」として意識されている。

以上が、ラジオ・テレビを包括した民放事業発展の一応の時期区分といえよう。その目安の上に立つて、ここではまずテレビの初免許が実現するまでの波乱をたどってみることにしたい。

第二十二章 正力構想の発表とNHKの対抗

戦後五カ年は「実験室」の段階

研究ないし実験としての日本のテレビジョンの歴史は古い。海外では英、米、独の順で一九二九〜三二年にテレビ試験放送が始まっているが、日本でも一九三〇年（昭和五年）頃から、浜松高工の高柳健次郎教授、早大の山本忠興・川原田政太郎両教授をはじめ、逓信省電波試験所、NHK技術研究所などで、ほぼ同時にテレビ研究が軌道にのり、昭和十五年の東京オリンピックをめざして、一つの合言葉となって、昭和十四年五月、世田谷砦のNHK技研から新築された日比谷の放送会館へ、日本最初の無線テレビ送受信公開にこぎつけたのは周知のとおりだった。

一九三六年英国BBC、一九三八年ソ連、フランス、一九四一年米国NBC・CBSと、相ついで始まった海外の本放送は、いずれも第二次大戦のため技師と資材を軍需に動員されて中断し、戦後リーダー研究などで躍進したエレクトロニクス技術を身につけて本格的な復活をみたが、同じように日本での実験も、戦時中の長い中断のあと昭和二十一年（一九四六年）六月にNHK技研の手で再開されている。

戦後、昭和二十五年（一九五〇年）までの約五年間は、ことテレビについては、NHKでは技術的実験の積み上げとそのPR的公開の時期であり、商業放送にとつては、摸索と思惑の段階であったといえよう。

敗戦直後の船田中・吉田秀雄氏らによる「民衆放送」の申請（昭和二十年（一九四五年）十二月）が、将来の事業計画の一項として「テレビ」を謳^{うた}っていたように、胎動期に商業ラジオに着目した人々は、多かれ少なかれ将来の電波文化の本命としてのテレビを意識していたし、別に昭和二十四年（一九四九年）頃からテレビ専門の免許申請第一号として坂本弘道氏らの「日本テレビジョン協会」、また初め超短波放送を出願しのうちテレビに改めた河端作兵衛氏らの「全日本放送」など、民間からのテレビ計画があつたが、まだ財源の裏づけに乏しく、研究本位のものか、ペーパー・プランの程度にとどまっていた。

一方、戦前走査線四四一本で実験していたNHK技研は、二十三年（一九四八年）末から走査線を五二五本に変え、二十四年（一九四九年）三月に東京と岡山で有線実験公開、同年六月に疑似アンテナからの無線実験公開、二十五年（一九五〇年）三月に簡単なマイクロを使った銀座街頭初中継、と進み、二十五年（一九五〇年）十一月から毎週金曜三時間の定時実験電波を¹発射するまでになった（走査線五二五本、一〇二〜一〇七メガの七メガ幅方式）。

この電波を受けて東芝、コロムビアなどの電機メーカーの研究所やアマチュア好事家がボツボツセットを試作するようになった。

NHK技研の研究は、国内のテレビ研究者、各研究機関とよく連絡をとって進められており、この二十五年（一九五〇年）末の段階での技研の達成は、国内の技術レベルを集約したものだだったが、当時、アメリカをはじめ海外の機器・技術の導人は占領下でもあり為替・特許などの面でほとんど不可能に近かった。NHKの実験スタジオは昭和十四年（一九三九年）の設計で、冷房も悪く、カメラは強い照明を要するアイコノスコープ^②だったから（イメージオルシコンの試作は二十六年（一九五一年）末に一応のメドが付き、二十七年（一九五二年）いっぱいかかった）、「テレビとは焦熱地獄だ」というのが試演に応じた俳優などの第一印象で、影像も不安定だった。

テレビ受像機は、もちろん国産はなく、一口に十万円から二十万円といわれ、公務員平均給与八千三百円という当時の物価では、「宝物」のような超贅^{ぜいたく}沢品としか考えようがなかった。テレビ番組の遠距離中継には電話にして数百回線にも及ぶ通信回線を要すること、それにはパラボラ・アンテナによるマイクロウェーブという手段がアメリカで実用化されていること、などは、ごく限られた技術者の知識でしかなかったし、当時電電公社さえ発足以前で東京―大阪の電話に四、五時間待たねばならなかった状況下では、まず夢物語にひとしかったといえよう。

二十五年（一九五〇年）末といえば、その年の六月の電波三法成立で、ようやく電波解放をかちとった民間放送のパオニアにとつても、二転、三転するラジオ置局プランをめぐって予備免許獲得競争に必死の時期。NHKも、民放に備えて、第一・第二放送網大拡充に乗りだしたばかりで、どちらも他を顧みる余裕はなかった。

註

① 定時実験電波 NHK編『放送五十年史』には、「同年十一月十日からは週二回の実験放送を始めていた。実験放送は午前中一時間、午後二時間で、目的は受像試験や電界強度測定などが主であり、スライドによるテストパターンやレコードを主体

にしていたが、しだいにフィルムが多くなっていった。」(日本放送協会編『放送五十年史』三七二ページ)
 (2) アイコノスコープ 一九三二年ロシアのウラジミール・ツヴォルキンが発明した、光電面に光が照射されて電荷が生じた所を電子線を走査する事で電荷量に応じた電流が流れることで画素の光の強弱を電気信号に変換する仕組みである。

日米提携の「日本テレビ」構想

新春には放送開 一年以内に名古屋



「日本テレビ」構想発表の新聞報道と、写真はその記者会見……正面左から本田親男、正力松太郎、ホルステッド、ダステンスキー、ホシューセンの各氏

テレビを実験室から社会的企業の手に移し、一つの「夢」から「現実」に引寄せるためには、単純な技術や経済力以上の特殊な飛躍がどうしても必要であった。

二十六年(一九五一年)の夏になってその飛躍が突然、既成放送界の外からもたらされることとなった。正力松太郎氏を中心とする「日本テレビ」構想の発表がそれであった。

「正力構想」が、はじめて世間に知れたのは二十六年(一九五一年)八月十三日、ワシントン発のINS電として国外から飛んできた「テレビ、ファクシミル、テレタイプをふくむ最新通信網を日本全国に完成する計画が、商業企画として一年以内に開始される」というムント上院議員の言明である。この電文には、有能な二人の米人顧問が、その目的のため近く訪日すると付記され、間もなく正力氏の招待によって、「VOA」(ヴォイス・オブ・アメリカ、一九四二年創設の米国務省の海外弘報ラジオ)創設者H・ホルシューセン、国連通信部長W・ダステンスキー、米テレビ技術界の権威W・ホルステッド……とそれぞれ

れ肩書を持った三氏が八月二十二日羽田に着いた。

この三米人の来日は、日本の「テレビ時代」開幕の一つの象徴であった。三氏は翌日から藤原銀次郎、鮎川義介、小林一三、藤山愛一郎氏ら財界トップクラスをはじめ、長谷部・朝日新聞、本田・毎日新聞両社長、NHK、ビクター、コロムビア、東芝などの幹部と会見、GHQや電波監理委員会を訪問するなど精力的な活動を始めた。そして、九月四日には、工業倶楽部で記者会見が開かれ、正力・本田両氏と右の三氏から、「日本テレビ放送（仮称）」構想がはじめて発表された。資本金十億（別に十億の借入金を予定、米国が技術と施設を援助し、第一期として翌年早々東京から半径50マイル〔約80キロ〕の関東地方に電波を出し、第二期として一年以内に大阪、名古屋にも開局する計画で、さしあたり初期の普及用に米国から受像機千台を「教育用資材」として無税輸入するというものだった。

当時、NHKの総固有資本といえども十六億八百万円（二十六年〔一九五二年〕度末）に過ぎない。二十億という巨額の資金を、一民間会社がいっただうして調達し、受像機国産のメドさえ充分ついていないのにどこから収益を保証するのか……誇大妄想としかいいようのなさそうなこの一片の計画の前に、実際にはNHKはもちろん、中央、地方の新聞はじめ言論界、映画界など関係筋が、かくぜん色を失ってしまったのには理由があった。それは正力氏らの工作がGHQをとびこえて米本国の国際・外交政策の中枢に及び、講和調印後の日米提携の太い強力な政治ラインに係わりをもつ計画となっていること、それだけにテレビに関する米国内での技術水準が文化様式ぐるみで一挙に導入され、過去の日本テレビ研究歴などそんなものに何の顧慮もなく、むしろまったく断絶したかたちで移植される可能性がにわかにも身近に感じられたためだった。

正力構想が熟するまで

『正力構想』についての、正力氏の立場に即した詳細な記録として「テレビと正力」（室伏高信著・二十三年（一九五八年）講談社刊）がある。同書や三十二年（一九五七年）七月、日本テレビ四周年に当たっての正力氏自身の談話によれば、追放令で読売新聞社長を追われた上、巢鴨¹に入り、二年ののち出所した正力氏が、テレビ事業に着目したのは二十三年（一九四八年）暮だったという。

キツカケは米国電波技術の長老ド・フォレー博士（一九〇六年三極真空管を発明、翌々年エツフェル塔から欧州最初のラジオ実験を指導。トーキーの完成者としても著名。）が、日本へもテレビを移植したいと考え、旧知の皆川芳造氏（戦前のトーキー研究者・現NTV取締役）に自分との共同出願を勧める手紙を寄せた。皆川氏はGHQその他を打診し「簡単には行かない」とみて鮎川義介氏に相談、鮎川氏が正力氏に持ち込んだ。皆川氏はかつてド・フォレー氏の特許を使って「ミナ・トーキー」を設立し、「大尉の娘」などの傑作を生んだ人。日・米のトーキー創始者二人が、戦後早く日本のテレビ事業に情熱を燃やした事実は興味深い。

ド・フォレー氏は、国務省やマツカーサー司令部に働きかけ同時に正力氏の追放解除を請願した。一方、正力氏は、藤原銀次郎氏や、池田成彬²の賛成を得て吉田首相に働きかけた。

だが、ド・フォレー氏へのマツカーサー元帥の回答は、

「SCAPは日本でのマス・コミュニケーション・メディアとしての『テレビ』建設計画については、テレビがまだ奢侈的種類のものと考えられているので、ドルの支出は許されず、その限りにおいてならば異議はない。もしテレビが実施されればマス・コミ・メディアに属するから、正力氏は追放令該当条項により、その地位にはつけない」

というものだった。二十四年（一九四九年）十一月のことである。

これは、実質上完全な拒否であり、正力氏追放解除についてはいっそう二倍もなかった。

この外貨制限からの不許可論と「テレビぜいたく論」の二つは、その後も当分、GHQと吉田首相ら日本政府の間で主流をなした考え方であった。正力、皆川氏らは、当分機会を待たざるを得なかった。

二十六年（一九五二年）正月、元旦の読売紙面に、東芝と提携する「テレビ実験局申請」の社告がのつた。これは正力氏らの決心が変わっていないことを示し、また有力新聞が初めてテレビに先鞭をつけた点で注目されたが、内容がすでにNHKも行っている実験局申請にとどまっていたため、その場は大きな波紋を呼ばなかった。一方、その年の五月二十六日、前ふれなく衆議院本会議で「テレビジョン放送実施促進に関する決議」が採択されている。民主党の椎熊三郎氏が提案演説したが新聞も一行にしか報道しなかった。

次の機会は案外早く翌二十六年（一九五二年）四月に訪れた。VOAの提唱者だった前記のムント上院議員が、新たに米上院で「共産主義の脅威に対抗するアメリカ最大の武器として世界にテレビ網「ヴィジョン・オブ・アメリカ」を建設せよ」と提案、とくに「専門家の検討の結果、最初に必要な国は日本とドイツであり、日本全土にくまなくテレビを普及するための費用は四百六十万ドルであつて、B36爆撃機わずか二機分に過ぎない」と演説したというニュースである。

その専門家というのが、四カ月後に来日した前記ホルシューセン、ホルステッド両氏のことだった。

たまたま二十六年（一九五二年）四月、例の民放ラジオ十六社の予備免許をやつと片づけた電波監理委員会は、四名の委員がGHQのファイスナー係官の案内で渡米した。この時ムント議員との会見も予定されていた。その随員の一人だった読売新聞出身のNHK解説委員柴田秀利氏（現NTV取締役）から、この情報をきいた正力氏は「この計画を活用し、ただし外国政府直営となることは避け、日本の民間会社を主体とし、米国が技術・資金を全面的

に援助する形に換骨奪胎する」との方針で、従来の構想実現をはかり、柴田氏やちょうど海外旅行中だった参議院議員で同和火災社長の岡崎真一氏を通じて米国側と交渉、それが実を結んで三顧問の訪日となったものだった。

「ヴィジョン・オブ・アメリカ」構想が、どの程度他の諸外国をふくめ実現性があつたかは不明だが、とにかくこれを母胎としながら、一個の自主的な日本の商業テレビ・ネット計画が生れ出たのは、何といつても朝鮮休戦問題をふくむ対日講和前後の複雑な国際情勢の屈折によるとみられている。また日本の電波法第一条で、外国法人の無線局が許されない前提が明記されていることも影響していた。

註

(1) 巢鴨 いわゆる「巢鴨プリズン」。戦犯容疑者はこの巢鴨拘留所に収容された。

(2) 池田成彬 一八六七〜一九五〇。政治家。財界人。三井財閥総帥、日本銀行総裁、大蔵大臣兼商工大臣などを歴任。

NHKの急転換

九月以降、正力構想は、みるみるうちに、具体化し、十月十二日、「日本テレビ放送網株式会社」として正式に電波監理委員会に申請された。商業放送（ラジオ）免許の際の激論がやっと一段落し、第一陣のCBC（中部日本放送）、NJB（新日本放送）両社がオンエアしたばかりなのに、電波監理委員会は、また大きな難題を背負いこむ破目になった。だが、なんといつても一番深刻な打撃を受けたのは、NHKである。実験研究では、唯一の歴史と実績を誇つても、当時の段階では、前述のように、実用化は、将来……少なくとも三・四年先の課題とみられ、研究の所管も技研にとどまっていた。二十六年（一九五一年）に入って、元旦の読売新聞社告直後の二月、初めて会長直轄の審議室内にテレビジョン審議委員会が設けられ、本放送への検討を始めたが、従来の時期尚早の態度は変りなかった。

NHKの方針がガリリと一八〇度転回し、本放送申請に踏み切ったのは、七月一日BBCの招きで渡欧した古垣会長が、先に米国をまわってテレビ事情を視察し、ダレス氏^①や国務省の極東文化担当次官と会い、欧州で正力構想第一報をきき、八月二十一日いそいで帰国した前後の一カ月ばかりの間である。部内は本放送の技術的経済的可能性や正力構想の実現性をめぐって慎重、断行両論が湧いたが、最高幹部は断行に踏み切り、しかも「NHK一本、民営反対」の線にハラを決め、以後、大車輪で準備を進めた。

NHK技研のテレビ実験は、その年五月三十日に、後楽園の毎日―大映戦^②を初めてマイクロ中継し、三越においてテレビで受像するまでに進展していたが、会長帰国直後の九月十二日から、放送文化研究所内にテレビ番組研究委員会をスタートさせ、十月五日から、それまでフィルムだけだった定時実験放送に、生番組を加えたのが、まきかえしの最初の具体化だった（翌二十七年「一九五二年」二月には、戦後初のテレビドラマ「新婚アルバム」が試演されている）。そして十月十八日、十九両日の第十六回経営委員会で、正式にNHKテレビ第一次五ヶ年計画が決定、十月二十七日、まず東京、大阪、名古屋三局と中継局七局の本放送免許申請がいよいよ提出された。

毎日―大映戦中継の結果は「鮮明度は、飛ぶ球も見えるしまあこの位なら見ていられると思う。これ以上はイメージオルシコンがなければ無理だ。三台のカメラを使つたが、カメラ切り替えのとき映像がくずれるのが欠点だ」と当時、技研第二部越見副部長が語っている程度だった。

註

- ① ダレス ジョン・フォスター・ダレス。一八八八―一九五九。アメリカの政治家。サンフランシスコ講和条約と同時に締結された「日米安全保障条約」の生みの親。「反共の闘士」といわれ、ソ連・中国などの共産主義諸国との対決姿勢を貫いた。
- ② 毎日―大映戦 プロ野球毎日オリオンズ（現・千葉ロッテマリーンズ）対大映ユニオンズ（一九五八年毎日オリオンズに吸収合併され、大毎オリオンズとなる）の試合。

民放ラジオ各社にも衝撃

民放ラジオ各社にとつても、まだ各地それぞれ第一声を出すか出さないうちで、意外に早かった「日本テレビ」の出現は、痛しかゆしであったが、「自衛上」何らかの手を打つ必要を感じた点では一致していた。

まずラジオ東京が、いそいで社内「テレビ室」を設けて情勢を検討し、翌二十七年（一九五二年）六月十七日、正力氏らへの免許近しいという形勢と、四月にラジオがワン・クール終つて黒字確実となつたことをにらみ合わせ、まず兼営申請に踏み切つた。名古屋で中部日本放送が続いて七月七日出願した。大阪は新日本放送、朝日放送両社が、ラジオ競願の宿縁を捨てて提携し大阪テレビ一本にする道を選んだ。それほど正力構想が民放に投じた危機感は深刻だった。大阪テレビの出願はややおくれたが、東京で文化放送が七月十日に申請した。

民放連も、六月二十五日はじめて意見書を発表した。「日本経済の現状では民間ラジオの育成に時日を籍かしたのち、テレビ育成に移るのが本のだが、客観情勢がテレビ早期免許を必至とするならば、米国での経験からも、まずラジオとの兼営を優先すべし」という主旨で、これが民放各社の態度の最大公約数であった。

ラジオ東京が出願に決まつた時、正力氏はそれを未然に防ごうとし、正力氏とJOKR（ラジオ東京）の鹿倉専務が有楽町の日本倶楽部で会つた。足立正社長は渡欧中だった。

「東京に何社もできては、テレビは成立たない。NHKには絶対やらせない。JOKR（ラジオ東京）はしばらく手を引いてくれ」「いや、そうはいかない」とのやりとりのはてに「JOKR（ラジオ東京）は三新聞が作ったのをお忘れか」「新聞新聞というが、三社の株は一割にもならないじゃないか」という大声の押問答になり、正力氏がテーブルをたたいてコーヒーがこぼれ、脇にいた河原田稼吉氏らがなだめる一幕もあつたという。

第二十三章 電波監理委員会をもみつぶしたテレビ免許の激論

輸入・国産両論の激突

民放ラジオ免許をやっと下したばかりの電波監理委員会は、息をつくヒマもなく一まわり大きい難題を背負いこんでしまった。電波監理委員会に集った出願は、こうして前記坂本、河端両氏をふくめ七社となり、結論がせまられた。

政府や電波監理委員会をめぐって、囂々ごうごうと論議がわいたが、その主な論点は、①経済的社会的にみて時期筒早かどうか、②許すとすれば送受信の標準方式をどれにするか、③テレビの性質上、公営・民営・両立のいずれが適当か、また独占か複数か、④受信機など生産普及の方法をどうするか、……などで、根本的には、A「アメリカの技術を単力直入に即時導入するか」、B「日本の国内技術、生産能力などの発展をはかりつつ暫進的に進むか」の両論の対立であった。それにさらに「中継通信網（マイクロ・ライン）の建設と運営を国の通信政策全体の見地からどう処理すべきか」の問題がからんできた。

A論を主張する正力構想では、米国FCC（連邦通信委員会）がきめた、米国白黒テレビ標準方式（走査線五二五本、每秒画像三〇枚、周波数幅六メガサイクル）によることが絶対条件だったので、強力に電波監理委員会に働きかけた。逆にNHKの実験は、前に電監事務局がメーカー等と協議してできた国内暫定方式（五二五本、二五枚、七メガ幅）で行っており、日本無線通信機械工業会など国内メーカーも「七メガの方が、①解像力が安定し、②回路を簡単にでき安くできる、③カラー移行の場合優れている」などの理由で、一致して六メガ採用に反対した。これがB論の立場であった。

六メガ・七メガ論争は、特定の技術家以外はわかりにくく、技術家でさえも急激に伸びている電子技術の予測は困難だったため、高柳健次郎氏らは七メガ、八木秀次氏は六メガと、高名なテレビ技術者の間でも意見が分かれたが、この問題を、鉄道の広軌・狭軌論になぞらえて説明した人もある。

つまり「テレビの複雑な種々の同期信号のすべてを安定して受像機で受けるのには、一チャンネルが使用する周波数の幅の余裕が、一般論としては一メガでも広いほど楽になり、送信機・受像機とも構造が簡単になる。とくにアメリカでは一度、黒白式を六メガと決定したのち、より複雑なカラーテレビを導入する際、六メガ幅には収めきれなくて、FCCが、いったんカラー実施を延期するという苦い経験があった。だが同時に、すでにそれを克服して、六メガ幅に収める研究もRCA式TSC式両方で完成に近づいていた。欧州では英国ははじめ七メガ幅の国も多い。そして一度標準方式を決定すると鉄道のゲージと同じで変更には莫大な費用がかかる。米国の車輛がすぐ入る。六メガにして、電子技術の発展に希望をおくか、余裕のある七メガでジツクリ行くか、の論争だった」という説明である。

反面、マイクロ中継網の問題は非常に政治的な論争に発展した。民営といっても膨大なドル援助のほか、機器、技術を米国、それも政府、議会筋に依存する以上、米国の対外政策が正力計画に投影するのは不可避とみられ、また実際に三人の米人顧問が帰国後、ニューヨークでの記者会見で「将来の戦争はテレビによって行なわれるであろうから長期的にみた場合、日本のテレビ施設は戦時における重要な資産となろう。(多信通信により)同一周波数帯域で、地図その他軍事情報の模写電送を行なうことができ、将来司令官はテレビスクリーンの上で戦況を見守ることがだろう。対馬にテレビが設置されれば、今からでも朝鮮へ送信できる」などと語ったことが伝わったり(九月八日発UP電)したので、強い政治上の反対論が起った。

とくに国内を縦貫するマイクロウエーブ網建設までを米国の援助で新会社がやるという点は「電波法の公衆通信公営の規定に違反する」とNHK、共同通信、地方新聞をはじめ、郵政官僚も大反対した。

結局、ひとまずマイクロ網計画は「日本テレビ」から切り離され、NTVはまず東京についてだけの申請となった。実際には、これら二点の論争だけが前面に出て、より本質的な「公営・民営」「単独・兼営」論などはひろく社会的な場で討論される機会がほとんどなかったのである。

こうして、「日本テレビ」構想の積極論は、もっぱら電波監理委員会の委員たちへの圧力となって集中され、委員会だけが、責任を一身に負った形で七月三十一日深夜の電波監理委員会廃止直前、やや変則的な形で、まずNTVだけに予備免許を与える決定を下した。

異様な雰囲気の中で採決

昭和二十七年（一九五二年）七月三十一日、日本で初めてテレビ免許方針を決定しようとする電波監理委員会の最後の会議は、青山電話局跡の古びたビルの中で、重苦しく続けられていた。

この日かぎり、内閣直属の行政委員会としての電波監理委員会は廃止され、翌日から電波行政は郵政省の手に移り、新設される電波監理審議会は委員も非常勤で、郵政大臣の一諮問機関にとどめられる運命にあった。吉田首相は、行政委員会廃止の持論のほか、テレビについても「現在の日本経済では、過大な負担となり、賠償問題のやかましい折から、フィリピン等への影響もあり、私としては急がない」（二十七年（一九五二年）三月・国会答弁）という依然とした贅沢論^{ぜいたく}。佐藤栄作電気通信兼郵政相も同じ立場であった。



テレビ標準方式をめぐる白熱化した聴聞会（上）と答弁する長谷電
監長官（下）

長一同の辞表提出、それにともなつての雲ガクレという混乱状態の中で、深夜ギリギリまで結論を出しかねていた。ちよつどの日はヘルシンキ・オリンピックにあたり、ラジオは深夜まで水泳を国際中継していた。暗い廊下につめかけた記者団や放送関係者が、それを聞きながら焦らだつ、心をしずめている光景は、テレビジョン事業の歴史的免許の日にそぐわない、冷たく異様な雰囲気というほかはなかった。

註

(1) ヘルシンキ・オリンピック 一九五二年七月十九日から八月三日までフィンランドのヘルシンキで開催された第十五回夏季オリンピック。日本にとって第二次世界大戦後初めての夏季オリンピック参加となった。競泳では、「フジヤマのトビウオ」

政財界の時期尚早論とNHKの商業テレビ反対運動が、一致して電波監理委員会の墓穴を掘る力となり、一方米
国政府筋はじめ、内外に有力な支持者をもつ日本テレビ
側の積極論はもっぱら電波監理委員個人への圧力となつ
たから、委員会は二十六年（一九五一年）八月の正力構想発
表以来、一年近く、悩みぬいた末、孤立無援で決断を下す
羽目に立たされた。

俳人委員長富安氏は、あまりの「雑音」に厭気がさし
て、半年前に辞職してしまっていた。あとを継いだ網島
毅委員長ほか五人の委員は、この日どたんばになって、決
定延期を主張する長谷電波監理長官はじめ事務局の部課

と言われた古橋広之進が四〇〇メートル自由形に出場したが、八位に終わった。NHKは前後二十日間、延べ三十六時間四十分にわたって現地から日本に無線中継した。オーロラ地域の空電妨害や、VOAのソ連向け海外放送に対するソ連のジャミングなどの妨害を受けたが、おおむね好調に放送を終えた。

まず日本テレビのみを免許

夜十一時四十分、文字通り委員会が存在し得るギリギリ最後の時間がせまって来た。そして採決が行なわれた。六対一であったと伝えられている。そこで決定された「テレビ免許の方針と措置」は全文次のようなものであった。

「〈方針〉」

①テレビ事業は独占事業であってはならない。②テレビ放送局の置局については、さしむき、東京は二局ないし三局、その他の都市においては一局または二局を適当と認め、日本放送協会の放送局と民営の放送局との併存を原則とする。③テレビ放送はさしむき東京において実施するものとし、その成果を中継回線の完成を待つて逐次地方都市に及ぼすことを適当と考える。

〈措置〉

○全日本放送、日本テレビジョン放送協会⇨予備免許を与えない（理由）財政的基礎、事業遂行能力において充分でない。

○日本テレビ放送網⇨予備免許を与える（理由）工事設計は技術基準に適合している。財政的基礎充分である。周波数の割当可能である。その他根本的基準に合致している。

○日本放送協会⇨予備免許を与える決定を留保する（理由）放送法三十七条により実施に必要な協会の収支予算・事業計画・資金計画を国会において承認する心算があり、それ以前に免許を与えることは適当でない。

○ラジオ東京Ⅱ予備免許を与える決定を留保する（理由）テレビ開始によって現ラジオ放送に悪影響を及ぼす必要がある。籍^かすに多少の時日をもってすることが必要。

○中部日本放送、日本文化放送Ⅱ今月中旬に申請されたばかりで検討を完了していないから、決定をするに至らなかった。」

これより先、すでに二月二十八日、電波監理委員会はテレビ標準方式論争について、日本テレビ側の主張する六メガ方式採用を発表していた。NHKと無線通信工業会（国内メーカー）から異議申立が出、衆参両院電通委員なども強く電波監理委員会独走を非難したが、委員会は「国際的に孤立したくない」との理由で、五月二十七日この異議申立を却下、六月に入つて「放送局開設の根本的基準」を改正してテレビ関係条項と六メガ方式を正式に盛り込んでいた。この六メガ（米国）方式採用と、日本テレビだけに予備免許を与え、NHK、ラジオ東京を留保した裁定の二点から、電波監理委員会は「利権に屈した喰い逃げ委員会」と酷評され、また一方「ここでテレビは当分民営一本で行く線が決まった」という説も相当つよく流布された。また事実、委員会がまずメガ論争だけ切り離して決め、肝心のテレビ事業の経営形態や社会的影響についての論争には、ついに一度の聴聞会も開かず、最後まで手のうちを見せなかったことも、電波行政民主化のため米国FCCにならつて作られた、この行政委員会制度でありながら、その精神を忘れ、墓穴を自ら掘るものという批評が強かった。

反独占・複数競争の原則を打ち出す

しかし、この裁定の基調はその前半の「方針」が示すように、かならずしも「正力構想を丸呑みにした便宜的決定」という批評は当たらない。

標準方式では「米国方式採用が現実的」という線を出したものの、テレビ事業形態の基本をまず「反独占」におき、民間の併存だけでなく、民間内部でも可能なかぎりとくに基幹局において複数競争が望ましいという主旨であった。NHK、JOKR（ラジオ東京）にたいする「留保」の処分は、免許拒否処分と異なり、留保した原因（前記）が除かれれば、当然、免許が考えられる性質のものであった。この考え方は八月以降、郵政省に移った電波監理局（局長は長谷氏の横すべり）や新たに電波監理審議会会長になった野村秀雄氏（現NHK会長）も継承し、間もなくその年の十一月七日、審議会は「京浜地区³、名古屋地区²、京阪神地区²（それぞれうち1波がNHK）」を割り当てるという「三大地区テレビジョン放送チャンネル計画」を可決している。

電波監理委員会によるテレビ初裁定のもう一つの特徴は、テレビ事業を従来のラジオ免許行政と同一の行政ルールで律したことであろう。つまり免許資格のうち技術上の要件以外の要素——テレビ経営者の社会公共上の性格、事業能力などの判定について、かつて民放ラジオを免許した際の「放送局開設の根本的基準」の各条項を適用したことは、逆にいえばラジオを免許された事業者ならば（経済力は別としても）一応公共的な適格性をすでに備えていることになり、日本テレビを例外として以後のテレビ局が、ラジオ局の単独兼営ないし数社の合同経営に優先免許される方向を予定した。全国的規模の経営を否定しエリア別の独立経営とする地域主義も、新聞社プラス地元財界という免許申請運動の性格も、ラジオの前例が踏襲された。

これは、こんにちからは自明のことのようにも思われるが、正力氏らの最初の構想は「いまさら民間放送でもあるまい」という、氏の追放解除・テレビ乗り出し第一声にもうかがわれるように、テレビどラジオ経営とをまったく異った次元でとらえていたばかりでなく、「日本テレビ放送網」という名の示すように全国縦断単一会社の実現に強く執着し、また「三本はおろか、二本でも、日本の現状ではテレビは成り立たない」という民営独占経営を前

提としての強気であった。人事的にもNTVには、放送出身者はごくわずかで映画・興行出身が多かった。

世界的にみても、米国を例外として、テレビ経営は全国単一経営に傾き、しかも国策的な政治色を帯びるものになりやすい。その点、当時の時期尚早論、贅沢論ぜいたくの氾濫の中にあつて、反独占、複数（東京三局）競争主義をうち出し、また結果的にもせよ、ジャーナリズムとしての性格に基礎をおいた日本のテレビ文化への道を用意した七・三一裁定は、皮肉にみれば、その日かぎり廃止解散され、行政の地位と責任から追われる、この委員会にしてはじめて可能な「大胆な」決定といえるかもしれない。

第二十四章 はげしい開局のトップ争い

テレビに生命を賭けた正力氏

ともあれ単独で第一号予備免許をかちとり「世界第二の民間テレビ」を謳つて急ピッチで開局をいそぎ、実績で全国ネット独占を意気込んだ日本テレビ（NTV）と、一方不覚をとつたNHKのまき返しとで、以後約一年間激しいテレビ・トップ争いが東京で展開された。ラジオ東京（KRT〔ラジオ東京テレビ〕）は一步おくれであとを追つた。NTV（日本テレビ）の資金工作・会社設立は国内では、困難ながら短期間に成功した。予備免許前のことだが、資本集めの手始めに、正力氏はまず池田勇人蔵相を口説き落とし、池田氏の名で蔵相官邸に銀行、保険、証券各社の大幹部三十人を集めてもらったが、「一口一千万円」という正力氏の説明に、啞然として、みな早々に引き揚げてしまふというエピソードもあつたが、これにこりた正力は、次に三大新聞社の協調出資を突破口にした。読売新聞幹部は、ラジオ東京の統合の苦い経験から、絶対ムダだ、と止めた。が正力氏の決断による説得で、まず毎日新聞の

本田親男社長が賛成、次いで朝日新聞の長谷部社長以下も数日協議ののち、ついに一千万円ずつの出資に応じた。財界の出資も、藤原銀次郎氏、八幡製鉄の故三鬼隆社長、朝日麦酒の山本為三郎氏をはじめ、アメリカの前例からテレビに警戒心を燃やした映画界を協力態勢にもって行つた故小林一三、永田雅一両氏らが、積極的に賛同したので一口一千万円の大口出資が実に四十三口まとまつた。「正力さんがテレビをはじめるとき、説明するというから、説明はいりません。あなたは断つても駄目な方ですから一千万持ちましよう、といつてNTV（日本テレビ）の株を持った。テレビが成り立つとは思わなかつた」（『全日本放送広告会誌』一九五八年十一月号）という水野茂夫氏の述懐もあるが、最後に自ら十億の授權資本にたいする不足分五億近くを、読売新聞別館を抵当にして背負つた正力氏＝読売の捨身の強引さの産んだ成果であつた。

だが前述のように、ホルシューセン氏ら米国側顧問と交したドル援助の約束は、免許獲得に時間を過ぎ、国内一本という目論見に反してNHKと競合する事態になつたことなどが禍いして、マイクローウェーブ計画とともに破談となり、RCAからの送信施設買入に必要な約五十万ドルも政府保有ドルによらざるを得なくなつた上、二十八年（一九五三年）二月予定のRCAの機器の納入が意外におくれ、七月になるなどNTV（日本テレビ）関係者とくに技術陣は辛酸をなめた。

不足しがちな米側の技術指導にめげず未知の複雑きわまるテレビ局舎の電気関係を、コツコツと整えていったNTV（日本テレビ）の現在の技術幹部たちは、そのため配線の一本一本にいたるまで頭の中にしみついている位に愛情を感じるようになった」といつている。

NHKの応急的開局

NTV(日本テレビ)が機器調達で足ふみしている間に、NHKも猛烈な追込みをかけた。元来、NHKが七・三一裁定で不覚をとったのは、月二百円のテレビ受信料を新設し、五年間に二十六億の長期借入による設備投資をするというテレビ資金計画について、それが少なくとも四、五年間は十数億円以上の大きな赤字を予定せざるを得ないため、電波監理委員会が承認をためらっているうち、NHK幹部が、形勢不利とみて、NHKの予算・事業計画等は、電波監理委員会がその意見を付けて国会に回すという規定をふまず、議員立法の形で直接国会に提出したため、電波監理委員会の反感を招き、前記のように国会の審査権を逆手にとられて免許留保となったものだった。だが電波監理委員会の消滅後、NHKはすでに行っていた実験放送の実績を活かして設備を強化し、活発に郵政当局に働きかけ、二十七年(一九五二年)内に、まず十一月十四日実用化試験局の免許を受け、次いで十二月二十六日、NTV(日本テレビ)より一足先きに本放送免許を受けた。

こえて昭和二十八年(一九五三年)二月一日、「NHK東京テレビジョン」は本放送を開始した。午後二時キツカリにオンエアされた第一日の番組は古垣会長、吉田首相らの挨拶・祝辞のほか、菊五郎劇団の「道行初音旅」^{みちゆき}であった。予備免許で一步を先んじた商業テレビを、追いぬこうとするNHKのダッシュぶりはすさまじく、NHKの五キロ送信機と主調整室はとりあえず、NHK会館屋上片隅に木造の建物を作って収められ、アンテナもNTV(日本テレビ)の十二段スローパーターンにくらべ、六段のものを会館屋上に取りつけ、専用のスタジオは一階の事務室四十坪を改造したものだけという拙速主義だった。その年十一月三日に赤坂の十キロ送信所と専用鉄塔を完成するまでは、映像の質も実験放送と同程度の不安定なものとならざるを得なかつたが、イメージオルシコン・カメラを除いて、送信機、アンテナ、調整装置等一切をNHK技研設計の国産技術で立ち向い、二、三年で米国の技術水準に追いついた意欲は注目された。



とくに本放送開始直後、三月三十日、英国戴冠式に向う皇太子〔現・天皇〕横浜出港を、技研製の携帯マイクロ二セットで税関倉庫の架設やぐら——鶴見山——会館と二段中継に成功、義宮が投げたテープを握る皇太子の表情をアップで写し出し、同時性の威力は翌日の新聞でも評判になった。埠頭を離れたウイルソン号のマスターが、たまたま鶴見——税関やぐら間のマイクロの流れを横切り、それだけで画面がバラバラになるという苦心もあつた。

“人気の爆発”

一方、NTV（日本テレビ）が使うRCA製のイメージオルシコン・カメラと百二十KWまでの出力容量を持ったアンテナは六月末横浜に入港、また十キロ送信機は付属機器とも四百五十トンという重量物を五千万円も使って、大西洋岸から太平洋岸まで空輸するという非常手段をとり、七月十六日横浜についた。八月二十四日試験電波が発射され本免許が下りた。

街頭テレビにむらがった大群衆

八月二十八日午前十一時二十分 “世界第二の民間テレビ局” として、NTV（日本テレビ）の本放送が始まった。

開局式典中継から「寿式三番叟^{さんぼそう}」、ナンシー梅木^{（1）}らの「歌の祭典」、夜に入って帝劇から宝塚レビュー中継……と深夜まで連続十三時間放送を行ない、米国NBC、CBS、MBS各ネットワークからおくられた慶祝フィルムも

入ってこの事業の国際性を印象づけた。

RCA送信機の機能はすぐれ、画像は鮮明で、本格的なテレビジョン放送は、あらゆる予想を裏切って早くも日本の風土に芽をふくこととなった。民間企業の積極性が、この早期実現の最大の原動力であったことは、いまだは論議の余地がないだろう。

当時開局前後、テレビ受像機の市場価格は輸入でRCA二十二万五千円、国産七欧^{ナナオラ}二十万円（アンテナ別・十七年（一九五二年）末通産省発表）もした。受像契約はNHK開局の月二十八（一九五三年）二月末には一、〇九三世帯足らず、そしてNTV（日本テレビ）開局の、八月末までの半年の間に三、六四六世帯にふえただけであった。NTV開局後半年たった二十九年（一九五四年）二月末に一万台をこえ一〇、四三五世帯に達したが（ここまでは関東エリアのみ契約）、その普及速度はまだはかばかしいとはいえなかった。

だが、それにもかかわらず、テレビ企業の成功が、開局間もなく関係者に確信されるようになったのは、受像機のふえ方よりも、はるかに先行した「人気の爆発」であったといえよう。正力氏が打ち出した街頭テレビ設置は、その意味で大成功であった。伝説的エピソードとなっている十月二十七日の白井対アレンのボクシング選手権中継の夜、全部二百二十台のNTV（日本テレビ）街頭テレビの前にむらがつた大群衆は、交通を止め、タクシーの運転手まで車をおき捨ててむらがり、交通巡査の苦情や民家二階の床が抜ける事故のしらせが、ひんぴんとNTV（日本テレビ）に入り、アナウンサーは実況あいまに「街頭のみなさん、押し合わないで下さい。危ないところによらないで下さい」と連呼する始末であった。

これはテレビの「人気」をマザマザと示す象徴的な事件であり、このあとに続くプロレス・ブームと並んで喫茶店、食堂など接客業にテレビが備えられる緒を作ったことは周知のとおりであった。

(1) ナンシー梅木 一九二九〜二〇〇七。本名・梅木美代志。ナンシー梅木は芸名。兄が進駐軍の通訳をしていた関係からキャンプでジャズを歌うようになり、ジャズシンガーとなった。一九五五年からは活動の舞台をアメリカに移し、一九五七年ハリウッド映画「サヨナラ」で東洋人の俳優としてはじめてアカデミー賞を受賞した。

(2) 白井対アレン フライ級チャンピオン白井義男とテリー・アレンの世界選手権試合。街頭テレビに人々が群がって観戦した。

初期のテレビ編成

番組編成の面から見ると、NHKテレビの定時放送は最初正午〜午後一時半、午後六時半〜九時半の二回計四時間。土曜、日曜は午後の休みを適宜「スペシャル・イベント」で埋める慣わしでスタートした。ハッキリ毎日の帯ワクと時間が決まっているのは、学校(15分)、婦人(15分)、子供(30分)の各時間と、ニュース(二回)、ニュース解説(15分)、だけで、あとは臨機の単発編成である。定時放送時間は二十九年(一九五四年)十月〜五時間五分、三十年(一九五五年)〜七時間というテンポで漸増していった。

これにたいし、商業テレビの最初の定時放送は、正午から一時間ないし二時間と、夜四時間半ないし五時間、合計一日六時間平均を基本ワクとした。その他、開局翌日に早くも後樂園から巨人・阪神戦を中継したのを手はじめに、RCA製リモート・カーを活用し、後樂園とのタイアップを最大の武器として臨時のスポーツ番組に力を注いだ。

NHKもふくめて、テレビの初期のスタジオ番組、とくにドラマは「まだ見るに耐えない」という批評が一般的で、スタジオの不足もあって、いっそうフィルム番組が多く、決め手といえばスポーツ中継・劇場中継などだけに頼ったことはいうまでもない。

第七篇 民放ラジオの成熟期

第二十五章 経営好転と編成の変貌

ふたたびラジオにもどろう。前編に述べてきたテレビの東京中心の開拓期は、同時に前にもふれたように民放ラジオにとつての展開期であった。そして、これに続く昭和二十九年（一九五四年）から三十一年（一九五六年）に至る次の一時期は、ラジオの成熟期として性格づけることができる。その特徴は、経営事情の転換と、その結果生じた番組編成の変貌であろう。

民放の“神武景気” 来たる

民放ラジオは、第五編にのべてきたデフレ影響下の“苦境”から一年ないし二年半ののちによく脱出した。

三十年（一九五五年）春を境に経済界そのものも不況を脱し、三十年（一九五五年）の輸出ブームを足場に三十一年（一九五六年）から本格的な投資ブームに入つたとされており、“もはや戦後ではない”という言葉も三十一年（一九五六年）の経済白書以来大いに流行した。

先にあげた総広告費の成長率は三十一年（一九五六年）22%、三十二年（一九五



成長した全国の民放が一堂に会した……
三一・四・二一、第四回民放祭

七年) 24%と完全に回復し、ことにラジオ広告費は三十、三十一年(一九五五、五六年)に三割以上も大幅に伸びた。経済一般の動きがすぐ民放界に結びつくとはかぎらないが、この場合は、現実に、前にあげた山形放送、秋田放送、岩手放送、山陰放送など執拗な赤字に悩んだローカル局は、三十年(一九五五年)上半期を最後にのきなみ黒字に転換している。ニッポン放送も同様に三十年(一九五五年)四月以降の決算期から黒字になった。神戸放送、ラジオ高知といった暗い面の引き合いにあげた社も、同じ決算期にいつせいに赤字をぬけ出している。

前掲の各社の電力別販売時間比率表から見ても、三十一年(一九五六年)の販売成績では、局の格差はほとんど解消し、一KW以下の小局もAタイムで82%、総時間平均で51%と、ほぼ大局と同じ線まで目立ってよく売れてきたことが示されている。

ただ例外的に名古屋十キロ局のごく近くにそれぞれ五百W、百Wしか与えられなかった三重、岐阜両県の二社は、大阪にたいする神戸放送三KW、京都放送一KWの関係よりも、出力とエリアの経済力との両面で一段と重いハンデを負い、創業費の償却がおくれたが、これらも三十一年(一九五六年)中に一KWに増力したのを契機に経営が軌道に乗った。

民放の利益配当は、各社の株主事情や経営政策により一様ではないが、おそい方の社でも三十一年(一九五六年)度にはほとんど開始され、ほぼ八分ないし一割配当の線に達している。

民放ラジオ事業そのものが全体として成功し、一応定着したことがここではじめて明きらかになったといえよう。

編成がめだつて変化

民放のいわゆる「神武景気」到来は、商業ラジオをほぼ完全に近いまでに成熟させた。

地方局をふくめた経営の安定に応じて番組の性格も創業期の原型から大幅に変わり、現在の形に接近している。かつて創業期にラジオ東京はじめ主な民放局で打ち出されたラジオ編成の原型は、

①夜のゴールデンアワーに集中した娯楽番組と対比して、一定のサス・プロ時間帯が他の時間に画然と取られ、社会・教養番組などに当てられていた。

②ニュース・報道解説番組の比重が大きく、臨機の単発特別番組が機動的に組まれた。

③スポーツ中継・劇場中継はじめ現場中継が活発だった。

④レコードが穴埋めに多く使われた。

等々の一連の特徴を持っていたことは前にのべた。

レコード氾濫は手不足の結果というほかないが、他の①②③はタイムセールスの歩留まりが大きいためでもある反面、開局当初の民放編成マンが、神経質なまでに編成優位をかがげてラジオの機能を多方面に発揮し、またNHKとのつり合いに気を配った結果であった。

こういった原型が、ともかく時間を売らねばならなかった「二十八・九年（一九五三、五四年）代」と、タイムセールスがみるみるふえB・Cタイムにも浸透してきた「三十・三十一年（一九五五、五六年）代」という二つの時期を通過する過程で、大幅に崩れていった。平均聴取率競争の激化も、とくにそれが対NHKの競争から進んで対民放相互間の競争に移るにつれとかく「弱いプロに強い娯楽プロをぶつけていく競争」に傾いたこともよく知られている。こうして成熟期の民放の番組編成は、

①歌謡曲、ショウ、いろいろもの（演芸）などが定時番組として続々買われてB・Cタイムにも定着した。

②帯プロの継続広告効果が高く評価されて、連続文芸ドラマ、ホームドラマなどが増え、人気番組のロングラ

ンが流行した。

③「各社の教養番組は他社の娯楽番組の狙いうちを受ける形になって逃げまどい、「悪い」時間に追われれば聴取率はますます下って、どんな理解あるスポンサーもおりて行き、やがて編成から消され」(JOKR「ラジオ東京」・落合孝幸氏「民間放送年報・総合編」)ていった。

④「スポンサーのフィックスによって機動的な単発番組の実施が困難になり、スポーツ実況は減少した」(JOKR「ラジオ東京」・武本正義氏、同書)

……という一連の変化を示していった。

さらに地元人気タレントを持つていないローカル局では、従来自社制作プロにはかえって地元の知名人教育者などを出演させた特色のある社会教養番組が多かった。だがナショナル・スポンサーがふえ、他局、代理店からのテープがどつとふえると、それも不必要になり、⑤として全国各局の番組が平均化され大同小異になる、というもう一つの変化をもたらした。

タイムセールスの好調による経営的な成功が反面、商業ラジオの編成の機動性をせばめ、各社の「個性」を出しにくくしていくという副作用を伴ったことは、皮肉な結果ではあるが事実であった。

かつて「素人」ばかりで、とるものもとりあえずスタートし、「玩具放送局」とまで嘲笑された民放であったが、演出能力、編成技術の面でNHKに迫り着くことは、さほど困難ではなかった。民放各社の設備その他の悪条件を考え合せれば、むしろ非常に早かったといえるだろう。番組演出が経験の蓄積とともに全体として洗練されていき、番組のどのジャンルでも、「芸術祭受賞」をはじめとする多くの優秀作品を産み出していったことは改めていうまでもない。ラジオバレー「カルメンシータ」(NJB「新日本放送」)、ドラマ「ボクシング」(JQOR「文化放送」)、

「ボタ山」(RKB「ラジオ九州」)などの受賞作品を産んだ昭和二十九年(一九五四年)秋の芸術祭審査のおり、内村直也氏は「ラジオの世界の野心的な試みでは(民放は)NHKより積極的であり……次第に映画と同様に演出芸術として確立して行くだろう」と評している。それはここでは一応ふれないでおくが、いずれにせよこの編成の変貌は商業放送としてのひとつの「自然淘汰」であり、NHK的な「与える」放送の残りかすが、濾過されていく過程であつたともいえよう。

しかし、前に引用したプロデューサー座談会が提出している民放の「質」の問題は依然残されていた。

人気番組のブームの転変

ともあれ経済界全体の回復・成長につれ、新しい広告主が全国的に、ラジオスポンサーとして各局に進出した。新スポンサーは、当然すでに実績のある人気番組に集中し、他局の有力番組をまねる傾向をみせたから、ラジオ番組は、似たような番組がにわかにな国各局に氾濫しては、やがてあきらまれて消えるといったブームの転変をかさね、しかもその回転速度はますます加速されていった。

ラジオ人気番組のおもなブームの波をひろつてみよう。(『放送朝日』三三年(一九五八年)五月号「年表・民放七年」より。)

▽27年秋 「虎造アワー」などの浪曲ブーム。一週三〜四本が定着した。

▽28年夏 六大学対抗ジャズ合戦を頂点とするジャズ番組の最盛期。

▽29年夏〜秋 「君の名は」(NHK・二七年(一九五二年)四月より)の評判の高まりに刺激されたドラマブームは、JOLF(ニッポン放送)の開局でいよいよ連ドラ時代を現出した。原作もの、脚色もの大流行。

▽29年冬 ①クイズ流行時代。NHKをふくめ十KW以上の民放はほとんど週七、八本のクイズ・プロを持ち、問題ひねり出しに四苦八苦だった。

②落語ブーム。民放のあおりで神田立花亭が閉鎖された。

③ホームドラマ時代。連ドラブームも文芸ものからわかりやすいコメディへ移行。

▽30年秋 テレビ十万台突破を反映して大都市のラジオでは、朝のB・Cタイムが注目された。

▽31年春 帯ドラマ・ブーム最高潮。各局十本平均が目白押し。民放祭十大歌手歌謡大会がはじめて開催された。

▽32年春 ジャズに代る民謡調時代。三橋美智也・島倉千代子が東京三局で一日六回出演した。

▽32年夏 テレビ対抗策の模索はじまる。モニター・プロ(ワイド)東京・大阪五局に登場。ゴールデン・アワー

に社会報道番組が一部復活した。

商業放送のばあい、各局の何百人かのプロデューサー以外に、数百社のスポンサーの、数千人のアイデア・マンがねてもさめても新しい宣伝にチエをしぼっている。この人海戦術による「企画」生産力は、記事と広告の分離した新聞雑誌や、もっぱら五、六社のスタッフによって生産される映画など対比して、商業ラジオの一つの特色であり、一種貪婪どんらんなバイタリティと、流行をキャッチする感覚の鋭さを生み出した。それが次々と番組の新しい形式とムードをさぐり出し、また聴取者大衆の嗜好の転変を触発していった。大衆を魅きつける「シンボル」の新陳代謝の早さという点で、民放は、マス・メディアの中で群をぬいていたといえよう。

聴取率調査が残した問題

民間放送は最初から「いままでの文化にない、受け手についての意識的認知をふまえた文化」といわれるほど聴

取者の反応にたいする計量的な調査に努力したことも、いま一つの特色に数えられよう。

各局はほとんど開局と同時に調査部門をおき、広告代理店とくに電通も調査活動を活発に行った。戦後GHQの指導でNHKが、米国商業放送をモデルとした聴取率調査を發展させていたことも大いに影響している。

民放の代表的なオーディエンス調査としては、大阪の新日本放送、朝日放送、大阪電通の三社による「放送調査委員会」がすでに二十六年（一九五一年）十一月に発足しており、二十八年（一九五三年）四月には東京でもラジオ東京、文化放送、電通の「三社共同調査委員会」ができ、二十九年（一九五四年）にはニッポン放送がこれに参加した。

他の地域も、局独自にか外部の調査機関に委嘱して調査を進めた。東京四社が「世帯単位」、大阪三社が「個人単位」という対照的な方法を採用したことも話題となっている。

対オーディエンスだけでなく、局の送り出す番組内容のバランスについての計量的把握も早くから民放連で基準を統一して、番組分類統計として積みあげられていったことも注目される。

だが、これらのオーディエンス調査も、宣伝効果という観点からの量的把握に偏せざるをえなかったから、二十九年（一九五四年）のニッポン放送開局のころから、前々編に述べたような営業事情の下ではげしい平均聴取率競争の形が露骨になってきたためその弊害が批判されはじめ、最近では東京で共同調査機構そのも



三十一年（一九三六年）四月初めて開かれた「十大歌手歌謡大会」の場内の熱つばさ……舞台は江利チエミ

のが解消する結果をも生んだ。

このばあい悪いのは「調査」でなくて聴取率競争を招いた「ポリシー」であったことはいうまでもない。その「ポリシー」を余儀なくされた客観情勢については前にもふれたが、ともあれ民放の経営好転と時機を同じくして活発になってきた一連の「番組批判」とそれにとまなう当局の「民放規制」の動きこそは民放の成熟期に残された主要な問題の一つであった。

第二十六章 番組批判と民放規制論

自主規制をめぐる

昭和二十七年（一九五二年）四月、講和条約発効と同時にGHQが定めた「プレスコード」「ラジオコード」は失効し、以後日本では言論にたいする強制的な統制法規は一応なくなった。

放送法の中の番組内容規制（公安尊重・政治的公平・報道の真実性・論争の公平の四原則と、誤報訂正義務、候補者放送の平等など）は多分に抽象的な倫理規定であったし、その他薬事法、医療法や破防法などの部分的条項を除くと、ラジオ番組の内容を直接規制する法規は基本的には解消したといえよう。それにかわるものは民放ラジオが発足と同時に設けた倫理基準による自主規制だけであった。

この放送基準が生まれる経過は前に述べた。その後の民放の推移の中で、性、家庭秩序、社会不安、広告文の適正などといった各条項について、いったいどこまでが抵触するか、その解釈が局毎にまた局内の部門ごとにマチマチと、なるという事態がおこったが、その是正のためまず民放連では二十九年（一九五四年）七月「取扱い要領（考

査細則」を作り、次いでいわば判例集にあたる「抵触事例集」を同年十二月にとりまとめ、以後その点のトラブルは非常に少なくなった。

もともと開局後の民放にたいしては、粗雑・低調という世評は相当強かったが、不慣れのためと同情され、社会的に大きく指弾されることはなかった。とくに開業前もつとも高かった「コマーシャルが世を乱す」という警戒論は、開局後はそれほど問題にならず、以来今日まで（前述の保全経済会事件をのぞけば）広告基準関係で目立った事故は記録されていない。これは「放送基準」による自主規制が基本的に成功したものと見てよいだろう。また誤報とか政治的偏向といった言論問題としてのトラブルもほとんど見当らなかった。

したがって、昭和二十八年（一九五三年）後半あたりからようやく社会的話題になってきた民放批判の焦点は、個々の失態や風俗上の非難ではなく、番組編成全体の娯楽過剰・低俗化を憂える、という方向で論じられたものだった。そのかぎりでは、大衆的メディアに常につきまとう「教養と娯楽が矛盾する」、悪貨が良貨を追う」という式やや紋切り型の論議のくりかえしに終る傾向は避けられなかった。

非難のやり玉に上ったのは、とくに歌謡曲とクイズである。しかし「トンコ節」^①「芸者ワルツ」^②にはじまる不良歌謡曲問題は、文化放送がまつ先に二十七年（一九五二年）十月、レコード業界の強い抵抗を押し切って「要注意（放送不使用）リスト」を作り、二十九年（一九五四年）にラジオ東京、ニッポン放送も社内的自粛から、進んで一定のリストによる処理に歩調を揃えたため、三十年（一九五五年）にはレコード界をふくめたレコード製作基準管理委員会も発足し、質的には相当あらたまった。

クイズの方は、二十九年（一九五四年）冬のクイズ・ブーム以後、賞金額が次第に大きくなったため、とくに児童にまで射倖心をそそるという点で問題が大きくなった。三十年（一九五五年）春になると賞品に小型自動車が登場、批

判の声が高まって民放連の自粛申合せとなった。その後も、「十六万円クイズ」⁽³⁾などが続き、ついに翌三十一年（一九五六年）に「百万円クイズ」⁽⁴⁾の企画発表が大きな問題となり、それを契機として、さしものクイズ熱も、ようやく下火となっていった。

註

(1) トンコ節 西条八十作詞・古賀政男作曲、久保幸江が歌った宴会ソング。意味深長な歌詞が評判を呼んだ。

(2) 芸者ワルツ 西条八十作詞・古賀政男作曲、神楽坂芸者の神楽坂はん子が歌ってヒットした。江利チエミの「テネシー・ワルツ」に対抗して作られたという。

(3) 十六万円クイズ 一九五五年十月、ニッポン放送が放送した、商品として十六万円相当のスクーターを贈呈するクイズ番組。

(4) 百万円クイズ NHK編『放送五十年史』によれば、一九五九年十月から始まったとされる。ニッポン放送のクイズ番組。「オリンピック基金募集百万円クイズ トップ・ライトショウ」というタイトルのもとに一九六四年十月まで放送された。

放送法改正へ「松田構想」「村上試案」

だが、この番組批判の影響はそれだけに止どまらなかった。二十九年（一九五四年）に入って吉田内閣が、エロ本や性映画の氾濫^{はんらん}を理由に、全国青少年問題協議会を正面に立ててマスコミ規制立法に乗り出し、また同時に塚田郵政相が放送法改正の意図を発表したため、民放にとってより複雑で重大な新局面へともつれこんでしまった。

全国青少年問題協議会の動きにたいしては、映倫の提唱で全言論界がマスコミ倫理懇談会を作り（二九・四・二）、民放もそれに加わって自主規制推進・立法化反対の線で結束して対抗したが、結局各府県ごとの地方条例制定という抜け道で、一つのマスコミ規制立法を許したことはよく知られている。

一方に、電波三法なかんずく放送法の修正は、昭和二十八年（一九五三年）五月の長谷電波監理局長の国会答弁で、はじめて政府の口から語られた。その年に国会に提出された放送法一部修正案はNHKの経営委員改選規定を変えるだけだったので「局部的改正では意味がない」として通信委員会で握りつぶされたが、そのとき、時の塚田郵政相は「次回に根本的改正案を出す」と言明、翌二十九年（一九五四年）三月に「電波白書」が発表された。

この「塚田白書」はたまたまNHKの調刺番組「ユーモア劇場」^①が与党に追求され、作者三木トリローがNHKを追われた有名な事件と同時期に発表されたことで知られているが、その内容は、①番組規制強化の必要性、ということ以外に、②一社に属する局数の制限の可否③ネットワークの規制問題④NHK・民放の性格の差別をどこにおくか⑤NHK受信料契約制度の改革の可否⑥免許基準と裁量権の範囲明確化の必要性……など電波三法成立後の四年あまりの間の放送界の大変化に則して生じた行政の問題点を客観的に列挙し、改正すべきか否かを問いかけたもので、その後の政府の態度とは相当ニュアンスの差もあり、むしろ一部は民放の主張にも近い興味あるものだった。だがその後吉田内閣から鳩山内閣への政変後、新任した松田郵政相は、三十年（一九五五年）三月、NHK規制を主眼とする「松田構想」を発表した。松田改正案そのものはNHKにたいする監督強化を求める放送法のごく部分的な修正だったが、その論理的な帰結としては民放はNHKよりハッキリと一段低い次元に下げられるという方向がふくまれていた。

すでに塚田時代に、衆議院電気通信委員会に出席した東大の千葉雄次郎教授が「公共的放送としてはNHKが主、民放は従であるべきだ」と発言、注目されたことがあった。千葉氏の所論はNHKの自主性確保など慎重な前提を考慮しての発言だったが、まもなく電通委員会は橋本登美三郎議員らが中心となってNHKと民放の番組編成方針の法文化を主張し、二十九年（一九五四年）十月「政府は民放局の免許をもっと慎重にせよ」と議決している。

松田郵政相はさらに進んで三十年（一九五五年）八月、旅行先で「民放の番組は低劣であり、今後の新設は許可しないつもり」とまで発言した。

ちようどこの直後、粉ミルク中毒事件^②がおこり、一部の民放がメーカーの名を報道しなかったことをNHKが解説にとり上げて批判し、郵政省が民放十一社に警告的照会交書を出したことがあった。またたまたま厚生省の保健政策七人委員会が医薬品広告を厳重に制限するよう決定し、製薬業界があわてて自粛声明を出せば、民放連がその声明にも反駁文を出すというひと騒ぎもあつた。民放にとって、まことに多事多難な昭和三十年（一九五五年）というほかなかつた。

松田郵政相時代に、電波三法誕生以来の電監長官・電監局長だつた長谷慎一氏がニッポン放送入りし、後任局長に東北大から浜田成徳氏が引っぱりだされた。浜田氏はその後の長い在任中（三十四年（一九五四年）六月退職）電波専門家としての気骨で知られているが、放送番組の質的規制については就任以来強い主張をもっていた。

そして三十一年（一九五六年）三月、村上郵政相時代に「臨時放送法審議会」が正式に発足し、その年七月に、宮沢俊義、千葉雄次郎委員らの小数反対意見を排して、①NHKへの大臣監督権の強化②民放への資料提出義務づけ、などを骨子とする答申が決められた。

以来平井氏・田中氏・寺尾氏と大臣も変り、再三の流産や内容縮小ののち、さる三十四年（一九五九年）二月にいたつて、教養・娯楽番組などの調和確保、各社番組審議会の法定などを盛りこんだ放送法改正が、ようやく成立したことは周知のとおりである。番組低俗化への社会的批判と、民放そのものへの統制の意欲とは、民放発展の周囲にたえず微妙にからまり、まつわりつつ現在にいたつたということができよう。

(1) ユーモア劇場 一九四七年十月十二日から一九五二年六月八日まで毎週日曜日一九時三〇分から二〇時まで放送されたユーモアあふれる諷刺番組。聴取率百パーセントといわれるまでの人気番組「日曜娯楽版」の後番組として一九五二年六月十五日から放送された番組。一般聴取者からの投書を中心とした番組として発足した。当初は、温和なユーモアあふれる投稿で構成されていたが、造船疑獄や、政治的「逆コース」などの当時の政界に反撥する痛烈な諷刺にあふれたコメントが増加し、ついには、一九五二年二月七日、造船疑獄に関連東京地方検察庁から国会に対して逮捕許諾請求のしていた自民党幹事長の佐藤栄作をもじって「白いさとうが黒くなる」と放送で諷刺したが、これが自民党国会対策委員会での問題となり、代表がNHK会長に抗議する騒ぎになり、結局、この三カ月後放送を終了した。

(2) 粉ミルク中毒事件 森永砒素ミルク中毒事件。一九五五年に森永乳業徳島工場が製造した缶入り粉ミルク(代用乳)「森永ドライミルク」の製造過程で用いられた添加物・工業用の第二燐酸ソーダに、不純物として砒素が含まれていたため、六月初ころから西日本を中心としてこれを飲んだ一万三千名もの乳児が砒素中毒になり、一三〇名以上の中毒による死亡者が出た。

第二十七章 民放ラジオ成功の諸原因

ともあれ民放ラジオは、経営難の克服に続いて、これら番組批判にも耐え、実績で「NHK主、民放従」の観念を打破して発展してきた。三十一年(一九五六年)の「神武景気」はその企業的成功のひとつの頂点であった。事実、日本の媒体別広告費の推移を次ページ表でみると、総広告費中、商業ラジオの占める比率は三十一年(一九五六年)の17・4%が最高のピークであり、以後次第にテレビ広告の大幅な伸びに押されて伸び悩んでいることがわかる。(民放ラジオ、次いで民放テレビの繁栄が、総広告費の年々の大幅な増加で支えられた事情も、新聞広告費の割合が次第にラジオ・テレビに食われていった経過も、この表は語っている。)

ここで民放創業以来三十一年(一九五六年)までの六年間にわたる、このめざましい成長の原因が何であったかを

考えてみなければならぬだろう。この新しい純戦後派マス・メディアの成功の原因は、いろいろな方向から論じられているが、要約して次の三つの点は少なくとも見おとすことはできない。

三つの主要な原因

第一は、戦後の日本経済の規模と、それに応じて投下される広告費との回復・成長の非常な速さであり、とくにその好・不況の波の起伏に民放の創業・発展がピッタリと合致したという経済的幸運である。

創業期が朝鮮動乱の特需ブームとめぐり合い、次いでその崩落を経て、やがて回復し投資ブームに向う上昇期に地方局が展開できたという幸運である。とくに三十年（一九五五年）以降の二度目のブームは、いわゆる「数量景気」であり、朝鮮特需ブーム崩壊のにがい経験から、経済界が国内需要、大衆消

媒体別広告費推移

年次	その全広告費名中の割合		民放テレビ収入		新聞広告収入		（対国民所得水準） 広告水準		民放社数	
	民放ラジオ収入 (値)	(%)	(億)	(%)	(億)	(%)	(億)	(%)	ラジオ	テレビ
22					11	75.4	14.6			
23					28	84.9	33	0.17		
24					80	76.2	105	0.37		
25					120	71.6	167.5	0.50		
26	3	1.2			180	74.1	243	0.54	6	
27	22	5.7			270	70.1	385	0.74	18	
28	45	9.2	1	0.2	320	65.2	491	0.84	32	1
29	74	13.5	4	0.7	322	58.5	550	0.90	38	1
30	98	16.1	9	1.5	337	55.3	609	0.90	39	2
31	130	17.4	20	2.8	405	54.3	745	0.97	40	4
32	150	16.0	60	6.4	510	54.2	940	1.12	40	5
33	157	14.7	105	9.9	525	49.3	1065	1.26	42	17

(昭和34年版電通広告年鑑による)

費、平和産業へと方向転換をした上でのものであった。その点で、広告主の態勢は、民放が創業期に好成績を収めたときのそれとは格段に積極的であり堅実になっていた。

第二は、戦後の大衆の生活様式・生活意識の根づよい変化があげられよう。その結果生まれた新しい娯楽嗜好・余暇利用習慣などのムードに、商業放送の感覚がマッチし、ラジオ聴取が生活の流れの中に深く根を下ろしたことが民放を時流に投じさせた。これもすでに多くのマスコミ研究がそれを認めている。

いわば古い「耐乏」「勤労」のシンボルにたいする「消費」「享楽」のシンボルの勝利が、良かれ悪しかれ、商業放送の滲透を支える力となった。

かつて第一回民放祭（二十八年（一九五三年））のとき、公募して採用された民放の標語は「ほめられた買物上手もラジオから」「民放は耳で楽しむよい新聞」「すてきな番組・無料のサービス」などだった。なにか、もみ手しながらひたすら民放の効能をPRする、といった感じのしなくてもないこの標語も、やがて年を経ると、いささか実績に自信をもった「生活に融けて楽しい民間放送」と変り、いつしか標語募集など要らなくなってしまった。

第三にあげられるのは民放の本質的なローカリティ——地域社会の共同体との結びつきの成功である。とくに全国的新聞や中央性の強い雑誌・映画、またNHKなどは、「ローカリティ」をとかく民俗的文化・風土色といった過去志向的な方向でとらえたのにたいし、商業放送はある意味で農村のめざましい電化ぶりに象徴されるような「地方」の都会化、中央化の方向にそって欲求を開拓した。「地方」文化のもつドロ臭さもそれが実在する以上、一足とびに「標準語」化せず、一步一步民度に密着して歩んだのが民放のローカリティに処する姿勢であった。

電波の真空地帯といわれた青森県が、ラジオ広告に非常に敏感で、民放の聴取率がNHKの三倍という記録的な数字を残したこと、信越放送の農事番組「明日の農作業」がNHKの「君の名は」の倍に近い聴取率を示したこと、

神戸放送が大阪の大電力放送に悩まされながらも、神戸海洋气象台を活用し、阪神瀬戸内一帯で「台風情報はラジオ神戸」という定評を博したことなどは、以上のような意味で注目される。

NHKが二十五年間培った九百万台の受信機の上に民放がスタートしたこと、経済界の波に乗ったこと、民放開局にテープ録音が間に合ったこと——こういった点をあげて、民放の成功は偶然性の強い他力本願だったという評価もよく聞かれる。だが、真のラジオ時代はやはり民放出現後に訪れたことを思えば、それは全部をもの語つているとはいえないだろう。

民放史に残る二つのモニュメント

以上三つの原因以外にも、新聞をバックとした民放報道の成功、オーディエンス調査の進歩、対NHKをふくむ複数競争制度の刺激など、まだまだ指摘されようが、それらは前に本文中で取扱っているので、最後に民放の歩みの中で、民放六年ジャーナリストのバイタリティがマザマザと示された二つのエピソードを掲げることにする。

昭和二十八年（一九五三年）六月末、三百数十年ぶりといわれる豪雨が西日本全域を襲い、とくに北九州と和歌山で死者・行方不明二千人、罹災者総数百二十七万名という大きい風水害が生じた。

このときのラジオ九州の活動と各社の協力は、開局まもない民放の一つのモニュメントとされている、予報と同時期にラジオ九州は福岡県対策本部に「いつでも電波を提供する」と申し入れ、状況が最悪だった二十八日などは刻々と、濁流の状態、満干潮、筑後川水位、雨量をはじめ、罹災者の行動のアドバイスや、堤防決壊・買い占めなど横行したデマにたいする反駁^{はんぱく}など、前後七十回の情報を流し、終夜放送を行った。



燃えつづけているラジオ新潟局社（失印）

が敢行した社屋焼失寸前までの火災放送である。

午前三時、烈風の中で起った火災はたちまち市の中、心部に広がった。大和百貨店七階のラジオ新潟は、電話で入る消防情報により自家発電で臨時ニュースを始めたが、火の手が早くそれでは市民の避難に間に合わないと判断し、小田島主幹以下十一名の滞泊者全員で、屋上からの実況放送をセットした。

翌日の各新聞が「豪雨なお続く」と誤報したのを、気象台に問い合せ、すぐ訂正放送したのはとくに感謝された。突発事態でスポンサーに連絡できない中断音^{きりさげ}量切下、番組変更などにも、各スポンサーが好意的な態度をとり、むしろ積極的にCM内容の変更、見舞文の挿入などがテキパキと行われたことは、良い先例となった。NHKが、当時いま以上の全国中継優先主義のため、当日機動的な切り換えができず、後日の罹災者救援キャンペーンの録音構成などで手際よさを示したのと対照的であった。

RKB毎日放送の報道部員は濁流の中を取材し、二日間水中に孤立したものの、大分から門司を廻ってやっと社に帰りついたものもいた。この水害中大阪二社の専用線が切れ、すぐ中部日本放送がごった返していた自局のライン送りを犠牲にして、専用線を提供し、放送中断を免れるなど民放各社の呼吸がよく合っていた。

いま一つの事件は、三十年（一九五五年）の十月一日未明、台風二十二号下に新潟市の中心で一、二五七戸焼失という大火が起った際、ラジオ新潟の当直陣

火が周囲に迫り、三十三米^{メートル}の烈風が火の粉を吹きつける中で、丹波アナは手すりに体を縛りつけ、仙波報道部長から水をかけてもらい、ハンケチでマイクをおおいながら火勢や避難の方向を叫び続けた。小田島主幹の頭の中はスタッフの生命と運び出せる機器の保全などがかけめぐる。この日の火勢の烈しさは、高層建築の上部から上部へ火が飛び、デパートなど上から焼けていったのが特徴で、それほど強かった。待避の瞬間を誤まれば大事が起るのは眼にみえていた。道をへだてた小林百貨店が炎上し、ついに足下の家が焰を噴くのを見て、いったん手にした機器も階段の途中で手放し、一同が走り出た十五分後に大和デパートは火を噴いた。

「大和デパートも危くなりました。もう熱くてこの放送は続けておれません。みなさんさようなら」を最後に四時三十五分、放送がパツタリ止まり、聴取者は局員が殉職したものと思った。だが小田島氏らが、いちはやく記者を網川原送信所に走らせ、毛布で急造のアナウンス・ブースを用意したおかげで、一分後、四時三十六分には「J ODR、こちらはラジオ新潟です。燃えさかる火の手はついにラジオ新潟本社をも焼きつくし……」とよどみなく電波が流れ出て、聞く人をおどろかせた。

この「J ODRの決死放送」は大きな反響を呼び、そのすさまじさには、生命の危険、機器の焼失などの面から、「放送局がそこまでする必要はないのではないか」という批判も一部に出たほどだった。だが、現実には市民の生命の危険を前にして、ジャーナリストの本能が沈黙を許さなかったわけで、考えうる万全の手を打ちながら、ギリギリの瞬間まで「ベスト」をつくしたラジオ新潟のこの気迫は市民の絶賛を浴びた。NHK新潟局が当時、ローカル放送の幅が狭く自主的の少ない時代だったにもせよ、この大火の間、翌朝の定時放送の開始まで、ついに一本の臨時ニュースも入れずに沈黙していたのと、あまりに際だった対照ぶりであった。ラジオ新潟は県知事の感謝状、民放連表彰を受け、翌年の電波の日に「市民の人命財産保護に尽し放送の公共的使命を遺憾なく發揮した」として異

例の郵政大臣表彰を受けた。社屋は地元の協力を得て約半年で新築された。ラジオ九州の水害活動も西日本災害対策本部長の緒方副総裁から感謝状をうけている。

この二局の例に限らず、災害や皇居前メーデーなど異常事態のさいの、民放の活動は、ローカルの地域社会を基盤に生まれ、「サービスエリア」の名にふさわしく、それに奉仕するという本来の機能が最大限に発揮される機会となった例が非常に多かった。

註

(1) 皇居前メーデー 「血のメーデー事件」。一九五二年五月一日第三回メーデーの日に、東京の皇居外苑で発生した、デモ隊と警察官との衝突事件。GHQによる占領が解除されて三日目のこの日、主催者は自衛隊の前身である「警察予備隊」による再軍備反対と「人民広場（皇居前広場）の解放」を訴えるデモ隊と警察が衝突し、流血の惨事となり、デモ隊警察双方に負傷者を多数出した。特にデモ隊では、死者一人、重軽症者約二〇〇名に及んだ。

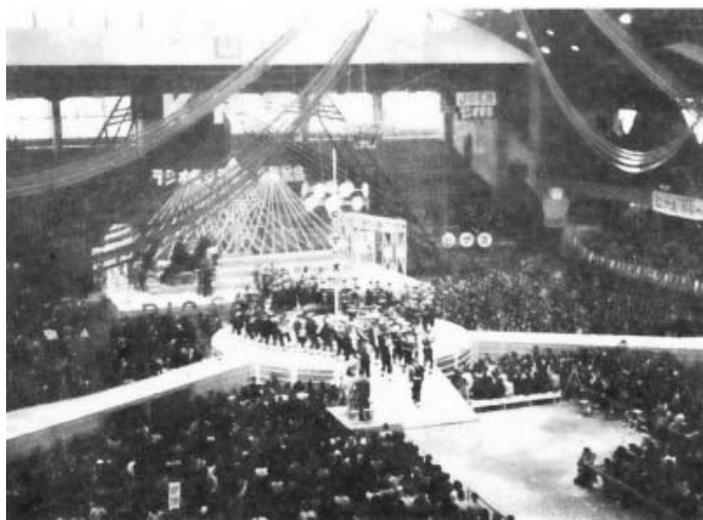
第八篇 民放テレビの定着と地方普及

第二十八章 ラジオ東京テレビの開局

“商品をタダで配る方が安上り……”

第三のテレビ局、ラジオ東京テレビ（KRT）はNTV（日本テレビ）開業から約二年後、受像機五万台の線で開局した。KRT（ラジオ東京テレビ）開局は昭和三十年（一九五五年）四月一日。それまで（同年三月末）の関東エリアの受像契約数は三三、二四二世帯、無届をふくむ推定実数五万二千台であった（この間二十九年（一九五四年）三月一日に、NHKの大阪・名古屋テレビ局が本放送をはじめているが、そのエリア内の契約は、このときまで一九、六四〇世帯で、全国合計五二、八八二世帯）。

KRT（ラジオ東京テレビ）の開局は、既存民放ラジオ各社が注目し期待した「兼営」の試金石だったが、KRT（ラジオ東京テレビ）幹部はそれだけ慎重論を採り、NTV（日本テレビ）、NHKの開局トップ争いにまき込まれないペースで、開局準備を進めていた。「米国技術に依存する以上、技術的にはすぐにでも出来る。しかし商業テレビとして成立するための、スポンサーがこれを養うだけの経済力はまだ日本では不十分だ」（今道常務）という考え方に立ち、二十八年（一九五三年）一月十六日、NHKに続いて予備免許はとっていたが、予備免許後一カ年以内に開局という規則にたいして、もう一年猶予申請をし、ある程度受像機が普及するのを待つて、予備免許後二年三カ月目に開局するという慎重なペースであった。



ラジオ東京テレビ開局記念祭……東京都体育館

困難に直面した」（民間放送年報・各社編）とKRRT（ラジオ東京テレビ）自体が当時を回顧してこういつている。ある大スポンサーにセールスに行ったところ「いまテレビをやる位なら、うちの製品を一軒一軒タダで配って歩いたほうが安上りだ」とニベもなく断られたというエピソードは有名であった。

そのため、番組の内容充実によって世間の人気をひき、なんとか受像機をもう一けたふやすことがセールスの近

資金面も、すでにラジオでの借金で銀行筋は手一杯だったため、当時資金の余裕のできた生命保険各社をあてにしたが、これは大蔵省の認可を必要とした。鹿倉専務が池田勇人氏¹に折衝すると「米国のマイヤー使節団から来日後いきなり、日本のような貧乏国にテレビ塔が三つも立つのはどういうことだ、と詰問された。融資は不可能だ」という返事。「ここで融資が貰えなければ、KRテレビは開局できない。免許した自民党の責任はどうなるんだ」といういささか開きなおったようなやりとりもあったという。

この昭和三十年（一九五五年）度——テレビの第三年目に入り、受像機の増加は毎月平均六千台と順調な伸びかたを示していた時期でも、まだスポンサーの出足は極度に悪く、商業放送としての営業の実情は火の車であった。

「開局当時、①受像機の急上昇②兼営の利点の活用、この二点からセールス面は比較的楽観視されていたが……それは甘い見方であった。多くの広告は主はまだ懐疑的であり、たとえその効果を認めても、受像機台数の絶対不足

は宣伝費のコスト高を避けられず、当分見送る広告主が非常に多く、意外な

道だ、として「収入に数倍する製作費を投入し……」反面では「定価主義をひとまず棚上げ（注・ラジオとの併用スポンサーへの割引など）して、番組面に一軒でも多くの広告主の名を出すことに専念した」（前掲書）というのがいつわりない現実であった。

註

① 池田勇人 一八九九～一九六五。大蔵官僚を経て終戦後まもなく政界入りし、吉田茂の右腕として頭角をあらわし、吉田内閣の経済運営・安全保障政策に深く関与した。一九六〇年に首相に就任し、所得倍増計画を打ち出し、日本の高度経済成長の進展に最も大きな役割を果たした。

テレビ收支の明暗

テレビ事業の採算性は、右の事情の示すかぎり少くとも数年間は論外の沙汰、というのが常識というほかなかった。それはNHKのテレビ收支が二十八年（一九五三年）度三億六千万、二十九年（一九五四年）度五億五千万、三十年（一九五五年）度五億一千万、三十一年（一九五六年）度二億七千万と、四年間累積十六億九千万円の巨額な損失を計上している事実がもつとも端的に示している。

だが逆に商業テレビの收支は、NTV（日本テレビ）の発表によれば、二十八年（一九五三年）度（開局後二十九年（一九五四年）三月までの七ヵ月）は二億五百万円の収入にとどまり、約九千万円の赤字を出したが、二十九年（一九五四年）度は、約二億、四億五百万の収入で約一千三百万円の利益を計上、以下三十年（一九五五年）度五千百万、三十一年（一九五六年）度七千九百万と、利益が増加していった。

月別にみると、開局後七ヵ月目の二十九年（一九五四年）四月以降、一定の償却をふくむ黒字に転じている。米国

の商業テレビさえ黒字経営に転ずるのに四カ年かかったとされているだけに、電波監理当局が、はじめ「正力氏はデマの営業報告をしているのじゃないか」と疑ったほどの好結果であった。

開局後四カ月目の二十九年（一九五四年）正月、正力社長は嚴重な経費節約をNTV（日本テレビ）全社員に訴え、三分の一近く出費を切りつめたというような、関係者の創業の情熱もさることながら、これはなんといつても、テレビが街頭で、ジリジリとしり上がり強烈な人気を博しつつあることを、スポンサー、電機メーカーはじめ世間一般が肌で感じとらずにはいられなかったためといえよう。そして、その人気の爆発の点火線となったのが、まえにあげたNTV（日本テレビ）の街頭テレビ戦術の成功であった。

KRT（ラジオ東京テレビ）の場合は、開局後前記のようなセールス事情から同社のテレビ収入は、三十年（一九五五年）度は二億八千五百万円だったが、三十一年（一九五六年）度には九億六千万円にはね上った。だが最初一年の間テレビ関係収支は一億五千万円近い欠損であったといわれる。

三十一年（一九五六年）に一応の安定へ

テレビジョンの場合、草創の混乱期は、こうして東京にかぎっても民間・NHKを問わず約三カ年続いた。この間は企業としての成否も不明であった。とくに視聴者大衆との関係において「無料」で出発した商業テレビにとつて、死命を制する広告収入の安定正常化という面では、むしろ悲観的材料のみが多かった。三十余年、半官営事業として培った九百万のラジオセット普及の上にスタートした民放ラジオとは、その点に本質的な相違があった。

また「娯楽メディアとしてのテレビへの関心は、広告主よりも視聴者大衆に一步先に発現した」という見方も以上の経過が示すように、こんにちでは定説になったといつてよいだろう。

テレビ事業が東京においてほぼ確立し、同時に地方主要都市への普及期に入ったのは、昭和三十一年（一九五六年）以降と云ってよい。三十一年（一九五六年）七月、NTV（日本テレビ）のスタジオ増築工事の完成を期とするスタジオ番組の本格化、同じくNTV（日本テレビ）の八月からの早朝放送（平均二時間）開始、三十二年（一九五七年）七月のKRT（ラジオ東京テレビ）のマンモスタジオの完成などが、その転機のシンボルである。また三十一年（一九五六年）二月KRT（ラジオ東京テレビ）が大阪で行った広告主への番組公開の催しが大きな反響を呼び、関西広告主がいつせいに東京二局に進出しはじめて東京の未参加広告主を刺激したこと、また同じく三月からのNTV（日本テレビ）株式の店頭売買が成功したことなども注目された。

この三十一年（一九五六年）を境として、番組面でもプロレス・ブームに代表されるようなスポーツ中継・劇場中継中心の単発主義の時代に代って、スタジオ番組とくにテレビドラマが成長し、三十分帯を主とした今日のゴールデン・アワーのテレビ編成の型に近づきはじめた。

スタジオ番組とフィルム中継番組の比率も逆転した。NTV（日本テレビ）の場合、三十年（一九五五年）夏はスタジオ生47%、フィルム30%、中継23%であったが、三十一年（一九五六年）秋には各々55%、30%、15%と変った。ニュース報道番組が意識的に強化されたこと、また映画界の五社協定（のち日活をふくむ六社協定）が二十九年（一九五四年）三月結ばれ、以後大会社の劇映画とスターのテレビ使用がほとんど不可能になり、代ってそれまで三十年（一九五五年）までは「スーパーマン」一本しかなかったアメリカのテレビ映画が大流行したことも、テレビの影響を確立をものごとくたっていたといえよう。

第二十九章 大阪と名古屋のテレビ開局

「憂き心の上におこの上につもれかし」

ラジオの神武景気は、民放各社のテレビ準備を経営的にも人材的余裕の面でも可能にし、スピードを早めた。そして三十一年（二九五六年）の暮、十二月一日、民放最初の地方テレビ局として大阪テレビ（OTV・新日本放送、朝日放送の共同出資）と中部日本放送テレビ（CBC-TV）が開局した。

「三大地区チャンネル計画」に基づき、どちらも二十九年（二九五四年）十二月に予備免許を得てから、実に満二カ年を開局準備に費した。この過程で、その後の日本のテレビ発展の方向に大きな影響を残した話題は、一つは再燃した日本テレビのマイクロ計画をめぐる紛争、他は民放テレビ四局間で結ばれた「業務協定」（ネット協定）であろう。

二十八年（二九五三年）の日本テレビ開局以降、NHKをふくむ東京三局のテレビ経営は、人気の高まりにもかかわらず長い苦境が続いたことは前にも述べた。NHKは膨大な赤字を累積し、民放も高利貸の金まで借りた例があった。

東京の情勢を注視していた地方ラジオ局の経営陣にとって、テレビ時代におくれをとるまいという焦慮は山々ながら、実行への決断は容易につけられなかった。

二十九年（二九五四年）の暮、テレビ予備免許をとったCBC（中部日本放送）の佐藤副社長があくる年の正月「『憂きことのおこの上に積もれかし、限りある身の力ためさん』という心境」を社員に訓示したのはその卒直な表現



テレビアンテナは大都会のシンボルとなった……民放・NHK共用と有料展望台に先鞭をつけた名古屋テレビ塔の建設中

であったのだろう。またそれより先、二十九年（一九五四年）の夏、テレビ視察に渡米したCBC（中部日本放送）小島専務も「テレビの施設と制作費は尨大で、数年間の赤字は必至であり、ラジオでは順調だったわが社といえども取組むには相当な覚悟がいる。そして覚悟といっても、無理には限度がある。私の渡米はその「覚悟の限界」を見きわめるのが目的だ」と語っている。

小島氏が悩んだのは「ダレントに乏しい名古屋でテレビ番組の自社制作の規模をどの程度におさえるか」また「東京二局とどう関係づけるか。常識的にはNTV（日本テレビ）とKRT（ラジオ東京テレビ）から双方の番組を貰えばよいが、実際問題として営業的にどうセットするか」という二点であった。地方局にとって今日まで共通する根本問題である。それが決まらないとスタジオ設計もカメラ購入もできなかった。

アメリカでは、巨大な番組工場の観のあるキー局と、カメラ一台さえないローカル中継局のどちらかだけで、ちょうど手頃なサンプルがなかったが、小島氏は話題になりつつあったビデオ・テープに注目し、あるヒントをえて帰国した。その結果、決められたのが「大小二個のスタジオとカメラ二、三台」という、アメリカのちょうど中間の規模であり、「最低四億五千万円の経費が要るが、一日四時間オンエアし、うち二時間と、十本のスポットを売れば、出血は軽くて済む」という見通しであった。当時電通の新田宇一郎氏はこういった地方テレビの計画に適切なアドバイスをした一人であった。

大阪でもラジオ免許の際、あれだけ正面から争った朝日・毎日がテレビで異議なく共同するほどに慎重な準備ぶりであった。

再燃したマイク口論争

テレビの地方化をめぐるもう一つの話題は、日本テレビ開局後、二十八年（一九五三年）秋に再燃し、二十九年（一九五四年）いっぱい続いた、正力マイクロ構想をめぐる日本テレビ、NHK、地方新聞の間の論争である。

いったん中絶した日本テレビのマイクロ計画は、二十八年（一九五三年）七月米国防総省から米輸出入銀行への推薦状が出るに及んで、また可能性が強まり、NTV（日本テレビ）は八月十八日、大阪でも開局を出願した。この構想が実現すれば当然日本の民間テレビはNTV（日本テレビ）の全国一系列化となり、民放ラジオ各社とは無関係の企業として発展することが予想できた。

この動きにたいし、まず九月に中部日本新聞、西日本新聞、北海道新聞のいわゆるブロック三紙と有力九紙（火曜会を結成）連名の反対建議書が発表され、十一月には全国六十九地方紙が反対声明を出した。

国会の電気通信委員会も動き出し、立ちおくれた電電公社も梶井総裁がいそいで独自の借款のため渡米した。マイクロエープ多重通信網の画期的な機能や社会的軍事的な重要さも、次第に関係者に知れわたり、木村防衛庁長官が正力構想を支持するなどのこともあり、論争は疑心暗鬼を交えて一年近く国会を中心にした。

だが電波監理審議会は共同通信の松方氏が会長で慎重な態度をとり、結局二十九年（一九五四年）十二月三日、衆参両院電気通信委員会は「防衛通信網を、一民間会社の企画と外資・外国技術で整備することは、電波法令の立法精神に反し、国家の独立性に背く」という主旨の反対決議をし、この問題に終止符を打った。

NHKはすでに二十八年（一九五三年）八月、実験用の名目で東京―名古屋―大阪間のマイクロ上下一回線を東芝の手で自己建設し、二十九年（一九五四年）三月一日、名古屋・大阪のテレビ本放送を始めていたが、のちこの回線は電電公社に移管され、三十年（一九五五年）八月には公社のマイクロ上下一回線が福岡―札幌を縦断した。

自由選択ネット制きまる

OTV(大阪テレビ)とCBC-TV(中部日本放送-TV)の開局までには、二十七年(一九五二年)の申請以来五年、予備免許獲得ののち丸二年という慎重な準備を要した。CBC(中部日本放送)はそのため民放最初のラジオ・テレビ総合スタジオを建築し、また全国はじめてNHKと共用のテレビ塔を立てた。

営業開始に先立って、注目の的だった番組ネットワーク形態の交渉がNTV・KRT(ラジオ東京テレビ)・OTV(大阪テレビ)・CBC(中部日本放送)四社で重ねられ、*「番組交流はケース・バイ・ケース、つまり自由」*という業務協定が成立した。

これはアメリカの場合と全く異なるものでその後の日本のテレビネットワークに大きな影響を与えた。多数キー局から少数ローカル局への自由選択制という原則が、本質的に系列化を求めるテレビ編成の現実に逆って現在まで活きているのは、このためであった。

交渉の過程では、固定系列化が出現する可能性も皆無ではなかった。そういう主張もあつた。その場合東京局のどれか一つが東京ローカルの性格になるわけである。だが結局、現状のとおりに決まったのは、ローカル側の自主性が貫かれたことであり、キー局側がまだ東京での経営に手いっぱい将来のテレビ地図を遠望する余裕がなかったためと見られている。

OTV(大阪テレビ)・CBC(中部日本放送)は密接に連絡をとり、ともに一日六時間半の放送でスタートした。東京ネットと自社制作の比はほぼ半々だった。タイム・セールスは、大阪では半年前からの予約契約制が好調に滑り出して約八割、名古屋も約七割を売った。

両都市のテレビ時代は、こうして順調に開幕したのだつた。

むすび——民放事業の体質が変りはじめた

昭和三十一年（一九五六年）はこうして暮れた。前述した「十大歌手歌謡大会」の初開催や「百万円クイズ」の出現、民放連放送基準の五年ぶりの改正、村上郵政相による「臨時放送法審議会」の設置など民放にとっていずれもエポックメーカーキングな事例が、この年に集中していることは、この年が民放にとって一つの転換点であることを示している。

とくに最後の放送法審議会の設置は、この年、中波チャンネルプランが前述のように大幅修正され、第一次民放免許以来の周波数割当にもなった混信・難聴などの宿題にたいする技術的是正が一段階したのをキツカケとして、電波行政が「育成」から「規制」へと方向を変えはじめたことを暗示するものでもあつた。

さらに年末になると村上郵政相は「テレビ周波数割当基本方針の修正」を電波監理審議会に諮問し、翌三十二年（一九五七年）一月、六チャンネルを十一チャンネルに変更する原案が発表され、テレビ戦国時代の幕を進んで明ける意向が明示された。

さらにこの時期に四国放送連盟、ラジオ北陸連盟などの地域協定がローカル局の安定とともに解消した。翌三十二年（一九五七年）初めには日本広告主協会が、森永製菓の稲生平八常務を理事長として設立され、内部に電波委員会が生まれた。一方石田博英氏の手で内閣が民放のスポンサーとなる「政府の窓」など一連の政府広報も始まった。またFM放送の申請も三十一年（一九五六年）から提出され出して、三十二年（一九五七年）中にはほとんど民放全社に及んでいる。

こういった現実には、ラジオ経営の成熟とテレビの地方普及を契機として、民放の体質そのものがいや応なしに変りはじめたことを示すものといえよう。

「三十二年（一九五七年）上半期に、テレビ受像機は五十万台を越え……ようやくラジオはハッキリとその聴取への（テレビの）影響を認識した。もともとテレビ置局はまだ全国におよばず、テレビ電波の届かない地域にはほとんど問題がないのであるが、大都市を第一義的に考えるナショナル・スポンサーに依拠している民放としては、全面的にテレビ時代のラジオとしての体制に切替えざるを得ない。この転換はステップ・バイ・ステップの形をとるものであり、テレビ受像機百万台を越えた現在（注・三十二年（一九五七年）末）は、いわば過渡期の姿といえよう」（前掲「民間放送年報・総合編」武本正義氏）

民放計画の発端から、第一声の前夜にいたる胎動期を前後二編、以後の民放発展のアウトラインを同じく六編に分けて辿ってきたこの民放小史も、この三十一年（一九五六年）度を一応のけじめとして締めくくることが適当だろう。現在、昭和三十四年（一九五九年）十月八日全国のテレビ受像契約はついに三百万台を突破した。三十二年（一九五七年）以降、本格的に始まった「テレビ時代」と「テレビ影響下のラジオの転換」とは、現に進行しつつある一つの過程であり渦巻であって、その方向はまだ見定めることがむずかしいからである。

民間放送事業は、ここまでに一つの抜きがたい実績を築きあげ、また聴視者大衆、スポンサー、経営母体（株主）地域社会、行政官庁などとの間に独自の相互関係を培ってきた。巨大な機構と系列性を要するテレビ時代に、これらの実績と関係がどう発展していくか……それが現在の民間放送の歩んでいる道程であり、同時に今後の民放史が追求すべき課題であるといえよう。

註

（一）石田博英 一九一四～一九九三。政治家。労働大臣を六期つとめた。

（完）

民間放送年表

昭 20	電波行政・免許	ラジ オ	民間 放送	テレ ビ	NHK	関連事項・海外事情
8	22 G H Qラジオコード指令 通信院放送民営化を立案 戦時中の電波管制廃止 下旬東久遡閣議で了承	寺田甚吉・大阪に「新放 送会社創立事務所」開 設、間もなく新日本放送 と称した		15 録音で「玉音放送」 第二放送まず東京・ 大阪・名古屋・広島 熊本・仙台・札幌各 中央局で復活 海外放送中止、進駐 軍放送開始	15 敗戦	19 プレスコード指令 24 「新聞の政府からの 分離」を指令 29 「新聞映画通信に対 する一切の制限法令 撤廃」を指令
10		1 大宮伍三郎、伊藤豊「民 間放送開始準備会」(国民 放送)免許申請 2 寺田事務所(想定される 今後の日本放送事業計 画)「新設せん」とする放 送会社の計画案」をG H Qに提出 17 常民生活科学技術協会免 許申請	民衆放送「将来はテレ ビも計画」と付記		24 (米)CBSカラーテ レビの機械的方式発 表 △(米)商業テレビ規制 公布(五二五本・6 メガの米国標準方式 は昭和十六年に決定 済) △(米)RCA三色管同 時方式カラーテレビ 発表	
11		1 船田中、民衆放送を申請 寺田甚吉と大阪毎日、新 日本放送計画を協議・合 流する 中日新聞小島源作、三輪 常次郎と放送計画につき 会談 25 中部日本放送第一回発起 人会開く			△(ソ)モスクワでテレ ビ再開	
12	11 G H Qより「日本放送協 会の再組織に関する覚 書」NHK民主化を指示					

註 ○ 日付未詳 △ 年内に一括記載

	昭 21	1	3	4	5	6	9	10	11	12
	22 中部日本放送免許申請	3 民衆放送・新日本放送両 発起人連絡をとる	22 新日本放送第一回発起人 会開く	10 新日本放送免許申請	NHK放送ストで一市民 放の可能性強まる	6 25NHKストにたいし 放送国家管理発動	1 通省臨時法令審議委員 会を設置、通信法規の新 立法に着手 12 一松通相民放許可の可能 性ありと言明 11 対日理事会・放送政策を 討論			
		○ 初の選挙放送実施 ○ 戦災のため受信契約 五七〇万に減少(戦 前最高は20年3月 の七五〇万)	○ 会長大橋八郎から高 野岩三郎に	○ NHK技研競争で中 絶したテレビ研究を 再開 ○ 放送文化研究所開設	○ 地方局として初めて の新潟ほか5局の第 二放送復活	○ NHK労組放送スト 開始				
			○ (英)テレビ再開	○ (英)BBC第三放送 (教養)開始				3 新憲法公布	△ (米)FCC放送の公 共性を強調した「プ ルーブック」を発表 新聞用紙払底・一時 タブロイド版となる	20

昭 23	2	12	10	9	7	6	5	4	2	昭 22
20 初めて民放を認めた第一 次「放送案」起草なる			16 GHQの政策転換、民放 許可のラティン示唆出る		○「放送事業法」案起草・ プリント漏洩事件起る	○「無線法・日本放送協会 法」原案起草	○CCS放送基本法の立案 を指示		○無線電信法改正第一案起 草	18 対日理事会、放送公営を 決定、民放否定される
		○仙台から北日本商業放送 申請						20 新日本放送発起人会解散 民放運動一時立ち消えと なる	27 中部日本放送発起人拡大 のため懇談会開く	4 言論関係追放拡大寺田・ 船田氏ら公職追放

受信契約六百万突破

△(米)テレビの実勢は
16局、約16万台

△(米)FCC、カラー
テレビ方式のCBS
・RCA両方式を公
聴会でテスト

△(米)ニューヨーク・
ワシントン間に同軸
ケーブルしかれ、東
海岸テレビネット開
始

5 4	3	1 昭 24	12	11	10	8	7	6
網島電波局長・鳥居官房					19 8 芦田内閣辞職 第二次吉田内閣成立 第一次「放送法」廃案	参院通信委各地方で公聴会を開く	5 第二国会終り継続審議へ	18 第一次放送法案はじめて第二国会へ上程
1 広島平和放送申請		民衆放送「東京放送」と改称して事務局拡大	25 24 北陸文化放送申請 セントポール放送協会申請	22 新日本放送第二次計画発足		○ 朝日新聞審議室、伊藤豊を招き、放送対策を練る		
			正力松太郎、鮎川義介テレビ構想を話し合う					
有線テレビ実験、東京・岡山で公開モニター制度開始 会長古垣鉄郎に			12 技研のテレビ実験方式、走査線四四一本から五二五本に変更 京都、浜松ほか四局二重放送実施	○ 各地の有線放送施設を廃止 ○ 放送番組世論調査開始	○ 「放送法案に対する見解」発表		○ ラジオ受信料17円50銭から35円に	
○ (蒙) 放送管理委員会成立、放送監督権を郵政省より移管する加入			△ (仏) テレビに四四一本方式のほか八一九本方式の併用と決定 (ソ) テレビ六二五本8メガのソ連方式に切替(従来三四三本と二〇四本)	△ (米) FCCテレビ局新設を凍結	○ メキシコ、アトランチックシティで国際高周波放送会議開催		○ 第5回ITU諮問委員会ストックホルムで開催	

3	2 昭 25	12	11	10	9	8	7	6
	26 小沢電通相「東京大阪の民放は二ないし三局」と語る	22 吉田内閣GHQの修正要求を呑み、三法案第七国会に上程		12 電波三法案いったん閣議決定。GHQから異議が出て、GHQと吉田首相が対立	電波監理委法案成る	放送法案(第二次)電波法案成る	GHQ国際放送を許可	主査渡米調査から帰国。放送法・電波法電監委法の三法立案着手 通信省、郵政・電気通信二省に分離電波局は電通省の外局電波庁となる
3 東京放送と電通、全国各地の広告主に試作盤を聞かせ「ラジオ広告研究	21 読売放送申請に決定	15 中部日本放送創立事務局組織 朝日放送、東京と大阪で申請	1 北海道放送申請	東京放送、商放テスト盤をキングで吹込	15 神戸放送申請			// 福井放送申請
			5 ド・フォーレ陳情、却下さる	6 ド・フォーレ博士マ元師にテレビ許可と正力追放解除を陳情				
3 初めて簡単なマイク口を使ったテレビ中継実験三越で公開	主要ローカル局の10K化進む	放送準則を制定					受信契約八百万突破	疑似アンテナから無線テレビ実験公開
26 毎日「民間放送をどう思うか」極論調査	朝日・毎日名古屋印刷断行		(伊)テレビ実験再開	加立 北京で中央放送局対立	○(独)放送局全部占領 統制から解放			

10	9	8	7	6	5	4
19				1 電波三法施行、電波庁廃止電波監理委員会となる	2 三法公布・電監委委員決定	26 電波三法参院修正が衆院通過成立
1931	1	1				8
「放送局の開設の根本的基準」制定の聴聞会開く	田村郵政相らの統合勸奨はじまる	信濃放送申請				日本仏教放送申請
1931	1	1				3
聴聞会に42社の民放申請者が利害関係者として認め	ラジオ受信機改善委員会発足、スーパー化運動開始	民放申請92社に達す				国民教育放送協会準備開始
○坂太弘道「日本テレビジョン放送協会」を申請						
				29 朝鮮向け特別放送開始、進駐軍(第三)放送拡大	2 NHK経営委員決定	22 東京第二50Kに増力松江ほか十局が第二放送を開始
				1 社団法人日本放送協会解散、放送法に基づく特殊法人たる日本放送協会成立。会長は古垣鉄郎		1 番組改訂、第二放送拡充
						4 甲府ほか六局第二放送開始
						NHK第二放送の拡大急速に進む
					5 日本新聞広告業者協会設立	
				25 朝鮮動乱起る(西独)放送事業体連盟発足		
			28 新聞、通信、NHKレッドパージ			

2	1 昭 26	12	11
東京第二波をめぐり文化放送、新国民放送、ラジオ東都、東京ラジオセンターなど競願激化	1 一万田尚登東京第二波の統合に動く 10 電監委申請を一応×切る 総数 34	1 「根本的基準」制定公布 富安委員長「東京二局、他は一地一局」を声明	められた。ブランケットエリア論争活発に 25 聴聞会最終日に46社の申請人が「日本民間放送連盟」組織を申合せた
東京第二波をめぐり文化放送、新国民放送、ラジオ東都、東京ラジオセンターなど競願激化	5 ラジオ九州申請 ○四社統合のラジオ東京初発起人会開く 10 北陸文化放送再申請 長崎を吸収して申請 ラジオ東京申請 15 広島平和放送、ラジオ広島合併し「広島放送」に 19 河北放送、東北放送、仙台市営放送合併し「仙台放送」が申請	15 中部日本放送、会社設立 数地購入に着手 16 新日本放送会社創立総会 27 京都放送申請	30 ラジオ日本、朝日、読売、東京四者合同のため五人委員会発足
○受信契約九百万突破	1 読売新聞テレビ実験局申請を社告 河端作兵衛「全日本放送」テレビ計画をも出願	3 大阪中央局50Kに増力 10 技研から毎週金曜に三時間のテレビ実験電波を発射(10W)	20 (米) FCCカラーテレビにCBS方式採用
	○(英)ベヴァリッジ委員会報告発表 ○(東独)テレビ本放送開始	(西独)テレビ定時放送再開 (米)テレビ一千万台突破 メキシコ・ブラジル・キューバ米方式でテレビ開始	

7	6	5	4	3
		<p>23 電監委四氏渡米</p>	<p>21 電監委東京第二波を採決して文化放送と決め、民放初予備免許を16社に下ろす</p>	<p>16 「大阪地区の予備免許順位」につき聴聞会開始、二社ともにA級の裁定。</p> <p>○ C C S 統合工作を不満とし、大阪二局免許を示唆</p>
<p>○ 任意組合「日本民間放送連盟」創立総会開く 新日本・中部日本・電波料を内示、セールス開始</p>	<p>1 毎日新聞ラジオ報道部設置 29 民放連結成打合せ会開く</p>			<p>15 北日本放送申請 19 ラジオ東京50K増力申請 中部日本放送・新日本放送スタッフを公募 26 大阪の新日本、朝日両社の統合工作失敗</p> <p>15 朝日放送会社設立</p>
	<p>○ N H K 試験電波を受け、各セットメーカーの試作進む</p>	<p>26 衆院本会議「テレビ放送実施促進」を議決</p>	<p>正力松太郎、渡米した柴田秀利を通じムント議員に働きかける</p>	
<p>// 報道部を報道局に昇格、放送記者を増員し、解説委員制度を新設した 防府ほか六局第二放</p>	<p>1 テレビ東京実験放送週二日に</p>	<p>5 「ニュース」「ローカルニュース」「録音ニュース」各一本を強化、ローカル局の編成権を拡大 30 後樂園毎日・大映戦を初マイク口中継実験</p>	<p>1 聴取料35円より50円に</p>	
	<p>25 (米) C B S 初の商業カラーテレビ放送開始</p>			<p>23 ラジオ作家協会発足(会長久保田万太郎)</p>

11	10	9	8
	18 信濃放送に予備免許		
<p>22 朝日放送ABC開局 ABCはじめて東京支社 スタジオを完成 20 NJB・ABC・大阪電 通「放送調査委員会」を 作る</p>	<p>10 ラジオ東京放送基準・編 成基準決定 10 国会議運、民放の本会議 の中継を承認 12 「民間放送連盟放送基準」 制定 // 吉田首相の施政方針演説 をNJB・CBC共同で 国会の初中継 22 NJB・NHKとせり合 ってメニユーヒン演奏を 独占中継</p>	<p>1 中部日本放送CBC、新 日本放送NJB開局 ラジオ東京番組制作に着 手</p>	<p>15 新日本テストサービス放 送開始 27 新日本放送記者、講和会 議全権団にインタービュ ーして写真電送線で初の 本社送り</p>
	2 日本テレビ放送網申請	4 日米共同の正力「日本 テレビ」構想発表	<p>6 正力追放解除 13 「日本にテレビ計画」 ムント議員言明伝わる 22 三米人顧問来日</p>
番組改訂、ニュース 解説を増加「商品市 況」を新設	<p>5 テレビ実験放送に初 めてスタジオ番組を 追加 19 経営委「NHKテレ ビ第一次五力年計 画」を決定 27 東京・大阪・名古屋 にテレビ本放送を申 請</p>	<p>1 サンフランシスコ講 和会議実況中継 土曜ゴールデンアワ ク間ワクをとる 12 放送文研内にテレビ 番組研究委員会を発 足</p>	<p>11 // 吉垣会長外遊 日響をNHK交響楽 団と改称 21 古垣会長外遊から帰 国テレビ本放送に踏 み切る</p>
		3 (米)対日講和会議に はじめての全国テレ ビ中継実現 開始 (米)VOA対日放送	伊で決定した六二五 本8メガ方式をCC IRが欧州テレビ標 準方式とするよう勸 告

4	3	2	昭 27	12
<p>15 5・2テレビ標準方式</p> <p>28 講和発効によりラジオコ ード失効</p>	<p>19 吉田首相国会で「テレビ は時期尚早」と答弁</p> <p>8 姫路市放送局に予備免許 (開局せず取消となる)</p> <p>4 6 参院電通委公聴会を 開き6メガ・7メガのテ レビ論争を再現(電監委 決定を不満として)</p>	<p>28 白黒テレビ五二五本6メ ガ方式採用決定(NHK 等から意義申立)</p>	<p>17 19 白黒テレビ標準方 式聴聞会(6メガ対7メガ 論争)</p>	<p>29 27 長崎平和放送に予備免許 田安電監委員長辞意表明</p>
<p>1 1 神戸放送開局 KKRの番組を切換調整 これをめぐって局とスポ</p>	<p>31 25 20 北海道放送HBC開局 「民放記者クラブ」九社 で結成</p> <p>15 10 CBCで初の労組結成 信濃(信越)放送開局 文化放送QR開局</p>	<p>KR「衣部隊」誤報問題 おこり、ニュースの責任 所在をめぐって論争 地方十一社共同制作のた め「火旺会」を作る</p>	<p>12 大相撲春場所をKR・C BC・NJB・RKBで 初の共同中継</p> <p>12 東京大阪間に初の専用 中継線認可NJB・AB C両社で交互使用</p> <p>ABC硫黄島の遺骨収集 にアナと技術員を初めて 海外派遣</p>	<p>24 1 ラジオ九州RKB開局 ラジオ東京KR第一声、 京都放送開局</p> <p>25 KKR正式開局</p> <p>// NJB・RKB「クリス マスの鐘」を初の二元で 中継</p>
<p>○ 「君の名は」「新諸 国物語」など第一に 登場</p>	<p>○ 技研・NHK会館間 でカラーテレビ実験 初公開(CBS方式)</p>	<p>26 1 国際放送を再開 大阪でテレビ定時実 験放送開始</p>	<p>27 NHKも国会中継開 始</p> <p>第一ゴールデンタイ ムの娛樂番組を強化 三つの歌「アチャ ヤコ青春手帖」「演 芸独演会」など登 場。</p> <p>第二の教養プロを強 化</p>	<p>△ (米)朝鮮戦争でカラ ーテレビ中止</p> <p>△ アルゼンチン、欧州 方式でテレビ開始</p> <p>△ インド五力年計画で ラジオ拡張</p>
<p>10 値上その他の情勢に 対応して東京スポ ンサークラブ発足</p>			<p>1 (仏)テレビ本放送開 始</p>	

10	9	8	7	6	5						
18 ラジオ新潟に予備免許	19 電波行政機構改組後初の予備免許静岡放送へ	1 電波監理委員会廃止、電波行政は郵政省電波監理局所管へ電通省廃止、電電公社に移管	31 電監委、廃止目前に「テレビ免許の方針と措置」を決定、日本テレビのみ予備免許、KRとNHKは留保、CBCとQRは未決定、他は拒否と決定	15 電波監理審議会委員決定（会長野村秀雄）	10 6メガ採用により「根本的基準」の改正公布	27 電監委テレビ方式異議申立を却下処分	異議申立による再聴聞（三度目のメガ論争）				
12 皇太子外遊帰国をKRか	6 ラジオ高知申請	1 ラジオ中国開局	20 KRKB電波料引上	10 北日本放送・四国放送開局	25 民放連、テレビ免許の兼営優先を要望	23 ラジオ新潟申請	19 白井対アレン戦をKRが独占、九社に中継	10 北陸文化放送開局	1 仙台放送開局	21 民放連、財団法人に改組	ンサーが対立 KR・ABC・NJB・CBC電波料の最初の引上KR「素人うた合戦」を「NHKのど自慢」と同時に開始
24 神戸放送テレビを申請	8 テレビ大阪免許を申請	30 京都放送テレビ申請	24 大阪テレビOTV免許を申請	10 QRテレビを申請	7 CBCテレビを申請	16 ラジオ東京テレビを申請					
	第二に「教養特集」など教養プロを新設第一に「希望の星座」など登場	受信世帯一千万突破		○ 舞鶴局をはじめ第二放送の拡大つづく ○ ヘルシンキオリンピック実況中継							
3 ITUブエノスアレス全権会議開催	6 （加）テレビ本放送開始			30 公営政見放送に民法をも利用する公選法改正可決							14 （米）テレビ免許凍結を解除 パリィ・ロンドン間で最初のテレビ国際中継成功

2	1 昭28	12	11
	16 K R テレビに予備免許 Q R は却下	8 民放初の中継局として R K B 小倉局に予備免許 26 N H K 東京テレビ本放送 に予備免許 (以下申請・予備免許は特 殊なケースを除き省略)	7 「三大地区テレビチャン ネルプラン」決定(東京 3、大阪。名古屋2、う ち1をN H K に) 13 N H K 東京テレビ実用化 試験局を予備免許。翌日 すぐ本免許
20 北陸・北日本・福井三社 「ラジオ北陸連盟」結成	東京第三波をめざし「中 央放送」申請 民放連・銀行のラジオ不 使用申合せに再考を要望	26 24 R K B 小倉局開局	1 静岡放送開局 民放連周波数割当の是正 を陳情 10 立太子礼式場にマイクだ け入り「めかくし放送」 を行う、全民放が同時中 継 15 民放連 C C I R に加入 29 山陽放送申請
	30 北海道放送テレビ申請	2 R K B テレビを申請	29 〇 全国14社に中継 Q R 「要注意歌謡曲リス ト」を作る 〇 電産ストで停電頻々民放 連善処を要望 〇 第七回芸術祭に民放初参 加
1 N H K 東京テレビ本 放送開始(5 K)契 約八八六台	東―名―阪のマイク 口中継下り一回線開 通	4 第一放送と第二放送 の番組をさらに交換 整理し「第一ニユ ース、娯楽、生活。 第二ニ有識者、学生、 音楽ファンなど特定 の層向け」という性 格づけを行った 名古屋でテレビ定時 実験放送開始 東京はテレビ実用化 試験局に一步進む	28 日本テレビ会社設立
		25 (西独)テレビ本放送 開始 欧州方式	4 (米)大統領候補指名 大会をテレビ放送し 五千万人が視聴

9	8	7	6	5	4	3
1 ラジオ高知開局	1 ラジオ周波数再割当。民放は一部改善されたが不満強く残る // 電波監理審議会会長松方三郎	12 民放労組連合会結成大会	26 放送法一部改正案発表（NHK経営委員の選挙方法など）	23 長谷電監局長はじめて「放送法の根本改正は必要」と答弁	20 ラジオ周波数再割当聴聞会、民放強く不満を訴う	6 郵政省「重複エリア内の同一番組制限」緩和の根本基準修正案発表。聴聞会で民放代表はNHK偏重としてこれを批判した
16 正力マイクログ計画に反要請	18 日本テレビ、大阪にも開局申請 28 日本テレビ放送網NTV開局	12 民放労組連合会結成大会	25 西日本大水害にRKBなど活躍 ○民放連「放送基準審議会」常設 ○文部省社会教育に民放利用方針を決定	21 第一回民放週間 ○KR・QR・電通「三社共同調査委員会」発足	1 ラジオ佐世保開局	19 ラジオ長崎開局 日本短波放送免許申請 ○松本・函館など民放の中継局漸次認可
15 正力・吉田会談、マイクログ網建設外資導入を要請 15 テレビ番組に「VOA週間ニュース」を新設	13 ラジオ新潟テレビを申請 東―阪上りマイクログ一回線開通	1 職制改正、テレビ部門を確立 2 NHK労組放送法改正案に反対	2 英国戴冠式実況 欧州各国にテレビ中継（米）最初の教育テレビ局放送開始	3 東北放送テレビ申請	3 東北放送テレビ申請	国会内のテレビ中継許可
					1 国際電々公社発足（加）CBCの受信料制度廃止、財源はセツト販売税収入などに限定	1 スターリン急死 これをキッカケに日本の株式市場大暴落し不況期を迎えた

昭 29	12	11	10
18 日本短波放送に予備免許	23 郵政省、新聞社のニュー ス局申請に自重を要望 〃 ニッポン放送に予備免許		
1 九州朝日放送開局 26 読売、中部日本新聞に民 25 岩手放送開局 21 産経新聞ニュース局を申 請 18 朝日新聞、東京・名古屋・ 小倉に50Wニュース放送 局を申請、新聞社ニュー ス局申請の口火をつける 18 朝日新聞、東京・名古屋・ 小倉に50Wニュース放送 局を申請、新聞社ニュー ス局申請の口火をつける	1 ラジオ東北、ラジオ福島 開局 1810 ラジオ三重開局 東京第三波に中央放送と ラジオ経済合併してニッ ポン放送を申請	11 保全経済会倒産、民放連 理事会、類似広告への警 戒自粛を申合せ 10 1 共同通信にラジオ部新設 民放初の労働協約CBC で結ぶ 11 保全経済会倒産、民放連 理事会、類似広告への警 戒自粛を申合せ	15 12 10 〃 山陽放送・南海放送・ラ ジオ熊本・ラジオ大分・ ラジオ香川開局 四国放送連盟発足 ラジオ南日本開局 ラジオ東奥開局 山形放送開局
松下電器初の国産受像	(以下テレビ申請は省略)	7 69新聞社、正力マイク 口反対の声明 〃 正力、国会でマイクロ 問題を説明	10 山陽放送テレビ申請 対起る ブロック三紙と地方十 二紙反対声明配布
		東京テレビ局千代田 送信所完成して10K に	
	17 (米) FCC、全国テ レビ方式委員会(N TSC)が推すRC Aのコンパチブル方 式をカラー標準方式 に決定。NBCとC BSカラーテレビを 開始 ○ (米) RCAビデオテ ープ録画に成功 △ フィリピン(米方 式)、オランダ・スイ ス(欧方式)、モナコ (仏方式)でテレビ開 始		

6	5	4	3	2	
1 ラジオ沖繩開局	14 新聞社ニュース局申請を留保処分 23 千葉雄次郎国会で「NHK主、民放従」と発言	15 電々公社のマイク口東—阪間二口線完成、NHK自営マイク口を吸収 16 民放連高橋信三代表ら国会小委員会で放送法改正への態度を説明 23 電通吉田社長、国会で民放・NHKの法的区別を主張	18 塚田郵政相「電波白書」を発表し、法改正の問題点を列挙 23 1 ラジオ山陰開局 民放連経営合理化を論議 CBC・RKB、北海道放送・東北放送の四社「四月会」を作って10K局の共同制作を強化 31 QR50Kに増力 KR電波料引上	1 郵政省「放送法改正調査委員会」を設置 30 ラジオ大阪申請 民放中継局申請続出	// QR音楽賞設定 共同通信NHKと民放20局にニュース無綿送信開始 機を發表
国会乱斗事件をテレビ中継、その影響力注目	1 9 第三回アジア大会でKR・ABC・CBC合 同してマニラへ、民放初の海外中継 RKB・長崎放送と「KNS協定」結び営業提供	21 第二回民放祭（大阪） ○ QR・ABC・NJB・CBC電波料引上	大阪（10K）名古屋（500W）テレビ本放送開局	○ テレビ受信契約一万突破	
6 テレビ放送時間を延長一日4時間25分に	5 初のテレビ二元放送	1 ラジオ受信料50円から67円へテレビ300円へ	2 政府のマスコミ立法 気運に対しマスコミ倫理懇談会発足	○（仏）FM放送開始	
6 英と欧大陸七力国ユーロビジョンを結成					

<p>10 12 衆院電通委民放の免許基 準を批判「民放局の免許 を慎重にせよ」と政府に 要求決議</p>	<p>9</p>	<p>8 2 政府弘報にNTV・日本 短波の使用を決定</p>	<p>7 20 放送法改正に民放連最終 的な意見書を提出民放・ NHK二本立法を主張</p>
<p>18 ラジオ長崎・ラジオ佐世 保合併「長崎放送」に</p>	<p>26 台風十三号で福井放送社 屋に浸水、放送約四十時 間停波。洞爺丸遭難で北 海道放送など活躍</p>	<p>3 山陽放送初の無人放送所 設置</p> <p>10 帰国船興安丸への乗船問 題で放送と新聞が対立、 民放連新聞協会に抗議</p> <p>30 民放報道責任者会議、民 放四社黄変米取材拒否で 農相に抗議</p>	<p>27 唯一の短波商放局として 日本短波放送開局</p> <p>29 民放連経営合理化委員会 を新設</p> <p>20 民放連、放送基準の取扱 い要領(考査細則)を作る</p> <p>15 ニッポン放送LF開局</p> <p>11 QR初の深夜放送開始</p> <p>1 ラジオ山梨・ラジオ宮崎 開局</p>
	<p>16 LFテレビを申請 (二日平均3時間半に)</p>		<p>19 さる 名古屋テレビ塔完成、 CBCとNHK共用</p> <p>北海道放送、北洋博で テレビ実験放送</p>
<p>25 テレビ放送5時間5 分に延長 キネレコ使用開始</p>	<p>ローカル放送を拡充</p>	<p>ラジオ受信契約千二 百万突破</p> <p>名古屋テレビ局10K に</p>	<p>1 ローカル放送番組を 教養教育中心に拡充</p>
<p>○ (西独)西ベルリン敬 送局、西独で初めて 占領軍の介入によら ない局として誕生</p>			

3	2	1 昭 30	12	11
<p>10 岐阜放送開局 民放連考査小委、クイズ 賞金額の自粛を申合せ</p>	<p>5 考査細則の実地問題を契 機に民放・広告主間に「商 業放送懇談会」設置</p> <p>14 放送・新聞間の取材調整 のため「カメラ・マイク 懇談会」設置 聴取率共同調査方式でK RとLFの意見対立 機に民放・広告主間に「商 業放送懇談会」設置</p>	<p>9 電監局QR、聖パウロ会 に警告</p> <p>11 関西テレビ申請</p>	<p>1 29 ABCミニスポーツ創始 国会・ラジオ記者クラブ 定例記者会見を開始</p>	<p>2 QRマルチェリーノ神父 派、役員職務停止を訴 訟し、徳川会長ら辞職</p> <p>15 民放連報道常任委新聞協 会編集委と初会合</p> <p>20 LF継続的にネットする 地方局に番組を無料提供 と発表 民放連、放送基準「抵触 事例集」を作成</p>
<p>○ 放送三十周年 テレビ受信契約五万 突破</p>	<p>24 (米)アイク記者会見 はじめてテレビ放送</p>	<p>△ (ソ) カラーテレビ実 験放送開始 △ 東西各国でテレビ開 始続く</p>	<p>7 10 吉田内閣総辞職 鳩山内閣成立 (米) テレビ三千万台 突破</p>	<p>24 日本民主党結成</p>

4	5	6	7	8	9
21 第三回民放祭(名古屋)	民放各社、政府企画の鳩山首相、矢部貞治対談を拒否、自主企画に変えて定例会見開始 日本新聞学会ラジオテレビの共同研究開始	17 民放連放送基準の取扱要綱改定 22 森永粉乳中毒事件	長谷電監局長辞め後任浜田成徳	24 松田郵政相札幌「民放の番組は低劣」と発言のち「民放の新設は今後許可せず」とも言明	6 松田郵政相「放送法改正」を言明 12 郵政省、森永粉乳中毒事件の報道態度を民放十一社に警告的照会 20 新聞協会放送法改正に反
1 K R テレビ開局	25 O T V 会社設立		番組分類基準をめぐり民放とNHK意見対立、統一できず 2 ラジオ高知労組停波スト 19 QR 労組自主番組のみ停波スト 9 QR 労組ふたたび自主番組停波スト 20 QR 会長渋谷敬三	29 東海銀行ギヤング事件でABC・NJ B 活躍	
10 テレビ放送七時間に延長		19 放送会館落成 「映画スター、売春婦扱い」問題おこる 映連、NHK テレビへの協力拒否申入 NHK「時の動き」 22 粉乳中毒事件の民放の報道を批判		22 新聞協会「少年少女新聞」問題で大阪読売を除名	15 (米)デュモン、ネットワーク業務停止、テレビネットワ ークはNBC・CBS S・ABC 三社のみなる
		11 (米)NBC ラジオネットワークに四十時間番組出現			

<p>3</p> <p>1 放送法改正「松田構想」発表、NHKへの監督権強化を指向、民放運はそのれを批判、抜本的改正を要求</p>	<p>2</p> <p>6 民放連混信対策をさらに要求</p> <p>17 「白黒テレビ周波数割当基本方針」決定（6チャンネル制）同時に札幌、仙台、広島、福岡の「部分的チャンネルプラン」を発表</p>	<p>1 昭31</p> <p>25 松田郵政相放送法改正で浜田局長を督促</p>	<p>12</p> <p>村上郵政相も放送法改正を言明</p>	<p>11</p> <p>21 民放連混信実情調査のレポートを郵政相に提出、対策を強く要望</p>	<p>10</p> <p>10 厚生省七人委員会薬品広告の規制を答申、業界に衝撃、新聞協会民放連など規制に反対</p>	<p>対</p> <p>兵庫県「有害文化財規制条令」制定</p>
	<p>22 QR株式会社を改組LF「百万円クイズ」を企画</p>	<p>「社会科学年鑑」での広告放送ひぼう問題で民放抗議。小学館陳謝</p>	<p>14 2 日本短波10Kに増力民放連、番組分類・統計基準作成</p>	<p>15 QRゴールデンタイムにスポット挿入始める</p>	<p>1 新潟大火でラジオ新潟本社焼失、いわゆる決死放送を行う</p>	
<p>10 LF大阪にテレビ局申請</p> <p>LFQRテレビを再申請</p>						
<p>広島・仙台でテレビ開局</p>			<p>ラジオ受信契約千三百万突破</p>	<p>テレビ四元ドラマ「追跡」芸術祭に初入賞 第二送放網の拡張さらに続く</p>	<p>テレビ受信契約十万突破</p>	
		<p>○(ソ)モスクワ・テレビ局世界最初の第二テレビ放送を開始</p>		<p>15 保守合同</p>		<p>22 (英)商業テレビIT Aまずロンドンで開局</p>

12	昭 32	1	2	3	4
<p>18 村上郵政相テレビ割当基本計画の「修正」を審議会に諮問（10チャンネル案出現）</p>	<p>21 西日本放送平井代表、郵政相に就任 平井郵政相「テレビ割当基本計画の一部修正案」を発表（11チャンネル）</p>	<p>28 民放連「教育テレビに関する意見書」を提出</p>	<p>3 田中郵政相、民放代表に「30%の教育番組と一定のローカル番組をテレビ免許の条件としたい」と言明</p>	<p>6 浜田局長「新聞等の特定勢力資本 10%以上になると好ましくない」と言明</p>	<p>1 九州朝日10Kに増力し久留米から福岡に移る ○ N J B 国際室を新設</p> <p>1 「火旺会」契約改正、制作部会を設置 四国四社連名で共同通信の料金引上に反対申入 民放連機構を整理 第五回民放祭（東京） 19 ラジオ北陸連盟解散 21 R K B 営生事件特集を全国にネット 30</p>
<p>1 C B C ・ O T V 開局 民放連放送基準をテレビにも暫定的に適用、条項を小修正 13 Q R ・ L F テレビ申請を一本化し「中央テレビ」として申請 31 民放四社共同して歳末風景をテレビ取材</p>	<p>テレビ競願各地で激化、民放ラジオ各社ほとんど申請を終え、さらに新会社の出願を続出、一例は東京の「東洋テレビ」「アジアテレビ」「芸術テレビ」「極東テレビ」など</p> <p>日本短波も教育テレビを申請</p>	<p>7 民放連テレビ協議会を暫定設置 13 N T V 名古屋にも開局申請 16 フジテレビ申請</p>	<p>1 北海道放送 H B C テレビ開局 20 N T V 東京にカラーテレビ申請 26 N T V 札幌にもテレビ申請</p>	<p>札幌でテレビ開局</p> <p>10 N H K 第二テレビチャンネル確保を当局要望 17 ユネスコ依頼の農村テレビ共同調査実施</p>	
<p>18 12 日ソ復交 国連全会一致で日本承認 20 鳩山内閣総辞職石橋内閣成立</p>	<p>25 岸内閣成立 26 日本広告協会設立</p>	<p>○ (米) タイム社、ラジオ・テレビ三局を買収、放送に乗出す</p>			

<p>26 田中郵政相、民放連主催の言論人、有識者テレビ懇談会の席上「番組審議会は民放連などの民間側</p>	<p>1 「有線放送電話に関する法律」施行 12 田中郵政相「放送番組調査会を設置するつもり」と発言のち予算措置をとる</p>	<p>24 N T V、開局四周年に C B C、O T V・H B C 四元中継「テレメンタリー日本の旅」を放送</p>	<p>函館、長野、海南などのテレビ局次々と予備免許をとる 地方テレビもさらに多数申請</p>	<p>8 日本教育テレビ、フジテレビ、大関西テレビに予備免許</p>	<p>20 全日本放送広告研究会設立</p>	<p>1 北海道放送テレビ教育放送実施 大阪で教育テレビをめぐる競願激化</p>	<p></p>	<p>19 郵政相、テレビ割当一〇七局を決定 田中郵政相「一切は自分の責任」と言明</p>	<p>26 民放連報道部会「法廷録音」で最高裁と懇談</p>	<p>24 フジテレビに Q R・L F・東宝・大映・松竹合流中央テレビ取下</p>	<p></p>	<p>6 民放連、田中郵政相にテレビ免許問題で再三の申入 田中郵政相「一切は自分の責任」と言明</p>	<p>19 「えその会」北海道・東北八社多元ネット放送開始 22 日本放送連合会発会、構成に民放連から異議</p>	<p></p>	<p>○(英) B B C テレビ、チェコからボクシング選手権を実況中継、初の東西間ナマ</p>	<p>5 郵政省民放ラジオニューズの実態を調査 20 電監審議会、郵政相にテレビチャンネルで答用 29 テレビ割当、利害関係者の打合せ開く</p>	<p>15 7 日本電波塔 K K 設立 民放連カラーテレビで要望書提出</p>	<p></p>	<p></p>	<p>週刊読売「テレビ文化賞」を設ける</p>
--	---	---	--	------------------------------------	------------------------	--	---------	---	--------------------------------	--	---------	---	---	---------	--	---	--	---------	---------	-------------------------

○(英) B B C テレビ、チェコからボクシング選手権を実況中継、初の東西間ナマ

明にゲタをあずける」と言	9 3 田中郵政相、札幌と京阪神に各一波の追加を諮問 17 民放連足立会長、電監審議会聴聞会で「テレビ政策の一貫性」を要求 18 郵政省神奈川のラジオー波に關し三社統合と教育教養30%の確保、ニユースの特定新聞とのつながり禁止、などを説示 28 民放連テレビ免許は「二者択一で」と要望	10 3 田中郵政相京阪神・北九州のテレビ 申請社 社を呼び割当方針と条件を示して回答を要求 22 14 田中郵政相民放テレビ34社36局に予備免許、テレビラッシュいよいよ到来	11 10 浜田局長海外視察に出発	12 20 ラジオ関東に予備免許
20 民放連「番組審議会」の独立設置を決定 21 民放連、部会をラテ別に分離	15 足立民放連会長NTV未加盟八社と懇談	15 「民放番組審議会」委員人選		
10 民放連緊急支社長会、テレビ割当一部修正案対策を協議	テレビの政府弘報「テレビ週報」KR・CBC・OTV・HBCにネット	NTVカラー実験局申請民放連テレビ建設資金確保を各方面に働きかける		
	ローカルテレビ七局に予備免許	永田会長死去VHFカラーテレビ実験局申請		
	○(英) JTAの視聴率、BBCをしのごと発表	○(ソ)テレビチャンネルを5から12に増加 ○中国放送技術団来日 ○(西独)商業テレビ初免許		
				○(米)有料テレビ実験の申請受付開始

あとがき

「民間放送史」は、中部日本放送が発行している「CBCレポート」に、昭和三十三年（一九五八年）五月号から三十四年（一九五四年）十一月号まで、十九回にわたって連載されたものです。時期は、終戦直後の民放の胎動期・二十年（一九四五年）から、二十八年（一九五三年）の日本テレビ開局を経て、三十一年（一九五六年）の大阪・名古屋におけるテレビ開局までをふくんでいます。

民間放送は、来年はもう十年目を迎えることとなります。日本の文化に、民間放送がどんな影響をあたえ、またどんなものをつけ加えているかを、正確に知らなければならぬ時期に来ていると考えられます。

そのためには、民間放送がどういう経緯で、どういう人たちのどんな情熱のもとに生れ、どういう困難や事件に遭遇しながら成長して来たか。またマス・メディアとしては、解決しなければならぬどんな問題を内包して来たのか。

それらの諸点を、先ず何よりも客観的に整理する必要がありますでしょう。

たまたまそれを「民間放送史」と名付けましたが、民間放送の第一声を出した中部日本放送の念願は、この本の中に整理されているものを通じて、少しでも正しい「民間放送」像を作ってもらいたいことにありました。

この本は、足で取材して書かれたものです。そして、民間放送の誕生に関係した多くの人たち、ほとんど民間放送全社から資料の協力を仰ぎました。さらにつけ加えねばならないのは、当方の取材に応じ、資料の蒐集にあたって、どういってお礼をいっていいかわからないほどの、御好意を受けたことです。これが、この本を支えている大きな要素です。

あらためて、御厚意を感謝しなければなりません。

民間放送は多くの可能性をのこしている若い媒体ですが、この「民間放送史」を書いた仲佐秀雄君が、二十九才

の優秀な青年記者であること——これもまた、日本ではじめて世の中に送り出される「民間放送史」にふさわしい取合わせではないかと思えます。

昭和三十四年十一月十一日

中部日本放送・CBCレポート編集長 友沢秀爾

- 中部日本放送株式会社編『民間放送史』（四季社、一九五九年十二月）所収。
- PDF化するにあたり、旧仮名遣いは新仮名遣いに改めた。
- 旧漢字は新漢字に改めた。
- 読みやすさのために、適宜振り仮名をつけた。
- 内容の理解を助けるために、適宜注を付した。
- PDF化には`LATEX2ε`でタイプセットを行い、`dvipdfmx`を使用した。

「ラジオ温故知新」

<http://www.cam.hi-ho.ne.jp/munehiro/>